

# 教職課程認定申請の手引き

(教員の免許状授与の所要資格を得させる  
ための大学の課程認定申請の手引き)

(平成32年度開設用)

文部科学省総合教育政策局  
教育人材政策課



## 目 次

I. はじめに	1
1. 課程認定審査スケジュールについて	1
2. 課程認定制度の概要	1
3. 課程認定の手続等	2
(1) 課程認定申請の要否	2
(2) 変更届の提出の要否	2
(3) 審査等スケジュール	4
(4) 広報活動について	5
4. 課程認定の審査	6
(1) 審査基準等	6
(2) 主な審査事項	6
(3) 審査等プロセス	6
(4) 教員審査	6
II. 課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領	10
1. 申請要領	10
(1) 必要提出書類	10
(2) 記載内容の基準時点	12
(3) 課程認定に関する問合せについて	12
(4) 事前相談について	13
(5) 申請書の提出方法	14
(6) 表紙等の作成例	18
2. 様式の作成例及び記入要領	19
(1) 様式第1号	19
(2) 様式第2号(概要)	20
(3) 様式第2号(教育課程及び教員組織)	22
(4) 教職課程コアカリキュラム対応表	41
(5) 外国語(英語)コアカリキュラム対応表	48
(6) シラバス	49
(7) 様式第3号	53
(8) 様式第4号	62
(9) 様式第5号	69
(10) 様式第6号	71
(11) 様式第7号	73
(12) 様式第8号	75
(13) 様式第9号	79
3. その他の書類	81
(1) 学則・履修規程等	81
(2) 履修カルテ	81
(3) 単位互換協定書	81

(4) 組織改組・再編対照表	81
4. チェックリスト	82
<b>Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式</b>	87
1. 変更届等の提出要領・記載例	87
(1) 教育課程の変更届	87
(2) 学科等の名称変更届	107
(3) 学科等の入学定員変更届	108
(4) 学科等の課程認定取下届	109
(5) 旧法に基づく変更届	110
(6) 変更届の提出方法	111
<b>Ⅳ. 審査基準等</b>	112
1. 教職課程認定基準	112
2. 教職課程認定審査の確認事項	127
3. 教職課程認定審査運営内規	133
4. 教職課程認定大学実地視察規程	135
5. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係について	137
6. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準	139
7. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について（解説）	141
8. 教育又は研究上の業績及び実績の考え方	144
9. 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抄）	145
(1) 教育職員免許法（抄）【平成31年4月1日現在】	145
(2) 教育職員免許法施行規則（抄）【平成31年4月1日現在】	149
<b>Ⅴ. 参考</b>	162
1. 教職課程コアカリキュラム	162
2. 外国語（英語）コアカリキュラム	182
3. これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（抜粋）	191
4. 教職実践演習について	202
5. 履修カルテについて	206
6. 教職課程認定基準で定める「共通開設科目」の取扱いについて	211
7. 教職課程認定基準に定める「共通開設科目」の開設可能範囲	215
8. 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の審査の考え方	216
9. 「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方	218
10. 各科目の名称例について	219
11. Q&A（よくある質問と回答）	224
12. 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）	252
13. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）	258
14. 小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等につ	

いて（通知） .....	265
15. 高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知） .....	271
16. 高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知） .....	275
17. 小学校教員養成課程における外国語教育への対応について（通知） .....	278
18. 特別支援教育の推進について（通知） .....	280
19. 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知） .....	286
20. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について（通知） .....	292
21. 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知） .....	299
22. 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について .....	305
23. 教員養成に係る各種計画等について .....	309
24. 参考情報 .....	314
25. 学習指導要領に定める各教科等に係る教材や資料集等について .....	315

<年度（和暦）の記載について>

申請要領及び申請書上の簡明さを確保する観点から、本手引き、及び、本手引きに基づく申請書類の作成及び提出に当たっては、2019年度は「平成31年度」、2020年度は「平成32年度」（以降も「平成」で表記）とする。申請書提出後の新元号制定による書類の修正は不要である。



# I. はじめに

## 1. 課程認定審査スケジュールについて

平成32年度開設予定の申請に係る審査のスケジュールについては、申請を平成31年3月末とし、平成31年12月中旬頃に認定を行う。

## 2. 課程認定制度の概要

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭並びに栄養教諭の免許状の授与を受けるためには、教育職員免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の規定により、所定の基礎資格を備え、かつ、所定の単位を修得する必要がある。

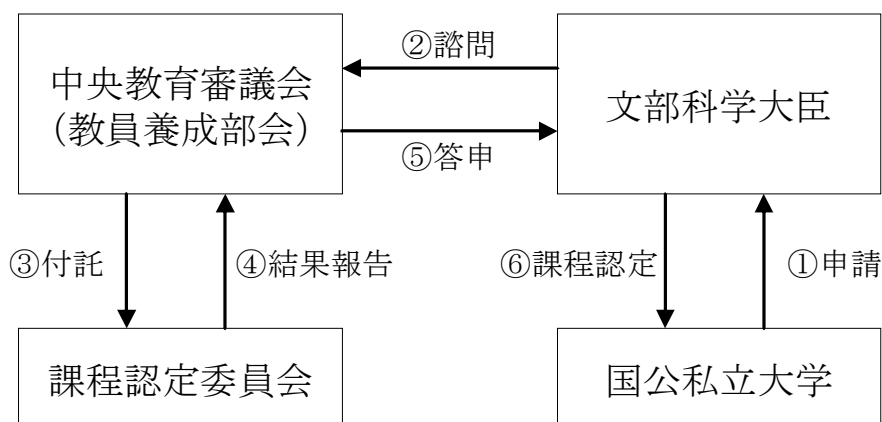
### ○ 別表第1（小学校教諭関係部分抜粋）

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数
		教科及び教職に関する科目
専修免許状	修士の学位を有すること。	83
一種免許状	学士の学位を有すること。	59
二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37

この場合、大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならないこととされている（別表第1備考第5号イ）。

この、文部科学大臣の認定を「課程認定」と呼んでおり、文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるに当たっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき行うこととされている（別表第1備考第5号イ、教育職員免許法施行令）。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会で行っている。

### ○ 教職課程認定の流れ



### 3. 課程認定の手続等

#### (1) 課程認定申請の要否

教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受ける場合は、文部科学大臣に課程認定の申請を行わなければならない。課程認定の申請手続及び提出すべき書類等については、本手引きの課程認定申請要領に掲載している。

なお、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更を行う場合においては、「教職課程認定申請の手引き（平成31年度開設用）」により変更届を提出すること。（本手引き110ページ参照。）

また、申請書の様式については、文部科学省ホームページからダウンロードできる。

(URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kyoin/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/index.htm))

教職課程の認定申請が必要な場合と不要な場合は以下のとおりである。

	事 例	申請の要否
①	新規に学部・学科等を設置し、教職課程の認定を受けようとする場合	要
②	認定を受けている課程を含む学部・学科等を改組し、学部・学科等を設置認可申請により設置する場合で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合（公・私立大学）	要
③	認定を受けている課程を含む学部・学科等を改組し、学部・学科等を <u>届出により設置する場合</u> で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合（公・私立大学）	<b>要相談</b> *1
④	認定を受けている課程を含む学部・学科等を改組し、学部・学科等を設置する場合で、引き続き教職課程の認定を受けようとする場合（国立大学）※届出設置相当（事前伺い）の場合も同様。	要
⑤	認定を受けている課程を含む学部・学科等の <u>分離</u> を行う場合	<b>※2</b>
⑥	これまで認定を受けていない学部・学科等に新たに認定を受けようとする場合	要
⑦	これまで認定を受けている課程を含む学部・学科等に、新たな種類の免許状の認定を受けようとする場合	要
⑧	学部、学科等の名称のみを変更する場合	不要
⑨	教育課程、教員組織のみを変更する場合	不要
⑩	公立大学が法人化する場合	不要

※1 次ページの②の審査結果により、申請の要否が異なる。

※2 大学設置認可上の取扱いにより、表の②、③、④、⑧のいずれかに該当する。

#### (2) 変更届の提出の要否

大学は、施行規則第21条第2項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。変更届の手続及び提出すべき書類等について



は、本手引きの変更届等の提出要領に掲載している。

また、変更届の様式については、文部科学省ホームページからダウンロードできる。

(URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kyoin/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/index.htm))

教職課程における変更の届出が必要な場合と不要な場合は以下のとおりである。

	事 例	申請の要否
①	授業科目（施行規則第66条の6に定める科目を含む。以下同じ。）を新設する場合	要
②	授業科目を廃止する場合	要
③	授業科目の名称を変更する場合	要
④	授業科目の単位数を変更する場合	要
⑤	授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）を変更する場合	要
⑥	専任教員を追加する場合	要
⑦	兼任教員・兼任教員を専任教員にする場合	要
⑧	専任教員の担当授業科目を追加する場合	要
⑨	専任教員を削除する場合	要
⑩	専任教員を兼任教員・兼任教員にする場合	要
⑪	専任教員の担当授業科目を削除する場合	要
⑫	専任教員の職位を変更する場合	要
⑬	専任教員の氏名の姓を変更する場合	要
⑭	授業科目のシラバスを変更する場合	不要
⑮	兼任教員を兼任教員にする場合・兼任教員を兼任教員にする場合	不要
⑯	兼任教員・兼任教員を追加する場合	不要
⑰	兼任教員・兼任教員を削除する場合	不要
⑱	学部・学科等の名称のみを変更する場合	要（報告）
⑲	入学定員を変更する場合	要（報告）
⑳	教職課程の認定を取り下げる場合（学生の募集停止の場合等）	要（報告）
㉑	教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し、届出による変更を希望する場合	要* （審査）

※詳細については、「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」(87 ページ～)を参照すること。

### (3) 審査等スケジュール

認定を受けようとする年度（以下「認定年度」という。）の前年度（以下「申請年度」という。）において審査を行う。

#### ○平成32年度開設予定のスケジュール

事 項	時 期
教職課程認定審査の確認事項 1(1)③に基づく変更届 提出期限 ※該当大学のみ対象	平成30年9月28日(金) 必着 ※1
教職課程認定等に関する事務 担当者説明会	平成30年12月20日(木)
申請に当たっての事前相談	平成31年1月7日(月)～平成31年3月1日(金)
教職課程認定審査の確認事項 1(1)③に該当しないと判断 された場合及び記載事項等不 備がある場合の連絡 ※該当大学のみ対象	平成30年12月28日(金) までに ※1
申請(申請書提出)	平成31年3月11日(月)～25日(月)
諮問	平成31年7月上旬頃
課程認定委員会①	平成31年7月下旬～平成31年8月中旬
審査意見伝達	平成31年8月下旬頃までに順次
補正申請(申請書提出)	平成31年9月上旬頃までに順次
課程認定委員会②	平成31年9月中旬～平成31年10月下旬
答申	平成31年11月下旬頃
認定・認定書発送	平成31年12月中旬頃

#### ○平成33年度開設予定のスケジュール

事 項	時 期
教職課程認定審査の確認事項 1(1)③に基づく変更届 提出期限	平成31年9月30日(月) 必着 ※1
教職課程認定等に関する 事務担当者説明会	平成31年12月頃(予定)
申請に当たっての事前相談	平成31年12月下旬～平成32年3月上旬(予定)
教職課程認定審査の確認事項 1(1)③に該当しないと判断 された場合及び記載事項等不 備がある場合の連絡 ※該当大学のみ対象	平成31年12月27日(金) までに ※1
申請(申請書提出)	平成32年3月中旬頃(予定)
諮問	平成32年7月上旬頃(予定)

課程認定委員会①	平成32年7月下旬～平成32年8月中旬（予定）
審査意見伝達	平成32年8月下旬頃までに順次（予定）
補正申請（申請書提出）	平成32年9月上旬頃までに順次（予定）
課程認定委員会②	平成32年9月中旬～平成32年10月下旬（予定）
答申	平成32年11月下旬頃（予定）
認定・認定書発送	平成32年12月中旬頃（予定）

※1 変更届の提出後、記載事項等の不備があることが判明した場合には、速やかに修正すること。また、教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当するか否かの判断は、課程認定委員会により行われるものである。教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当しないと判断された場合は、提出済の変更届は返却するものとする。

なお、教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当しないと判断された場合及び記載事項等の不備があることが判明した場合には、平成32年度開設の場合は平成30年12月28日（金）までに、文部科学省教育人材政策課よりメールで連絡する。なお、期限前における審査結果に関する個別の問合せについては一切回答できないため留意すること。

#### （4）広報活動について

認定を受ける前に教職課程に係る広報を行う場合、申請書を提出する前は、「申請予定」、申請書を提出し審査を行っているときは「申請中」として、広報を行うことは差し支えないものとする。

ただし、中央教育審議会（教員養成部会）における審査の結果、不認定又は申請内容の修正の可能性があることに鑑み、「ただし、文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の開設時期が変更となる可能性があります。」と必ず付記すること。

なお、教職課程認定審査の確認事項1（1）③に基づく変更届を提出した場合は、教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当しないと判断された場合及び記載事項等不備がある場合の連絡伝達期限（平成32年度開設予定の学科等については平成30年12月28日（金））を経過するまでの間は当該届出内容による教職課程に係る広報は行うことができないものとする。

## 4. 課程認定の審査

### (1) 審査基準等

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び施行規則並びに教職課程認定基準（以下、「認定基準」という。）のほか、以下に基づき行う。

- ・「教職課程認定審査の確認事項」
- ・「教職課程認定審査運営内規」
- ・「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」

### (2) 主な審査事項

審査事項・観点	審査基準
①学科等と免許状との関係 当該学科等の目的、性格及び教育課程と認定を受けようとする免許状との相当関係が適当であるか。	認定基準 2 (3)
②教育課程 教育職員免許法施行規則に定める科目の全てについて開設されているか。	教育職員免許法、 同法施行規則、 認定基準 3、4、5
③教員組織 基準上必要な専任教員数が確保されているか。 専任・兼担・兼任教員について担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有し、当該科目を担当するために十分な能力を有しているか。	認定基準 3、4、5
④施設、設備 科目に必要な施設、設備、図書等が十分に備えられているか。	認定基準 1 0
⑤教育実習 入学定員に応じ必要な規模の教育実習校が確保されているか。 教育実習実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されているか。	認定基準 1 1

### (3) 審査等プロセス

審査回数については原則 2 回とする。また、審査において、多数の修正意見が付された場合や、申請の根幹にかかわるような意見が付された場合には、取り下げ勧告を行う場合があるので、十分に準備をした上で申請すること。

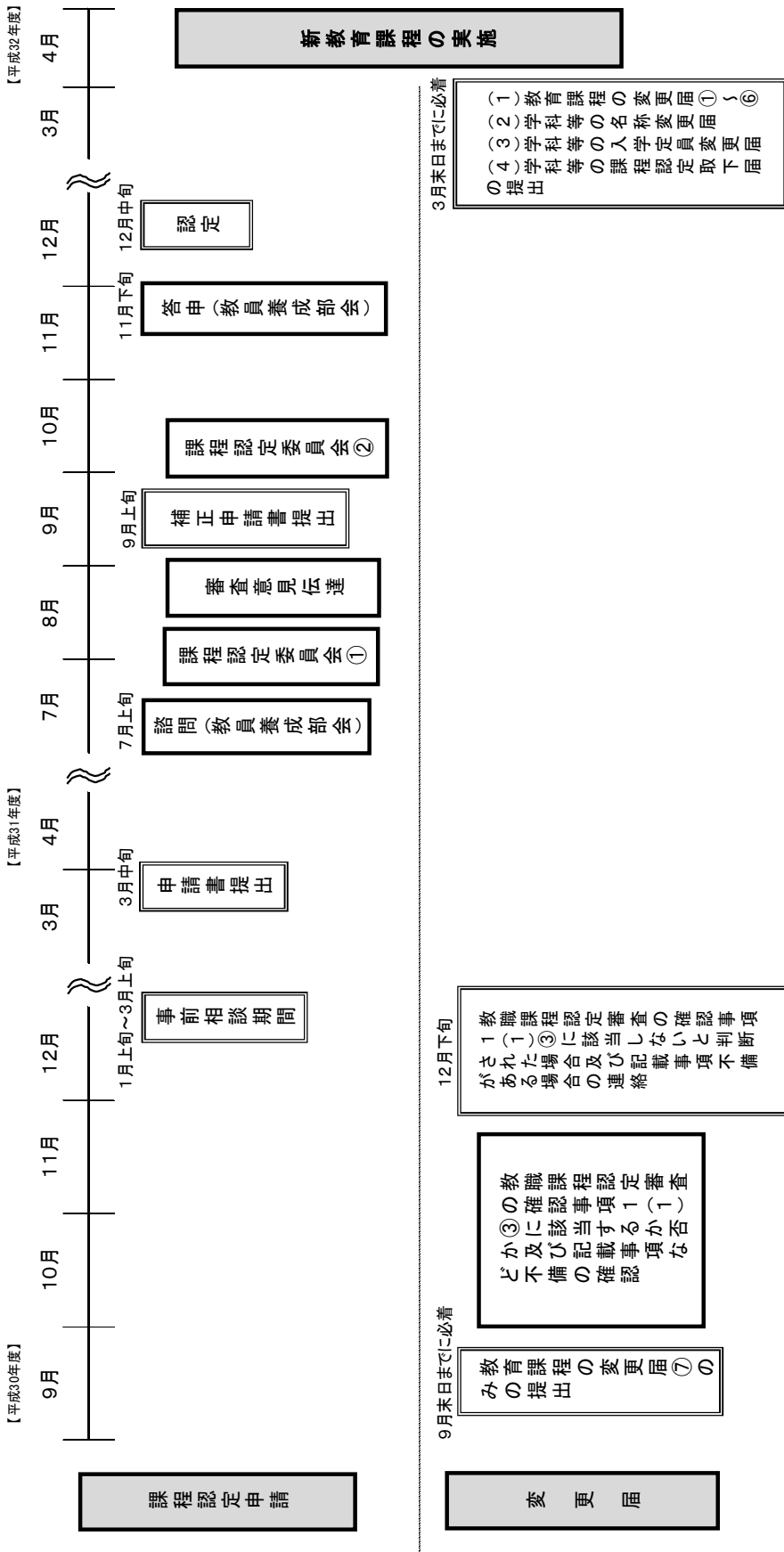
### (4) 教員審査

履歴書、教育研究業績書及び教員就任承諾書の提出対象となる、教職課程の科目を担当する教員については、専任・兼担・兼任等の職の種類及び単独・複数・オムニバス等の担当形態の別を問わず、全ての教員について審査を行う。

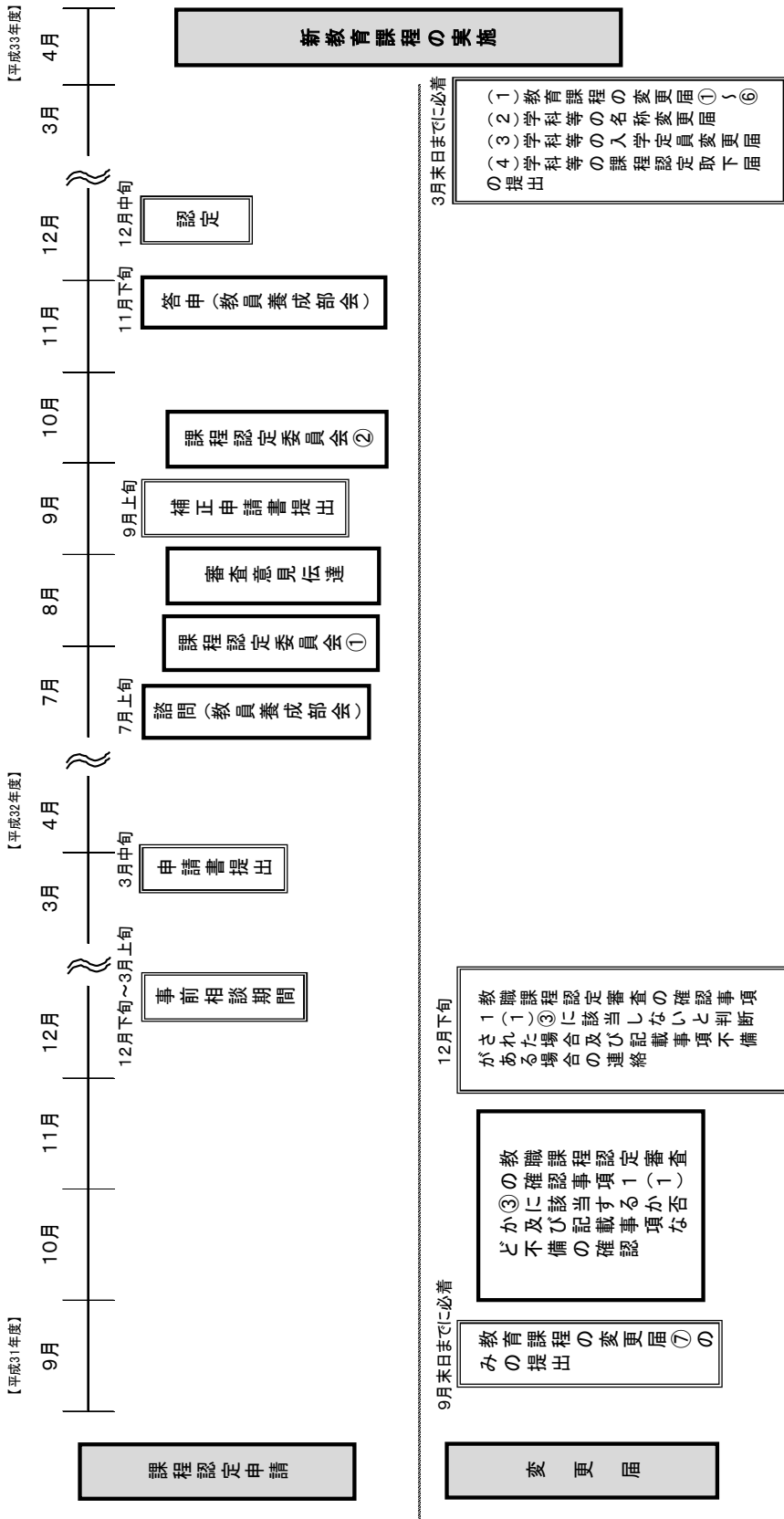
ただし、以下に該当する場合には、直近10年以内（平成21年度～平成30年度）の教員審査における審査結果を尊重し、審査を行う。なお、教育職員免許法の改正に伴う再課程認定（平成30年度）における教員審査については、以下③の場合に限る。

- ① 一種免許状及び二種免許状の課程の「教科及び教職に関する科目（「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項（小学校課程の英語、及び中学校・高等学校課程の外国語（英語）を除く）」及び「大学が独自に設定する科目」を除く）」、「養護及び教職に関する科目（「養護に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」を除く）」、「栄養に係る教育及び教職に関する科目（「栄養に係る教育に関する科目」を除く）」及び「特別支援教育に関する科目」の担当教員が、直近10年以内（平成21年度～平成30年度）の教員審査において単独で担当することを可とされており、かつ、今回申請する担当授業科目と科目区分及び授業内容が同一である場合
- ② 認定基準に規定する「複合科目」及び「複合領域」の担当教員が、直近10年以内（平成21年度～平成30年度）の教員審査において、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「教科に関する科目」、「各教科の指導法」又は「保育内容の指導法」の教員審査において単独で担当することを可とされており、かつ、今回申請する担当授業科目の教科、領域及び授業内容が同一である場合
- ③ 一種免許状及び二種免許状の課程の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」、「総合的な学習の時間の指導法」、「総合的な学習の時間に関する内容」、「教科に関する専門的事項（小学校課程の英語、及び中学校・高等学校課程の外国語（英語）のうち英語文学に限る）」、「各教科の指導法（小学校課程の英語に限る）」、「複合科目」及び「複合領域」の担当教員が、教育職員免許法の改正に伴う再課程認定（平成30年度）の教員審査において単独で担当することを可とされており、かつ、今回申請する担当授業科目と科目区分、教科、領域及び授業内容が同一である場合

○平成31年度（平成32年度開設）の課程認定審査等のスケジュール



○平成32年度（平成33年度開設）の課程認定審査等のスケジュール（予定）



## Ⅱ. 課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領

### 1. 申請要領

#### (1) 必要提出書類

教職課程認定申請のための提出書類は、以下のとおりである。各書類の作成方法については、「2. 様式の作成例及び記入要領」（19 ページ～）を参照すること。

なお、科目の設置・移行状況により提出が必要となる書類が異なるため、次ページの一覧表で確認すること。

番号	書類名
①	チェックリスト
②	様式第1号 申請書
③	様式第2号 認定を受けようとする大学の課程の概要
④	様式第2号 認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織 領域及び保育内容の指導法に関する科目／教科及び教科の指導法に関する科目／養護に関する科目／栄養に係る教育に関する科目 大学が独自に設定する科目 教育職員免許法施行規則第6条の6に定める科目 教育の基礎的理解に関する科目等 （教育の基礎的理解に関する科目／道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目／教育実践に関する科目） 特別支援教育に関する科目
⑤	教職課程コアカリキュラム対応表 ① 教職課程コアカリキュラム対応表（一覧） ② 教職課程コアカリキュラム対応表 ③ 教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）
⑥	外国語（英語）コアカリキュラム対応表 ① 外国語（英語）コアカリキュラム対応表（一覧） ② 外国語（英語）コアカリキュラム対応表
⑦	シラバス
⑧	様式第3号 学部・学科等別（研究科・専攻等別）教員組織に関する書類
⑨	様式第4号 教員個人に関する書類 ① 履歴書 ② 教育研究業績書 ③ 教員就任承諾書
⑩	様式第5号 教育実習実施計画に関する書類 実習校からの受入承諾書
⑪	様式第6号 教育の基礎的理解に関する科目等（特別支援教育に関する科目）の履修体制に関する書類
⑫	様式第7号 認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類
⑬	様式第8号ア 認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成に対する理念等に関する書類
⑭	様式第8号イ 教育課程の運営に関する組織及び取組
⑮	様式第8号ウ 具体的な履修カリキュラム
⑯	様式第9号 誓約書
⑰	学則・履修規程等（開設年度から適用するものを添付すること）
⑱	履修カルテ
⑲	単位互換協定書
⑳	組織改組・再編対照表



必要提出書類一覧 ○：提出が必要、×：提出が不要、△：場合により提出の要否が異なる

申請する課程 書類	大学学部学科等 における 課程	大学学部学科等 における 通信の課程	短期大学学科等 における課程	短期大学学科等 における 通信の課程	大学院 研究科専攻等 における課程	大学院 研究科専攻等 における 通信の課程	大学専攻科 における 課程	短期大学専攻科 における課程	大学における 教職特別課程	大学における 特別支援教育 特別課程
① チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 様式第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 様式第2号 (概要)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 様式第2号 (教育課程及び教員組織)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 教職コアカリ ※1	○	○	○	○	×	×	△	○	○	×
⑥ 英語コアカリ ※2	△	△	△	△	×	×	△	△	△	×
⑦ シラバス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧ 様式第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨ 様式第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩ 様式第5号	○	○	○	○	×	×	×	△※3	○	○
⑪ 様式第6号	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○
⑫ 様式第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑬ 様式第8号ア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑭ 様式第8号イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑮ 様式第8号ウ	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
⑯ 様式第9号 ※4	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
⑰ 学則・履修規程等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑱ 履修カルテ	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
⑲ 単位互換協定書 ※5	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
⑳ 組織改組・再編対照表 ※5	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

- ※1 一種及び二種免許状（特別支援学校教諭の課程を除く）の認定申請を行う場合は提出をすること。
- ※2 小学校、中学校（英語）、高等学校（英語）教諭一種及び二種免許状の認定申請を行う場合は提出をすること。
- ※3 短期大学専攻科において教育実習、養護実習を開設する場合は提出をすること。
- ※4 既に認定を受けている学科等が、新たに追加で他の免許状の課程認定を受けようとする場合に提出すること。（詳細は79ページを参照）
- ※5 「単位互換協定書」「組織改組・再編対照表」は、それぞれ単位互換や改組を行う大学のみ提出すること。

## （2）記載内容の基準時点

各様式の記載内容の基準時点は以下のとおりである。

様式	記載時点
チェックリスト	申請書提出日
様式第1号	申請書提出日
様式第2号	平成32年4月1日（※概要については20～22ページを参照のこと。）
シラバス コアカリキュラム対応表	平成32年度に適用されるもの
様式第4号	平成30年4月1日から申請書提出日まで
様式第5号	平成32年4月1日
実習生受入承諾書	平成30年4月1日から申請書提出日まで
様式第6号	平成32年4月1日
様式第7号	平成32年4月1日
様式第8号	平成32年4月1日
様式第9号	申請書提出日

## （3）課程認定に関する問合せについて

課程認定申請を行おうとしている大学による、手続（申請書の記入方法や審査スケジュールの確認等）に関する問合せがある場合は、以下により手続を行うこと。

- ① 電子メールによる問合せ（kyo-men@mext.go.jp）  
電子メールの受信順に順次回答を行うため、回答までに一定の期間を要することがあるため、時間に余裕を持って問い合わせること。
- ② 電話による問合せ（03-5253-4111（代表））（平日9:30～12:00、13:00～18:15）  
上記時間内であっても、審査会等のため担当職員が対応できない場合があるため、なるべくメールで問い合わせること。また、問合せ内容によっては、メールにて改めて問合せをするよう指示をする場合があるため留意すること。
- ③ 来省による問合せ（事前相談）  
来省による問合せを希望する場合は、「（4）事前相談について」を参照の上、事前に予約を行うこと。

と。なお、相談期間外及び事前予約のない事前相談には対応しないため、留意すること。

なお、問合せに当たっては、以下の点に留意すること。

- 1 問合せは、担当職員個人宛ではなく「教員免許企画室教職課程認定係」宛とすること。
- 2 問合せの前に、関係基準等及び本手引き等を確認した上で、大学にて質問事項を取りまとめた上で問い合わせること。（教職員個人による個別の問合せは受け付けない。）
- 3 担当職員にて回答できる内容は、教職課程認定制度やそれに関する手続方法についてのみであるため、それ以外の質問については各所管課へ問い合わせること。また、教職課程認定に関する内容であっても課程認定委員会での専門的審議が必要なものに係る問合せには回答できないため、留意すること。

#### (4) 事前相談について

課程認定申請に当たっては、提出の事前に相談を行うことができる。

**事前相談期間：平成31年1月7日（月）～3月1日（金）**

（土日祝日又は休日を除く）

**予約開始日時：平成30年12月21日（金）午前10時～**

- ① 事前相談は、以下の実施時間帯で平日1日7回行うものとする。希望日の7日前（土日祝日又は休日を除く）までにメールにて予約すること。（先着順）
  - ・10:00～10:45   ・11:00～11:45
  - ・13:15～14:00   ・14:15～15:00
  - ・15:15～16:00   ・16:15～17:00   ・17:15～18:00
- ② 重複予約や予約後のキャンセルを防止するため、予約確定後は、その相談日を過ぎるまでは同一大学（大学院・専攻科・教職特別課程・特別支援教育特別課程・通信教育課程を含む。）の事前相談予約を受け付けないので留意すること。
- ③ 予約の公平性の観点から、予約開始日時（文部科学省におけるメールの受信日時とする。）以前にメールを送付しても受付は行わない。また、メール以外の方法（電話又は直接来省しての申込み）においても受付を行わないので、留意すること。
- ④ メール宛先、メールのタイトルは以下のとおりとする。

宛 先    : kyo-men@mext.go.jp

タイトル : 【事前相談予約】○月○日○時○分～（○○大学）＜平成32年度認定申請＞

内 容    : タイトルに記載した希望日時以外の第2～第4希望を記載し、「課程認定事前相談表」を添付すること。

「課程認定事前相談表」は、文部科学省ホームページからダウンロードすること。  
(URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kyoin/080718\\_1.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm))

※相談スペースの関係上、相談室への入室は1回の相談につき3名以内とすること。

時間帯について指定がない場合、〇月〇日午前、〇月〇日午前・午後などの希望日時も可能。

- ⑤ 事前相談の内容は、関係基準等及び本手引き等を確認した上で可能な限り具体的な内容とすること。なお、事前相談は、申請書等の作成内容や方法に関して、各法令等の趣旨や過去の課程認定委員会での指摘等を元に、事務的な確認を行うので、以下のような質問には対応できないため、留意すること。

○課程認定委員会での専門的審議が必要なもの

1. 授業科目〇〇を担当する△△教員の業績はこれで足りているか
2. 学科の目的等と免許教科の相当性はこの内容で満たされているか
3. 外国語（英語）コアカリキュラムで求められている内容はこのシラバスで足りているか

○質問対象箇所が明らかでなく書類全体の添削を求めるようなもの

1. 授業科目〇〇のシラバス案を作成してみたが、問題ないか
2. 様式第2号の案を作成してみたが、記載に不備はないか
3. 学則案を作成してみたが、全体的に不備はないか

○課程認定申請と直接関係のないもの（免許状の取得・申請に係る質問については、免許係（menkyo@mext.go.jp）宛てに行うこと。）

1. 改正後の施行規則第〇条第△項の解釈について、〇〇で問題ないか
2. 平成△年度入学生の学力に関する証明書の作成について、〇〇で問題ないか
3. 科目等履修生の免許状取得の適用年度については、〇〇で問題ないか

- ⑥ 予約が確定次第、文部科学省から相談日時についてメールにて返信する。予約確定後は、以下の資料を事前相談の5日前（土日祝日又は休日を除く。）までにメールで送付の上、当日も持参すること。また、以下の資料以外の内容についての相談事項がある場合はその資料も併せて送付・持参すること。なお、事前に全ての資料を提出されない場合は、質問事項に対し具体的に回答ができないため、予約状況によっては事前相談を取り消す場合もあり得るので、留意すること。

なお、予約確定後に事前相談を取り消すことは可能だが、相談日の変更は行わない（再度予約を行う必要がある）ため、留意すること。

1. 様式第2号（概要、教育課程及び教員組織）
  2. 様式第8号ア及びウ
  3. 学則（履修規程等、認定を受けようとする学科等の開設科目と履修方法がわかるもの）
- ※上記1～3を一つのファイル（PDF形式）に統合して、中央下に通しページ番号を付した上でメール送付すること。なお、PDFファイルの作成にあたっては、原則として紙媒体をスキャンして作成することは避け、電子媒体を直接PDF形式に変換して作成すること。

#### （5）申請書の提出方法

- ① 申請書は正本と副本を作成し、申請書提出期間中に正本を直接提出すること。（郵送不可。）なお、副本は大学において保存すること。

**申請書提出期間：平成31年3月11日（月）～25日（月）**

（土日祝日又は休日を除く）

**予約開始日：平成31年2月1日（金）午前10時～**

- ② 申請書の受付は、平日の午前（10：00～11：45）及び午後（14：00～16：15）に行うものとする。（1大学あたり所要時間15分程度）希望日の7日前（土日祝日又は休日を除く）までにメールにて予約すること。（先着順）  
なお、申請書受付時に不備等を確認した場合は、その場で申請書の受付は行わず、再度予約の上、提出を行うことになるため、日程に余裕を持って提出を行うこと。再提出の場合でも、上記提出期間内に申請書を提出する必要がある。（郵送不可。）期間内に申請書を提出されない場合は受付が行えず、平成32年度から教職課程が開始できなくなるため留意すること。
- ③ 申請は、大学（大学院、専攻科、教職特別課程、特別支援教育特別課程、通信教育課程）で取りまとめて1回で行うこと。同一大学による複数回の申請は認めない。
- ④ メール宛先、メールのタイトルは以下のとおりとする。  
・宛先：shukei@mext.go.jp（事前相談受付の宛先と異なるため、注意すること。）  
・タイトル：「【申請書提出予約】〇月〇日（〇〇大学）＜平成32年度認定申請＞」  
※タイトルの「〇月〇日」は、メール本文に記載する第1希望日を転記すること。  
・内容：メール本文に、「第1希望日」から「第5希望日」を記載し、午前（10：00～11：45）及び午後（14：00～16：15）の時間帯の対応可否を記載すること。  
<記載例>  
【第1希望】〇月〇日 ○午前・×午後  
【第2希望】〇月〇日 ○午前・○午後  
【第3希望】〇月〇日 ○午前・○午後  
【第4希望】〇月〇日 ○午前・○午後  
【第5希望】〇月〇日 ×午前・○午後
- ⑤ 「申請課程一覧」に必要事項を記入し予約申込メールに添付すること。  
※「申請課程一覧」は、文部科学省ホームページからダウンロードすること。  
（URL：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kyoin/080718\\_1.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm)）  
※相談スペースの関係上、相談室への入室は3名以内とすること。
- ⑥ 予約確定後、提出日時についてメール返信するので、指定された日時に来省すること。（予約確定後の日時変更は行わない。その場合は一度予約を取り消した上で、再度予約を行うこと。）
- ⑦ 申請書は、大学・短期大学・大学院等ごと、通学課程・通信課程ごとに分けて、A4判・左つづりで、パイプ式ファイルにて提出すること。
- ⑧ 各様式は、以下の表に記載の順に並べ、各様式の最初のページに仕切紙を挟み、仕切紙にインデックスを貼ること。

書類名	印刷の方法	インデックス
チェックリスト	両面	—
様式第1号	片面	1

様式第2号(概要)	片面	2
様式第2号(教育課程及び教員組織) ※1 領域及び保育内容の指導法に関する科目/教科及び教科の指導法に関する科目/養護に関する科目/栄養に係る教育に関する科目 大学が独自に設定する科目 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 教育の基礎的理解に関する科目等 特別支援教育に関する科目	片面	2
教職課程コアカリキュラム対応表 ※2 ①教職課程コアカリキュラム対応表(一覧)	片面	職コアカリ
②教職課程コアカリキュラム対応表 ③教職課程コアカリキュラム対応表(教育実習)	両面	
外国語(英語)コアカリキュラム対応表 ※3 ①外国語(英語)コアカリキュラム対応表(一覧)	片面	英コアカリ
②外国語(英語)コアカリキュラム対応表	両面	
シラバス	両面	シラバス
様式第3号 ※1	両面	3
様式第4号 ※4 ①履歴書 ②教育研究業績書 ③教員就任承諾書	①~③の様式ごとに両面	4 (更に教員ごとにインデックス)
様式第5号	両面	5
様式第6号	両面	6
様式第7号	両面	7
様式第8号ア	両面	8
様式第8号イ	両面	
様式第8号ウ ※1	両面	
様式第9号	片面	9
学則	両面	学則
履修規程等	両面	履修規程
履修カルテ	両面	カルテ
単位互換協定書	片面	協定書
組織改組・再編対照表	片面	対照表

※1 複数の免許種を申請する場合は、施行規則に定める科目及び事項ごとにまとめ、同一科目及び事項内では様式第2号(概要)に記載した学科等の順に並べること。

領域及び保育内容の指導法に関する科目(領域に関する専門的事項→保育内容の指導法)  
 教科及び教科の指導法に関する科目(小学校、教科に関する専門的事項→各教科の指導法)  
 教科及び教科の指導法に関する科目(中学校-高等学校、同一学科内の各免許教科については施行規則の記載順)  
 養護に関する科目  
 栄養に係る教育に関する科目  
 大学が独自に設定する科目(幼→小→中・高→養教)  
 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目  
 教育の基礎的理解に関する科目等(幼→小→中・高→養教→栄教)  
 特別支援教育に関する科目

※専修免許状課程の「大学が独自に設定する科目」については、一種・二種免許状課程の、領域及び保育内容の指導法に関する科目、教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、特別支援教育に関する科目の並び順に準じる。

(例) A学科で中一種(保健体育)・高一種免(保健体育)・養教一種免、B学科で幼一種免・小一種免・中一種免(数学)(理科)・高一種免(数学)(理科)(情報)、C学科で幼一種免・栄教一種免を申請する場合は、以下のとおりの並び順となる。

①領域及び保育内容の指導法に関する科目(B学科(幼)→C学科(幼))

- ②教科及び教科の指導法に関する科目（B学科（小））
  - ③教科及び教科の指導法に関する科目（A学科（中・保体→高・保体）→B学科（中・数学→理科→高・数学→理科→情報））
  - ④養護に関する科目（A学科）
  - ⑤栄養に係る教育に関する科目（C学科）
  - ⑥大学が独自に設定する科目（B学科（幼）→C学科（幼）→B学科（小）→A学科（中・保体→高・保体）→B学科（中・数学→理科→高・数学→理科→情報）→A学科（養））
  - ⑦教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（B学科（幼）→C学科（幼）→B学科（小）→A学科（中・保体→高・保体）→B学科（中・数学→理科→高・数学→理科→情報）→A学科（養）→C学科（栄））
  - ⑧教育の基礎的理解に関する科目等（B学科（幼）→C学科（幼）→B学科（小）→A学科（中・高）→B学科（中・高<sup>\*</sup>）→A学科（養）→C学科（栄））
- ※A学科と共通開設を行う場合は、A学科分とまとめて作成する。  
⑦について共通開設を行う場合は、まとめて作成する。

**※2 ※1と同様の順に①②を並べ、対応表全体の最後に③を並べること。**

（例）A学科で中一種（保健体育）・高一種免（保健体育）・養教一種免、B学科で幼一種免・小一種免・中一種免（数学）（理科）・高一種免（数学）（理科）（情報）、C学科で幼一種免・栄教一種免を申請する場合は、以下のとおりの並び順となる。

B学科（幼）の①②→C学科（幼）の①②→B学科（小）の①②→A学科（中・高）の①②→B学科（中・高）の①②<sup>\*</sup>→A学科（養）の①②<sup>\*</sup>→C学科（栄）の①②<sup>\*</sup>→③

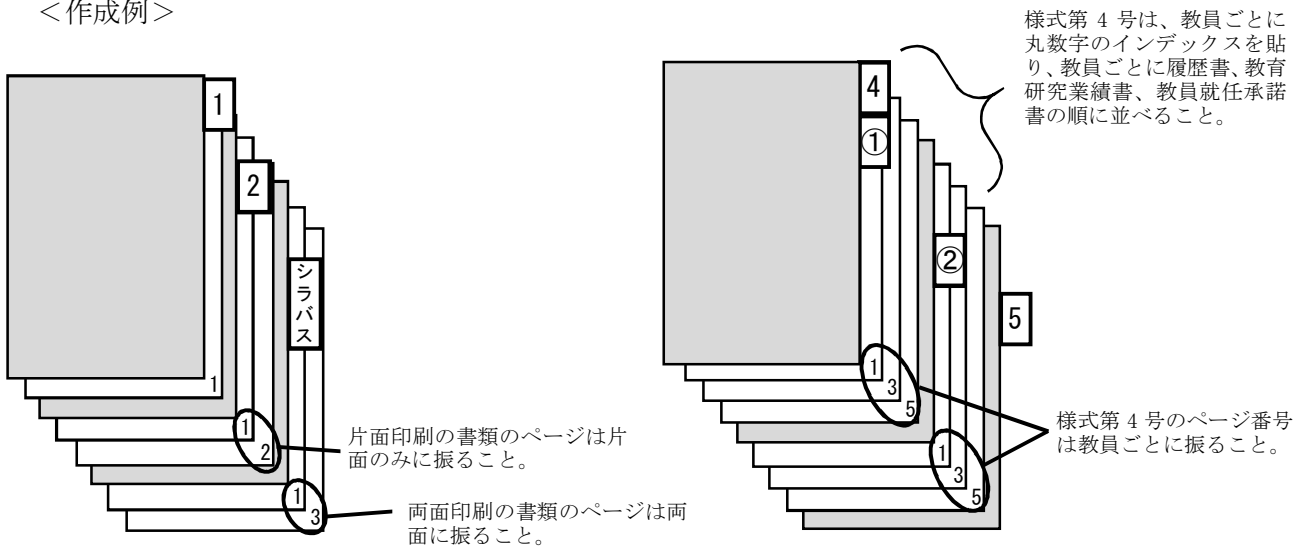
※共通開設を行う場合は、まとめて作成する。

**※3 ※1と同様の順に①②を並べること。**

**※4 様式第4号は、教員ごとに仕切紙を挟み、教員ごとに「履歴書」「教育研究業績書」「教員就任承諾書」の順で並べ、様式第3号に記載している教員別の通し番号のインデックスを丸数字で仕切紙に貼り、教員ごとにページ番号を振ること。**

- ⑨ 提出書類のページは、様式ごとに（様式第4号は、教員ごとに）ページ番号を振ること。様式第2号の「概要」と「教育課程及び教員組織」は連続した番号とすること。ページ番号は各紙面の右下（両面印刷の裏面は左下）に鉛筆書きで記載すること。（白紙のページには記載しないこと。）

<作成例>



## (6) 表紙等の作成例

書類は大学ごとにまとめて適切な厚さのパイプ式ファイル（A4縦型）につづり、提出すること。

作成例に従い、パイプ式ファイルの表紙・背表紙・表紙の裏面（裏表紙ではない）に必要事項を記載すること。

<作成例>

【表紙】	【表紙の裏面】	【背表紙】
<b>【A】大学課程認定申請書</b> <b>（【B】の課程）</b> <b>※(1/2)</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           事務担当者            ○○大学○○課            氏名：○○●●            電話：00-0000-0000            FAX：00-0000-0000            E-mail：xxxx@xxx.ac.jp         </div>	<b>【A】大学課程認定申請書（【B】の課程）</b> <b>※1/2</b>

<記載上の注意>

- ① 表紙及び背表紙には、今回申請する課程の種類に応じ、それぞれ以下のとおり記載すること。

申請する課程の種類	Aの記載	Bの記載
大学学部学科等における課程	○○大学	学部学科等の課程
大学学部学科等における通信の課程	○○大学（通信）	学部学科等の課程（通信）
短期大学学部学科等における課程	○○短期大学	学科等の課程
短期大学学部学科等における通信の課程	○○短期大学（通信）	学科等の課程（通信）
大学院研究科専攻等における課程	○○大学大学院	研究科専攻等の課程
大学院研究科専攻等における通信の課程	○○大学大学院（通信）	研究科専攻等の課程（通信）
大学専攻科における課程	○○大学専攻科	専攻科の課程
短期大学専攻科における課程	○○短期大学専攻科	専攻科の課程
大学における教職特別課程	○○大学	教職特別課程
大学における特別支援教育特別課程	○○大学	特別支援教育特別課程

- ② 申請書がパイプ式ファイル1冊に収まらない場合には、分冊にすること。その場合には、※の位置に「1/2」「2/2」のように、何分冊の何番目のファイルであるかが明らかとなるように記載すること。また、それぞれのファイルにおいて表紙等を上記のとおり付けること。




- ③ 表紙の裏面に記載するメールアドレス宛に申請に関する各種連絡を行うため、平成31年4月以降に確実に受信が可能なアドレスを記載すること。(人事異動後も確実に連絡を行うため、原則として担当課等の組織の代表アドレスを記載すること。)

## 2. 様式の作成例及び記入要領

### (1) 様式第1号

<作成例>

様式第1号	〇〇大学の教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請書	平成31年〇月〇日
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿	申請者(設置者)の職名及び氏名 	
<small>このたび、教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、認定の上は、確実に申請に係る計画を履行します。</small>		

- ① 「〇〇大学」の部分には、今回申請する課程の種類に応じて以下のとおり記載すること。

大学学部学科等の課程	〇〇大学
大学学部学科等の通信の課程	〇〇大学(通信)
短期大学学科等の課程	〇〇短期大学
短期大学学科等の通信の課程	〇〇短期大学(通信)
大学院研究科専攻等の課程	〇〇大学大学院
大学院研究科専攻等の通信の課程	〇〇大学大学院(通信)
大学専攻科の課程	〇〇大学専攻科
短期大学専攻科の課程	〇〇短期大学専攻科
大学の教職特別課程	〇〇大学教職特別課程
大学の特別支援教育特別課程	〇〇大学特別支援教育特別課程

- ② 申請者(設置者)の職名及び氏名を記載すること。

国立大学→国立大学法人の長

公立大学→公立大学法人の長又は公立大学を設置する地方公共団体の長

私立大学→私立大学を設置する学校法人の理事長

- ③ 本文には変更を加えないこと。

## (2) 様式第2号(概要)

様式は、「学部学科等の課程」「研究科専攻等の課程」「短期大学専攻科」「教職特別課程」により異なるため、認定を受けようとする課程の種類に応じた様式を使用すること。

<作成例>

様式第2号(概要) (学部学科等の課程)								
認定を受けようとする大学の課程の概要								
大学名	〇〇大学(学部学科等の課程)							
設置者名	学校法人〇〇							
大学の位置	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇							
学部名	学科等名	入学定員	設置年度	認定を受けようとする免許状の種類(免許教科・領域)	現在認定を受けている免許状の種類(免許教科・領域)(認定年度)			
					幼・小	中・高	特支	養教・栄教
A学部	A学科	100	平成27年度		幼一種免 (平成31年度)			
					小一種免 (平成31年度)			
B学部	B学科	—	平成10年度		中一種免 (国語) (平成31年度)			
	C学科	40	平成32年度	小一種免 特支一種免 (知・肢・病)		高一種免 (国語) (平成31年度)		
入学定員合計		140						
備考	・B学部B学科は、平成31年度末をもって教職課程認定を取り下げる予定である。 ・B学部C学科は、平成32年度に設置予定のため、現在設置認可申請中である。							

① 大学名は、認定を受けようとする課程の種類に応じて記載すること。

申請する課程の種類	記載	使用する様式
大学学部学科等における課程	〇〇大学(学部学科等の課程)	学部学科等の課程
大学学部学科等における通信の課程	〇〇大学(学部学科等の通信課程)	
短期大学学科等における課程	〇〇短期大学(学科等の課程)	
短期大学学科等における通信の課程	〇〇短期大学(学科等の通信課程)	
大学院研究科専攻等における課程	〇〇大学(大学院研究科専攻等の課程)	研究科専攻等の課程
大学院研究科専攻等における通信の課程	〇〇大学(大学院研究科専攻等の通信課程)	
大学専攻科における課程	〇〇大学(専攻科の課程)	
短期大学専攻科における課程	〇〇短期大学(専攻科の課程)	短期大学専攻科の課程
大学における教職特別課程	〇〇大学(教職特別課程)	教職特別課程
大学における特別支援教育特別課程	〇〇大学(特別支援教育特別課程)	

② 設置者名は、認定年度(平成32年度)の4月1日時点の大学の設置者を記載すること。(学長名及び理事長名は記載しないこと。)

国立大学→国立大学法人名

公立大学→国立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名

私立大学→私立大学を設置する学校法人名

③ 大学の位置は、既に認定を受けている課程及び認定を受けようとする課程を有する学部学科等

が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。

- ④ 「学部名」、「学科等名」欄には、申請時（平成31年3月）における大学全体の課程認定の状況を記載し、それに加えて今回新たに認定を受けようとする学科等の状況を記載すること。

「入学定員」について、認定年度（平成32年度）時点で改組、募集停止等となる学科等及び、認定取下げにより当該学科等に教職課程が存在しなくなる学科等においては、「-」（ハイフン）を記載すること。

※改組の場合、改組前の学科等が申請書を提出する年度（平成30年度）において課程認定を受けているのであれば、改組前・改組後の学科名の両方を記載し、備考欄に改組する（認定後は取り下げる）旨を記載すること。

※申請に係る学科等以外で、認定年度（平成32年度）までに学科名称変更を予定している場合には、新学科名称を記載し、備考欄に、申請時（平成31年3月）の学科名称を記載した上で、変更予定と記載すること。

※認定年度（平成32年度）までに学生募集停止を予定している場合には、備考欄にその旨を記載すること。

※学部学科等名には、認定年度（平成32年度）の学則定員が設定された組織の名称を記載すること。学則に定員が定められていない専攻やコースは記載しないこと。

※「学部名」「学科等名」欄には、第2部（夜間の課程）、第3部（昼間2交代制又は昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程）がある場合は、その旨を記載すること。

※教職課程認定を受けていない学部学科等及び教職課程認定を受ける予定のない学部学科等は記載しないこと。

- ⑤ 入学定員は、認定年度（平成32年度）の学則に定める入学定員数を記載すること。編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は記載しないこと。

- ⑥ 設置年度は、当該学科の設置年度を記載すること。改組を伴わない学科名称の変更を行っている場合は、名称変更前の設置年度を記載の上、備考欄に学科名称の変更の状況を記載すること。（設置申請年度ではないため注意すること。）

- ⑦ 「認定を受けようとする免許状の種類」欄には、平成32年度に新たに認定を受けようとする免許状の免許教科及び種類を記載すること。

- ⑧ 免許状は、免許状の種類、免許教科（特別支援学校教諭免許状の場合は領域）を記載すること。記載に当たっては、以下を参考に略記すること（免許教科は略記しないこと）。

幼稚園教諭一種免許状	幼一種免
幼稚園教諭専修免許状	幼専免
小学校教諭二種免許状	小二種免
小学校教諭専修免許状	小専免
中学校教諭一種免許状（国語）	中一種免（国語）
中学校教諭専修免許状（社会）	中専免（社会）
高等学校教諭一種免許状（地理歴史）	高一種免（地理歴史）

高等学校教諭専修免許状（数学）	高専免（数学）
特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・病弱者）	特支一種免（知・病）
特別支援学校教諭専修免許状（視覚障害者）	特支専免（視）
養護教諭一種免許状	養教一種免
養護教諭専修免許状	養教専免
栄養教諭一種免許状	栄教一種免
栄養教諭専修免許状	栄教専免

- ⑨ 認定年度は、改組を伴わない学科名称変更を行っている場合は、名称変更前の認定年度を記載すること。（※認定申請年度ではないため注意すること。）
- ⑩ 備考は、既に認定を受けている課程の名称変更等の予定や、認定を受けようとする課程の設置申請・改組の状況、管理栄養士養成施設等の指定の状況等を記載すること。

（例）既に認定を受けている課程の名称変更等の予定

- ・平成〇〇年度より、〇〇学科が〇〇学科へ名称変更予定。
- ・平成〇〇年度より、〇〇学科の定員を〇〇から〇〇へ変更予定。

認定を受けようとする学部学科等が設置予定の場合

- ・〇〇学部〇〇学科は、平成〇〇年度設置のため、現在、設置認可申請中（予定）である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、平成〇〇年度設置のため、現在、設置届出予定である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、平成〇〇年度設置のため、既に、設置届出済である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇学部△△学科を改組し、現在、設置認可申請中である。△△学科については、取下届提出予定。

認定を受けようとする免許状の種類が、栄養教諭一種免許状又は栄養教諭二種免許状の場合

- ・〇〇学部〇〇学科は、栄養士法第5条の3第4号の規定により、管理栄養士養成施設として平成〇〇年〇〇月に指定済（指定申請中）である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、栄養士法第2条第1項の規定により、栄養士養成施設として平成〇〇年〇〇月に指定済（指定申請中）である。

### （3）様式第2号（教育課程及び教員組織）

様式第2号（認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織）には、各課程において教員免許状取得のために開設する授業科目及び専任教員の状況を記載すること。

#### ＜共通事項＞

- 学部・学科等及び入学定員は、様式第2号（概要）及び学則等の記載内容と一致させること。
- 免許状取得に必要な最低修得単位数は、施行規則に規定する単位数を記載すること。
- 学位名称及び学位又は学科の分野は、大学設置認可等に係る記載内容と一致させること。
- 授業科目の名称及び単位数、履修方法は、シラバス及び学則等の記載内容と一致させること。
- 単位数の「必修」「選択」は教員免許状取得のための必修科目・選択科目の別を記載すること。（※卒業要件の必修・選択ではない。）なお、複数科目から選択必修とする場合、単位数は「選」欄に記載し、選択必修の旨を当該科目の履修方法等欄に記載すること。
- 「共通開設」欄には、共通開設となる科目が開設されている学科等の別により、以下のとおり記載すること。

「学校種等」欄

- ・同一学科等内に開設される授業科目・・・共通開設先の校種及び教科を記載
- ・他学科等の科目又は複数の学科等で共通開設をしている授業科目・・・記載しない

「学科等」欄（教科及び教科の指導法に関する科目、大学が独自に設定する科目（専修免））

・同一学科等内に開設される授業科目・・・「同」

・他学科等の科目又は複数の学科等で共通開設をしている授業科目・・・「他」（「備考」欄に開設元学科等を記載）

※共通開設が可能な組合せについては、認定基準等を参照の上、確認すること。

- 担当教員は、以下のとおり記載すること。（課程認定上の「専任教員」のみ記載する。「兼任教員」及び「兼任教員」は当該様式には記載しないこと。）
  - ・専任教員の氏名を記載すること。なお、旧姓等の通称を使用している場合は、括弧書きで本名を併記すること。（例：通称 文科花子、本名 科学花子の場合、「文科（科学）花子」と記載。様式第3号、第4号等、他の様式においても同様に記載すること）
  - ・複数の授業科目を担当する専任教員は、一つの授業科目を除いて、その他は専任教員氏名を括弧書きにすること。
  - ・年次計画により、平成33年度以降に採用する専任教員については、その専任教員の氏名の左側に「△」を付して記載し、当該教員の「備考」欄に採用年度を記載すること。（※様式第4号の教員就任承諾書の採用年度と一致する。）
- 様式中の専任教員欄の網掛けは、認定基準に規定する各区分への専任教員の配置状況を確認するために設定しているため、変更及び削除を行わないこと。
- 課程認定上の専任教員は、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「〔保育内容の指導法〕又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目のいずれかについてのみ専任教員として記載することができる。重複して専任教員としないよう留意すること。（※ただし、同一学科等の「領域に関する専門的事項」（又は「複合領域」）と小学校の「教科に関する専門的事項」（又は「複合科目」）のみ重複して専任教員を充てることができる。）また、上記のそれぞれの専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。
- 必修科目の単位数は、選択必修で最低限選択しなければならない単位数を含めて記載すること。選択科目の単位数は、選択必修で最低限選択しなければならない単位数を除いて記載すること。選択必修の組合せ次第で最低限選択しなければならない単位数が異なる場合、必修科目欄には最も少なくなる組合せの単位数を、選択科目欄には最も多くなる組合せの単位数を記載すること。
- 専任教員数（合計）は、専任教員数の実数を記載すること。（※括弧を付さずに記載している専任教員の氏名の数と一致する。）
- 必要専任教員数は、認定基準で定める専任教員数を記載すること。
- 「施行規則に定める科目区分等」欄に記載されている各科目区分のうち、対応する授業科目を開設しない場合であっても、当該科目区分の欄は行を削除しないこと。

<一種・二種の免許状の課程>

i) 幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目①領域に関する専門的事項

<作成例>

様式第2号(幼・領域及び保育内容の指導法)①

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織(幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目)											
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 領域及び保育内容の指導法に関する科目 16単位			2. 学 位 学 士 (〇〇〇〇)		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇		
認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			専任教員				備考	
	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		教授	准教授	講師	助教		
幼一種免	領域及び保育内容の指導法に関する科目	健 康	健康活動	2		●●〇〇					
		人間関係	人間関係	2							
		環 境	環境 1	1				△△△△			
			環境 2	1				(△△△△)			
		言 葉	言葉	2							
		表 現	造形表現	1							××××
音楽表現	1								(××××)		
		領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目									
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) 〇〇単位			●専任教員数(合計) 〇人						
		・教員の免許状取得のための選択科目 〇〇単位			●必要専任教員数 〇人						

- ① 幼稚園教諭一種免許状の課程の場合は5領域、二種免許状の場合は4領域以上の科目を開設すること。(認定基準上の「複合領域」に該当する科目をもって充てることはできない。)
- ② 全領域のうち3領域以上にわたり、各1人以上の専任教員の配置が必要となる。(入学定員50人の場合。以降50人を超えるごとに1人の増員が必要となる。) そのうち1人以上が教授となっているか確認すること。
- ③ 認定基準上の「複合領域」に該当する科目を開設する場合は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」欄に記載すること。

ii) 幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目②保育内容の指導法

<作成例>

様式第2号(幼・領域及び保育内容の指導法)②

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織(幼・領域及び保育内容の指導法に関する科目)										
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 領域及び保育内容の指導法に関する科目 16単位			2. 学 位 学 士 (〇〇〇〇)		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇	
認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目			専任教員				備考	
		授業科目	単位数		教授	准教授	講師	助教		
必修	選択									
幼一種免	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容総論	2							
	情報機器及び保育内容の指導法(保育内容の指導法を含む。)	保育内容研究		2						
		健康領域指導法	2							
		人間関係領域指導法	2							
		環境領域指導法	2							
		言葉領域指導法	2							
		表現領域指導法Ⅰ	1							
		表現領域指導法Ⅱ	1							
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)			〇〇単位			●専任教員数(合計)			〇人
	・教員の免許状取得のための選択科目			〇〇単位						

- ① 「保育内容の指導法」の必修科目及び選択必修科目においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。

iii) 小・教科及び教科の指導法に関する科目①教科に関する専門的事項

<作成例>

様式第2号(小・教科及び教科の指導法に関する科目)①

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織(小・教科及び教科の指導法に関する科目)												
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 教科及び教科の指導法に関する科目 30単位			2. 学 位 学 士 (〇〇〇〇)		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇			
認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考	
	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通開設	教授	准教授	講師	助教		
小一種免 教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 事 項 科 目	教 科 に 関 す る 事 項 科 目	国 語 (書写を含む。)	国語	2	同	〇〇 〇〇					書写を含む	
			小学国語	2	同	(〇〇 〇〇)						
			社 会	社会	2							
			算 数	算数	2		×× ××					
			小学算数	2		(×× ××)						
			理 科	理科	2							
			理科総合	2								
			生 活	生活	2	同						
			小学生活	2	同							
			音 楽	音楽	2	同			△ △△			
児童音楽	2	同										
図画工作	図画工作	2										
家 庭	家庭	2							いずれか1科目選択必修			
小学家庭	2											
体 育	体育	2	同						いずれか1科目選択必修			
児童体育	2	同										
外国語	小学校英語	2						△△ ××				
児童英語	2											
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		総合英語	2					(△△ ××)				
●単位数			・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)				〇〇単位	●専任教員数(合計)			〇人	
			・教員の免許状取得のための選択科目				〇〇単位	●必要専任教員数			〇人	
			・「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」の必修単位数の合計				〇〇単位					

- ① 「教科に関する専門的事項」のうち「外国語(英語)」の外国語コアカリキュラムに記載された事項を修得するための科目においては、外国語コアカリキュラム対応表の提出対象となる。
- ② 同一学科の幼稚園(施行規則附則第7項による。)の教職課程の科目と共通開設を行っている場合は、共通開設欄に「同」と記載すること。
- ③ 全10教科の科目を開設すること。(認定基準上の「複合科目」に該当する科目をもって充てることはできない。)
- ④ 全教科のうち5教科以上にわたり、各1人以上の専任教員の配置が必要となる。(入学定員50人の場合。以降50人を超えるごとに1人の増員が必要となる。)そのうち1人以上が教授となっているか確認すること。
- ⑤ 認定基準上の「複合科目」に該当する科目を開設する場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」欄に記載すること。



iv) 小・教科及び教科の指導法に関する科目②各教科の指導法

<作成例>

様式第2号（小・教科及び教科の指導法に関する科目）②

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（小・教科及び教科の指導法に関する科目）										
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 教科及び教科の指導法に関する科目 30単位		2. 学 位 学 士（〇〇〇〇）		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇		
認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			専任教員				備考
	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必修 選択		教授	准教授	講師	助教	
小一種免 教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国 語 (書写を含む。)	国語科指導法	2		〇〇〇〇				
		社 会	社会科指導法	2						
		算 数	算数科指導法	2						
		理 科	理科指導法	2				××××		
		生 活	生活科指導法	2						
		音 楽	音楽科指導法	2						
		図画工作	図画工作科指導法	2						
		家 庭	家庭科指導法	2						
		体 育	体育科指導法	2						
		外国語	外国語（英語）指導法	2			(〇〇〇〇)			
●単位数・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） ・教員の免許状取得のための選択科目						20単位 0単位	●専任教員数（合計）			2人

- ① 「各教科の指導法」の必修科目及び選択必修科目においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。
- ② 全10教科の指導法科目を開設すること。そのうち1人以上は専任教員の配置が必要となる。

v) 中高・教科及び教科の指導法に関する科目

<作成例>

様式第2号(高・教科及び教科の指導法に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織(高・教科及び教科の指導法に関する科目)														
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 教科及び教科の指導法に関する科目 24単位				2. 学 位 学 士 (〇〇〇〇)	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇					
認定を受けようとする免許状の種類 (免許教科)	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考			
	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通開設		教授	准教授	講師		助教		
高一種免 (地理歴史)	教科 に 関 する 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	日本史	日本史概論	2		中 (社会)	同	〇〇〇〇				※「教科に関する専門的事項」及び「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」の選択科目から6単位選択必修		
			日本史Ⅰ	2		中 (社会)	同							
			日本史Ⅱ	2	2	中 (社会)	同							
		外国史	外国史概論	2		中 (社会)	同			〇〇〇〇				
			世界史Ⅰ	2		中 (社会)	同							
			世界史Ⅱ	2	2	中 (社会)	同							
		人文地理学・自然地理学	人文地理学	2										※みなし専任教員(××学科教員)××学科開設科目 ××学科開設科目
			自然地理学	2						※〇〇〇〇				
			地理学概論	2	2		他							
		地誌	地誌	2										} いずれか1科目選択必修
地誌概論	2		2											
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	歴史総合	2			他						〇〇学部共通科目			
	教科内容構成(地歴)	2			他					〇〇〇〇	〇〇学部共通科目			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	中等社会科教育Ⅰ	2			他			〇〇〇〇			全学共通科目			
	地理歴史科教育	2			他			〇〇〇〇			全学共通科目			
●単位数 ・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む) ・教員の免許状取得のための選択科目				〇〇単位	〇〇単位	●専任教員数(合計) ●必要専任教員数(教科に関する専門的事項)				〇人	3人			
※専任教員数(合計)には「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」の専任教員は含まないこと。														

- ① 中学校・高等学校でそれぞれ作成すること。
- ② 「各教科の指導法」の必修科目及び選択必修科目及び英語の「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目はコアカリキュラム対応表の提出対象となる。
- ③ 教科に関する専門的事項について、
  - 20単位(中学校二種免許状の課程の場合は10単位)以上の科目を開設すること。
  - 施行規則に規定する事項ごとに一般的包括的内容を含む科目を開設し、その授業科目名称と単位数に下線を引くこと。
  - 同一学科で共通開設を行う科目は、「共通開設」欄に「同」と共通開設先の校種及び教科名を記載すること。
  - 各教科の必要数に応じた専任教員を配置すること。そのうち1人以上が教授であることを確認すること。
  - 認定基準4-3(5)(※2)又は4-4(5)(※2)により他学科等の教員を当該学科の専任教員とみなす場合は、氏名の左側に「※」を付して記載し、「備考」欄にみなし専任である旨及び開設学科等の名称を記載すること。

なお、他学科等の教員を専任教員とみなす場合は、必要専任教員数の半数(うち1人は教

授) 以上は、当該学科等の専任教員とすること。

- 認定基準4-3(2)又は4-4(2)により、施行規則に規定する事項の半数まで他学科等の科目を充てることができる。

その場合は、共通開設欄に「他」と記載し、「備考」欄に開設学科等の名称を記載すること。

④ 各教科の指導法について、

- 中学校教諭一種免許状の課程の場合は8単位以上、高等学校一種免許状の課程の場合は4単位以上の指導法科目を開設すること。

- 認定基準4-8(2)vii)又は4-9(2)iv)により、科目を共通開設する場合は、同一学科等で共通開設を行っている場合は「同」及び共通開設先の学校種・免許教科を記載し、他学科等で共通開設を行っている場合は「他」と共通開設欄に記載し、「備考」欄に開設学科等の名称を記載すること。

- ⑤ 認定基準上の「複合科目」に該当する科目を開設する場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」欄に記載すること。なお、「複合科目」を担当する専任教員は「教科に関する専門的事項」の専任教員に含めることができる。また、複合科目を他学科等と共通開設する場合は、共通開設欄及び備考欄に④と同様に記載すること。

vi) 養護に関する科目

<作成例>

様式第2号(養護に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織(養護に関する科目)												
認定を受けようとする学部・学科等		〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 養護に関する科目 28単位			2. 学位 学士(〇〇〇)		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇		
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考	
			授業科目	単位数	共通開設		教授	准教授	講師	助教		
			必修	選択	学校種等	学科等						
養護一種免許に關する科目	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	衛生学	2	中・高(保健)	同	〇〇〇〇 (〇〇〇〇)					予防医学を含む          これら3科目より1科目選択必修
	公衆衛生学	2			中・高(保健)	同						
	学校保健	2	学校保健	2	中・高(保健)	同						
	養護概説	2	養護概論	2								
	健康相談活動の理論及び方法	2	健康相談活動	2					〇〇〇〇			
	栄養学(食品学を含む。)	2	栄養学	2	中・高(保健)	同						
		2	食品学	2								
	解剖学及び生理学	2	解剖学	2	高(保健)	同						
		2	生理学	2	中・高(保健)	同						
		2	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	高(保健)	同						
	2	免疫学	2									
	2	薬理概論	2									
	2	精神保健	2	中・高(保健)	同							
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学概論	4						〇〇〇〇		
			看護実習Ⅰ	2						(〇〇〇〇)	臨床実習	
			看護実習Ⅱ	2						(〇〇〇〇)	臨床実習	
			看護実習Ⅲ	2						(〇〇〇〇)	臨床実習、救急処置	
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)					〇〇単位		●専任教員数(合計)		〇人	
		・教員の免許状取得のための選択科目					〇〇単位		●必要専任教員数		3人	

※専任教員欄の網掛けは消去しないこと。

- 必要専任教員(3人)を配置すること。そのうち1人以上が教授であることを確認すること。また、「看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)」の区分に1人以上の専任教員が配置されているか確認すること。
- 同一学科の教職課程の科目と共通開設を行っている場合は、共通開設欄に「同」及び学校種・免許教科を記載すること。

vii) 栄養に係る教育に関する科目

<作成例>

様式第2号(栄養に係る教育に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織(栄養に係る教育に関する科目)										
認定を受けようとする学部・学科等		〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・栄養に係る教育に関する科目 4単位			2. 学位 学士(〇〇〇〇)	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇	
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目		専任教員				備考	
			授業科目	単位数		教授	准教授	講師		助教
必修	選択	必修		選択						
栄教一種免	栄養に係る教育に関する科目	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	学校栄養教育法	2		〇〇〇〇				
		・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項								
		・食生活に関する歴史的及び文化的事項								
		・食に関する指導の方法に関する事項	食育指導法	2		(〇〇〇〇)				
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)			〇〇単位					
		・教員の免許状取得のための選択科目			〇〇単位					

- ① 施行規則に定める科目区分欄の各事項(栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など)が含まれている授業科目ごとに野線を引くこと。なお、全事項が含まれた授業科目の場合は、野線は不要である。

viii) 大学が独自に設定する科目

<作成例>

様式第2号(大学が独自に設定する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織(中・大学が独自に設定する科目)										
認定を受けようとする学部・学科等		〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 大学が独自に設定する科目 4単位			2. 学位 学士(〇〇〇〇)	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇	
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目		備考					
			授業科目	単位数						
必修	選択	必修		選択						
中一種免 (国語)	大学が独自に設定する科目	学校現場体験	2		「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得					
		ボランティア実習	2							
		.....	2							
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)			〇〇単位					
		・教員の免許状取得のための選択科目			〇〇単位					
		・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計			〇〇単位					

- ① 各学科、免許種、免許教科ごとに作成すること。「大学が独自に設定する科目」を開設しない場合であっても、当該様式の提出は必要である。
- ② 他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計欄は、各科目区分における以下の値の合計値を記載すること。

「教科及び教科の指導法（養護）に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の開設単位数のうち、法定の最低修得単位数を超えている単位数の合計



$$\left( \begin{array}{l} \text{教科及び教科の指導法（養護）に関する科目} \\ \text{開設授業科目} \\ \text{の合計単位数} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{免許状取得に} \\ \text{必要な法定最} \\ \text{低修得単位数} \end{array} + \left( \begin{array}{l} \text{教育の基礎的理解に関する科目等} \\ \text{開設授業科目} \\ \text{の合計単位数} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{免許状取得に} \\ \text{必要な法定最} \\ \text{低修得単位数} \end{array}$$

- ③ 「備考」欄は以下のとおり記載すること。

(例) 中学校一種(国語)の課程の場合(大学が独自に設定する科目として法定4単位数が必要)

○「大学が独自に設定する科目」として上記記載例のように2単位数の必修科目及び選択科目を開設する場合  
 ・「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位数以上を修得

○「大学が独自に設定する科目」を開設しない場合

・最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位数以上を修得

「大学が独自に設定する科目」として必修・選択必修の科目を開設する場合、必ず修得する単位数分を「併せて○単位」の法定単位数から差し引いて記載すること。また、「大学が独自に設定する科目」の必修又は選択必修科目によって必ず修得する単位数が法定最低修得単位数を上回る場合(上記例で更にボランティア実習を必修科目にする場合など)は、「備考」欄は空欄とすること。

ix) 幼小・教育の基礎的理解に関する科目等

<作成例（小学校）>

様式第2号（小・教育の基礎的理解に関する科目等）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（小・教育の基礎的理解に関する科目等）											
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数	2. 学 位	3. 学位又は学科の分野					
			〇〇	教育の基礎的理解に関する科目等 27単位	学 士（〇〇〇〇）	〇〇〇〇					
認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			専任教員				備考
	科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	共通開設 学校種等	教授	准教授	講師	助教	
小一種免	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	幼	〇〇〇〇				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2	幼		□□□□			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	2	幼					
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	幼					
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	幼					
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	幼	(〇〇〇〇)				
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳理論と指導法	2					
	総合的な学習の時間の指導法			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2					××××	特別活動の指導法を含む
	特別活動の指導法										
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			教育方法・技術論	2	幼					
	生徒指導の理論及び方法			生徒指導	2			△△△△			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談	2	幼		(△△△△)			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			進路指導論	1						
	教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習事前事後指導	1	幼					
		学校体験活動		教育実習（幼小）	4	幼					
		教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小）	2	幼					
	●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）			〇〇単位	●専任教員数（教育の基礎的理解に関する科目等）					〇人
		・教員の免許状取得のための選択科目			〇〇単位	●専任教員数（各教科の指導法）					〇人
						●必要専任教員数					〇人

※専任教員欄の網掛けは消さないこと。

- ① 幼稚園、小学校でそれぞれ作成すること。
- ② 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実習」の必修科目及び選択必修科目においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。
- ③ 「各科目に含めることが必要な事項」の順序を入れ替えないこと。複数の事項を含む科目（例の場合、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」）にあつては、より上の事項にのみ科目を記載し、備考欄に他に含む事項を記載すること。（ただし、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の該

当科目の行に記載すること。)

- ④ 同一学科の教職課程の科目と共通開設を行っている場合は、共通開設欄に学校種を記載すること。
- ⑤ 認定基準4-1(3)(小学校の教職課程は4-2(4))を参照の上、必要専任教員数を記載すること。また、そのうち1人以上が教授となっているか確認すること。  
また、「保育内容の指導法(各教科の指導法)」の専任教員数の合計を転記すること。

**x) 中高養栄・教育の基礎的理解に関する科目等**

<作成例(中学校・高等学校)>

様式第2号(中高・教育の基礎的理解に関する科目等)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織(中高・教育の基礎的理解に関する科目等)												
認定を受けようとする学部・学科等		〇〇学部 ××学部		〇〇学科 ××学科		入学定員合計 〇〇		1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 教育の基礎的理解に関する科目等 中一種免27単位、高一種免23単位		2. 認定を受けようとする免許状の種類 中高一種免(国語) 中高一種免(理科)		
開設体制	施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			専任教員				備考	
	科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	共通開設 学校種等	教授	准教授	講師	助教		
大学において共通開設(ただし、一部科目は〇〇学科、××学科にて開設)  共通開設している学科等の入学定員の合計 〇〇人	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		〇〇〇〇					
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2							
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2		(〇〇〇〇)					
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2							
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1					〇〇〇〇		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2							
		道徳、総合的な学習の時間等に関する科目		道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳理論と指導法	2					
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	養栄							特別活動の指導法を含む	
	特別活動の指導法											
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・技術論	2	養栄								
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導	2	養栄								
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談	2	養栄							△△△△	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1								(△△△△)	
	教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習事前事後指導	1		(〇〇〇〇)					
		教育実習1		2		(〇〇〇〇)					中免取得者はいずれか選択必修	
		教育実習2		2		(〇〇〇〇)						
		学校体験活動		2								
		教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	2							
	●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)			中〇単位/高〇単位			●専任教員数(教育の基礎的理解に関する科目等)				中〇人/高〇人
		・教員の免許状取得のための選択科目			中〇単位/高〇単位			●専任教員数(各教科の指導法)				中(国語)〇人、(理科)〇人 高(国語)〇人、(理科)〇人
							●必要専任教員数				中〇人/高〇人	

※専任教員欄の網掛けは消去しないこと。

- ① 中学校・高等学校、養護教諭、栄養教諭でそれぞれ作成すること。なお、中学校と高等学校の科目を共通開設している場合は中高でまとめて作成する。



- ② 「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実習」の必修科目及び選択必修科目においては、コアカリキュラム対応表の提出対象となる。（養護実習及び栄養教育実習については提出不要。）
- ③ 学部及び学科には、認定を受けようとする全ての学部学科を記載し、入学定員の合計人数を記載すること。
- ④ 認定を受けようとする免許状の種類には、共通開設している全ての免許状及び免許教科を記載すること。
- ⑤ 「各科目に含めることが必要な事項」の順序を入れ替えないこと。複数の事項を含む科目（例の場合、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」）にあっては、より上の事項にのみ科目を記載し、備考欄に他に含む事項を記載すること。（ただし、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の該当科目の行に記載すること。）
- ⑥ 他の学校種と共通開設を行っている場合は、共通開設欄に学校種を記載すること。（中学校と高等学校の共通開設については記載不要。）
- ⑦ 認定基準4－3（5）ii）などを参照の上、必要専任教員数を記載すること。また、そのうち1人以上が教授となっているか確認すること。また、「各教科の指導法」の専任教員数を教科別に転記すること。

xi) 特別支援教育に関する科目

<作成例>

様式第2号 (特別支援教育に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (特別支援教育に関する科目)												
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・特別支援教育に関する科目 26単位			2. 学 位 学士 (〇〇〇〇)	3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇				
認定を受けようとする免許状の種類 (特別支援教育領域)	免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			専任教員				備考		
			授業科目	単位数 必修 選択	中心となる領域	含む領域	教授	准教授	講師		助教	
特支一種免 (知的障害者)  (肢体不自由者)  (病弱者)	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	障害者教育総論	2			〇〇〇〇					
			.....	2			(〇〇〇〇)					
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害者の心理	2	知的障害者			〇〇〇〇				
			知的障害者の生理・病理	2	知的障害者			(〇〇〇〇)				
			肢体不自由者の心理・生理・病理	2	肢体不自由者	知的障害者						
			病弱者の心理・生理・病理	2	病弱者	知的障害者						
			知的障害教育 I	2	知的障害者	肢体不自由者			(〇〇〇〇)			
			知的障害教育 II	2	知的障害者				(〇〇〇〇)			
			知的障害者の言語障害指導	2	知的障害者	聴覚障害者			(〇〇〇〇)			
			肢体不自由教育 I	2	肢体不自由者							〇〇〇〇
	肢体不自由教育 II	2	肢体不自由者							(〇〇〇〇)		
	肢体不自由者の自立活動の理論と実際	2	肢体不自由者	知的障害者								
	病弱教育 I	2	病弱者									
	病弱教育 II	2	病弱者	知的障害者								
		2	病弱者	肢体不自由者								
		2	知的障害者									
		2	肢体不自由者									
		2	病弱者									
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	視覚障害児の心理、生理、病理	2	視覚障害者							
			聴覚障害児の心理、生理、病理	2	聴覚障害者							
			障害児の心理、生理、病理	2	重複・LD等領域							重複・言語・情緒・LD・ADHD
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	5	視覚障害児教育課程論	2	視覚障害者							
	聴覚障害児教育課程論		2	聴覚障害者								
	障害児教育課程総論		2	重複・LD等領域							重複・言語・情緒・LD・ADHD	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	5	2	障害児教育課程論		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者							
L D 等教育総論			2	重複・LD等領域							重複・言語・情緒・LD・ADHD	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	教育実習	3				(〇〇〇〇)				事前事後指導1単位含む	

- 単位数  
・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) 〇〇単位  
・教員の免許状取得のための選択科目 〇〇単位
- 専任教員数 (合計) 〇人  
●必要専任教員数 3人
- ★「中心となる領域」についての単位数記載
- ※
- 視覚障害者に関する教育の領域：
    - 4単位/8単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：2単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)
  - 聴覚障害者に関する教育の領域：
    - 4単位/8単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：2単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)
  - 知的障害者に関する教育の領域：
    - 12単位/4単位 (心理等：4単位/1単位、教育課程等：6単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)
  - 肢体不自由者に関する教育の領域：
    - 10単位/4単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：6単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)
  - 病弱者に関する教育の領域：
    - 8単位/4単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：4単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)
- ※専任教員欄の網掛けは消去しないこと。

- ① 認定を受けようとする課程の特別支援教育領域に応じて、以下のとおり記載すること。
- ・ 視覚障害者に関する教育の領域→視覚障害者
  - ・ 聴覚障害者に関する教育の領域→聴覚障害者
  - ・ 知的障害者に関する教育の領域→知的障害者
  - ・ 肢体不自由者に関する教育の領域→肢体不自由者
  - ・ 病弱者に関する教育の領域→病弱者
- ② 「特別支援教育領域に関する科目」には「中心となる領域」として、認定を受けようとする領域のうちいずれか一つの領域を記載して開設すること。(免許状に定められることとなる領域以外の領域を記載することはできない。)また、「含む領域」欄には、当該科目の内容として含まれる領域(「中心となる領域」以外で、「重複・LD等領域」を除く)の全てを記載すること。中心となる領域以外に含まれる領域がない場合は、斜線を引くこと。
- ③ 認定基準4-5(4)を参照の上、それぞれの区分に専任教員を配置すること。そのうち1人以上が教授であることを確認すること。
- ④ 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」は、免許状に定められる領域以外の全ての領域及び重複・LD等領域に関して取り扱う授業科目を開設することが必要である。また、当該科目は「教育課程及び指導法」及び「心理、生理及び病理」両方の内容を取り扱う必要がある。
- ⑤ 重複障害・言語障害・情緒障害・学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)のいずれかの内容が含まれる科目は、「中心となる領域」欄に「重複・LD等領域」と記載すること。あわせて、備考欄に当該科目に含まれる障害を以下のとおり略記すること。
- ・ 重複障害→重複
  - ・ 言語障害→言語
  - ・ 情緒障害→情緒
  - ・ 学習障害→LD
  - ・ 注意欠陥多動性障害→ADHD
- ⑥ 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」と「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の両方の内容を合わせた内容で授業科目を開設する場合は、別に「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」・「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の欄を設け、授業科目名等を記載すること。(該当科目がない場合は、欄を作成する必要はない。)
- ⑦ 「★「中心となる領域」についての単位数記載」欄は、以下の要領により「中心となる領域」についての状況を記載すること。

○視覚障害者に関する教育の領域：

△単位／8単位(心理等：●単位／1単位、教育課程等：●単位／2単位、心理・教育課程等：●単位)  
 イ      ロ                      ハ      ニ                                      ホ      ヘ    ト

イ) 二重下線の領域について各大学が開設する授業科目のうち、必修科目又は選択必修科目の

最低修得単位数を記載すること。

- ロ) 二重下線の領域の免許状の取得のために、施行規則第7条表備考第2号イ又はロに定められた最低修得単位数を記載すること。(特支一種免の視覚障害者領域の場合8単位)
- ハ) 二重下線の領域について、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の科目として各大学が開設する授業科目のうち、免許状取得のための最低修得単位数の合計を記載すること。
- ニ) 二重下線の領域の免許状の取得のために、施行規則第7条表備考第2号イ又はロに定められた「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の最低修得単位数を記載すること。(特支一種免の視覚障害者領域の場合1単位)
- ホ) 二重下線の領域について、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の科目として各大学が開設する授業科目のうち、免許状取得のための最低修得単位数の合計を記載すること。
- ヘ) 二重下線の領域の免許状の取得のために、施行規則第7条表備考第2号イ又はロに定められた「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の最低修得単位数を記載すること。(特支一種免の視覚障害者領域の場合2単位)
- ト) 二重下線の領域について、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」と「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の両方の内容を含む科目として各大学が開設する授業科目のうち、免許状取得のための最低修得単位数の合計を記載すること。

**xii) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目**

〈作成例〉

様式第2号(第66条の6に定める科目)

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
認定を受けようとする 学部・学科等	〇〇学部	〇〇学科	入学定員 〇〇	学 位 学 士 (〇〇〇〇)	学位又は学科の分野 〇〇〇〇
免許法施行規則に定める 科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目		備考	
		授業科目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		これら2科目より1科目選択必修
体育	2	体育理論	2		
		体育実技	2		
外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ	2		
		英会話Ⅱ	2		
情報機器の操作	2	情報処理演習	2		

<専修免許状の課程>

i) 大学が独自に設定する科目

<作成例>

様式第2号 (大学が独自に設定する科目)

認定を受けようとする研究科専攻等の教育課程及び教員組織											
認定を受けようとする研究科・専攻等	〇〇研究科	〇〇専攻	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・大学が独自に設定する科目 24単位			2. 学 位 修士 (〇〇〇〇)		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇		
認定を受けようとする免許状の種類	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考
	科目区分	授業科目	単位数		学校種等	学科等	教授	准教授	講師	助教	
必修			選択								
中専免 (国語)	大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	国語学特講 I	2	高	同	〇〇〇〇				選択科目から24単位選択必修
			国語学特講 II	2	高	同		〇〇〇〇			
			国語学特講 III	2	高	同		(〇〇〇〇)			
			国語学特講 IV	2	高	同	(〇〇〇〇)				
			上代国文学	2	高	同		〇〇〇〇			
			中世国文学	2	高	同	〇〇〇〇				
			近代国文学	2	高	同					
			現代国文学	2	高	同	〇〇〇〇				
			国文学史特論	2	高	同			(〇〇〇〇)		
			漢文学特殊講義 I	2	高	同			〇〇〇〇		
			漢文学特殊講義 II	2	高	同			(〇〇〇〇)		
			漢文学特殊講義 III	2	高	同	〇〇〇〇				
			漢文学特殊講義 IV	2	高	同	(〇〇〇〇)				
			漢文学史特論	2	高	同					
			教育実践に関する科目	教職実践実地研究 1	4		他				
教職実践実地研究 2	4			他						〇〇研究科共通開設	
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)					〇〇単位	●専任教員数 (合計)		〇人		
	・教員の免許状取得のための選択科目					〇〇単位	●必要専任教員数		〇人		

- ① 各学科、免許種、免許教科ごとに作成すること。
- ② 科目区分は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」のいずれかを記載すること。開設しない科目区分は記載しないこと。
- ③ 同一学科等で共通開設を行う科目は、「共通開設」欄に「同」と共通開設先の学校種・免許教科を記載すること。複数の学科等で共通開設を行う科目は、「共通開設」欄に「他」と記載し、「備考」欄に開設学科等の名称を記載すること。
- ④ 認定基準5を参照の上、必要専任教員数を記載すること。また、そのうち1人以上が教授となっているか確認すること。

ii) 特別支援教育に関する科目

<作成例>

様式第2号 (特別支援教育に関する科目)

認定を受けようとする研究科専攻等の教育課程及び教員組織 (特別支援教育に関する科目)										
認定を受けようとする研究科・専攻等	〇〇研究科	〇〇専攻	入学定員 〇〇	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 ・特別支援教育に関する科目 24単位		2. 学位 修士 (〇〇〇〇)		3. 学位又は学科の分野 〇〇〇〇		
認定を受けようとする免許状の種類 (特別支援教育領域)	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				専任教員				備考
		授業科目	単位数		中心となる領域	含む領域	教授	准教授	講師	
必修	選択									
特支専免 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	特別支援教育に関する科目	障害者教育特論	2			〇〇〇〇				
		知的障害者心理学研究	2	知的障害者	肢体不自由者 病弱者		〇〇〇〇			
		知的障害者生理学・病理学研究	2	知的障害者	肢体不自由者 病弱者		(〇〇〇〇)			
		知的障害者教育課程特論	2	知的障害者	肢体不自由者 病弱者		(〇〇〇〇)			
		肢体不自由者教育課程特論	2	肢体不自由者	知的障害者 病弱者		(〇〇〇〇) (〇〇〇〇)			
		病弱者教育課程特論	2	病弱者	知的障害者 肢体不自由者				〇〇〇〇	
		知的障害教育研究	2	知的障害者						
		肢体不自由教育研究	2	肢体不自由者	知的障害者 病弱者					
		病弱者教育研究	2	病弱者	知的障害者 肢体不自由者					
		重複障害教育研究	2	重複・LD等領域						重複・言語・情緒・LD・ADHD
		LD等教育研究	2	重複・LD等領域						重複・言語・情緒・LD・ADHD
		障害児教育課程研究	2		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者		(〇〇〇〇)			これらより 22単位選択必修
		障害児教育指導研究	2		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者		(〇〇〇〇)			
		特別支援教育コーディネーター概論	2	重複・LD等領域	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者					
		特別支援教育コーディネーター実践論	2	重複・LD等領域	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者					
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)				〇〇単位	●専任教員数 (合計)		〇人		
	・教員の免許状取得のための選択科目				〇〇単位	●必要専任教員数		3人		

① 当該授業科目が該当する領域を「中心となる領域」又は「含む領域」のいずれかの欄に記載し、該当がない欄に斜線を引くこと。また、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の区分に該当する科目を開設する場合においては、当該授業科目の「中心となる領域」と「含む領域」欄は黒塗りにすること。

② 認定基準5-5を参照の上、必要専任教員数を記載すること。また、そのうち1人以上が教授となっているか確認すること。

#### (4) 教職課程コアカリキュラム対応表

教職課程コアカリキュラム対応表は、『教職課程コアカリキュラム』に記載されている事項を修得するための必修・選択必修科目全てについて作成すること。

##### i) 幼稚園の教職課程

<作成例> ①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

#### 教職課程コアカリキュラム対応表（一覧） 【幼稚園】

大学名	文科大学
学部・学科等名	教育学部教育学科

<各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)>

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)	対応授業科目(3)
2	保育内容の指導法 健康	保育内容「健康」の指導法 保育内容総論		
3	保育内容の指導法 人間関係	保育内容「人間関係」の指導法 保育内容総論		
4	保育内容の指導法 環境	保育内容「環境」の指導法 保育内容総論		
5	保育内容の指導法 言葉	保育内容「言葉」の指導法 保育内容総論		
6-7	保育内容の指導法 表現	保育内容「音楽表現」の指導法 保育内容「造形表現」の指導法 保育内容総論		

<教育の基礎的理解に関する科目等>

ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)	対応授業科目(3)
8	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理		
9	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論		
10-12	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学 学校安全	学校経営 学校安全	教育行政学 学校安全
13	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
14	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育		
15	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論		
16	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・技術論		
17	幼児理解の理論及び方法	幼児理解と教育相談		
18	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	幼児理解と教育相談		
66	教育実習	教育実習事前事後指導 教育実習(幼)		

- ① ページは、当該事項のコアカリキュラム対応表の掲載ページを記載すること。  
(1 ページ目が一覧となるため、対応表は2 ページから始まる。)
- ② 「各科目に含めることが必要な事項」には変更を加えないこと。
- ③ 対応授業科目は、当該事項を満たすために必要な科目の全てを記載すること。複数の科目を記載する場合は、行を追加し作成すること。  
選択必修科目などにより組合せが複数存在する場合は、対応授業科目(2)以降に記載し、それぞれの対応表を提出すること。  
(記載例の「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」の場合、「学校安全」が必修で「教育社会学」「学校経営」「教育行政学」のいずれかを選択必修する課程であるため、どの選択必修科目を修得してもコアカリキュラムの

内容を満たすよう、コアカリキュラム対応表を3種類作成する必要がある。）

組合せの記載欄が足りない場合は、対応授業科目（3）の右側に列を追加し、作成すること。

- ④ 複数の事項を含む科目（記載例の「幼児理解と教育相談」）であっても、各事項の欄にそれぞれ科目名を記載し、対応表も事項ごとに別々に作成すること。
- ⑤ 対応授業科目に記載する科目の名称は、様式第2号及び学則等の名称と一致させること。
- ⑥ 複数の領域に渡る指導法の科目を対応授業科目として記載する場合（記載例の「保育内容総論」）は、当該科目が含む領域それぞれの「対応授業科目」欄に記載し、各領域の対応表にも記載すること。

＜作成例＞ ②教職課程コアカリキュラム対応表

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		項目	(1-1)				(2)		(3)	
全体目標:	現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識を身に付ける。	到達目標 / 授業回	1)	2)	3)	4)	1)	2)	1)	2)
			* (1-1), (1-2), (1-3)はいずれかを習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合は、それぞれの1)から3)までを含むこと。	(1-1) 教育に関する社会的事項 一般目標: 社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。 到達目標: 1) 学校を巡る近年の様々な状況の変化を理解している。 2) 子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。 3) 近年の教育政策の動向を理解している。 4) 諸外国の教育事情や教育改革の動向を理解している。	1					
	(1-2) 教育に関する制度的事項 一般目標: 現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。 到達目標: 1) 公教育の原理及び理念を理解している。 2) 公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。 3) 教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。 4) 教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。	2	◎							
	(1-3) 教育に関する経営的事項 一般目標: 学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。 到達目標: 1) 公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。 2) 学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。 3) 学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。 4) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。	3		○						
	(2) 学校と地域との連携 一般目標: 学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。 到達目標: 1) 地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。 2) 地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。	4								
	(3) 学校安全への対応 一般目標: 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。 到達目標: 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。 2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。	5								
		6								
		7								
		8								
		9								
		10								
		11								
		12								
		13								
		14								
		15								
		16								
		17								
		18								
		19								
		20								
		21								
		22								
		23								
		24								
		25								
		26								
		27								
		28								
		29								
		30								
		31								
		32								
		33								
		34								
		35								
		36								
		37								
		38								
		39								
		40								
		41								
		42								
		43								
		44								
		45								
		46								
		47								
		48								
		49								
		50								
		51								
		52								
		53								
		54								
		55								
		56								
		57								
		58								
		59								
		60								
		61								
		62								
		63								
		64								
		65								
		66								
		67								
		68								
		69								
		70								
		71								
		72								
		73								
		74								
		75								
		76								
		77								
		78								
		79								
		80								
		81								
		82								
		83								
		84								
		85								
		86								
		87								
		88								
		89								
		90								
		91								
		92								
		93								
		94								
		95								
		96								
		97								
		98								
		99								
		100								

- ⑦ 一覧表に記載した全ての組合せについて対応表を作成すること。（「教育実習」「学校体験活動」は③教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）を作成する。）
- ⑧ 対応表左側の「教職課程コアカリキュラム」本文及び対応表の事項名称には変更を加えないこと。
- ⑨ 対応表左側の「教職課程コアカリキュラム」の内容を確認の上、対応表右側の表にコアカリキュラムの各項目における到達目標を満たす授業回を記載すること。



到達目標に係る授業を**単独**の授業回で行う場合は「◎」を、**複数の**授業回にわたって全体的に行う場合は「○」を記載すること。(例の(3) 1) 2)のように、一つの到達目標を複数の授業科目で満たす場合、複数の授業科目全体で判別する。)

- ⑩ 全ての到達目標において、一つの「◎」又は複数の「○」が記載されていることを確認すること。なお、「◎」又は「○」が記載されていない授業回(「教職課程コアカリキュラム」の内容に関係しない授業回)があっても差し支えない。
- ⑪ 授業科目名の下側に、シラバス掲載ページを記載すること。
- ⑫ 授業回数及び授業科目の記載欄が足りない場合は、適宜行を追加して作成すること。また、実習科目や通信教育課程の印刷教材による学修を行う科目など、授業回が明確に分類できない科目については、シラバスに記載する学修のまとまりに基づいて作成すること。
- ⑬ 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」のように、複数の一般目標から一つを選択する場合は、選択しない一般目標の列は削除すること。
- ⑭ 提出の際は、コアカリキュラム対応表左側(コアカリキュラム本体)を含めた全体が1ページに収まるよう印刷すること。(白黒印刷可。なお、書類作成にあたっては、天面が左側に来るように綴ること。)
- ⑮ 3科目以上の科目によりコアカリキュラムを構成する場合で、対応表が複数ページに渡る場合は、2ページ目以降に渡っても構わない。その場合の2ページ目以降はコアカリキュラム対応表左側(コアカリキュラム本体)は記載不要である。

＜作成例＞ ③教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）

③教職課程コアカリキュラム対応表(教育実習)		確認欄
<b>教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を含む。)</b>		
全体目標:	教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。	
*教育実習の一部として学校インターンシップ(学校体験活動)を含む場合には、インターンシップ(学校体験活動)において、(2)、(3-1)もしくは(3-2)のうち、(3)4)の目標が達成されるよう留意するとともに、教育実習全体を通して全ての目標が遺漏なく達成されるようにすること。		
(1)事前指導・事後指導に関する事項		
一般目標:	事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。	
到達目標:	1) 教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。	○
	2) 教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。	○
(2)観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項		
一般目標:	幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校(園)の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。	
到達目標:	1) 幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。	○
	2) 指導教員等の実施する授業を視点を持って観察し、事実即して記録することができる。	○
	3) 教育実習校(園)の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。	○
	4) 学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。	○
(3-1)学習指導及び学級経営に関する事項 ※小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭		
一般目標:	大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する。	
到達目標:	1) 学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。	○
	2) 学習指導に必要な基礎的技術(話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。	○
	3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。	○
	4) 教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わることができる。	○
(3-2)保育内容の指導及び学級経営に関する事項 ※幼稚園教諭		
一般目標:	大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。	
到達目標:	1) 幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。	○
	2) 保育に必要な基礎的技術(話法・保育形態・保育展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。	○
	3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。	○
	4) 様々な活動の場面で適切に幼児と関わることができる。	○

⑩ 教育実習については、様式第5号に記載した全ての学科等における教育実習についてまとめて1枚に記載すること。(学科ごとに作成する必要はない。)なお、「養護実習」、「栄養教育実習」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」は教職課程コアカリキュラムとは異なる区分のため、対応表の提出は不要である。

⑪ 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状取得のための全ての教育実習(教育実習の中に学校体験活動を含める場合においては、学校体験活動も含む。)について各到達目標を満たしていることを確認の上、確認欄に「○」印を記載すること。

## ii) 小学校の教職課程

### <作成例> ①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）				
<b>教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）</b> <b>【小学校】</b>				
		大学名	文科大学	
		学部・学科等名	教育学部教育学科	
<各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）>				
ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
20	各教科の指導法 国語（書写を含む。）	小学校国語		
21	各教科の指導法 社会	小学校社会		
22	各教科の指導法 算数	小学校算数		
23	各教科の指導法 理科	小学校理科		
24	各教科の指導法 生活	小学校生活		
25	各教科の指導法 音楽	小学校音楽		
26	各教科の指導法 図画工作	小学校図画工作		
27	各教科の指導法 家庭	小学校家庭		
28	各教科の指導法 体育	小学校体育		
※「各教科の指導法 外国語（英語）」に係る事項は「外国語（英語）コアカリキュラム対応表」に記載すること。（本表には記載不要。）				
<教育の基礎的理解に関する科目等>				
ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
前掲8	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理		
前掲9	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論		
前掲10-12	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学 学校安全	学校経営 学校安全	教育行政学 学校安全
前掲13	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
前掲14	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育		
前掲15	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論		
29	道徳の理論及び指導法	道徳理論・指導法		
30	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
31	特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
前掲16	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論		
32	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
33	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
34	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導		
66	教育実習	教育実習（小）		

- ① ページは、当該事項のコアカリキュラム対応表の掲載ページを記載すること。なお、幼稚園の教職課程と共通開設を行っている科目については「前掲○」と記載すること。この場合、対応表は幼稚園の課程にのみ添付し、小学校の課程で重複して添付しないこと。
- ② 「各教科の指導法 外国語（英語）」については、外国語（英語）コアカリキュラム対応表に記載すること。（本表には記載不要。）  
英語以外の言語を取り扱う場合は、本表に記載し、該当の言語を括弧内に記載すること。
- ③ 上記以外の項目については、i) を参照すること。

iii) 中学校・高等学校の教職課程

<作成例> ①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）		大学名		文科大学
教職課程コアカリキュラム対応表（一覧） 【中学校・高等学校】		学部・学科等名		文学部人文学科 文学部英文学科 文学部史学科 経済学部経済学科 商学部商学科 社会学部社会学科
＜各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 中学校＞				
ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
36-37	各教科の指導法 国語	中等国語科教育Ⅰ 中等国語科教育Ⅱ 中等国語科教育Ⅲ 中等国語科教育Ⅳ		
38-41	各教科の指導法 社会	中等社会科教育Ⅰ 中等社会科教育Ⅱ 中等社会科教育Ⅲ 中等社会科教育Ⅳ	中等社会科教育Ⅰ 中等社会科教育Ⅱ 地理歴史科教育 公民科教育	
＜各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 高等学校＞				
ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
42-43	各教科の指導法 国語	中等国語科教育Ⅰ 中等国語科教育Ⅱ	中等国語科教育Ⅰ 中等国語科教育Ⅲ	
44	各教科の指導法 地理歴史	地理歴史科教育 地理歴史科指導法		
45	各教科の指導法 公民	公民科教育 公民科指導法		
46	各教科の指導法 商業	商業科教育Ⅰ 商業科教育Ⅱ		
※中学校・高等学校「外国語（英語）」に係る事項は「外国語（英語）コアカリキュラム対応表」に記載すること。（本表には記載不要。）				
＜教育の基礎的理解に関する科目等＞				
ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
47	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理		
48	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論		
49-51	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学 学校安全	学校経営 学校安全	教育行政学 学校安全
52	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
53	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育		
54	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論		
55	道徳の理論及び指導法	道徳理論・指導法		
56	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
57	特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		
58	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論		
59	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
60	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
61	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導・キャリア教育		
66	教育実習	教育実習事前事後指導 教育実習Ⅰ（中高）	教育実習事前事後指導 教育実習Ⅱ（中高） インターンシップ（中）	教育実習事前事後指導 教育実習Ⅱ（中高） インターンシップ（高）

① 学部・学科等名は、大学において共通開設を行っている全ての学科等を記載すること。

② ページは、当該事項のコアカリキュラム対応表の掲載ページを記載すること。なお、中学校と高等学校の「各教科の指導法」において対応授業科目の組合せが完全に同一の場合（記載例において「中等国語科教育Ⅰ～Ⅳ」を高校でも全て必修とする場合など）については1回のみ掲載し、2度目以降は「前掲○」と記載すること。

- ③ 中学校及び高等学校の「各教科の指導法 英語」については、外国語（英語）コアカリキュラム対応表に記載すること。（本表には記載不要。）
- ④ 上記以外の項目については、i) ii) を参照すること。

iv) 養護教諭・栄養教諭の教職課程

<作成例> ①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）

①教職課程コアカリキュラム対応表（一覧）		大学名	文科大学	
教職課程コアカリキュラム対応表（一覧） 【養護教諭・栄養教諭】		学部・学科等名	栄養学部栄養学科 看護学部看護学科	
<教育の基礎理論に関する科目等>				
ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）
前掲 47	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理		
前掲 48	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論		
前掲 49-51	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学 学校安全	学校経営 学校安全	教育行政学 学校安全
前掲 52	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
前掲 53	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育		
前掲 54	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論		
63-65	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳理論 特別活動 総合的な学習		
前掲 58	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論		
前掲 59	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談		
前掲 60	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	生徒指導・教育相談		

- ① ページは、当該事項のコアカリキュラム対応表の掲載ページを記載すること。なお、中学校・高等学校の教職課程と共通開設を行っている科目については「前掲○」と記載すること。
- ② 上記以外の項目については、i) ~ iii) を参照すること。

## (5) 外国語（英語） コアカリキュラム対応表

外国語（英語）コアカリキュラム対応表は、『外国語（英語）コアカリキュラム』に記載されている事項を修得するための必修・選択必修科目全て（小学校課程の教科に関する専門的事項は選択科目のみの場合でも記載。中・高課程の教科に関する専門的事項は一般的包括的内容を含む科目のみ。）について作成すること。なお、英語以外の言語については対応表の提出は不要である。

### <作成例> ①外国語（英語）コアカリキュラム対応表（一覧）

①外国語（英語）コアカリキュラム対応表（一覧）		大学名		文科大学	
外国語（英語）コアカリキュラム対応表（一覧）		学部・学科等名		教育学部教育学科	
<b>&lt;小学校&gt;</b>					
ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）	
2	教科に関する専門的事項	小学校英語			
3	各教科の指導法	小学校英語指導法			
<b>&lt;中学校&gt;</b>					
※「教科に関する専門的事項」は、「一般的包括的科目」のみ記載すること。					
ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）	対応授業科目（4）
4-5	英語学	英語学Ⅰ 英語学Ⅱ 英語学Ⅲ 英語学Ⅳ			
6	教科に関する専門的事項 英語文学	英語文学論Ⅰ 英語文学論Ⅱ			
7-14	英語コミュニケーション	Reading 1 Writing 1 Listening 1 English Speaking	Reading 1 Writing 1 Listening 2 English Speaking	Reading 1 Writing 2 Listening 1 English Speaking	Reading 1 Writing 2 Listening 2 English Speaking
15	異文化理解	英語圏文化の理解			
16-19	各教科の指導法	英語科指導法Ⅰ 英語科指導法Ⅱ 英語科指導法Ⅲ 英語科指導法Ⅳ	英語科指導法Ⅰ 英語科指導法Ⅱ 英語教材論Ⅰ 英語教材論Ⅱ		
<b>&lt;高等学校&gt;</b>					
ページ	各科目に含めることが必要な事項	対応授業科目（1）	対応授業科目（2）	対応授業科目（3）	対応授業科目（4）
前掲 4-5	英語学	英語学Ⅰ 英語学Ⅱ 英語学Ⅲ 英語学Ⅳ			
前掲 6	教科に関する専門的事項 英語文学	英語文学論Ⅰ 英語文学論Ⅱ			
前掲 7-14	英語コミュニケーション	Reading 1 Writing 1 Listening 1 English Speaking	Reading 1 Writing 1 Listening 2 English Speaking	Reading 1 Writing 2 Listening 1 English Speaking	Reading 1 Writing 2 Listening 2 English Speaking
前掲 15	異文化理解	英語圏文化の理解			
20	各教科の指導法	英語科指導法Ⅰ 英語科指導法Ⅱ			

- ① 様式第2号に記載した、大学（専攻科・短期大学部・教職特別課程・通信教育課程を含む。）の小学校教諭及び中学校・高等学校（英語）教諭一種又は二種免許状の課程全てについて、その開設学科等ごとに作成すること。
- ② 中学校及び高等学校の「教科に関する専門的事項」については、一般的包括的な内容を満たす組合せ（様式第2号で下線を引いている科目）全てを記載すること。（それ以外の科目については記載不要。）
- ③ 上記以外の項目については、「(4) 教職課程コアカリキュラム対応表」 i) ～ iii) を参照すること。

## (6) シラバス

### <共通事項>

様式第2号(教育課程及び教員組織)の「授業科目」欄に記載されている全ての科目について、シラバスを作成し提出すること。

※施行規則に定める科目区分の「教育実習」、「養護実習」、「栄養教育実習」、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」又は「学校体験活動」に該当する授業科目のシラバスは、様式第5号「教育実習実施計画」があるため、作成する必要はない。

- ① シラバスは様式第2号の順に並べること。
- ② 本様式に含まれる事項が全て含まれている場合は、別様式を使用して構わない。
- ③ 日本語以外の言語にて授業を行う科目については、当該言語で記載されたシラバスを記載して差し支えないが、必ず和訳も併せて付すこと。
- ④ 共通開設科目については、1枚の作成(提出)で構わない。
- ⑤ 「担当形態」欄は以下の別を記載すること。

担当形態	・ 1人の教員が全回担当する場合	→ 「単独」
	・ 1回の授業を2人以上の教員と一緒に担当する場合	→ 「複数」
	・ 各回の担当教員が異なる場合	→ 「オムニバス」
	・ クラス分けで担当する授業科目である場合	→ 「クラス分け」

※各授業回を複数の教員が交代で担当する場合(複数・オムニバス)や、クラス分けされた科目において複数の教員が担当する場合(クラス分け・複数)など、複数の担当形態が混在している場合においては、授業の実態に即した記載とすること。

### <特に留意すべき事項>

- 「教員の免許状取得のための」欄は、中学校と高等学校で必修・選択の別が異なる場合、2段書きにして書き分けること。選択必修科目は「選択」と記載すること。
- 複数の教職課程において、それぞれ単独に開設している授業科目であるが、科目名称と担当教員が同一の場合、「教員の免許状取得のための」欄に、カッコ書きで免許種又は開設元の学科名を記載すること。(例：必修科目(幼) 選択科目(経済学科)等)
- 「施行規則に定める科目区分又は事項等」欄は、中・高と養など同一の科目で事項名称が異なる場合、事項ごとに書き分けること。
- 授業のテーマ及び到達目標について、**学修する学生の到達目標**を記載すること。
- 授業計画は、免許法施行規則第1条の2に規定する単位あたりの時間数の授業を行っていることが明確になるよう記載すること。なお、**複数回に渡って数字のみで区別している授業回や、試験のみ**の授業回は認められない。
- 通信教育の課程において「印刷教材による授業」を行う科目については、授業回に代わるものとして、印刷教材について、章立てなどのある程度の学修のまとめりに記載する。
- 各授業回において担当教員が異なる場合は、各回の担当教員を明記すること。
- 学生に対する評価について、出席のみをもって加点することは教職課程の科目として適切ではない

ため、出席点などの表記は避けること。

- 学生に対する評価に「試験」が含まれている場合は、授業計画に試験を行うことを明記すること。
- 教科に関する専門的事項のうち「一般的包括的な内容」を含む授業科目について、授業計画からそのことが読み取れるように記載すること。
- テキスト及び参考書・参考資料等のいずれか一方は必ず記載すること。(両方とも「なし」は不可。)
- 「保育内容の指導法」「各教科の指導法」「教育課程の意義及び編成の方法」「道徳の理論及び指導法」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」「教育の方法及び技術」「生徒指導の理論及び方法」のテキスト又は参考資料について、認定を受けようとする学校種に対応した**学習指導要領、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、生徒指導提要等**を定めること。

<作成例>

授業科目名： 住居学	教員の免許状取得のための 必修科目	単位数： 2単位	担当教員名： ○○○○、△△△△ 担当形態：オムニバス
科 目	教科及び教科の指導法に関する科目（中学校及び高等学校 家庭）		
施行規則に定める 科目区分又は事項等	教科に関する専門的事項 ・住居学 ・住居学（製図を含む。）		
授業のテーマ及び到達目標 .....			
授業の概要 .....			
授業計画 第1回：○○について（1）○○について（担当：○○○○） 第2回：○○について（2）△△について（担当：○○○○） ..... 第15回：○○○○（担当：△△△△） 定期試験			
テキスト ○○○○（△△著、○○出版）			
参考書・参考資料等 授業中に適宜資料を配付する。			
学生に対する評価 定期試験（80%）、毎回の授業の最後に提出する小レポート（20%）			

授業科目名： 理科指導法3	教員の免許状取得のための 必修科目（中学校） 選択科目（高等学校）	単位数： 2単位	担当教員名： ○○○○ 担当形態：クラス分け
科 目	教科及び教科の指導法に関する科目（中学校及び高等学校 理科）		
施行規則に定める 科目区分又は事項等	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
授業のテーマ及び到達目標 .....			
授業の概要 .....			
授業計画 第1回：○○について（1）○○について 第2回：○○について（2）△△について 第3回：△△について ..... 第15回：○○○○ 定期試験は実施しない。			
テキスト 中学校学習指導要領（平成○年○月告示 文部科学省）、高等学校学習指導要領（平成○年○月告示 文部科学省） 中学校学習指導要領解説 理科編（平成○年○月 文部科学省）、高等学校学習指導要領解説 理科編（平成○年○月 文部科学省）			



参考書・参考資料等 授業中に適宜資料を配付する。
学生に対する評価 レポート試験（80％）、模擬授業の発表内容（20％）

- ① 授業科目名・担当教員名、単位数等は、様式第2号、様式第4号、学則等に記載の名称と一致しているか確認すること。
- ② 教員の免許状取得のための必修／選択科目は、様式第2号に記載している内容と一致しているか確認すること。（選択必修科目は「選択」と記載する。）
- ③ 科目及び施行規則に定める科目区分又は事項は、以下の表を参考の上、施行規則に定められた科目区分及び事項の名称を「    」や（    ）、句読点も含めて正確に記載すること。

（記載例）

科目	施行規則に定める科目区分又は事項等	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康</li> <li>・人間関係</li> </ul> など、施行規則第2条第1項表備考第1号の名称を正確に記載すること。
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	
教科及び教科の指導法に関する科目（学校種及び（中・高のみ）免許教科を括弧書きで記載すること。）	教科に関する専門的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国語学</li> <li>・国文学</li> </ul> など、施行規則第3条、第4条及び第5条第1項表備考第1号の名称を正確に記載すること。
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）</li> </ul> など、施行規則第2条第1項表の第3欄等の名称を正確に記載すること。	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳の理論及び指導法</li> <li>・総合的な学習の時間の指導法</li> </ul> など、施行規則第2条第1項表の第4欄等の名称を正確に記載すること。	
教育実践に関する科目	教職実践演習 （教育実習及び学校体験活動のシラバス提出は不要。）	
大学が独自に設定する科目	（記載不要）	
養護に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）</li> </ul> など、施行規則第9条表備考第1号の名称を正確に記載すること。	
栄養に係る教育に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項</li> </ul> など、施行規則第10条表備考第1号の名称を正確に記載すること。	
特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目	（記載不要）
	特別支援教育領域に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</li> </ul> （中心領域：視、含む領域：知） など、施行規則第7条表の第2欄等の名称を正確に記載するとともに、中心となる領域、含む領域を括弧書きで略記（36ページ参照）すること。

	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	同上
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	・日本国憲法 など、施行規則第66条の6の名称を正確に記載すること。	

※専修免許状の課程については、施行規則第2条から第5条第1項表及び第9条、第10条表第2欄から第5欄までに定める科目の名称を「科目」欄に記載すること。（「右項の各科目に含めることが必要な事項」欄は記載不要。）

<作成例（教職実践演習）>

教職実践演習（小）		単位数：2単位	担当教員名 教科担当：×××× 教職担当：△△△△		
科目	教育実践に関する科目				
履修時期	4年次後期	履修履歴の把握	○	学校現場の意見聴取	○
受講者数	20人（5クラスで実施）				
教員の連携・協力体制	・・・・・・・・				
授業のテーマ及び到達目標	・・・・・・・・				
授業の概要	・・・・・・・・				
授業計画	第1回：オリエンテーション（担当：全教員） 第2回：履修カルテ及び教育実習の振り返り（1）○○について（担当：××××） 第3回：履修カルテ及び教育実習の振り返り（2）△△について（担当：△△△△） ・・・・ 第14回：・・・・・・・・ 第15回：・・・・・・・・ 定期試験は実施しない。				
テキスト	・・・・・・・・				
参考書・参考資料等	・・・・・・・・				
学生に対する評価	発表会の発表内容（○%）、フィールドワーク報告書（○%）、・・・（○%）				

- ① 「教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成20年10月24日課程認定委員会決定）」202ページ）に示す内容を参照の上、シラバスを作成すること。
- ② 教職実践演習の履修時期は、卒業年次の後期となる。それ以外の時期に実施する場合は、理由書（様式任意）を添付すること。
- ③ 「教科に関する専門的事項」と「教育の基礎的理解に関する科目等」の担当教員が分担して担当する場合は、「担当教員名」欄において「教科担当教員」「教職担当教員」と区別して記載すること。
- ④ 「受講者数」欄は、授業を実施する際の受講（予定）者の1クラスあたりの人数を記載すること。複数の教員が担当し、受講者をグループ分けして授業を実施する場合は、その旨を記載し1グループあたりの人数も記載すること。
- ⑤ 履修カルテを作成し、これを踏まえた指導を行う体制が備えられていることを確認の上、「履修履歴の確認」欄に「○」と記載すること。

- ⑥ 授業計画の立案に当たって、教育委員会や学校現場の意見聴取を行った場合には、「学校現場の意見聴取」欄に「○」と記載し、そうでない場合は「×」と記載すること。
- ⑦ 授業の実施における、学内の教員や学外の教育委員会との連携・協力体制について「教員の連携・協力体制」欄及び「授業計画」欄に記載すること。(特に、教科専門担当教員の連携・参画の方法について「授業の概要」や「授業計画」欄に具体的に記載すること。)
- ⑧ 上記以外の記載方法については、その他のシラバスの記載方法にならうこと。

## (7) 様式第3号

### <共通事項>

- ① 様式第2号(教育課程及び教員組織)の「授業科目」欄に記載される各授業科目の担当教員について記載し、提出すること。
- ② 複数の学科について申請を行う場合は、認定を受けようとする学科等ごとに別葉で作成すること。
- ③ 認定基準に必要専任教員が定められている区分(「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目)及び栄養に係る教育に関する科目、大学が独自に設定する科目ごとに別葉で作成すること。(施行規則第66条の6に定める科目については作成する必要はない。)
- ④ 認定を受けようとする免許状の校種(幼・小・中・高・養護・栄養・特支)及び教科ごとに別葉で作成すること。  
ただし、中学校教諭の教職課程と高等学校教諭の教職課程の認定を合わせて申請する場合、「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」についてのみ、中等教育の教職課程(中・高)の教員としてまとめること。
- ⑤ 課程認定上の専任教員は、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目のいずれかについてのみ専任教員として記載することができる。重複して専任教員としないよう留意すること。(※ただし、同一学科等の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」のみ重複して専任教員を充てることのできる。)
- ⑥ 書類の並び順は、様式第2号(教育課程及び教員組織)と同一とすること。(ただし、「保育内容の指導法」「各教科の指導法」については、教育の基礎的理解に関する科目等に併せて記載。なお、③のとおり「施行規則第66条の6に定める科目」については作成する必要はない。)
- ⑦ 様式に記載する順序については、「専任教員」→「兼任教員」→「兼任教員」の順に記載すること。また、専任教員・兼任教員・兼任教員ごとに、「教授」→「准教授」→「講師」→「助教」の順に記載すること。

- ⑧ 様式第2号記載の「授業科目名称」「担当教員名（専任教員のみ）」、シラバス及び様式第4号に記載の「教員名」「担当授業科目」と一致しているかどうかを確認すること。
- ⑨ 教職特別課程の申請の場合は、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科（保育内容）の指導法」に係るもののみ記載すること。

<一種・二種の免許状の課程>

i) 教科（領域）に関する専門的事項、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目

<作成例>

様式第3号（領域に関する専門的事項）							
学部・学科等別 教員組織に関する書類							
認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）	科目等の別	専任等の別	教授等の別	氏名（年齢）	担当授業科目	備考
〇〇学部 〇〇学科	幼一種免	領域に関する専門的事項	専任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××	1
			専任	准教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	2
			専任	講師	※〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××	3
			兼任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××	4
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	5
			兼任	助教	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××	6
			兼任	講師	△〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	7
							平成33年度 採用予定

- ① 様式名の後の括弧書き及び「科目等の別」欄に、該当する区分を記載すること。
- ② 認定を受けようとする学部・学科等及び認定を受けようとする免許状の種類（免許教科）は、様式第2号と一致するように記載すること。
- ③ 担当教員は「専任>兼任>兼任」、「教授>准教授>講師>助教」の順番で記載し、「備考」欄に通し番号を付番すること。（※この番号は様式第4号（教員個人に関する書類）のインデックスの番号と一致する。）なお、同一の教員の番号は一つとし、同一の教員を複数の学科等において複数回記載する際は、2度目以降は「前掲〇」と記載すること。
- ④ 認定年度の4月1日現在の年齢を記載すること。（※様式第4号①とは一致しない場合がある。）
- ⑤ 担当授業科目は、様式第2号の記載順と一致するように記載すること。
- ⑥ 「みなし専任教員」は、氏名の左に「※」を付記すること。（様式第2号と一致する。）
- ⑦ 年次計画により、認定年度の翌年度以降に採用する教員については、氏名の左に「△」を付し、「備考」欄に採用年度を記載すること。（様式第2号と一致する。）

ii) 大学が独自に設定する科目

〈作成例〉

様式第3号 (大学が独自に設定する科目)					
学部・学科等別 教員組織に関する書類					
認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類(免許教科)	科目等の別	氏名(年齢)	担当授業科目	備考
〇〇学部 〇〇学科	幼一種免	大学が独自に設定する科目	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××	11
			〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××	12
			〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	13
			〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	前掲3

- ① 様式名の後の括弧書き及び「科目等の別」欄には修正を加えないこと。
- ② 「大学が独自に設定する科目」を開設しない場合は提出不要。
- ③ 上記以外の項目については、i) を参照すること。

iii) 各教科の指導法・保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等

〈作成例〉

様式第3号 (各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等)																	
学部・学科等別 教員組織に関する書類																	
認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類(免許教科)	科目等の別	専任等の別	教授等の別	氏名(年齢)	担当授業科目			直近の課程認定審査の状況					備考			
						名称	科目区分	必要事項	担当授業科目				審査大学		審査年度		
									免許状の種類(免許教科)	名称	専任等の別	科目区分				必要事項	
〇〇学部 〇〇学科  大学において 共通開設(ただし、一部科目は〇〇学科で開設)  共通開設している学科の入 学定員の合計 〇〇人	中一種免 (英語) 高一種免 (英語)	各教科の指導法、 教育の基礎的理解に関する科目等	専任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××									21		
			専任	准教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××			中一種免	××××	専任			□□大学	H24	22	
			専任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××			中一種免	××××	兼任				■●大学	H25	前掲4
										××××				■●大学	H25		
										××××				■●大学	H25		
			兼任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××											23
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××			中一種免	××××	兼任			△△大学	H30再	24	
兼任	助教	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××											25			
兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××											26			

- ① 様式名の後の括弧書き及び「科目等の別」欄には、「教育の基礎的理解に関する科目等」に加えて、免許状の種類に応じて、「各教科の指導法」又は「保育内容の指導法」のいずれか(養護教諭、栄養教諭の課程の場合は記載不要。)を記載すること。

② 認定を受けようとする免許状の種類ごとに別葉とすること。ただし、中学校及び高等学校の教職課程で共通開設によりまとめて開設を行っている場合においては、一つの様式にまとめて記載すること。また、この場合においては、様式第2号に記載した「開設体制」の内容を転記すること。

③ 「担当授業科目」の「科目区分」「必要事項」欄には、当該授業科目の内容に応じて、以下表により該当する数字及び記号を記載すること。

・「必要事項」欄に、記号を複数記載する場合は、全ての記号を記載すること。その際、「A～C」のように略さず、「ABC」と記載すること。

ただし、平成29年度審査までの「教職の意義及び教員の役割」「教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）」「進路選択に資する各種の機会の提供等」の事項を合わせた科目を担当している場合においては、単に「C」と記載すること。

・「教育実習」「学校体験活動」「教職実践演習」「養護実習」「栄養教育実習」の「必要事項」欄には斜線を引くこと。

○幼稚園教諭の教職課程の場合（平成29年度審査まで）

教職に関する科目		科目 区分欄	必要 事項欄
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	C1
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		C2
	進路選択に資する各種の機会の提供等		C3
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	B
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		E
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		D
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	G
	保育内容の指導法	1-1	A
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	3	K
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	3	O
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		M
教育実習	4		
教職実践演習			

○幼稚園教諭の教職課程の場合（平成30年度審査以降）

教育の基礎的理解に関する科目等		科目 区分欄	必要 事項欄
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	1-1	A
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	B

する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		C
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		D
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		E
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		F
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		G
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	3	K
	幼児理解の理論及び方法		O
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		M
教育実践に関する科目	教育実習	4	
	学校体験活動		
	教職実践演習		

○小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の場合（平成29年度審査まで）

教職に関する科目		科目区分欄	必要事項欄
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	C 1
	教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。）		C 2
	進路選択に資する各種の機会の提供等		C 3
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	B
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		E
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		D
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	G
	各教科の指導法	1	A
	特別活動の指導法	3	J
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	3	K
	道徳の指導法 ※小学校教諭・中学校教諭のみ	3	H
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	3	L
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		M
	進路指導の理論及び方法		N
教育実習		4	
教職実践演習		4	

○小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の場合（平成30年度審査以降）

教育の基礎的理解に関する科目等		科目 区分欄	必要 事項欄
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	1	A
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	B
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		C
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		D
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		E
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		F
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		G
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 ※小学校教諭・中学校教諭のみ	3	H
	総合的な学習の時間の指導法		I
	特別活動の指導法		J
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		K
	生徒指導の理論及び方法		L
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		M
教育実践に関する科目	教育実習	4	
	学校体験活動		
	教職実践演習		

○養護教諭及び栄養教諭の教職課程の場合（平成29年度審査まで）

教職に関する科目		科目 区分欄	必要 事項欄
教育課程に関する科目	道徳及び特別活動に関する内容	5	O
養護実習、栄養教育実習		4	

※その他の事項については、「小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の場合（平成29年度審査まで）」により記載すること。



○養護教諭及び栄養教諭の教職課程の場合（平成30年度審査以降）

教育の基礎的理解に関する科目等		科目 区分欄	必要 事項欄
道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	5	○
教育実践に関する科目	養護実習、学校体験活動、栄養教育実習	4	

※その他の事項については、「小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の場合（平成30年度審査以降）」により記載すること。

- ④ 「直近の課程認定審査の状況」欄は、直近10年以内（平成21～30年度）に課程認定委員会において教員審査を受け、単独で担当することを可とされており、かつ、今回申請する担当授業科目と科目区分、学校種（共通開設できる場合を含む）及び授業内容が同一である場合には次のとおり記載し、該当しない場合は斜線を引くこと。

※ 変更届により担当することとなった場合は、教員審査を受けていないため、記載しないこと。

※ 課程認定申請時（再課程認定申請を含む。）に審査省略対象教員として申請した場合は、教員審査を受けていないので注意すること。

※ 再課程認定における教員審査については、62 ページ⑤の※に該当する場合のみ「H30再」と記載すること。

※ 教員審査を受けたときの申請大学と、今回の申請大学が異なる場合は、教員審査を受けたときの申請大学に「審査年度」等の必要事項を確認し、記載すること。

○ 「免許状の種類（免許教科）」欄について、直近の課程認定委員会において審査された際の免許状の種類（中・高の場合は免許教科も記載）について記載すること。

○ 「名称」欄について、直近の課程認定委員会において審査された当時の授業科目名称を記載すること。

○ 「専任等の別」欄について、直近の課程認定委員会において審査された当時の「専任教員」「兼任教員」「兼任教員」の別を記載すること。

○ 「審査大学」欄について、直近の課程認定委員会において審査された当時の審査大学名を記載すること。

○ 「審査年度」欄について、直近の課程認定委員会において審査された年度を記載すること。（平成27年に申請し、平成28年度より認定されている場合、審査年度は平成27年度となる。）審査年度は、「平成27年度」であれば「H27」のように略記すること。

- ⑤ 上記以外の項目については、i) を参照すること。

iv) 特別支援教育に関する科目

<作成例>

様式第3号(特別支援教育に関する科目)

学部・学科等別 教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類(領域)	科目の別	専任等の別	教授等の別	氏名(年齢)	担当授業科目			直近の課程認定審査の状況					備考		
						名称	科目区分	中心領域	免許状の種類(領域)	担当授業科目			審査大学		審査年度	
										名称	科目区分	中心領域				
〇〇学部 〇〇学科	特支一種免 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	特別支援教育に関する科目	専任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	1	知	/	/	/	/	/	/	/	16
						××××	1									
						××××	1									
			専任	准教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	2	知	特支一種免 (知・肢・病)	××××	2	知	□□大学	H 2 1	17	
						××××	2	知	××××	2	知	□□大学	H 2 1			
			専任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	3	病	特支一種免 (知・肢・病)	××××	3	病	■ ■ 大学	H 2 4	18	
						××××	3	病	××××	3	病	■ ■ 大学	H 2 4			
						××××	3	病	××××	3	病	■ ■ 大学	H 2 4			
兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	1	知	特支一種免 (知・肢・病)	××××	1	知	△△大学	H 2 5	20				
兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	2	肢	/	/	/	/	/	/	/	22			
兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	3	病	/	/	/	/	/	/	/	23			
兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	7	LD	/	/	/	/	/	/	/	24			

- ① 「担当授業科目」の「科目区分」欄については、当該授業科目の内容に応じて、以下のとおり記載すること。

特別支援教育に関する科目	同欄に記載する番号
特別支援教育の基礎理論に関する科目	1
特別支援教育領域に関する科目のうち、 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」	2
特別支援教育領域に関する科目のうち、 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	3
特別支援教育領域に関する科目のうち、 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	4
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」	5
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	6
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	7
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育実習	8

「担当授業科目」の「中心領域」欄については、当該授業科目の内容に応じて、以下のとおり記載すること。

特別支援教育領域	同欄に記載する事項
視覚障害者に関する教育の領域	視
聴覚障害者に関する教育の領域	聴
知的障害者に関する教育の領域	知
肢体不自由者に関する教育の領域	肢
病弱者に関する教育の領域	病
その他障害により教育上特別の支援を必要とする事項	L D

② 上記以外の項目については、i) iii) を参照すること。

#### v) 専修免許状の課程

〈作成例〉

様式第3号（教科に関する専門的事項）							
研究科・専攻等別 教員組織に関する書類							
認定を受けようとする研究科・専攻等	認定を受けようとする免許状の種類（免許教科・領域）	科目等の別	専任等の別	教授等の別	氏名（年齢）	担当授業科目	備考
〇〇研究科 〇〇専攻	小専免	各教科の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等	専任	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	1
			専任	准教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	2
			専任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	3
			兼担	教授	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ×××× ××××	4
			兼担	助教	〇〇〇〇 (〇〇歳)	×××× ××××	5
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	6
			兼任	講師	〇〇〇〇 (〇〇歳)	××××	7

① 一種・二種免許状の課程と同様に、様式名の後の括弧書き及び「科目等の別」欄に、該当する区分を記載し、それぞれ別葉で作成すること。

② 教科（領域）に関する専門的事項、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目（栄養に係る教育に関する科目に準ずる科目を含む）、「各教科（保育内容）の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目に分けて作成すること。

※「各教科（保育内容）の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等」は合わせて作成する。

③ 上記以外の項目については、i) iii) iv) を参照すること。

(8) 様式第4号

様式第3号に記載する全ての教員について、①履歴書②教育研究業績書③教員就任承諾書を提出すること。(様式第3号を作成しない「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を担当する教員については提出は不要。)なお、各書類において本人が自筆署名する場合においては押印の省略を可能とする。

i) ①履歴書

<作成例>

履歴書					
履 歴		性 別		生 年 月 日	
フリガナ	フリガナ	性別	男	生年月日 (年齢)	昭和○年○月○日 (満○歳)
氏名	○田 ○夫				
現住所	〒000-0000 東京都千代田区○丁目○番○○				
学 歴					
年 月	事 項				
昭和○年3月 平成○年3月	○○大学○○学部○○学科 卒業(学士(教育学)) ○○大学大学院○○研究科○○専攻 修了(博士(教育学))				
職 歴					
年 月	事 項				
平成○年4月 平成○年4月 平成○年4月	○○大学○○学部○○学科 講師(平成○年3月まで) ○○大学○○学部○○学科 准教授(平成○年3月まで) △△大学□□学部□□学科 教授(現在に至る)				
【過去の課程認定委員会における教員審査(単独担当「可」)】 ○○概論(平成○年、○○大学 准教授) 特別支援教育(平成30年、△△大学 准教授) <再課程認定>					
学会及び社会における活動等					
現在所属している学会	日本○○学会、△△学会				
年 月	事 項				
平成○年○月 平成○年○月	日本○○学会 会員(現在に至る) 全国○○協議会 会員(平成○年○月まで)				
賞 罰					
年 月	事 項				
年 月	特記事項なし				
平成31年 3月 ○日		上記のとおり相違ありません。 氏名 ○ 田 ○ 夫 印			

- ① 大学設置認可申請用の様式を使用しても構わない。その場合は、年収などの本様式にない項目については空欄とすること。
- ② 本調書を記載した日付(平成30年4月1日～申請書提出日まで)及び調書記載時点の年齢を記載すること。
- ③ 年月は、和暦で記載すること。
- ④ 学歴は、大学・高等専門学校(又はこれと同等以上の学校)卒業以上の学歴を、学位・称号を含めて記載すること。(該当するものがない場合は最終学歴を記載すること。)
- ⑤ 職歴は、以下のとおり記載すること。

全ての職歴（自営業、主婦、無職等含む）を記載するとともに、職名、職位等についても明記すること。

各職歴について在職期間を明確にし、現職については「現在に至る」と記載し、下線を引くこと。

申請書記載日以降に所属が変わる予定がある場合は、「就任予定」等と記載する。

研究者としての外国の大学等への留学歴も記載する。

過去10年以内の課程認定委員会における教員審査<sup>\*</sup>で、単独担当で「可」とされた者は当該審査に係る審査年・大学・職名及び担当授業科目名を記載する。（6 ページ（4）教員審査において「審査結果を尊重」する対象となる授業科目に限る。）

※平成30年度に実施した「再課程認定」による教員審査については、以下の事項を含む、一種又は二種免許状の科目について単独担当で「可」とされた者のみ記載が可能。

その場合においては、当該審査に係る審査年・大学・職名及び担当授業科目名に加えて「再課程認定」と記載する。

・小学校の教職課程の「各教科の指導法 外国語（英語）」又は「教科に関する専門的事項 外国語（英語）」

・中学校及び高等学校（英語）の教職課程の「英語文学」

・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭及び栄養教諭の教職課程の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」

・小学校、中学校及び高等学校の教職課程の「総合的な学習の時間の指導法」

・養護教諭及び栄養教諭の教職課程の「総合的な学習の時間に関する内容」

- ⑥ 学会及び社会における活動等は、申請時における所属学会及び専攻、研究分野等に関連する事項を記載すること。
- ⑦ 賞罰は、公的機関、学会、出版社等からの表彰又は職務上の懲戒処分、研究費の不正受給に係る処分等を記載すること。
- ⑧ 各事項について記載事項がない場合は、空欄とせず「特記事項なし」と記載すること。



「(単独)」「(複数)」「(オムニバス)」「(クラス分け)」等の担当形態を記載すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の名称は、必要に応じて「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「養護に関する科目」、「栄養に係る教育に関する科目」に変更すること。それら複数の区分で担当授業科目のある教員については、複数の区分を2段書きにするなどして一つの枠内に記載すること。

大学院の場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「特別支援教育に関する科目」のいずれかに担当授業科目名を記載し、「大学が独自に設定する科目」欄には斜線を引くこと。

- ③ 「教育上の能力に関する事項」欄は、以下の点に留意の上、それぞれ記載すること。なお、各項目について特記事項のない場合は、「特記事項なし」と記載すること。(申請年度における担当授業科目がある教員のほか、過去に高等教育機関で担当授業科目があった教員についても記載。)

○ 1 教育方法の実践例

大学・短期大学・大学院などの高等教育機関において授業科目を担当している教員が、学生の理解を図るため、工夫を凝らした分かりやすい授業を実施している場合、その内容を記載すること。

- (例) ・ ICT等を活用した授業方法  
・ 学生の授業外における学習効果促進のための取組  
・ 授業内容のWEB上での公開

○ 2 作成した教科書・教材

教員が、学生の理解を図るために作成し、大学での授業や教職指導などにおいて活用している教科書や教材等を記載すること。

また、本欄に記載した事項が「担当授業科目に関する研究業績等」にも該当する場合は、それぞれに記載すること。

○ 3 教育上の能力に関する大学等の評価

教員が、学生の理解を図るために行っている教育上の取組(大学での授業や教職指導などを通じた取組)に対して、大学等から特に高い評価を受けたものがあれば記載すること。

- (例) ・ 各大学における自己点検・自己評価での評価結果  
・ 学生による授業評価(FDアンケート)の結果、教員相互による評価結果

○ 4 実務の経験を有する者についての特記事項

教員の、学校現場等での教育に関する取組の中で学生の理解を図ることに資するものがあれば記載すること。

- (例) ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校での教育実績(出前講座など)  
・ 大学から受け入れた教育実習生等に対する指導

○ 5 その他

教員が学生の理解を図るために行っている取組のうち、上記に該当しないものを記載すること。

- (例) ・ 大学教育改善に関する団体等での活動の概要

- ④ 「職務上の実績に関する事項」は、以下の点に留意の上、それぞれ記載すること。なお、各項目について特記事項のない場合は、「特記事項なし」と記載すること。(申請年度における担当授業科目がある教員のほか、過去に高等教育機関で担当授業科目があった教員についても記

載。)

○ 1 資格、免許

教員が、担当授業科目と関連のある教員免許等の資格、免許等を有している場合は記載すること。教員免許状等の資格を記載するに当たっては、その登録番号等も併記すること。

○ 2 学校現場等での実務経験

教員が、学校現場等において担当授業科目と関連のある実務経験(職歴)を有している場合は、「年 月」にその実務経験の年数を、「概要」に時期、勤務先と主な職務内容等を記載すること。  
なお、申請書作成時点において現職の場合は、時期に「(現在に至る)」と記入し、認定後も現職を継続する場合は下線を引くこと。

○ 3 実務の経験を有する者についての特記事項

教員の、学校現場等での教育に関する取組の中で担当授業科目と関連のあるものがあれば記載すること。

また、本欄に記載した事項と関連して教育実践記録等を作成している場合は、「担当授業科目に関する研究業績等」にも併せて記載すること。

- (例)
- ・研究指定校での教育課程の研究開発
  - ・教員を対象とした研修等の講師の経験
  - ・教育委員や学校評議会の委員等の経験

○ 4 その他

担当授業科目と関連のある職務上の実績のうち、上記に該当しないものを記載すること。

⑤ 「担当授業科目に関する研究業績等」は、以下の点に留意の上、教職課程における担当授業科目ごとに関連する当該教員の研究業績等をそれぞれ記載すること。

※「総合的な学習の時間の指導法」に関する業績については、当該科目に関する業績を有していない場合に限り、①10年以上前の、「総合的な学習の時間の指導法」に関する業績又は②10年以内の「各教科の指導法」「道徳教育の指導法」「特別活動の指導法」に関する業績を記載すること。

※小学校教諭免許状課程における「各教科の指導法(外国語(英語))」に関する業績については、当該科目に関する業績を有していない場合に限り、①10年以内の「外国語活動(英語)」に関する業績を記載すること。なお、①に関する業績も有していない場合においては、②10年以内の「各教科の指導法(中学校又は高等学校 英語)」に関する業績を記載すること。

○ 「担当授業科目」欄には、様式第2号の記載順に合わせて授業科目名を記載すること。

○ 担当授業科目ごとに区分線を引き、研究業績を記載すること。(研究業績ごとに担当授業科目名称を記載しないこと。)ただし、△△指導法Ⅰ～Ⅳなど番号違いのみの一連の科目については、一つの枠にまとめて記載することができる。

○ 各担当授業科目に関連する研究業績について、(著書)、(学術論文等)、(教育実践記録等)、(その他)の順で該当するものを記載し、新たな区分を設けないこと。

○ 複数の授業科目を担当する場合で、同一の研究業績等の同一の内容が複数の授業科目に係る場合、2科目目以降は「概要」欄に「再掲のため、略」と記載することができる。その場合でも、概要欄以外は略することができないので留意すること。



- **「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載可能なのは、公刊済の活字業績のみ**であるため、それ以外の業績については、「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載すること。
- (著書)については、出版社を通して流通し、書店などにおいて販売されている書籍の書名を記載すること。
- (学術論文等)については、国際学術雑誌、学会機関紙、研究報告等に学術論文として発表したものの題名を記載すること。学位論文については、その旨を記載すること。
- (教育実践記録等)については、大学や教職員支援機構等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等で活字化したもの(いわゆる「研究紀要」「研究集録」「研究レポート」「実践レポート」「教育論文」等)を記載すること。なお、栄養に係る教育に関する科目の担当教員については学校給食関係雑誌、冊子等で実践経験に基づく研究成果を発表した業績等を記載すること。
- (その他)については、担当授業科目に関連する報告書や教育関係雑誌など、活字として発表し、広く世間一般に向けて刊行されている研究業績を記載すること。
- 「単著・共著」欄には、当該著書等に記載された著作者が1人である場合には「単」、著作者が複数で単独執筆ページがある場合は「共」と記載すること。
  - ・ (著書)の場合は、単独執筆の箇所がある場合であっても、著作者が複数の場合は「共」と記載すること。
  - ・ (学術論文等)(教育実践記録等)(その他)の場合は、当該論文等に係る単著・共著の別を記載すること。(掲載媒体の単著・共著ではない。)
- 「出版社又は発行雑誌等の名称」欄には、(著書)の場合は出版社を、(学術論文等)(教育実践記録等)(その他)の場合は掲載媒体の名称(巻・号を含む。)を正確に記載すること。
- 当該業績において本人が単独で執筆したページ数の合計を「執筆ページ数」欄に記載すること。
  - ・ 単著・共著及び発行形態の別を問わず、当該業績の総ページ数と本人が記載したページ数の合計が異なる場合においては、本人が執筆したページ数の合計に加えて、当該書籍又は学術論文、雑誌等の総ページ数を括弧書きで記載すること。(研究紀要などの論文集については、論文集の総ページ数ではなく当該学術論文の総ページ数を記載する。)
  - ・ 共同研究等により本人が執筆したページ数の合計が記載できない場合に限り、執筆ページ数の代わりに(抽出不可)と記載した上で(当該業績の総ページ数の記載は必要である)、当該著書等(学術論文の場合は当該論文)の執筆箇所の具体的な内容を「概要」欄の最後に記載すること。なお、役割が監修、編集、翻訳、執筆指導、発表、実験データ提供など、本人が当該著書等を直接執筆していないものは本人の活字業績とみなすことができないため、この場合は「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載すること。
- 共著の業績は、「概要」欄に本人を含めた著者全員の氏名を漏れなく(著者が非常に多数にわたる場合は、本人を含めた上で、主要な著者及び著者の合計人数を記載する。)記載すること。その上で、本人の氏名に下線を引くこと。
- 「概要」欄には、著書等の内容を200字程度で記載し、担当授業科目と**特に関係する**記述

の箇所に下線を引くこと。また、日本語で記載すること。なお、共著の場合は、当該業績全体の概要に加えて、本人が執筆した内容を記載すること。

- 本調書記載日以降に発行予定の業績については記載しないこと。  
(論文として発表済であっても、未刊行の場合は記載できない。)

### iii) ③教員就任承諾書

<作成例>

様式第4号(教員個人に関する書類)	
教員就任承諾書	
学校法人○○ 理事長 ○○ ○○ 殿	平成31年3月○○日
	氏名 ○○ ○○ 印
私は、○○大学○○学部○○学科の教職課程の認定の上は、当該学科等の専任教員として、平成32年4月1日から就任し、下記の科目を担当することを承諾します。	
・○○○概論Ⅰ ・○○○概論Ⅱ ・○○○演習 ・○○○基礎論	

- ① 宛名は、様式第1号で記載する申請大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。
- ② 日付は、教員が本調書を実際に記載した月日を記載すること。(平成30年4月1日～申請書提出日まで)
- ③ 本文には、認定を受けようとする学部・学科等(専攻等に定員を置いている場合は専攻まで)の名称を記載すること。複数の学科等で複数の授業科目を担当する場合でも、一つの学科等を記載し、複数枚作成しないこと。(専任教員となる学科等がある場合には、その学科等を、その他の場合は、様式第2号(概要)に先に記載している学科等名のを記載すること。)
- ④ 「専任教員」、「兼任教員」「兼任教員」のいずれかを記載すること。(専任>兼担>兼任の順で選択すること。)
- ⑤ 就任日は、認定年度(平成32年度)の4月1日で記載すること。ただし、平成32年度以降に採用予定の場合は、その年度の4月1日とすること。
- ⑥ 認定を受けようとする学科等の教職課程において担当する授業科目を**全て**記載すること。(施行規則第66条の6の科目は除く。)科目名称は様式第2号と一致させること。(複数の授業科目を担当する場合は、様式第2号の授業科目記載順に合わせること。)

(9) 様式第5号

- ・ 本計画書には、大学における教育実習実施計画（教育実習、養護実習及び心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習の一部として実施する「学校体験活動」に関する実施計画を含む。）を具体的に記載すること。
- ・ 本計画書とともに、実習校からの受入承諾書（様式の指定はないが、「学校体験活動」を行う場合は、本文中に当該「学校体験活動」が学校の指示の下に行う活動であることを明記すること。）の原本を提出すること。（大学が直接実習校から承諾を得る場合は、承諾を得た学校全ての提出が必要である。教育委員会を通じて承諾を得る場合は、当該教育委員会のものを提出すること。日付は平成30年4月1日～申請書提出までの間の日で記載すること。）

<作成例>

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）	
教育実習等実施計画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 <教育実習> 3年次9月～10月 <学校体験活動> 4年次7月～9月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 <教育実習> 中学校4週間（180時間）、高等学校2週間（90時間） <学校体験活動> 中学校又は高等学校週1回（合計40時間）
③	実習校の確保の方法 <教育実習> 大学が指定する学校の中から、実習生が希望する実習校を選び内諾を得る。 <学校体験活動> 教育実習と同じ学校に実習生が内諾を得る。
④	実習内容 <教育実習> . . . . <学校体験活動> . . . .
⑤	実習生に対する指導の方法 <教育実習> ○日ごとに、指導教員が実習校へ巡回指導を行う。 <学校体験活動> 週1回、実習生から指導教員へ提出された報告書をもとに指導を行う。 あわせて、○月に指導教員が実習校へ巡回指導を行う。
⑥	教育実習の成績評価（評価の基準及び方法） <教育実習> . . . . <学校体験活動> . . . .
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 <教育実習> . . . . <学校体験活動> . . . .
②	内容（具体的な指導項目） <教育実習> . . . . <学校体験活動> . . . .

- ① 「教育実習（養護実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習）」に「学校体験活動」を含める場合においては、各項目に学校体験活動の内容も記載すること。
- ② 教育実習（学校体験活動）の総時間数は、大学設置基準により実習は1単位30～45時間までの範囲で大学が定める時間としていることから、以下の時間数の範囲内となる。（教育実習の中に学校体験活動を含める場合は、以下の時間数から1単位あたり30～45時間の時間数が低減される）
  - ・（4単位） 120～180時間 幼稚園／小学校／中学校／養護教諭
  - ・（3単位） 90～135時間 養護教諭二種
  - ・（2単位） 60～90時間 高等学校／特別支援学校／学校体験活動
  - ・（1単位） 30～45時間 栄養教諭／学校体験活動

<p>3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）</p> <p>① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会等の名称 教職委員会</li> <li>・ 委員会等の構成員（役職・人数など）・・・</li> <li>・ 委員会等の運営方法 毎月1回、年12回開催する。〇〇について審議を行う。・・・</li> </ul> <p>【委員会の組織図】</p> <p>別途添付のとおり</p> <p>② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）</p> <p>&lt;教育実習・学校体験活動共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会等の名称 教育実習運営委員会</li> <li>・ 委員会等の構成員（役職・人数など）・・・</li> <li>・ 委員会等の運営方法 〇、△、◇月に、年〇回開催する。・・・</li> </ul> <p>&lt;学校体験活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇、△月の教育実習運営委員会にて〇〇学校との連絡調整会議を実施している。</li> </ul> <p>【委員会の組織図】</p> <p>別途添付のとおり</p>																											
<p>4 教育実習の受講資格</p> <p>1. 3年次開始時点ですべて以下に掲げる科目を修得済又は履修中であること。 道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、生徒指導論、教育相談論（進路指導を含む）、各教科の指導法の必修科目、教科に関する専門的事項（10単位以上）</p> <p>2. 3年次開始時点の修得総単位数が〇単位以上であること。</p> <p>3. 上記全てを満たしたうえで、登録申請を行った者に、教職委員会にて受講を許可する。</p>																											
<p>5 実習校</p> <table border="1"> <tr> <td>教育実習活動</td> <td>学級数の合計</td> <td colspan="2">幼稚園〇学級、小学校〇学級、中学校〇学級、高等学校〇学級、特別支援学校〇学級</td> </tr> <tr> <td>○ ○</td> <td>学校名</td> <td>〇〇市立〇〇小学校（△△県××市〇〇町1-23）</td> <td>学級数：〇〇 児童数：〇〇人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教員数</td> <td>〇〇人（内訳）教諭〇〇人、助教諭〇〇人、講師〇〇人、養護教諭〇人、養護教諭〇人、栄養教諭〇人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ ○</td> <td>学校名</td> <td>〇〇市立〇〇中学校（△△県××市〇〇町1-23）</td> <td>学級数：〇〇 生徒数：〇〇人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教員数</td> <td>〇〇人（内訳）教諭〇〇人、助教諭〇〇人、講師〇〇人、養護教諭〇人、養護教諭〇人、栄養教諭〇人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ ×</td> <td>教育委員会名</td> <td>〇〇市教育委員会</td> <td>小学校：〇〇校 中学校：〇〇校</td> </tr> </table>				教育実習活動	学級数の合計	幼稚園〇学級、小学校〇学級、中学校〇学級、高等学校〇学級、特別支援学校〇学級		○ ○	学校名	〇〇市立〇〇小学校（△△県××市〇〇町1-23）	学級数：〇〇 児童数：〇〇人		教員数	〇〇人（内訳）教諭〇〇人、助教諭〇〇人、講師〇〇人、養護教諭〇人、養護教諭〇人、栄養教諭〇人		○ ○	学校名	〇〇市立〇〇中学校（△△県××市〇〇町1-23）	学級数：〇〇 生徒数：〇〇人		教員数	〇〇人（内訳）教諭〇〇人、助教諭〇〇人、講師〇〇人、養護教諭〇人、養護教諭〇人、栄養教諭〇人		○ ×	教育委員会名	〇〇市教育委員会	小学校：〇〇校 中学校：〇〇校
教育実習活動	学級数の合計	幼稚園〇学級、小学校〇学級、中学校〇学級、高等学校〇学級、特別支援学校〇学級																									
○ ○	学校名	〇〇市立〇〇小学校（△△県××市〇〇町1-23）	学級数：〇〇 児童数：〇〇人																								
	教員数	〇〇人（内訳）教諭〇〇人、助教諭〇〇人、講師〇〇人、養護教諭〇人、養護教諭〇人、栄養教諭〇人																									
○ ○	学校名	〇〇市立〇〇中学校（△△県××市〇〇町1-23）	学級数：〇〇 生徒数：〇〇人																								
	教員数	〇〇人（内訳）教諭〇〇人、助教諭〇〇人、講師〇〇人、養護教諭〇人、養護教諭〇人、栄養教諭〇人																									
○ ×	教育委員会名	〇〇市教育委員会	小学校：〇〇校 中学校：〇〇校																								

- ③ 委員会等は、教育実習と学校体験活動における組織体制が同一の場合はまとめて記載すること。
- ④ 委員会の組織図は、各大学に設置している運営体制の組織図を略記すること。本欄に収まらない場合は、別添資料を本様式の後ろに添付すること。
- ⑤ 学校体験活動を実施する場合には、「②大学外の関係機関」に大学と学校体験活動の実習校との連携体制について記載すること。
- ⑥ 教育実習の受講資格は、教育実習の受講の条件として教員免許状取得に係る単位の取得条件を記載すること。
- ⑦ 実習校は、学校体験活動の実習校についても併せて記載し、教育実習又は学校体験活動の実習校に○を記載すること。（学校体験活動を開設していない、又は実習校ではない場合は×を記載する。）
- ⑧ 大学が直接実習校から受入承諾を得る場合には、当該校全ての学校名、学級数、児童数、教員数（平成30年5月1日現在）を記載すること。また、教育委員会を通じて実習の承諾を得る場合には、当該教育委員会名及び学校数（平成30年5月1日現在）を記載すること。  
※該当がない方の欄は、空欄にせず削除すること。
- ⑨ 「学級数の合計」欄は実習先の校種ごとに記載し、該当する校種がない場合は記載しないこと。教育委員会を通じて実習先を確保している場合、学校体験活動の受入有無が学校により異なる場合は、行を分けて記載すること。

(10) 様式第6号

- 本様式は、申請大学全体における（今回申請を行う課程のみではない）、認定基準に定める「保育内容の指導法」、「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「特別支援教育に関する科目」それぞれにおいて作成すること。ただし、特別支援教育に関する科目の履修体制に関する書類は、特別支援学校教諭免許状の課程を申請する場合のみ提出すること。また、特別支援学校教諭免許状の課程のみを申請する場合は、特別支援教育に関する科目の履修体制に関する書類のみを提出すること。

※ 特別支援教育に関する科目の履修体制に関する書類を作成する場合は、様式名の後の括弧書き及び各項目名を「特別支援教育に関する科目」に変更すること。

- 「2 他大学で開設する教育の基礎的理解等に関する科目の履修体制」欄には、他大学において開設する授業科目がある場合のみ記載すること。

※ 該当科目がない場合は「2 他大学で開設する教育の基礎理論に関する科目等の履修体制」欄を作成しないこと。

<作成例>

様式第6号（教育の基礎的理解に関する科目等の履修体制に関する書類）

1 自大学で開設する教育の基礎的理解に関する科目等の履修体制

①教育の基礎的理解に関する科目等の開設学部・学科等（所在地）	②①の学科等で開設する科目を履修する学生の所属学部・学科等（所在地）	③②の学部・学科等において認定を受けている（受けようとする）免許状の種類	④②の学科等の入学生定員	⑤①の学科等における教育の基礎的理解に関する科目等の担当教員数（実数）	⑥⑤の教員数のうち①の学科等に籍を有する専任教員数（実数）
教育学部 教育学科（東京都千代田区・・・） 法学部 法学科（東京都千代田区・・・）	教育学部 教育学科（東京都千代田区・・・） 法学部 法学科（東京都千代田区・・・） 経済学部 経済学科（東京都千代田区・・・） 文学部 文学科（東京都世田谷区・・・）	中一種免（国語） 高一種免（国語） 中一種免（社会） 高一種免（地理歴史） 高一種免（公民） 中一種免（数学） 高一種免（数学）	100人 50人 50人 50人	15人 2人	3人 1人
小 計			250人	17人	4人
教育学部 教育学科（東京都千代田区・・・）	教育学部 教育学科（東京都千代田区・・・）	幼一種免	20人	8人	5人
小 計			20人	8人	5人
教育学部 教育学科（東京都千代田区・・・）	教育学部 教育学科（東京都千代田区・・・）	小一種免	30人	8人	5人
小 計			30人	8人	5人

2 他大学で開設する教育の基礎的理解に関する科目等の履修体制

①教育の基礎的理解に関する科目等を開設する大学・学部・学科等（所在地）	②教職課程認定を有する学部・学科等（所在地）	③②の学部・学科等において認定を受けている（受けようとする）免許状の種類	④他大学における開設授業科目	
			名称	単位数
〇〇大学 ××学部 ▲▲学科（所在地）	教育学部 〇〇学科（所在地）	中一種免（国語） 高一種免（国語）	教職論 特別活動論	2 2
			計	4

- ① 「1 自大学で開設する教育の基礎的理解に関する科目等の履修体制」の各欄においては、以下のとおりとすること。以下の免許状の種類ごとに罫線で区切り、作成すること。

- ・幼稚園教諭の教職課程
- ・小学校教諭の教職課程
- ・中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭・栄養教諭の共通開設を行う教職課程ごと（団地別）

(例) 大学が、幼・小・中（家庭）・高（家庭）・栄の課程を有する場合

⇒幼／小／中高栄を、罫線で三つに区切り、それぞれの区分ごとの状況を記載すること。

- 「①教育の基礎的理解に関する科目等の開設学部・学科等（所在地）」欄には、「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目が、実際に開設されている学部・学科等及びこれらの所在地（「教育の基礎的理解に関する科目等」を受講するキャンパスの所在地）を記載すること。  
なお、「教育の基礎的理解に関する科目等」一部の授業科目が開設されている学部・学科等がある場合や、認定基準3（5）により複数の団地で「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設している場合は、当該学部・学科等及びこれらの所在地をもれなく記載すること。
- 「②①の学科等で開設する科目を履修する学生の所属学部・学科等（所在地）」欄には、「①教育の基礎的理解に関する科目等の開設学部・学科等（所在地）」欄に記載された学部・学科等において開設されている授業科目を、実際に履修する学生の所属学部・学科等及びこれらの所在地を記載すること。
- 「③②の学部・学科等において認定を受けている（受けようとする）免許状の種類」欄には、「②①の学科等で開設する科目を履修する学生の所属学部・学科等（所在地）」欄に記載されている学部・学科等ごとの免許状の種類・免許教科・領域を記載すること。また、記載に当たっては、様式第2号と同様に略記すること。
- 「④②の学科等の入学定員」欄には、学則に定める入学定員（認定基準3（5）により複数の団地で「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設している場合は、団地ごとに定められている定員数）を記載すること。なお、編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は記載しないこと。
- 「⑤①の学科等における教育の基礎的理解に関する科目等の担当教員数（実数）」欄には、「①教育の基礎的理解に関する科目等の開設学部・学科等（所在地）」の学科等の教育の基礎的理解に関する科目等の担当教員数（教育の基礎的理解に関する科目等を担当する専任・兼任・兼任教員の合計数）を実数で記載すること。
- 「⑥⑤の教員数のうち①の学科等に籍を有する専任教員数（実数）」欄には、「⑤①の学科等における教育の基礎的理解に関する科目等の担当教員数（実数）」のうち、教職課程上配置している専任教員の数を実数で記載すること。

② 「2 他大学で開設する教育の基礎的理解に関する科目等の履修体制」の各欄においては、以下のとおりとすること。

- 「①教育の基礎的理解に関する科目等を開設する大学・学部・学科等（所在地）」欄には、施行規則第22条第3項及び認定基準3（1）により他大学において開設されており、自大学の「教育の基礎的理解に関する科目等」に含むこととなる「教育の基礎的理解に関する科目等」が開設されている大学・学部・学科等及びこれらの所在地を記載すること。

- 「②教職課程認定を有する学部・学科等（所在地）」欄には、施行規則第22条第3項及び認定基準3（1）により自大学の「教育の基礎的理解に関する科目等」に含むこととなる、自大学の学部・学科等において認定を受けている（受けようとする）免許状の学校種及び免許教科を全て記載すること。

(11) 様式第7号

<作成例>

様式第7号（認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類）

1 施設・設備の概要

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③①の学部・学科等において使用する施設・設備	④備考
教育学部 教育学科	小一種免	講義室 理科実験室 音楽室 図画工作実習室 調理室 体育館 プール	○室 ○室 ○室 ○室 ○室 ○棟 (○○附属学校のプール)
理学部 理学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）	講義室 実験室	○室 ○室
⑤施行規則第66条の6に定める「情報機器の操作」及び施行規則第2条第1項表などに定める「情報機器及び教材の活用」において使用する施設・設備			
・コンピュータ演習室（1室、学生が利用可能な端末を200台設置） ・講義室（3室、各講義室に電子黒板1台を設置） ・教職支援センターにて、デジタル教科書をインストールしたノートパソコン及びタブレットの貸出しを行っている。（ノートPC20台/タブレット5台）			
⑥施行規則第66条の6に定める「体育」において使用する施設・設備			
グラウンド、体育館、プール（○○附属学校のプール）			

2 図書等の状況

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③②の教職課程に関する図書の種類	④冊数
教育学部 教育学科	小一種免	教科及び教科の指導法に関する科目 教育の基礎的理解に関する科目等	○○○○冊 ○○○○冊
理学部 理学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）	教科及び教科の指導法に関する科目 （理科） 教育の基礎的理解に関する科目等	○○○○冊 ○○○○冊
		合計（実数）	○○○○冊

3 教職課程に関連のある施設・設備、役割など

<p>教職支援センター</p> <p>教職課程を履修する学生への免許状取得、教育実習、教員採用試験等に関する資料の閲覧・貸出及び自習スペースの提供、客員教授（校長経験者）による面接指導を行っている。</p>
---

- ① 「1 施設・設備の概要」の「③①の学部・学科等において使用する施設・設備」欄には、認定を受けようとする免許状の種類に応じて様式第2号に記載する授業科目を開設する場合において必要な施設・設備を記載すること。なお、施行規則第66条の6に定める科目のうち「情報機器の操作」、「体育」及び施行規則第2条第1項表などに定める「情報機器及び教材の活用」に関する施設・設備に関する内容については、⑤又は⑥に記載するため、本欄には記載不要で

ある。また、学外における施設・設備を利用する場合は、備考欄に学校名、施設名等を記載すること。 ※ 施設・設備に備え付けられた個別の機械・器具を記載する必要はない。

- ② 「1 施設・設備の概要」の「施行規則第66条の6に定める「情報機器の操作」及び施行規則第2条第1項表などに定める「情報機器及び教材の活用」において使用する施設・設備」欄には、「情報機器の操作」や「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の情報機器の活用に関する施設・設備及び機器の設置状況について記載すること。また、施設・設備には備え付けられておらず、随時教員や学生へ貸出を行っている情報機器等があれば併せて記載すること。
- ③ 「2 図書等の状況」の「③②の教職課程に関する図書の種類」欄に記載する図書の種類は、免許状の種類に応じて、以下の科目区分を記載し、「④冊数」欄にそれぞれの科目の図書の冊数を記載すること。

免許状の種類	科目区分
幼稚園教諭の教職課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領域及び保育内容の指導法に関する科目</li> <li>・教育の基礎的理解に関する科目等</li> </ul>
小学校教諭の教職課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科及び教科の指導法に関する科目（××）</li> <li>・教育の基礎的理解に関する科目等</li> </ul>
中学校教諭の教職課程（免許教科××） 高等学校教諭の教職課程（免許教科××）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科及び教科の指導法に関する科目（××）</li> <li>・教育の基礎的理解に関する科目等</li> </ul>
特別支援学校教諭の教職課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育に関する科目</li> </ul>
養護教諭の教職課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護に関する科目</li> <li>・教育の基礎的理解に関する科目等</li> </ul>
栄養教諭の教職課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養に係る教育に関する科目</li> <li>・教育の基礎的理解に関する科目等</li> </ul>

※複数の免許状の認定を受けようとする大学で、「教育の基礎的理解に関する科目等」の冊数を免許状の種類ごとに区別することができない場合は、まとめて記載しても差し支えない。この場合の「②①の学部・学科等における免許状の種類」欄には、認定を受けようとする免許状の種類を一括して記載すること。

- ④ 「3 教職課程に関連のある施設・設備、役割など」は、教職課程の授業科目を開設する場合以外で教職の授業や教員採用試験対策等で活用しているなど教職に関連する施設・設備（模擬授業実践室、教育実習相談室等）（学外の施設を含む。）及びこれらの教職課程運営上の役割などを記載すること。学外の施設については、学外の施設であることを明記すること。  
※進路室・キャリアサポートセンターや教務課等で教職関連を指導しているのであれば、その旨を記載すること。なお、本欄に記載する事項がない場合には、「特になし」と記載すること。



## (12) 様式第 8 号

### i) 様式第 8 号ア

本書類の記載分量は、両面印刷で 3 枚以内とすること。

<作成例>

様式第 8 号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成に対する理念等に関する書類）

#### (1) 大学・学科の設置理念

##### ①大学

##### ②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

#### (2) 教員養成に対する理念・構想

##### ①大学

##### ②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

#### (3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごと）

- ① 「(1) 大学・学科の設置理念」には、申請大学及び認定を受けようとする学科等の設置理念を記載すること。なお、大学のディプロマ・ポリシーや大学設置認可申請時の申請書など、規定されている理念等がある場合はその内容を記載すること。
- ② 「(2) 教員養成に関する理念・構想」には、(1) で記載した理念に基づき、大学及び認定を受けようとする学科等における教員養成の理念及びそれを実現させるための構想、養成したい教員像を具体的に記載すること。
- ③ 「(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨」には、(1) (2) において記載した大学や学科等の設置理念及び教員養成理念に基づき、今回申請を行う課程を設置することの意義や必要性、理由について、認定を受けようとする学校種・免許教科ごとに具体的に記載すること。

## ii) 様式第8号イ

本書類の記載分量は、両面印刷で3枚以内とすること。

<作成例>

様式第8号イ
<b>I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況</b>
(1) 各組織の概要
組織名称:
目的:
責任者:
構成員(役職・人数):
運営方法:
(2) (1) で記載した個々の組織の関係図
<b>II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組</b>
(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等
(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等
取組名称:
連携先との調整方法:
具体的な内容:
<b>III. 教職指導の状況</b>

① 「I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況」欄の「(1) 各組織の概要」欄には、体系的な授業科目の履修を達成するための全学的組織及び各学科等における組織の状況を、以下のように記載すること。

- ・「組織名称:」⇒ 組織の具体的な名称
- ・「目的:」⇒ 組織の目的及び審議事項
- ・「責任者:」⇒ 組織の責任者の役職名
- ・「構成員(役職・人数):」⇒ 組織を構成する具体的な役職及び人数
- ・「運営方法:」⇒ 開催頻度、具体的な運営方法及び検討される議事など

※ 複数の組織を設置している大学については、「組織名称」・「目的」・「責任者」・「構成員(役職・人数)」・「運営方法」の各項目を含めて、①, ②と番号を付して表を複製し、記載すること。

② 「I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況」欄の「(2) (1) で記載した個々の組織の関係図」欄には、「(1) 各組織の概要」で記載した各組織の関係を表す図表(全学的組織と各学科等における組織の役割関係など)を略記すること。

- ③ 「Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組」欄の「(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等」欄には、都道府県及び市区町村教育委員会と連携して行っている（又は行う予定としている）取組についての具体的な名称や内容を、どのように教育委員会と連絡を取り合っているかなどを含めて、箇条書きにして記載すること。なお、該当する取組がない場合には、「特になし」と記載すること。（教職課程の科目として行っている学校体験活動を除く。）
- ④ 「Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組」欄の「(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等」欄には、都道府県及び市区町村教育委員会、学校並びに地域社会等と連携して行っている（又は行う予定としている）取組について、以下のように記載すること。
- ・「取組名称：」 ⇒ 取組の具体的な名称
  - ・「連携先との調整方法：」 ⇒ 取組に関する連携先との具体的な調整方法（どのように、連絡を取り合っているかなど）
  - ・「具体的な内容：」 ⇒ 具体的な取組内容
- ※複数の取組を実施している大学については、「取組名称」・「連携先との調整方法」・「具体的な内容」の各項目を含めて、①、②と番号を付して表を複製し、記載すること。なお、該当する取組がない場合には、「特になし」と記載すること。
- ⑤ 「Ⅲ. 教職指導の状況」欄には、学内の教職指導体制及び教職指導の内容（教職課程のガイダンス、履修指導及び各種相談への対応等）について、具体的に記載すること。

### iii) 様式第8号ウ（各段階における到達目標）

<作成例>

様式第8号ウ		
<教育学部教育学科>（認定課程・小一種免）		
(1) 各段階における到達目標		
履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	
	後期	
2年次	前期	
	後期	
3年次	前期	
	後期	
4年次	前期	
	後期	

- ① 学科等ごとに別葉で作成すること。なお、「認定課程」には、認定を受けようとする学校種、免許教科（中学校・高等学校の場合）を記載し、それぞれ別葉で作成すること。

- ② 「履修年次」は、認定を受けようとする課程の修業年限に応じて、適宜行を削除すること。  
 また、履修年次における時期は、大学の学則において定める履修期の区分のとおり記載すること。  
 ※ Semester制を導入している場合は、前期・後期に代えて各Semesterを記載する。  
 ※ 前期・後期区分に加えて「通年」や「集中」の区分を定めており教職課程の科目を実施する場合は、行を追加し記載する。
- ③ 「到達目標」は、各学年及び学期ごとに学生が修得すべき事項を具体的に記載すること。(履修する科目の名称は様式第8号ウの「具体的な履修カリキュラム」に記載するため、本表には履修科目の名称を羅列するのではなく、到達目標として目指す学生の姿を具体的に記載すること。)なお、一般的に学生の履修する内容や各学期における到達目標は学科等ごとに異なると考えられるため、複数の課程を申請する際は、他学科等の記載内容を複製して作成することのないよう、留意すること。

iv) 様式第8号ウ (具体的な履修カリキュラム)

- ・ 認定を受けようとする学科等において免許状の取得要件を満たすために、実際に学生が科目を修得する際の履修モデルを記載すること。(開設授業科目の全てを記載しないこと。)
- ・ 認定を受けようとする課程により、以下の様式を使用し作成すること。(記載要領は全ての課程において同様である。)

認定を受けようとする課程の種類	使用する様式
幼稚園・小学校・中学校・高等学校の課程	様式第8号ウ (教諭)
養護教諭の課程	様式第8号ウ (養護)
栄養教諭の課程	様式第8号ウ (栄養)
特別支援学校教諭の課程	様式第8号ウ (特支)

<作成例>

様式第8号ウ (教諭)  
 <〇〇学科>(認定課程: )  
 (2)具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称						
		教育の基礎的理解に関する科目等			教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期	科目区分	必要事項	科目名称				
1年次	前期							
	後期							
2年次	前期							
	後期							
3年次	前期							
	後期							
4年次	前期							
	後期							

- ① 「科目区分」、「必要事項欄」については、様式第3号において記載した各番号及び記号を記載

すること。また、特別支援学校教諭免許状についても同様に、科目区分、必要事項、中心領域について様式第3号において記載した各番号及び記号を記載すること。

- ② その他教職課程に関連のある科目の欄については、様式第2号に記載した教員免許状取得のための科目以外で、当該学科が開設し認定を受けようとする課程に関連のある授業科目を記載すること。(学位プログラム上で教科専門性を高めるための科目など)
- ③ 上記以外の項目については、iii)を参照すること。

### (13) 様式第9号

本様式は、既に認定を受けている学科等が、新たに追加で他の免許状の課程認定を受けようとする場合、既に認定を受けている教職課程と、新たに認定を受けようとする教職課程との間に教育課程及び教員組織の重複がないことを大学が誓約するものである。この誓約書に基づき、申請する学科において既に認定を受けている教職課程については、再度の審査・認定を不要とする。(※課程認定審査の確認事項1(2)参照。)ただし、以下の組合せによる申請の場合は、本様式の提出は不要である。

<作成例>

様式第9号(誓約書)	
誓約書	
平成〇〇年〇月〇〇日	
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿	申請者(設置者)の氏名及び職名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>
<p>このたび、教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定により、教員の免許状授与の所要資格を得させるために認定を受けようとする課程が、課程認定審査の確認事項1(2)の規定により、既に認定を受けている課程との間に教育課程及び教員組織に重複がない(教職課程認定基準4-8等の特例を除く)旨、誓約いたします。</p>	

- ① 様式第1号の記載要領を参照すること。

<誓約書の提出が不要となる組合せ>

認定を受けようとする課程と既に認定を受けている課程との組合せが以下に該当する場合は、様式第9号の提出は不要である。なお、新たに特別支援学校教諭養成課程の認定を受けようとする場合及び既に課程認定を受けている学科等に課程を追加しない場合(改組に伴い、学科全ての課程について再度課程認定を受ける場合)においても、誓約書を提出する必要はない。

認定を受けようとする課程	既に認定を受けている課程
幼稚園教諭免許課程	小学校教諭免許課程
小学校教諭免許課程	幼稚園教諭免許課程
中学校教諭免許課程(国語)	高等学校教諭免許課程(国語) 高等学校教諭免許課程(書道)
中学校教諭免許課程(社会)	高等学校教諭免許課程(地理歴史) 高等学校教諭免許課程(公民) 中学校教諭免許課程(宗教) 高等学校教諭免許課程(宗教)
中学校教諭免許課程(数学)	高等学校教諭免許課程(数学)

中学校教諭免許課程（理科）	高等学校教諭免許課程（理科）
中学校教諭免許課程（音楽）	高等学校教諭免許課程（音楽）
中学校教諭免許課程（美術）	高等学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
中学校教諭免許課程（保健体育）	高等学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（保健）	高等学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（技術）	高等学校教諭免許課程（工業）
中学校教諭免許課程（家庭）	高等学校教諭免許課程（家庭）
中学校教諭免許課程（職業指導）	高等学校教諭免許課程（職業指導）
中学校教諭免許課程（英語）	高等学校教諭免許課程（英語）
中学校教諭免許課程（宗教）	高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（国語）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
高等学校教諭免許課程（地理歴史）	中学校教諭免許課程（社会）
高等学校教諭免許課程（公民）	中学校教諭免許課程（社会） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（数学）	中学校教諭免許課程（数学）
高等学校教諭免許課程（理科）	中学校教諭免許課程（理科）
高等学校教諭免許課程（音楽）	中学校教諭免許課程（音楽）
高等学校教諭免許課程（美術）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
高等学校教諭免許課程（工芸）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（美術）
高等学校教諭免許課程（書道）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（国語）
高等学校教諭免許課程（保健体育）	中学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（保健）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（看護）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（家庭）	中学校教諭免許課程（家庭）
高等学校教諭免許課程（工業）	中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（職業指導）	中学校教諭免許課程（職業指導）

高等学校教諭免許課程（英語）	中学校教諭免許課程（英語）
高等学校教諭免許課程（宗教）	中学校教諭免許課程（宗教）
養護教諭免許課程	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護）

※ 英語以外の外国語を免許教科とした教職課程の場合は、英語の組合せの場合と同様とする。

### 3. その他の書類

#### （1）学則・履修規程等

学則に、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数及び履修方法、授与を行う学位の専攻分野の名称が規定されていれば、学則のみを提出することで差し支えない。一方、学則にこれらが規定されていない場合は、学則に加えて、これらが規定されている規程（履修規程や学位規程など）を提出すること。

いずれにおいても、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数（様式第2号に記載の科目）について、該当箇所に下線を引くなどして強調し、教職課程の科目を明確にすること。

なお、申請書の提出時点では、（案）の提出でも差し支えない。

（学則確定後の差替えは、認定後に別途指示する。）

#### （2）履修カルテ

教職実践演習実施に向けて、履修履歴を把握するために大学として準備している履修カルテについて、認定を受けようとする課程に関係する部分を抜粋して提出すること。

※ 以下の課程を申請する場合のみ提出すること。

- ・ 大学学部学科等における課程
- ・ 大学学部学科等における通信の課程
- ・ 短期大学学部等における課程
- ・ 短期大学学部等における通信の課程

#### （3）単位互換協定書

教育職員免許法第22条第3項の規定により、新たに単位互換協定を締結し、他の大学の授業科目として開設される「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」並びに「教育実践に関する科目」及び「特別支援教育に関する科目」を含む課程を有する大学のみ、単位互換協定書（様式任意）を提出すること。

#### （4）組織改組・再編対照表

認定を受けようとする学部学科等（研究科専攻等の場合も同様）が、組織の改組・再編により改めて課程認定申請を行う場合は、組織改組・再編対照表（様式は大学の任意で差し支えない。）を提出すること。

#### 4. チェックリスト

##### ○記入上の注意

各事項について確認ができたなら右欄に「担当者印」を押印し、該当しない場合は斜線を引くこと。

一の大学/短期大学において通学と通信両方の課程を申請する場合は、それぞれ作成すること。

なお、昨今の申請大学で、確認印が押印されているにもかかわらず、その事項について指摘が入る大学があるため、提出前に必ず確認すること。

##### 書類の綴方

1	申請書は書類の量に応じて適切な厚さのパイプ式ファイルに綴じられているか。※保存の関係上、紙ファイルや綴り紐で綴じないこと。	
2	パイプ式ファイルの表紙の裏に、担当者の所属部署、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレスが記載されているか。（裏表紙ではない。）	

##### 共通

3	各様式の記載内容の基準時点は、定めのとおりであるか。	
4	各様式の印刷方法は、定めのとおりであるか。	
5	授業科目名称及び単位数が、様式第2号（教育課程及び教員組織）、シラバス、様式第3号、様式第4号②教育研究業績書、様式第8号ウ、学則（履修規程）において、全て一致しているか。	

##### 様式第1号

6	申請書提出日現在の文部科学大臣名が記載されているか。	
7	申請年月日が記入されているか。※実際に申請書を提出する日を記載する。	
8	申請者の職名と氏名が記載されているか。	
9	申請者の「印」が押印されているか。	

##### 様式第2号

##### 認定を受けようとする大学の課程の概要

10	認定を受けようとする課程の種類に応じた様式を使用しているか。※様式は「学部学科等の課程」「研究科専攻等の課程」「短期大学専攻科」「教職特別課程」により異なる。	
11	「設置者名」欄に、法人名（都道府県又は市町村が設置者の公立大学の場合は、当該都道府県名又は市町村名）が記載されているか。※理事長等の個人名ではない。	
12	<b>課程認定申請</b> を行う全ての課程が「認定を受けようとする免許状の種類」に記載されているか。	
13	「認定を受けようとする免許状の種類（免許教科・領域）」欄に記載している免許状の種類、免許教科（特別支援学校教諭免許状の場合は特別支援教育領域）は定めのとおり略記しているか。	
14	「学部名」欄・「学科等名」欄について、下記のとおり記載されているか。 ○教職課程を有する学科等のみ記載すること※教職課程を有しない学科等は記載しないこと。 ○取下等により平成32年度時点で教職課程を有していない又は平成32年度までに廃止する学科等の入学定員に（－）（ハイフン）を記載しているか。 ○学則（履修規程）に定めていない専攻やコース名を記載しないこと※教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。	

##### 認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織

15	「1. 免許状取得に必要な最低修得単位数」欄には、施行規則に定められている単位数を記載しているか※開設授業科目の合計単位数ではない。	
16	「左記に対応する開設授業科目」の「授業科目」欄・「単位数」欄には、学則に定められている授業科目の名称・単位数を記載しているか。	
17	「単位数」の「必修」欄・「選択」欄は、教員の免許状の取得のための必修科目・選択科目の別により、いずれかの欄に当該科目の単位数を記載しているか。※卒業するための必修科目であっても、教員免許状を取得する上で必修としていなければ「選択」欄に単位数を記載すること。	
18	「専任教員」欄に兼任教員・兼任教員を記載していないか。※課程認定上の「専任」である。したがって、当該学科に籍を有する場合でも「兼任」となる場合もあるので注意すること。	
19	「専任教員」欄について、同一専任教員が複数の授業科目を担当する場合、担当するいずれか一つの科目を除いて、当該教員の氏名は（ ）を付して記載しているか。	



20	「専任教員」について、「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」と認定基準に定める「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」両方の「専任教員」として位置づけられていないか。※「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」の「専任」である場合は、当該学科の「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の「専任」とはなり得ない。	
21	選択必修科目は「選択」欄に単位数を記載し、「備考」欄に単位修得方法を記載しているか。※「必修」欄に単位数は記載しないこと。	
22	「●単位数」欄は、「教科に関する専門的事項」等の区分ごとの授業科目の単位数のうち、必修科目（選択必修科目含む）・選択科目それぞれの合計となっているか。	
23	「●単位数」欄の「●教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」の単位数が、枠上の「1. 免許状授与に必要な最低修得単位数」に記載する単位数を上回っているか※施行規則に定める単位数より多くの必修科目が設定されているか。	
24	「●専任教員数（合計）」欄には、認定を受けようとする課程の「教科に関する専門的事項」等の区分ごとにおける専任教員数（実数）を記載しているか。※認定基準に示されている必要専任教員数ではない。	
25	「●必要専任教員数」欄には、認定基準に規定されている「教科に関する専門的事項」等の区分ごとにおける必要専任教員数を記載しているか。※実際に配置している教員数ではない。	

#### 幼・領域に関する専門的事項

26	＜一種及び二種の課程＞ 幼稚園の教職課程について、「免許法施行規則に定める科目区分」欄に記載されている各科目区分のうち、対応する授業科目を開設しない場合は、当該科目区分は残したまま、「左記に対応する開設授業科目」欄・「専任教員」欄を空欄にしているか。※当該科目区分欄を削除してはならない。	
----	---	--

#### 中・高の教科に関する専門的事項

27	（中学校教諭の教職課程・高等学校教諭の教職課程を同時に申請する場合） 免許教科が同じであるなしにかかわらず、別葉で作成しているか。	
28	＜一種及び二種の課程＞ 「施行規則に定める科目区分等」欄には、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、施行規則第4条又は第5条第1項表備考第1号に定める「教科に関する専門的事項」をそのまま記載しているか。※例：高・公民のうち、「法律学（国際法を含む。）」「政治学（国際政治を含む。）」については（）内や「」を省略せずそのまま記載することが必要となっている。	
29	＜一種及び二種の課程＞ 「授業科目」・「単位数」欄において、事項ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目は、その科目名称及び単位数に下線を引いているか。※各事項において必ず1科目以上は下線を引いた科目があるか。	
30	＜一種及び二種の課程＞ 認定基準の規定により、いわゆる「みなし専任教員」を置く場合は、当該教員名の左側に「※」を付しているか。	
31	認定基準の規定により、認定を受けようとする学部学科等以外の学部学科等において開設する授業科目を置く場合は、当該授業科目の「備考」欄においてその旨記載しているか。※例：××学科開設科目	

#### 栄養に係る教育に関する科目

32	＜一種及び二種の課程＞ 「免許法施行規則に定める科目区分」欄の各事項（「・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」など）が含まれている授業科目ごとに、罫線を引いているか。※全事項が含まれた授業科目の場合は罫線不要である。	
----	---	--

#### 大学が独自に設定する科目

33	（複数の教職課程を同時に申請する場合） 学校種及び免許教科が同じであるなしにかかわらず、別葉で作成しているか。	
34	＜一種及び二種の課程＞ 「備考」欄には「大学が独自に設定する科目」の単位修得方法を記載しているか。	

#### 教育の基礎的理解に関する科目等

35	免許状の種類（幼稚園教諭の教職課程、小学校教諭の教職課程、中学校・高等学校教諭の教職課程、養護教諭の教職課程、栄養教諭の教職課程）ごとに、別葉で作成しているか。※一種の課程で、中・高で共通開設する場合には、併せて作成すること。	
----	---	--

36	<一種及び二種の課程> 「教育実習」欄に開設する授業科目のうち、事前及び事後の指導1単位を含んでいる科目は、「事前事後指導1単位含む」と備考欄に記載しているか。（※授業科目名称から明確な場合は記載しなくてもよい。	
37	<一種及び二種の課程> 「教職実践演習」の「授業科目」欄について、（ ）を付して学校種を記載しているか。※例：教職実践演習（中・高）	

特別支援教育に関する科目

38	<一種及び二種の課程> 「特別支援教育領域に関する科目」に開設する授業科目の「中心となる領域」欄には、「認定を受けようとする免許状の種類（特別支援教育領域）」欄に記載する領域のいずれかの領域を記載しているか。※例：知・肢・病の3領域で認定を受けようとする場合、第2欄の「中心となる領域」欄に視・聴の領域は設定できない。	
39	「中心となる領域」欄に二つ以上の領域を記載していないか。※「中心となる領域」欄には一つの領域しか記載できない。	
40	<一種及び二種の課程> 「特別支援教育領域に関する科目」に開設する授業科目の「含む領域」欄には、当該科目の内容において、「中心となる領域」として定める領域以外に含まれる領域全て（「重複・LD等領域」は除く）を記載しているか。※授業科目のそれぞれで取り扱う領域は「重複・LD等領域」を除いて「中心となる領域」か「含む領域」のいずれかに記載すること。	
41	<一種及び二種の課程> 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に開設する授業科目のいずれかの科目において、「認定を受けようとする免許状の種類（特別支援教育領域）」欄に記載する領域以外の領域を含んでいるか。	
42	「重複・LD等領域」が「含む領域」欄に記載されていないか。※「重複・LD等領域」は「中心となる領域」欄に記載すること。	
43	<u>「中心となる領域」欄に「重複・LD等領域」を記載した授業科目について、重複障害・言語障害・情緒障害・学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）のうち、当該授業科目に含まれる障害を備考欄に略記しているか。</u>	
44	<一種及び二種の課程> 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」欄に開設する授業科目について、事前及び事後の指導に該当する科目は、備考欄に「事前事後指導1単位含む」と記載しているか。	
45	<一種及び二種の課程> 枠下の「※」について、「●単位/×単位」の右側の単位数（「×単位」）は、施行規則第7条に定める特別支援教育領域ごとに最低修得単位数を記載しているか。※開設授業科目の合計単位数ではない。	
46	<一種及び二種の課程> 枠下の「※」について、「●単位/×単位」の左側の単位数（「●単位」）は、施行規則第7条に定める特別支援教育領域ごとに、各大学が開設する授業科目のうち、必修科目又は選択必修科目の単位数を記載しているか。※選択科目の単位数を含めない。	

コアカリキュラム対応表（教職・外国語（英語）共通）

47	手引き 41～48 ページを参照の上、提出対象学科全てについてコアカリキュラム対応表を作成し、正しい順番に並べているか。	
48	<u>外国語（英語）コアカリキュラムの「教科に関する専門的事項」は各事項の「一般的包括的な内容」を含む科目、それ以外のコアカリキュラムは「必修・選択必修」科目のコアカリキュラム対応表を作成しているか。※選択必修等により組合せが複数ある場合は全ての組合せに係る対応表を作成すること。</u>	
49	コアカリキュラム対応表（一覧）で記載した「対応授業科目」全てのコアカリキュラム対応表を作成しているか。	
50	対応表に各事項の「到達目標」を満たしている授業回が記載されているか。※到達目標に係る授業を単独で行う場合は当該授業回に「◎」を、複数回にわたって行う場合は全ての授業回に「○」を記載する。	

シラバス

51	認定を受けようとする課程の授業科目全てのシラバスを提出しているか。	
52	<u>「授業科目名」・「単位数」欄には、学則に定められている授業科目名・単位数を記載しているか。</u>	

53	「教員の免許状取得のための必修・選択」欄は、様式第2号と一致しているか。	
54	「授業計画」欄について、キーワードを付すなどして、各回の計画内容がわかるか。	
55	「授業計画」欄について、一般的包括的内容又は含むべき事項を取り扱っていることがわかるか。	
56	「担当教員名」欄について、複数教員が担当する場合は、全ての担当教員の氏名を記載しているか。 ※オムニバスの場合は、それぞれの教員の担当箇所がわかるように明記すること。	
57	＜一種及び二種の課程＞ 「施行規則に定める科目区分又は事項」欄について、免許法施行規則に定める事項名称が「」や（）内の事項や句読点も含めて正確に記載されているか。	
58	「テキスト」「参考書・参考資料等」欄に、著書名・著者名・出版社を記載しているか。※空欄や「未定」にはしないこと。使用しない場合は「なし」と記載すること。（両方とも「なし」は不可）	
59	シラバスをとじる順番は様式第2号の記載順になっているか。	

様式第3号

60	「備考」欄の番号は、連番となっているか。※2回以上登場する教員については、「前掲○」として いるか。	
61	様式第2号において教員の氏名の左側に「△」や「※」を付した教員について、様式第3号において も「△」又は「※」を付しているか。	

教育の基礎的理解に関する科目等、特別支援教育に関する科目

62	＜一種及び二種の課程＞ 「担当授業科目」の「科目区分」欄・「必要事項」欄は、当該授業科目の内容に応じた番号を記載し ているか。	
63	＜一種及び二種の課程＞ (特別支援教育に関する科目について) 「担当授業科目」の「中心領域」欄は、当該授業科目の内容に応じた記号を記載しているか。	
64	＜一種及び二種の課程＞ 「直近の課程認定審査の状況」の「担当授業科目」欄に、今回の申請により担当しようとする授業科 目のみ記載しているか。※直近の課程認定委員会において審査された授業科目でも、今回申請の担当 授業科目に該当しない授業科目は記載しない。	
65	「直近の課程認定審査の状況」の「審査年度」欄が正しく記載されているか。※認定年度ではない。	

様式第4号

66	①履歴書、②教育研究業績書、③教員就任承諾書について、原本を提出しているか。※原本証明済み の書類も不可。	
67	書類上該当する業績等がない場合には空欄にせず、「特記事項なし」等を記載しているか。	

①履歴書

68	「職歴」欄について、各職歴の在職期間を明確にし、現職の場合は「現在に至る」と記載した上で下 線を引き、次年度に所属が変わる予定がある場合は、「就任予定」等と記載しているか。	
69	「職歴」欄について、研究者としての外国の大学や研究機関等への留学歴についても記載してい るか。	

②教育研究業績書

70	両面印刷で3枚以内で作成しているか。	
71	担当授業科目に関連する教育上の能力に関する事項、職務上の実績に関する事項、研究業績等に関す る事項について作成しているか。※担当授業科目に関連しない研究業績等については、記載しないこ と。	
72	「担当授業科目に関する研究業績等」については過去10年以内（例：認定申請年度が平成31年度 であれば、平成21年4月1日から本調査記載日までの間）の事項のみを記載しているか。※それ以 前や予定の事項は記載しないこと。	
73	「認定を受けようとする課程における担当授業科目」欄について、担当授業科目の後ろに（）を付し て、「単独」「複数」「オムニバス」「クラス分け」の担当形態が記載されているか。	
74	「年月日」欄や「発行年月」欄は、「平成〇〇年〇月」のように和暦で記載しているか。	
75	本人が単独で執筆したページ数を「執筆ページ数」欄に記載しているか。 本人が単独で執筆したページ数と業績の総ページ数が異なる場合は、単著・共著の別を問わず、当該 業績の総ページ数を「執筆ページ数」欄に括弧書きで併記しているか。	

76	「概要」欄は、事項ごとに、内容がわかるように200字程度（150字～250字）で記載し、担当授業科目と特に関係する記述の箇所に下線を引いているか。※記載が極端に少ない場合は、審査不能となるので注意すること。	
77	共著の場合は「執筆ページ数」欄に本人の執筆ページ数と当該業績の総ページ数をそれぞれ記載しているか。 あわせて、「概要」欄に当該業績の概要と執筆箇所にかかる具体的内容をそれぞれ記載しているか。	
78	共同研究により本人の担当執筆部分が不可分な場合は「執筆ページ数」欄に（抽出不可）と記載した上で、当該業績の総ページ数及び概要に加えて、当該業績の執筆箇所の内容を具体的に記載しているか。 ※なお、役割が監修、編集、翻訳、執筆指導、発表、実験データ提供など、本人が直接執筆していない場合は本人の活字業績とみなすことができないので注意すること。	
79	「概要」欄について、「共著」の場合には、本人を含めた著者全員の氏名をもれなく記載し、本人の氏名に下線を引いているか。※著者が非常に多い場合には、主要な著者のみ記載し著者の合計人数を記載する。	

様式第5号

80	<一種及び二種の課程> 「1 教育実習の内容及び成績評価等」の「②教育実習の実施期間・総時間数」欄は、実習期間と総時間数の両方を記載しているか。	
81	<学校体験活動を追加する場合> 「3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等」の「②大学外の関係機関」欄に、大学と実習校との連携体制について記載されているか。	
82	「実習校」欄に記載した学校又は教育委員会についての「実習生受入承諾書」を全て添付しているか。併せて、「学校体験活動」を実施する場合は「実習生受入承諾書」に当該体験活動が学校の指示の下に行う旨が記載されているか。	
83	「実習校」欄に記載した学校種ごとの学級数の合計を「学級数の合計」欄に記載しているか。その学級数は課程認定基準11（1）の基準を満たしているか。	

様式第6号

84	幼／小／中高養老の共通開設を行う免許状の種類ごとに罫線で区切っているか。	
85	「①教育の基礎的理解に関する科目等の開設学部・学科等（所在地）」欄には、「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目が、実際に開設されている学部・学科等及びこれらの所在地を全て記載しているか。	
86	「②①の学科等で開設する科目を履修する学生の所属学部・学科等（所在地）」欄には、「①教育の基礎的理解に関する科目等の開設学部・学科等（所在地）」欄に記載された学部・学科等において開設されている授業科目を、実際に履修する学生の所属学部・学科等及びこれらの所在地を全て記載しているか。	
87	既に認定を受けている全ての学科等についても記載されているか。	
88	入学定員が適切に記載されているか。	
89	（他大学において開設する授業科目がない場合） 「2 他大学で開設する教育の基礎的理解に関する科目等の履修体制」欄を削除しているか。	

様式第7号

90	「2 図書等の状況」の「③②の教職課程に関する図書の種類」欄に記載する図書の種類は、免許状の種類に応じて、各科目区分を記載し、それぞれの科目の図書の冊数を記載しているか。	
----	---	--

様式第8号ウ<一種及び二種の課程>

91	学校種ごとに作成されているか。※同教科であっても、中学校と高等学校で別葉にすること。	
92	（1）各段階における到達目標について、具体的な到達目標を各段階において記載しているか。	
93	（2）具体的な履修カリキュラムについて、科目区分及び必要事項が適切に記載されているか。	

その他

94	学則に、認定を受けようとする課程の授業科目・単位数及び履修方法等が規定されているか。 ※学則に規定されていなければ、学則に加えて、これらが規定されている規程（例：履修規程など）を提出すること。	
95	教職実践演習を含めた課程認定申請を行う場合、申請する課程に係る履修カルテを提出しているか。	
96	認定を受けようとする学科等が、組織の改組により改めて課程認定申請を行う場合、組織改組・再編対照表を提出しているか。	

### Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式

#### 1. 変更届等の提出要領・記載例

大学は、施行規則第21条第2項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。(大学が文部科学省に対して、変更届の提出又は報告を要する場合については、2ページ(2)変更届の提出の要否に記載のとおり。)

それぞれの場合における届出については、以下に記載の要領に沿って提出を行うこと。

- (1) 教育課程の変更届
- (2) 学科等の名称変更届
- (3) 学科等の入学定員変更届
- (4) 学科等の課程認定取下届

なお、変更届の提出に当たっては、各大学において「法令や審査基準などを満たしているか」、「書類に不備がないか」、「体裁が整っているか」等について必ず確認すること。

本手引きに記載された変更届の記入要領・様式は、平成31年度以降入学生用のものであり、平成30年度以前入学生に適用する教育課程(再課程認定に伴い自動取下げとなった課程も含む)の変更を行う場合においては、(5)旧法に基づく変更届に記載の要領により、旧法に基づく変更届を提出すること。

※平成30年度の課程認定に当たって留意事項が付された内容(附則第7項(幼稚園)、特例による認定(総合的な学習の時間の指導法、小学校の教職課程における外国語(英語)の指導法)に対する事後調査事項への対応は、変更届ではなく、別途連絡する事後調査対応届作成要領に従って対応すること。(事後調査対象の課程や教員であっても、事後調査事項以外の箇所の変更は、変更届にて行うこと。)

なお、平成30年度の課程認定に当たって留意事項が付されなかった内容を、留意事項が付される内容に変更すること(「領域に関する専門的事項」の科目を附則第7項適用の科目に置き換えること、総合的な学習の時間の指導法、小学校の教職課程における外国語(英語)の指導法について関連業績を有しない教員に変更すること)は認められないので留意すること。

#### (1) 教育課程の変更届

##### (ア) 変更届提出期限

- 次の表①～⑥の変更届提出期限：変更後の教育課程を実施する前
- 次の表⑦の変更届提出期限(平成33年度実施)：平成31年9月30日(月)までに必着

教育課程の変更届として提出する書類は、変更後の教育課程を実施する前に、文部科学大臣に提出しなければならない。

例えば、次の表①～⑥にかかる変更後の教育課程を平成32年4月から実施する場合は、平成31年度末までに提出することが必要である。(後期から専任教員の変更等がある場合には、後期の授業

が開始する前までに変更届を提出する必要がある。)

ただし、次の表⑦に該当し届出による変更を希望する場合においては、教職課程認定審査の確認事項 1 (1) ③に該当するか否かの確認及び記載事項等の不備確認を行う必要があるため、変更後の教育課程を実施する 2 年前の 9 月末日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

平成 33 年度開設予定の学科等については、平成 31 年 9 月 30 日 (月) までに、次の表⑦に関する変更届等を提出する必要がある。

なお、平成 32 年度開設予定の学科等で次の表⑦に該当し、平成 30 年 9 月 28 日 (金) までに次の表⑦に関する変更届を提出していない場合、又は、次の表⑦に関する変更届を提出した上で、教職課程認定審査の確認事項 1 (1) ③に該当しないと判断された場合は、課程認定申請の手続きを行うこと。

#### (イ) 変更届提出方法

111 ページを参照し、郵送により提出すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。

また、教育課程の変更届のうち、次ページの表⑦を郵送する場合は、封筒の表に赤字で「教育課程変更届⑦ 提出」と記載すること。

#### (ウ) 必要提出書類

教育課程の変更届として、変更しようとする内容に応じて次ページの表に示す書類を提出すること。

なお、次ページの表において①～⑦の複数の場合に該当する大学は、「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」は、1 部提出すれば足りるため、複数枚に分けないこと。

(例) 一つの免許課程で授業科目の新設 (①) と「教育の基礎的理解に関する科目等」の専任教員の変更 (⑤) がある場合

- ・「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」… 1 部提出 (①と⑤で共通)
- ・「シラバス」… 新設科目 (①) に係るもの 1 部
- ・「履歴書」「教育研究業績書」… 変更した専任教員 (⑤) に係るもの 1 部

○:提出が必要、×:提出が不要、△:場合により提出の要否が異なる

変更内容	必要書類											
	かがみ	変更内容 一覧表	理由書 (様式任意)	届出をしよう とする大学の 課程の概要	新旧 対照表	シラバス ※1	各教科(保育内容)の指導法・ 教育の基礎的理解に関する科 目等・特別支援教育に関する 科目の専任教員		設置の前後に おける学位等 及び専任教員 の所属の状況	学則・履修 規程等 (開設年度から 適用するもの)	学則・履修 規程等 (従前適用し ていたもの)	組織改組対 照表 (様式任意)
							履歴書	教育研究 業績書				
① 授業科目を新設又は廃止する場合	○	○	○	×	○	△	△ ※2	△ ※2	×	×	×	×
② 授業科目の名称を変更する場合	○	○	○	×	○	△	×	×	×	×	×	×
③ 授業科目の単位数を変更する場合	○	○	○	×	○	△	×	×	×	×	×	×
④ 授業科目の履修方法(必修・選択必 修・選択)を変更する場合	○	○	○	×	○	△	×	×	×	×	×	×
⑤ 専任教員を変更する場合 ※5	○	○	○	×	○	△ ※3	△ ※5	△ ※5	×	×	×	×
⑥ 専任教員の職位(教授・准教授・講 師・助教)を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×
⑦ 教職課程認定審査の確認事項1(1) ③に該当し、変更する場合	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○ ※4	○ ※4	○

- ※1 シラバスは、新設・変更に係る授業科目のシラバスのみを提出すること。なお、科目の廃止の場合には、一律に提出は不要である。また、②～④の場合であっても、授業内容に変更がない場合には、提出は不要である。
- ※2 授業科目新設の場合で、専任教員が担当する場合にのみ必要である。
- ※3 専任教員の変更に伴って、授業科目内容を変更する場合には、当該科目のシラバスを提出すること。(担当の専任教員が変わっても、授業科目の内容に変更がない場合は、シラバスの提出は不要である。)
- ※4 免許状の種類(中学校及び高等学校の教諭の免許状に当たっては免許教科の種類)ごとに、免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」等と、左記に含めていない認定を受けようとする免許状に関連する科目が明確になるように、学則・履修規程等を着色して提出すること。  
 (例) 同一学科等において中一種免(数学)、高一種免(数学)、高一種免(情報)の教職課程認定を受けている場合  
 【中一種免(数学), 高一種免(数学)】  
 ・免許法施行規則に定める教科に関する科目: 青色  
 ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する科目に該当しない科目: 水色  
 【高一種免(情報)】  
 ・免許法施行規則に定める教科に関する科目: オレンジ  
 ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する科目に該当しない科目: 黄色
- ※5 教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは、「担当する授業科目」と「専任教員の変更の内容」が以下の組合せの場合である。

専任教員の変更の内容 担当する科目区分	一種・二種の免許課程		専修の免許課程	
	教育の基礎的理解に関する科目等、各教科(保育内容)の指導法	特別支援教育に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等、各教科(保育内容)の指導法	特別支援教育に関する科目
(A) 専任教員を追加する場合	○	○	○	○
(B) 既に配置されている兼任教員・兼任教員を専任教員にする場合	○	○	○	○
(C) 既に配置されている専任教員の担当授業科目を追加する場合	○	○	○	○
(D) 専任教員を削除する場合	×	×	×	×
(E) 既に配置されている専任教員を兼任教員・兼任教員にする場合	×	×	×	×
(F) 既に配置されている専任教員の担当授業科目を削除する場合	×	×	×	×
(G) 専任教員の氏名の姓を変更する場合	×	×	×	×

- \* 上記表にない「教科に関する専門的事項」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」の専任教員を変更する場合は、(A)～(C)の場合であっても当該教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要である。(変更届の提出は必要。)
- ※6 全ての課程において、兼任教員又は兼任教員を変更する場合には、変更届の提出は不要である。また、専修の免許課程以外の課程における「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の専任教員を変更する場合も、変更届の提出は不要である。



i) かがみ

<作成例>

(様式第1号 届出 (かがみ))

文書番号  
① 平成〇〇年〇月〇〇日

文部科学大臣 ② 〇〇 〇〇 殿

設置者 〇〇 〇〇 ④ 印

③

〇〇大学の認定課程における学科等の  
教育課程の変更について (届出)

このたび、平成〇〇年〇〇月〇〇日より、別添変更内容一覧表で示す内容について変更することを、別紙のとおり届け出ます。

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 設置者名欄には、変更届を提出する大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。  
なお、設置形態により以下のとおりとする。
  - ・ 国立大学・・・当該国立大学法人の長
  - ・ 公立大学・・・当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
  - ・ 私立大学・・・当該私立大学を設置する学校法人の理事長
- ④ 印は、設置者本人の自筆署名がある場合には、省略可とする。

ii) 変更内容一覧表

( I 教育課程の変更届)

(変更内容一覧表)

# 変更内容一覧表

(C)

	(A) 学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
			授業科目を 新設又は廃 止する場合	授業科目の 名称を変更 する場合	授業科目の 単位数を変 更する場合	授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択) を変更する 場合	専任教員を 変更する場 合	専任教員の 職位(教授・ 准教授・講 師・助教)を 変更する場 合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合
1	教育学部教育学科 児童教育専攻	幼一種免					○	○	
2		小一種免					○		
3	情報科学学部 情報科学学科	中一種免(数学)					(D)		○
4		高一種免(数学)					○		○
5		高一種免(情報)	○	○					○
6	工学部 機械工学科	高一種免(工業)	○				○	○	
(E) 7	工学研究科 機械工学専攻	高専免(工業)		○			○	○	

<記載上の注意>

(A) 「学科等名」の欄には、認定を受けている学部学科等名を記載すること。したがって専攻として認定を受けている場合は、学科名のみならず専攻名まで記載する必要がある。

(B) 「免許状の種類」の欄には、認定を受けている免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状に当たっては免許教科の種類）を各々行を分けて記載すること。

ただし、特別支援学校の教諭の免許状に当たっては特別支援領域の種類は1行にまとめて記載すること。

(C) 「教育課程の変更届の変更内容」の欄には、該当する変更内容に「○」印を記載すること。

なお、複数の変更内容を同時に届け出る場合は、該当箇所全てに「○」印を記載すること。

- (D) 教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当し変更する場合において、共通開設科目にかかる変更を同時に届け出た場合であっても、今回の届出学科等以外の学科等にかかる変更届の提出は必要となるので、留意すること。(例えば、平成32年度改組に当たって、大学において共通開設している「教職に関する科目」の専任教員変更を含む、A学科にかかる変更届の変更内容⑦の書類を平成30年度に提出し、届出による変更が認められた場合においても、平成31年度中に、A学科以外の学科等にかかる「教職に関する科目」の専任教員変更の届出を行う必要がある。)
- (E) 学科等及び免許状の種類が複数ある場合は適宜行を追加すること。また、それに伴いA4用紙1枚に収まらない場合は枚数が増えても構わない。

### iii) 理由書(様式任意)

当該変更が生じた理由を記載すること。

- (例)・教職課程認定審査の確認事項1(1)③のとおり、教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしているため。

iv) 新旧対照表

認定課程における変更に係る科目（「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」など）ごとに新旧対照表を作成すること。

イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）

(I 教育課程の変更届)  
(新旧対照表)

領域及び保育内容の指導法に関する科目の変更届新旧対照表													
① 大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部局		④		担当者			
② 設置者名		〇〇〇〇				電話番号							
③ 大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号							
						e-mail							
⑤ 教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	⑥ 入学定員	⑦ 直近の認定年度	⑧ 認定を受けている免許状の種類（免許教科）		⑨ 新学則等の適用年度		⑩ 備考			
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-		平成〇〇年度		平成〇〇年度入学より適用する。			
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	幼一種免		-					
施行規則に定める科目区分等													
科目区分		各科目に含めることが必要な事項		⑪ 新			⑬ 旧			変更内容等			
				授業科目	単位数 必 選	専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必 選			専任教員 氏名・職名	履修方法
領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康	健康		幼児と健康	2	〇〇〇〇教授		健康 I 健康 II	2 2	〇〇〇〇教授		名称変更 廃止	
	人間関係	人間関係		幼児と人間関係	2	△△△△講師		人間関係 I 人間関係 II	2 2	△△△△講師		名称変更 廃止	
	環境	環境		幼児と環境	2	××××准教授		環境 I 環境 II	2 2	××××准教授		名称変更 廃止	
	言葉	言葉		幼児と言葉	2			言葉 I 言葉 II	2 2				名称変更 廃止
	表現	表現		音楽表現 造形表現	2 2		⑭	音楽表現 造形表現	2 2				
領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		保育内容総論		保育内容総論	2	(〇〇〇〇教授) ~~~~~		保育内容総論	2	(〇〇〇〇教授)		⑰	
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)				(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位		●専任教員数 (合計) (新) 〇人 / (旧) 〇人					
⑯		・教員の免許状取得のための選択科目				(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位		●必要専任教員数 (新) 〇人 / (旧) 〇人					

⑦ ※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

※3 改正免許法施行規則附則第7項による認定から領域に関する専門的事項への変更については、事後調査対応届により報告すること。

□ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）

・改正施行規則附則第7項により幼小の科目を共通開設している場合においても、別葉で作成すること。

(I 教育課程の変更届)  
(新旧対照表)

教科に関する科目の変更届新旧対照表											
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局			担当者		
設置者名		〇〇〇〇				電話番号					
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号					
						e-mail					
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)	新学則等の適用年度	備考			
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-	平成〇〇年度	平成〇〇年度入学より適用する。			
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	小一種免	-				
免許法施行規則に定める科目区分		新				旧				変更内容等	
		授業科目	単位数		共通開設 学校種	専任教員 氏名・職名	履修 方法	授業科目	単位数		専任教員 氏名・職名
必	選		必	選							
国語 (書写を含む。)	国語	2	幼	〇〇〇〇教授		国語	2	〇〇〇〇教授		新設 新設 専任教員追加	
	小学国語Ⅰ	2		(〇〇〇〇教授)		小学国語	2	(〇〇〇〇教授)			
	小学国語Ⅱ	2		(〇〇〇〇教授)							
社会	社会	2				社会	2			新設	
	小学社会	2									
算数	算数	2	幼	〇〇〇〇准教授	⑫	算数	2	〇〇〇〇准教授		履修方法変更	
	小学算数	2		(〇〇〇〇准教授)		小学算数	2	(〇〇〇〇准教授)			
	.....	2		(〇〇〇〇准教授)		.....	2	(〇〇〇〇准教授)			
理科	理科	2		〇〇〇〇教授		理科	2	〇〇〇〇教授			
	小学理科	2		(〇〇〇〇教授)		小学理科	2	(〇〇〇〇教授)			
	.....	2		(〇〇〇〇教授)		.....	2	(〇〇〇〇教授)			
生活	生活	2	幼			生活	2				
	小学生活	2				小学生活	2				
	.....	2				.....	2				
音楽	音楽	2	幼	〇〇〇〇講師		音楽	2	〇〇〇〇講師			
	児童音楽	2		(〇〇〇〇講師)		児童音楽	2	(〇〇〇〇講師)			
	.....	2		(〇〇〇〇講師)		.....	2	(〇〇〇〇講師)			
図画工作	図画工作	4	幼			図画工作	2			単位数変更 廃止	
	.....	2				児童図画工作	2		⑮		
家庭	家庭	2				家庭	2			履修方法変更	
	小学家庭	2				小学家庭	2				
	.....	2				.....	2				
体育	体育	2	幼	〇〇〇〇講師		体育	2	〇〇〇〇助教		職位変更 職位変更 職位変更	
	児童体育	2		(〇〇〇〇講師)		児童体育	2	(〇〇〇〇助教)			
	.....	2		(〇〇〇〇講師)		.....	2	(〇〇〇〇助教)			
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位				●専任教員数 (合計) (新) 〇人 / (旧) 〇人						
	・教員の免許状取得のための選択科目 (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位				●必要専任教員数 (新) 〇人 / (旧) 〇人						

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

- ① 「大学名」欄には、変更に係る科目を有する認定課程の種類に応じて記載すること。(20 ページ①参照。)

(例)・大学学部学科等における課程 → ○○大学(学部学科等の課程)

- ② 「設置者名」欄には、変更年度(平成31年度に変更届を提出し、平成32年度から変更後の教育課程を開始する場合、変更年度は平成31年度である。)の4月1日時点における大学の設置者を記載すること。(法人名を記載することとし、法人の長の氏名は記載しないこと)。

- ③ 「大学の位置」欄には、変更に係る科目のある認定課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。

- ④ 「担当部局」「電話番号」「FAX番号」「e-mail」「担当者」欄には、当該書類を提出した大学の教職課程担当者について記載すること。(変更する課程が複数ある場合であっても、大学の窓口としての連絡先を一つ記載することとなる。)

- ⑤ 「学部」「学科等」欄には、新旧それぞれの認定課程を有する学部学科等を記載すること。なお、該当のない項目については「-」を記載すること。

- ⑥ 「入学定員」欄には、学則に定める入学定員を記載すること。(記載に当たっては数字のみとし、単位(人)は記入しないこと。)※ 編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は含めない。

- ⑦ 「直近の認定年度」欄は、「学科等名」欄に記載する学科等の認定年度を記載すること。

**学部学科等の改組・再編を伴わない**学科名称のみの変更を行った場合は、名称変更前の学科等の認定年度を記載すること。(直近の変更届提出年度及び課程認定申請年度ではないため注意すること。)なお、教職実践演習導入によるものではなく、教職課程全体の認定年度(平成10年改正による再認定年度を含む。)を記載すること。

直近の認定年度から、現在までの間に、改組を伴わない学科名称のみの変更を行っている場合には、以下のように、新旧対照表の欄外下に名称の変更年度を記載すること。

(例)・平成○○年度より、○○学科が○○学科へ名称変更済。

- ⑧ 「認定を受けている免許状の種類(免許教科)」欄には、今回変更を行う認定課程の免許状の種類、免許教科を記載すること。

記載に当たっては、免許状の種類に応じて略記すること。(20~22 ページ参照。)

- ⑨ 「新学則等の適用年度」欄には、変更に係る内容が学則・履修規程等に規定され、適用される年度を記載すること。なお、専任教員の変更や職位の変更のみであれば、学則・履修規程等に規定されている事項ではないため、同欄には「-」を記載すること。

⑩ 「備考」欄には、変更に係る内容が適用される学生の入学年度について記載すること。例えば、平成32年度入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「平成32年度入学生より適用する。」と記載すること。

なお、複数年度の入学生の教育課程に適用する場合は、該当年度の入学生に適用する旨（例えば、平成32年度・平成31年度の入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「平成32年度入学生及び平成31年度入学生に適用する。」）を記載すること。

また、全学年の教育課程に適用する場合は、同欄に「全学年に適用する。」と記載すること。

⑪ 「授業科目」「単位数」「共通開設」欄の記載に当たっては、「2. 様式の作成例及び記入要領」を参照して、同様に記載すること。なお、共通開設等における学科等名は「履修方法」欄に記載すること。

⑫ 複数の授業科目の中からいくつかの科目を選択必修とする場合、当該科目の単位数は「選択」欄に単位数を記載し、選択必修の旨を当該科目の「履修方法」欄に記載すること。

⑬ 「専任教員」欄は、各授業の担当教員のうち、専任教員の氏名を記載すること。（兼任教員、兼任教員の氏名は記載しないこと。）

一つの授業科目を複数の専任教員で担当する場合は、全員の氏名を記載すること。

⑭ 同一専任教員が複数の授業科目を担当する場合、これらの科目のうちいずれか一つの科目を除いて、当該教員の氏名・職名は括弧を付して記載すること。なお、例えば、幼稚園の教職課程における「領域に関する専門的事項」の専任教員は、3領域以上にわたり、それぞれにおいて1人以上を配置することが必要となっている。このことから、括弧を付けるに当たっては、適切な教員配置が行われていることが分かるように、配置が必要な科目において括弧を付さずに教員氏名を記載し、それ以外に括弧を付すようにすること。

⑮ 変更箇所については下線を引き、「変更内容等」欄に変更内容を記載すること。

変更する内容	新・旧欄の記載	「変更内容等」欄の記載
授業科目を新設する場合	「新」欄に記載された新設授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「新設」
授業科目を廃止する場合	「旧」欄に記載された廃止授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「廃止」
授業科目の名称を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の名称に下線を引く。	「名称変更」
授業科目の単位数を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の単位数に下線を引く。	「単位数変更」
授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択など）を変更する場合	「履修方法」欄など、履修方法等を記載した箇所に下線を引く。	「履修方法変更」
専任教員を追加する場合 （兼任・兼任教員から専任教員への変更を含む）	「新」欄に記載された追加専任教員に下線を引く。	「専任教員追加」
専任教員を削除する場合 （専任教員から兼任・兼任	「旧」欄に記載されている専任教員に下線を引く。	「専任教員削除」



専任教員を、A教員からB教員へ変更する場合	「旧」欄のA教員及び「新」欄のB教員の氏名に下線を引く。	「別の専任教員へ変更」
専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	変更前・変更後の当該教員（職位含む。）に下線を引く。	「職位変更」

(例1) 授業科目「教育原理」を廃止して、授業科目「教育学概論」と「学校と教育の歴史」を置く場合

- ・授業科目「教育原理」 → 廃止
- ・授業科目「教育学概論」 → 新設
- ・授業科目「学校と教育の歴史」 → 新設

(例2) 授業科目「生徒指導論」と「進路指導論」を統合して、「生徒指導・進路指導論」を置く場合

- ・授業科目「生徒指導論」 → 廃止
- ・授業科目「進路指導論」 → 廃止
- ・授業科目「生徒指導・進路指導論」 → 新設

(例3) 授業科目「生徒指導・進路指導論」を分離して、「生徒指導論」と「進路指導論」を置く場合

- ・授業科目「生徒指導・進路指導論」 → 廃止
- ・授業科目「生徒指導論」 → 新設
- ・授業科目「進路指導論」 → 新設

- ⑩ 「●単位数」欄は、(新) (旧) それぞれに記載している授業科目の単位数を、「必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」と「選択科目」に分けて記載すること。

各欄の単位数の算出方法は以下のとおり。

- ・「必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」欄  

$$= \text{必修科目欄の単位数合計} + \text{選択必修で最低限選択しなければならない単位数}$$
- ・「選択科目」  

$$= \text{選択科目欄の単位数合計} - \text{選択必修で最低限選択しなければならない単位数}$$

- ⑪ 「●専任教員数（合計）」欄には、(新) (旧) それぞれに記載している専任教員数（実数）を記載すること。（「専任教員」欄に（ ）を付さずに記載されている教員氏名の数と一致しているか確認すること。）

「●必要専任教員数」欄には、教職課程認定基準に規定されている、(新) (旧) それぞれの必要専任教員数を正確に記載すること。

- ⑫ 「専任教員」欄の記載に当たって、「今年度教員採用予定」など、不確定な内容を記載することは認められないため注意すること。また、(新) の教育課程等について、必要配置専任教員数を満たしているかどうか等、教職課程認定基準を満たしているかどうかを各大学において確認すること。

- ⑬ 当該課程の科目数が多く、新旧対照表がA4用紙1枚に収まらない場合は枚数が増えても構わない。

ハ 教科及び教科の指導法に関する科目（中・高用）

- ・中学校教諭の教職課程・高等学校教諭の教職課程は、免許教科が同じであるか否かに関わらず、別葉で作成すること。

<作成例>

(I 教育課程の変更届)  
(新旧対照表)

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表												
大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部局				担当者		
設置者名		〇〇〇〇				電話番号						
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号						
		e-mail										
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)	新学則等の適用年度	備考				
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-	平成〇〇年度	平成〇〇年度入学生より適用する。				
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	中一種免（社会）	-					
施行規則に定める科目区分等												
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	共通開設		専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数	専任教員 氏名・職名	履修方法	変更内容等
				必	選							
教科及び教科の指導法に関する事項	① 日本史・外国史	日本史概論	2	高(地歴)	同	〇〇〇〇教授		日本史概論	2	〇〇〇〇教授		② 廃止 専任教員削除
		外国史概論	2	高(地歴)	同	(〇〇〇〇教授)		外国史概論	2	(〇〇〇〇教授)		
		日本史Ⅰ	2			(〇〇〇〇教授)		日本史Ⅰ	2	(〇〇〇〇教授)		
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2	(〇〇〇〇教授)		
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	「法律学、政治学」	地理学概論	2	高(地歴)	同	〇〇〇〇准教授 (〇〇〇〇准教授) (〇〇〇〇准教授)		地理学概論	2	〇〇〇〇准教授 (〇〇〇〇准教授) (〇〇〇〇准教授)		名称変更 履修方法変更
		地誌	2	高(地歴)	同			地誌	2			
		自然地理学	2					自然地理学	2			
		人文地理学	2					人文地理学	2			
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	「社会学、経済学」	社会学概論	2	高(公民)	同	〇〇〇〇助教		社会学概論	2	〇〇〇〇助教		単位数変更 職位変更 職位変更
		社会学概論	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)		社会学概論	2	(〇〇〇〇助教)		
		.....	2			.....		2				
		.....	2			.....		2				
		.....	2			.....		2				
		.....	2			.....		2				
		.....	2			.....		2				
		.....	2			.....		2				
		.....	2			.....		2				
		.....	2			.....		2				
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	4	高(公民)	同	××××講師		哲学	2	××××助教		名称変更 別の専任教員へ変更 名称変更
		.....	2			(××××講師)		.....	2	(××××助教)		
		.....	2			(××××講師)		.....	2	(××××助教)		
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
		.....	2					.....	2			
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位				●専任教員数（合計）		(新) 〇人 / (旧) 〇人				
		・教員の免許状取得のための選択科目 (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位				●必要専任教員数（教科に関する専門的事項）		4人				

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

〇〇〇〇 ... 一般的包括的な内容を含む科目

※3 専任教員数（合計）には「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の専任教員は含めないこと。

<記載上の注意>

- ① 「各科目に含めることが必要な事項」欄には、変更に係る科目のある認定課程の免許教科に応じて、施行規則第4条又は第5条表備考第一号に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」の各事項名をそのまま正確に記載すること。  
※ 同規則第4条又は第5条表備考第一号において「…（〇〇を含む。）」や「〔〇〇、〇〇〕」などのように、（ ）や「 」で記載されているものもそのまま記載すること。
- ② 「新」欄・「旧」欄ともに、「授業科目」欄・「単位数」欄において、事項ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目は、その科目名称及び単位数のセルを灰色で塗ること。  
※ 「一般的包括的な内容」とは、その学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていないものである。（教職課程認定審査の確認事項2（1）参照）  
（例）中一種免（社会）の場合  
その区分の一般的包括的な内容を、授業科目「日本史概論」及び「外国史概論」の二つの授業科目で満たす場合には、これら両方の授業科目名称とその単位数のセルを灰色で塗ること。
- ③ 教職課程認定基準の規定により、いわゆる「みなし専任教員」を置く場合は、当該教員の左側に「※」を付すこと。
- ④ 他学科開設科目及び共通開設科目を充てる場合の共通開設欄の記載については、「他」と記載し、開設学科名等を履修方法欄に記載すること。なお、教職課程認定基準に照らして適切であるかどうかを各大学において確認すること。
- ⑤ 上記以外の注意事項については、「イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）」の「<記載上の注意>」を参照すること。

## 二 特別支援教育に関する科目

(I 教育課程の変更編)  
(新旧対照表)

### 特別支援教育に関する科目の変更届新旧対照表

大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)			担当部局		担当者					
設置者名		〇〇〇〇			電話番号							
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇			FAX番号							
					e-mail							
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	近隣の認定年度	① 認定を受けている免許状の種類 (特別支援教育領域)	新学則等の適用年度	備考				
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-	平成〇〇年度	平成〇〇年度入学生より適用する。				
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	特支一種免(知・肢・病)	-					
免許法施行規則に定める科目区分		新	旧	変更内容等								
		授業科目	単位数 必選	中心 含む	専任教員 氏名・職名	履修 方法等	授業科目	単位数 必選	中心 含む	専任教員 氏名・職名	履修 方法等	変更内容等
特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害者教育総論	2	知	〇〇〇〇教授 ××××講師		障害者教育総論	2	知	〇〇〇〇教授 (〇〇〇〇助教)		名称変更 別の専任教員へ変更
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理	2	知	〇〇〇〇准教授		知的障害者の心理	2	知	〇〇〇〇准教授		②
		知的障害者の生理・病理	2	知	(〇〇〇〇准教授)		知的障害者の生理・病理	2	知	(〇〇〇〇准教授)		
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2	肢			肢体不自由者の心理・生理・病理	2	肢			
		病弱者の心理・生理・病理	2	病			病弱者の心理・生理・病理	2	病			
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育Ⅰ	2	知	(〇〇〇〇准教授)		知的障害教育Ⅰ	2	知	(〇〇〇〇准教授)		新設 職位変更 履修方法変更 職位変更
		知的障害教育Ⅱ	2	知	(〇〇〇〇准教授)		知的障害教育Ⅱ	2	知	(〇〇〇〇准教授)		
		知的障害者の言語障害指導	2	知	(〇〇〇〇准教授)							
		肢体不自由教育Ⅰ	2	肢			肢体不自由教育Ⅰ	2	肢			
		肢体不自由教育Ⅱ	2	肢	〇〇〇〇講師		肢体不自由教育Ⅱ	2	肢	〇〇〇〇助教		
		肢体不自由者の自立活動の理論と実際	2	肢	(〇〇〇〇講師)		肢体不自由者の自立活動の理論と実際	2	肢	(〇〇〇〇助教)		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱教育Ⅰ	2	病			病弱教育Ⅰ	2	病			単位数変更 単位数変更 単位数変更
		病弱教育Ⅱ	2	病			病弱教育Ⅱ	2	病			
		知的障害教育総論	2	知			知的障害教育総論	1	知			
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害教育総論	2	知			知的障害教育総論	1	知		
肢体不自由教育総論			2	肢			肢体不自由教育総論	1	肢			単位数変更
病弱教育総論			2	病			病弱教育総論	1	病			単位数変更
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		視覚障害児の心理、生理、病理	2	視			視覚障害児の心理、生理、病理	2	視			名称変更 廃止 新設
		聴覚障害児の心理、生理、病理	2	聴			聴覚障害者の生理	2	聴			
		障害児の心理、生理、病理	2	LD			聴覚障害者の生理・病理	2	聴			
		視覚障害児教育課程論	2	視			視覚障害者の言語障害指導	2	視			
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		聴覚障害児教育課程論	2	聴			聴覚障害児教育課程論	2	聴			③
		重複障害教育総論	2	LD			重複障害教育総論	2	LD			
		L/D等教育総論	2	LD			L/D等教育総論	2	LD			
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	障害児教育課程論	2	視 聴 知 肢 病	(〇〇〇〇教授)		障害児教育課程論	2	視 聴 知 肢 病	(〇〇〇〇教授)		履修方法変更	
	L/D等教育総論	2	LD	(〇〇〇〇教授)		L/D等教育総論	2	LD	(〇〇〇〇教授)			
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	教育実習	3		(〇〇〇〇教授)		教育実習	3		(〇〇〇〇教授)			
●単位数		●教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)			(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位	●専任教員数(合計)		(新) 〇人 / (旧) 〇人				
		●教員の免許状取得のための選択科目			(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位	●必要専任教員数		3人				

- ④
- 視覚障害者に関する教育の領域：2単位/8単位 (心理等：0単位/1単位、教育課程等：0単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)
  - 聴覚障害者に関する教育の領域：2単位/8単位 (心理等：0単位/1単位、教育課程等：0単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)
  - 知的障害者に関する教育の領域：8単位/4単位 (心理等：4単位/1単位、教育課程等：4単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)
  - 肢体不自由者に関する教育の領域：8単位/4単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：6単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)
  - 病弱者に関する教育の領域：6単位/4単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：4単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

- ① 「認定を受けている免許状の種類（特別支援教育領域）」欄には、認定を受けている課程の特別支援教育領域に応じて、下記例のように記載すること。

（例1）

・視覚障害者に関する教育の領域	→	特支一種免（視）
・聴覚障害者に関する教育の領域	→	特支一種免（聴）
・知的障害者に関する教育の領域	→	特支一種免（知）
・肢体不自由者に関する教育の領域	→	特支一種免（肢）
・病弱者に関する教育の領域	→	特支一種免（病）

（例2）知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域

→ 特支一種免（知・肢・病）

- ② 「新」「旧」欄中、「中心」欄及び「含む」欄には、それぞれ各授業科目の「中心となる領域」又は「含む領域」を記載すること。

（記載に当たっては、36 ページxi）特別支援教育に関する科目の⑦を参照すること。）

- ③ 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に開設する授業科目のうち、重複障害・言語障害・情緒障害・学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）のいずれかが含まれる科目は、「中心となる領域」欄に「LD」と記載すること。

あわせて、当該授業科目の「履修方法等」欄に、当該授業科目に含まれる障害を（例）のように略記すること。

（例）

- ・重複障害→重複
- ・言語障害→言語
- ・情緒障害→情緒
- ・学習障害→LD
- ・注意欠陥多動性障害→ADHD

- ④ 枠下の「※」については、36 ページxi）特別支援教育に関する科目の⑦を参照すること。

- ⑤ 上記以外の記載については、「イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）」の「<記載上の注意>」を参照すること。

## ホ 教育の基礎的理解に関する科目等

(1 教育課程の変更届)  
(新旧対照表)

教育の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表 (小)											
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局					
設置者名		〇〇〇〇				電話番号					
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号					
						e-mail					
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)		新学則等の適用年度		備考	
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-		平成〇〇年度		平成〇〇年度入学より適用する。	
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	小一種免		-			
免許法施行規則に定める科目区分等 ④		新				旧					
科目区分	各科目に含める必要事項		授業科目	単位数 必 選	専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必 選	専任教員 氏名・職名	履修方法	変更内容等
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育原論 教育本質論	2 2	小 小	1科目選択必修	教育原論	2			履修方法変更 新設
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2	小			教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論	2	小	〇〇〇〇講師 ①	教育制度論	2	〇〇〇〇助教		職位変更
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		学習・発達論 教育心理学	2 2	小		学習・発達論 教育心理学	2 2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1			特別支援教育	1			
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	小		カリキュラム論	2			名称変更
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目		道徳の理論及び指導法	2		××××講師	道徳教育の指導法	2	××××講師		
		総合的な学習の時間の指導法	2		(××××講師)	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	(××××講師)			
		特別活動の指導法									
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4	小	(××××講師)	教育方法論	2	(××××講師)		単位数変更	
		生徒指導の理論及び方法	2		●●●●教授	道徳指導及びキャリア教育の理論及び方法を 含む。	生徒指導・進路指導	2		専任教員追加	
		教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	2	小		教育相談の理論と方法	2				
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
教育実践に関する科目		教育実習事前事後指導	1			教育実習事前事後指導	1				
		教育実習	4			教育実習	4				
		学校体験活動									
		教職実践演習	2			教職実践演習 (幼)	2				
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)		(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位		●専任教員数 (合計)		(新) 〇人 / (旧) 〇人			
		・教員の免許状取得のための選択科目		(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位		●専任教員数 (各教科の指導法)		(新) 〇人 / (旧) 〇人			
						●必要専任教員数		(新) 〇人 / (旧) 〇人			

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

※3 事後調査の対象となっている「総合的な学習の時間の指導法」の担当教員を変更する場合には、変更届ではなく事後調査対応届により報告すること。

### <記載上の注意>

- ① 「専任教員」欄について、網掛け部分のそれぞれに、1人以上の専任教員を配置する必要があるため、1人以上配置されているかどうかを確認すること。なお、当該網掛けについては、学校



(例) 同一学科等において中一種免(数学)、高一種免(数学)、高一種免(情報)の教職課程認定を受けている場合

【中一種免(数学)、高一種免(数学)】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する科目：青色
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する科目に該当しない科目：水色

【高一種免(情報)】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する科目：オレンジ
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する科目に該当しない科目：黄色

## vii) その他の様式

変更届に添付する「届出をしようとする大学の課程の概要」「シラバス」「履歴書」「教育研究業績書」「組織改組対照表」の記載に当たっては、Ⅱ. 課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領の各様式の記載要領を参照し作成すること。

届出※をしようとする大学の課程の概要	20 ページ～
シラバス	49 ページ～
履歴書	62 ページ～
教育研究業績書	64 ページ～
組織改組・再編対照表	81 ページ

※20 ページの「認定を受けようとする大学の課程の概要」の箇所を「届出を行おうとする大学の課程の概要」に変更して作成すること。

なお、認定申請を同時に行っている等により、届出を行おうとする大学の課程と認定を受けようとする大学の課程が混在する場合は、「届出を行おうとする免許状の種類(免許教科・領域)」欄に記載する認定申請中(予定)の免許状の種類(予定)の左側に「△」を付し、備考欄に認定申請中(予定)である旨を記載すること。



## (2) 学科等の名称変更届

学科等の改組・再編を伴わずに学科等の名称を変更する場合は、下記様式を名称変更する年度の前年度中に報告すること。

大学名や法人名を変更する場合においても、本様式を適宜修正の上、提出すること。

なお、学科等の改組・再編を伴い学科等名称を変更する場合は、課程認定申請を行わなければならないが、申請とは別に、学科等の名称変更届を報告する必要はない。

### <記載例>

(Ⅱ 学科等の名称変更届)

文書番号  
① 平成〇〇年〇月〇〇日

② 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿

③ 設置者 〇〇 〇〇 印 ④

〇〇大学の認定課程を有する学科等の名称の変更について（報告）

このたび、平成〇〇年度より、認定課程を有する学科等の名称を変更したいので、下記のとおり、報告します。

記

学科等の名称	免許状の種類	学科等の新名称
〇〇学部〇〇学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	〇〇学部××学科

### <記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、課程認定を有する学科等の名称の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 設置者名欄には、認定課程を有する学科等の名称の変更届を提出する大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。

なお、設置形態により以下のとおりとする。

- ・国立大学・・・当該国立大学法人の長
- ・公立大学・・・当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・私立大学・・・当該私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 印は、設置者本人の自筆署名の場合は、省略可とする。

### (3) 学科等の入学定員変更届

学科等の入学定員を変更する場合は、下記様式を定員変更する年度の前年度中に報告すること。  
(※学科等の名称変更と同時に行う場合には、新学科名称を記載し、学科名称変更届も提出すること。)

#### <記載例>

(Ⅲ 学科等の入学定員変更届)			
			文書番号
			① 平成〇〇年〇月〇〇日 ~~~~~
② 文部科学大臣		〇〇 〇〇 殿	
			③ 設置者 〇〇 〇〇 印 ~~~~~
〇〇大学の認定課程を有する学科等の入学定員の変更について（報告）			
このたび、平成〇〇年度より、認定課程を有する学科等の入学定員を変更したいので、 下記のとおり、報告します。			
記			
学科等の名称	免許状の種類	旧入学定員	新入学定員
〇〇学部〇〇学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	〇〇人	〇〇人

#### <記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、認定課程を有する学科等の入学定員の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 設置者名欄には、認定課程を有する学科等の入学定員の変更届を提出する大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。なお、設置形態により以下のとおりとする。
  - ・国立大学・・・当該国立大学法人の長
  - ・公立大学・・・当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
  - ・私立大学・・・当該私立大学を設置する学校法人の理事長
- ④ 印は、設置者本人の自筆署名の場合は、省略可とする。

#### (4) 学科等の課程認定取下届

学科等の課程認定を取り下げ場合は、取り下げを行う年度の前年度中に報告すること。

例えば、平成33年度以降の入学生の課程からは教職課程を置かないとする場合や、認定課程を有する学科等が平成33年度以降は学生募集を停止する場合は、平成32年度中に報告することが必要である。

なお、学科等の課程認定を取り下げることにより、当該課程を有する全学年の課程が廃止されるわけではなく、課程認定を取り下げた年度の前年度までの在学生の課程については、当該学生が卒業するまで当該課程の認定は継続する。

取り下げ後、継続する課程については、大学の責任において、適切な教職指導を行うように留意すること。なお、取り下げた課程についても、卒業生の免許状の取得状況及び就職状況に関する調査は対象となるので留意すること。(4年制大学の学部の場合は取り下げ後3年間、2年制の短期大学・大学院の場合は1年間。)

※ 取り下げた課程において、教育課程の変更や専任教員の異動等が生じた場合には、変更届を提出する必要はない。ただし、再課程認定に伴い自動的に取下げとなった教職課程の教育課程の変更が生じる場合においては、110ページ(5)旧法に基づく変更届に基づき変更後の課程が開始する前に変更届を提出すること。

<記載例>

(IV 学科等の課程認定取下届)

②

文部科学大臣 ○○ ○○ 殿

文書番号

① 平成○○年○月○日

③ 設置者 ○○ ○○ ○○ ④ 印

○○大学の教員の免許状授与の所要資格を得させるための  
課程の認定取り下げについて(報告)

文部科学大臣の認定を受けた教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程について、下記のとおり、認定を取り下げたいので、報告します。

記

1 認定を取り下げる課程の名称及び免許状の種類

学科等の名称	免許状の種類	文書番号	文書日付
○○学部○○学科	中一種免(国語) 高一種免(国語)	○○文科初第○○号 ⑤	平成○○年○月○日

2 認定取り下げ時期  
平成○○年度入学生の課程より取り下げる。なお、これより以前の在学生の課程については、当該課程の学生が卒業するのを待って、教職課程を廃止する。

⑥

3 認定取り下げ理由  
平成○○年度に、○○学科及び××学科を廃止し、△△学科へ改組するため。

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、学科等の課程認定取下届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 設置者名欄には、学科等の課程認定取下届を提出する大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。なお、設置形態により以下のとおりとする。
  - ・国立大学・・・当該国立大学法人の長
  - ・公立大学・・・当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
  - ・私立大学・・・当該私立大学を設置する学校法人の理事長
- ④ 印は、設置者本人の自筆署名の場合は、省略可とする。
- ⑤ 「文書番号」欄は、認定書に記載された文書番号を転記すること。
- ⑥ 「取り下げ理由」欄は、学科等の課程認定を取り下げる理由を記載すること。

#### (5) 旧法に基づく変更届

平成30年度以前入学生に適用する教育課程の変更を行う場合においては、以下により変更届を提出すること。新法に基づく変更届とは別葉で作成すること。

##### (ア) 変更届の提出が必要な場合

89 ページの表①～④に該当する事由がある場合のみ提出が必要となる。

##### (イ) 変更届提出期限

変更後の教育課程を実施する前に提出すること。

##### (ウ) 変更届提出方法

111 ページを参照し、郵送により提出すること。ただし、新法に基づく変更届とは別の封筒に入れ、封筒の表に「旧法に基づく教育課程変更届 提出」と記載すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。

##### (エ) 必要提出書類

様式、作成要領とも『教職課程認定申請の手引き（平成31年度開設用）』によるが、「専任教員氏名・職名」欄は空欄とすること。

## (6) 変更届の提出方法

変更届の提出は、提出する課程の種類に応じてそれぞれ別葉で作成すること。

また、大学学部等の中で複数の課程の変更がある場合であっても、それぞれの課程の担当ごとに提出するのではなく、大学学部全体を取りまとめて提出すること。

### <提出方法>

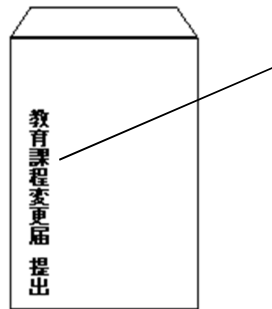
- ・郵送により提出すること。(文部科学省へ直接持参する必要はない。)
- ・封筒には、提出する届出の種類を赤字で記載すること。
- ・大学学部、大学院等の変更届を、まとめて一つの封筒で提出しても構わない。
- ・**提出する変更届の種類ごとに別々の封筒で郵送すること。**ただし、「学科等名称変更届」「入学定員変更届」「課程認定取下届」については、一つの封筒にまとめて提出しても構わない。

なお、「教育課程の変更届⑦」に「教育課程の変更届①～⑥」の内容が含まれている場合は、一つの封筒にまとめて提出すること。

### <提出先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課 教職課程認定係 宛



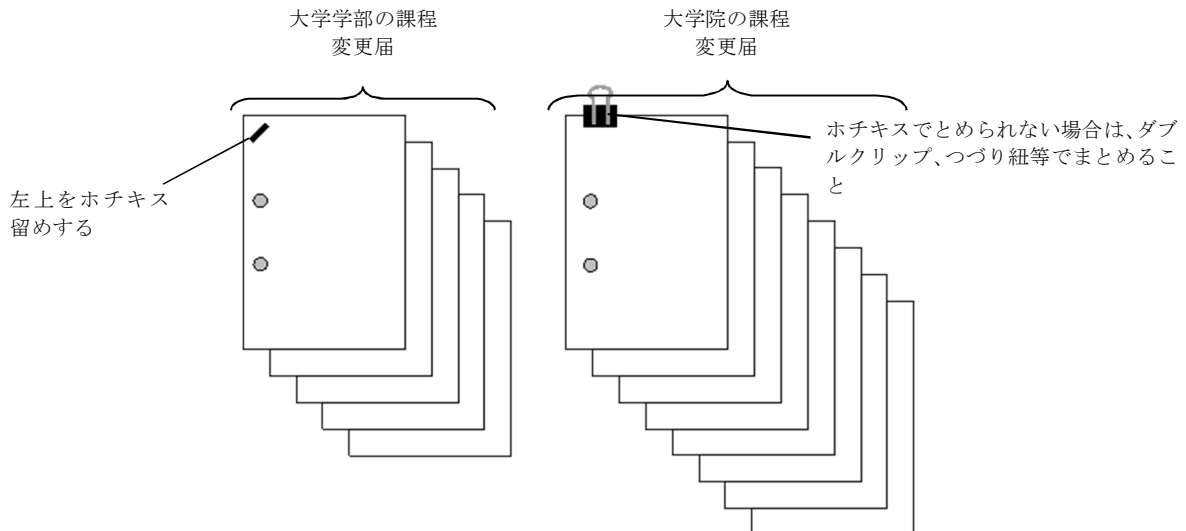
封筒の表に、提出する変更届出の種類(89ページ参照。)により、以下のとおり赤字で記載すること。

- (3)～(5)についてのみまとめて一つの封筒で提出しても構わない。
- (2)を届け出る際、(1)の内容が含まれている場合は一つの封筒にまとめて提出すること。(封筒には(2)のみを記載する。)
- (6)はそれ以外とは別の封筒で提出すること。

- (1) 教育課程の変更届①～⑥・・・「教育課程変更届 提出」
- (2) 教育課程の変更届⑦・・・「教育課程変更届⑦ 提出」
- (3) 学科等の名称変更届・・・「学科等名称変更届 提出」
- (4) 学科等の入学定員変更届・・・「入学定員変更届 提出」
- (5) 学科等の課程認定取下届・・・「課程認定取下届 提出」
- (6) 旧法に基づく変更届・・・「旧法に基づく教育課程変更届 提出」

### <書類の体裁>

- ・左側に二つ穴を開けること。
- ・変更届が複数枚の場合には、ホチキス又はクリップ等でとめること。(ファイルに綴らないこと。もし、クリップ等で止められない場合には、つづり紐でまとめること)



## IV. 審査基準等

### 1. 教職課程認定基準

#### 教職課程認定基準

〔平成13年7月19日  
教員養成部会決定〕

一部改正 平成16年6月23日  
一部改正 平成18年7月31日  
全部改正 平成19年5月10日  
一部改正 平成20年6月10日  
一部改正 平成20年12月24日  
一部改正 平成21年5月18日  
一部改正 平成26年11月7日  
一部改正 平成27年11月24日  
一部改正 平成29年11月17日

平

#### 1 総則

- (1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める規定する研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けるに当たっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。
- (2) この基準は、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。
- (3) 大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
- (4) 初等中等教育分科会教員養成部会運営規則第2条に規定する課程認定委員会（以下、「委員会」という。）は、教職課程の認定に係る審査にこの基準を適用するために必要な確認事項を定めることができる。

#### 2 教育上の基本組織

- (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。
- (2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第59条第1項、専門職短期大学設置基準第55条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程」という。）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて一つの課程とみなして、この基準を適用する。
- (3) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

- (4) 教職課程の認定に当たって、その教育課程及び教員組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。
- (5) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。
- (6) 栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。

### **3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）**

- (1) 大学（短期大学の専攻科を除く）は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。

この場合において、共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

なお、短期大学の専攻科は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）及び特別支援教育に関する科目を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができる。

- (2) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。
- (3) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。
- (4) 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、4-3(5)i)(※2)(※3)、4-4(5)i)(※2)(※3)、4-8(4)、4-9(4)の場合を除く。
- (5) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。
- (6) 以下に掲げる科目のそれぞれの専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。

- ① 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項」という。）
- ② 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項」という。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目

(7) 専任教員は、3(6)の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。

短期大学の専攻科における必要専任教員数は、短期大学の学科等の専任教員とは別に、この基準に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。

#### **4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）**

2(4)より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるに当たっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

##### **4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合**

(1) 「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表備考第1号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は5領域、二種免許状の課程認定を受ける場合は4領域以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならない。

また、領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導法に関する科目に開設することができる。

(2) 「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。以下「教育課程の意義及び編成の方法」という。）を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

「領域に関する専門的事項」	「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」
幼稚園全領域のうち、3領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて1人以上  合計3人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の基礎的理解に関する科目において1人以上</li> <li>・「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上</li> </ul> 合計3人以上

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「領域に関する専門的事項」並びに「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

(※2) 「複合領域」を担当する専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができる。



(※3) 同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

(※4) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

#### 4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「小学校全教科」という。）の各教科ごとに開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

(2) 「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(3) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

「教科に関する専門的事項」	「各教科の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」
小学校全教科のうち、5教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上  合計5人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の基礎的理解に関する科目において1人以上</li> <li>・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上</li> <li>・「各教科の指導法」において1人以上</li> </ul> 合計3人以上

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する専門的事項」並びに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

(※2) 「複合科目」を担当する専任教員を、「教科に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができる。

(※3) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

(※4) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

#### 4-3 中学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上、二種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては10単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

(2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3) 「各教科の指導法」は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては8単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、中学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(4) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第4条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要専任教員数
国語	3人以上
社会	4人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
技術	4人以上
家庭	4人以上
職業	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

(※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。

(※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。

(※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。

(※4) (※2) (※3) により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要専任教員数
800人 以下	2人以上
801人 ～ 1,200人 以下	3人以上
1,201人 ～	4人以上

※専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人以上
- ・ 「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）において1人以上

#### 4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

(2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、他学科等において開設する授業科目をあてることことができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3) 「各教科の指導法」は、4単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、高等学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(4) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要専任教員数
国語	3人以上
地理歴史	3人以上
公民	3人以上
数学	3人以上

理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
工芸	3人以上
書道	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
看護	4人以上
家庭	4人以上
情報	4人以上
農業	4人以上
工業	4人以上
商業	4人以上
水産	4人以上
福祉	4人以上
商船	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

- (※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。
- (※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。
- (※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。
- (※4) (※2) (※3) により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」  
4-3(5)ii) に定めるとおりとする。

- (6) 認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、施行規則第5条第1項表備考第6号にかかわらず、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」は、施行規則第5条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

#### 4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

- (1) 特別支援教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第7条第1項表に規定する科目（特別支援教育の基礎理論に関する科目など）ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けられるように開設されなければならない。
- (2) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならない。当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。
- (3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（当該領域には、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む。）、

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含む。）については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。

（４）特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

免許状に定められることとなる 特別支援教育領域		視覚障害者 に関する教育	聴覚障害者 に関する教育	知的障害者 に関する教育	肢体不自由 者に関する 教育	病弱者に関 する教育
特別支援教育に関する科目		1人以上				
特別支援 教育領域 に関する 科目	心身に障害ある 幼児、児童又は 生徒の心理、生 理及び病理に関 する科目	1人以上	1人以上	1人以上		
	心身に障害のあ る幼児、児童又 は生徒の教育課 程及び指導法に 関する科目	1人以上	1人以上	1人以上		

#### 4-6 養護教諭の教職課程の場合

（１）養護に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第9条表備考第1号に規定する科目ごとに開設されなければならない。

なお、施行規則第9条表備考第1号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

（２）「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第9条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

（３）養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 養護に関する科目

養護に関する科目の必要専任教員数は3人以上とする。なお、養護に関する科目のうち看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）には、専任教員を1人以上置かなければならない。

ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3（5）ii）に定めるとおりとする。

#### 4-7 栄養教諭の教職課程の場合

（１）栄養に係る教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第10条表備考第1号に規定する事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まれなければならない。

（２）「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第10条表に規定する科

目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

- (3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、4－3（5）ii）に定めるとおりとする。

#### **4－8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例**

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

- (1) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i) 「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ii) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）
- ② 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）
- ③ 中学校（社会）と高等学校（公民）
- ④ 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）
- ⑤ 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）
- ⑥ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）
- ⑦ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭
- ⑧ 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）
- ⑨ 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭
- ⑩ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）
- ⑪ 中学校（技術）と高等学校（工業）
- ⑫ 高等学校（看護）と養護教諭

- (2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 教育の基礎的理解に関する科目
- ② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分

ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 総合的な学習の時間の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の総合的な学習の時間に係る部分に限る。）
- ② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）
- ③ 生徒指導の理論及び方法

- iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- iv) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。以下「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」という。）については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- v) 教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。）及び教育実習に含めることとする学校体験活動については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- vi) 教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。
- vii) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。  
また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。
  - ① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法
  - ② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法
  - ③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法
  - ④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法
  - ⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法
  - ⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法

(3) 「複合科目」

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-8 (2) vii) に準じて取り扱うものとする。

- (4) 教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

なお、短期大学の同一学科等において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合、「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要専任教員数は、以下のとおりとする。

区 分	「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」	「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
幼稚園教諭の教職課程	4-1 (3) の場合と同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の基礎的理解に関する科目において1人以上</li> <li>・「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上</li> </ul> <p style="text-align: right;">合計2人以上</p>

小学校教諭の 教職課程	小学校全教科のうち、4教科以上それぞれにおいて1人以上 合計4人以上	4-2(4)の場合と同じ
----------------	---------------------------------------	--------------

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

(※2) 「複合領域」又は「複合科目」を担当する専任教員を、「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができる。

(※3) 幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

#### **4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例**

大学の一つ以上の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 「教科に関する専門的事項」

「教科に関する専門的事項」は、4-3(2)及び4-4(2)の場合には、複数の教職課程に共通に開設することができる。

(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

i) 以下に掲げる科目については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 教育の基礎的理解に関する科目

② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法及び進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分を除く。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容のうち道徳に係る部分を除く。）

ii) 以下に掲げる科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」

② 教育実践に関する科目（教育実習に含めることとする学校体験活動を含む。）

iii) 「道徳の理論及び指導法」（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容のうち道徳に係る部分に限る。）については、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

iv) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法

② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法

③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法

④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法

⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法

⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法



(3) 「複合科目」

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-9 (2) iv) に準じて取り扱うものとする。

(4) 「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

## **5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）**

2 (4) より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるに当たっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

### **5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合**

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

### **5-2 小学校教諭の教職課程の場合**

小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

### **5-3 中学校教諭の教職課程の場合**

中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3 (5) i) に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置に当たっては、4-3 (5) ii) ※は適用しない。

### **5-4 高等学校教諭の教職課程の場合**

高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4 (5) i) に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。なお、

専任教員の配置に当たっては、4-3(5)ii) ※は適用しない。

### **5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合**

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上）の専任教員を置かなければならない。

大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る専任教員を、それぞれの専任教員として取り扱うことができる。

### **5-6 養護教諭の教職課程の場合**

養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、養護に関する科目のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5)ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置に当たっては、4-3(5)ii) ※は適用しない。

### **5-7 栄養教諭の教職課程の場合**

施行規則第10条表備考第2号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年<sup>文部省</sup>令第2号）<sup>厚生省</sup>）」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。

栄養教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5)ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置に当たっては、4-3(5)ii) ※は適用しない。

### **5-8 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例**

- (1) 大学院等の一つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については4-9(1)を、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については4-9(2)を準用する。
- (2) 大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。
  - ① 「教科に関する専門的事項」、養護に関する科目
    - (イ) 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」は、4-8(1)i) 及びii) を準用する。
    - (ロ) 養護に関する科目は、4-8(1)ii) を準用する。
  - ② 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、4-8(2)を準用する。
- (3) 「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。
- (4) 大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。）の学科等有する教職課程と、大学院等の学科等有する教職課程の免許状の種類<sup>の</sup>学校種（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭

を含む)が同一である場合、それぞれの教職課程(教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等)の専任教員として取り扱うことができる。

(5) 大学のみの学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみの学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の専任教員でなければならない。

(6) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみの学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類の学校種の教職課程を有する学科等の専任教員については、当該学科等の専任教員でなければならない。

## **6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例**

(1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて一つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)」の基準に適用する。

ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

(2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて一つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織(一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合)」の基準に適用する。

ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

## **7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例**

昼間の課程(第1部)と夜間の課程(第2部)又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程(第3部)を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて一つの課程とみなし、両部に置く必要専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

- ① 「領域に関する専門的事項」(「複合領域」を含む。)
- ② 「教科に関する専門的事項」(「複合科目」を含む。)
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目
- ⑥ 栄養に係る教育に関する科目

## **8 通信教育の課程への特例**

(1) 通信教育の課程において、教育課程及び教員組織については、通学教育の課程に準ずる。

(2) 大学の学科等が有する教職課程(通学教育の課程)と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の専任教員については、通学教育の課程の専任教員をもってあてることができる。

## **9 その他の特例**

複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合で、かつ、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、一の団地における「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎

的理解に関する科目等」の専任教員数が、この基準に定める必要専任教員数を満たしている場合限り、他の団地における必要専任教員数を、一の団地における必要専任教員数の半数以上とすることができる。

## 10 施設・設備等

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、教科及び教科の指導法に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目についての教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。

## 11 教育実習等

- (1) 教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含めるものとする学校体験活動（以下「教育実習等」という。）については、入学定員に応じて、適当な規模・教員組織等を有する実習校が確保されていなければならない。

この場合において、学校体験活動及び栄養教育実習を除いては、以下の表に定める各区分に応じて定める必要学級数等を満たさなければならない。

区分	必要学級数等
初等教育教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合
中等教育教員養成の場合	入学定員 10 人に 1 学級の割合
特別支援学校教員養成の場合	入学定員 5 人に 1 学級の割合
養護教諭養成の場合	入学定員 5 人に 1 校の割合

- (2) 実習校については、当該学校の承諾を得ていなければならない（都道府県市によって特別の事情がある場合には、当該教育委員会の実習受入れ証明をもって代えることができる）。

なお、栄養教育実習については、都道府県市の教育委員会の実習受入れ証明を得ることを原則とする。

- (3) 通信教育の課程における教育実習等は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。

- (4) 教育実習等の実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されていなければならない。

## 12 その他

- (1) 本基準は、平成 31 年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。

- (2) 施行規則附則第 7 項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の「教科に関する専門的事項」による場合の当該「教科に関する専門的事項」に係る教育課程及び教員組織については、平成 30 年度までの教職課程認定基準（平成 27 年 1 月 24 日一部改正）に規定する教科に関する科目の基準によるものとする。

- (3) 本基準に定めるもののほか、教職課程の認定に関し必要な事項は、教員養成部会又は委員会が定める。

## 2. 教職課程認定審査の確認事項

### 教職課程認定審査の確認事項

		〔平成13年7月19日〕 課程認定委員会決定
一部改正	平成16年6月15日改正	
一部改正	平成18年4月25日改正	
一部改正	平成20年5月23日改正	
一部改正	平成20年12月3日改正	
一部改正	平成27年10月30日改正	
一部改正	平成29年11月17日改正	
一部改正	平成30年10月9日改正	

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）（以下「基準」という。）1（4）に定める教職課程認定審査における確認事項については、以下のとおりとする。

#### 1 教育上の基本組織関係

- (1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教員組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。  
ただし、以下の場合は、新たに課程認定を行うことを要しない。
  - ① 学科等の名称若しくは入学定員を変更する場合
  - ② 学科等を有する大学の名称、設置者若しくは位置を変更する場合
  - ③ 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合
- (2) 既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状にあっては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあっては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。）に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び教員組織に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。
- (3) 既に認定を受けた教職課程に、内容の全く同一の昼夜開講制コースを設けた場合においては、改めて課程認定を行わなくても差し支えないものとする。

- (4) 基準2(5)に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」については、以下の観点から審査を行うこととする。
- ① 学科等の名称及び設置理念、学位及び学位の分野（短期大学においては学科の属する分野）
  - ② 学科等の教育課程全体における教員養成に関する科目の占める割合
  - ③ 卒業要件等における免許状取得や免許状取得に係る科目履修の位置付け
  - ④ その他課程認定委員会において必要とされる事項

## 2 教育課程関係

- (1) 教育職員免許法施行規則（以下、「施行規則」という。）第4条第1項表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。
- (2) 領域及び保育内容の指導法に関する科目のうち保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分、教科及び教科の指導法に関する科目のうち各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目は、教員養成を主たる目的としない学科等においても、内容に応じ、当該学科等の卒業の要件に係る科目として開設されているものを充てても差し支えないものとする。
- (3) 授業科目の名称は、施行規則に定める科目又は各科目に含めることが必要な事項の内容を適切に表現した名称とすることとし、授業内容を直ちに確認することが困難な名称を用いているものについては、シラバスを精査し、当該科目が適当であると課程認定委員会が判断した場合に認めることができるものとする。
- (4) 施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない。
- (5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合には、以下の観点から審査を行うこととする。
- ① 取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること
  - ② 各事項において(7)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと
  - ③ 各事項において適切な授業時間数が確保されていること
- (6) 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体

験する活動であつて教育実習以外のもの)の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。

- ① 教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって教育実習としての目標を達成すること
- ② 実習校と大学が連携して実施体制やプログラム等を構築すること
- ③ 学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、学生は実習校の指示の下に活動を行うこと

(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。

- ① 教職課程コアカリキュラム  
(平成29年11月17日 「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」決定)
- ② 外国語(英語)コアカリキュラム  
(文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書)

### 3 教員組織関係

(1) 基準3(4)に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科等に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。

- ① 当該学科等の教職課程の授業を担当
- ② 当該学科等の教職課程の編成に参画
- ③ 当該学科等の学生の教職指導を担当

(2) 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

(3) 「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する専任教員、兼任教員又は兼任教員が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあててることを可能とする。

ただし、その場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

- ① 「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績
- ② 「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績

(4) 小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語(英語)指導法を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあててることを可能とする。

ただし、②の業績のみを有している者をもってあてた場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

- ① 小学校学習指導要領における「外国語活動」(英語)に関する活字業績
- ② 中学校又は高等学校の「外国語(英語)の指導法」に関する活字業績

なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。

- (5) (3)及び(4)は平成32年度から平成34年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。



別表

認定を受けようとする課程	既に認定を受けている課程
幼稚園教諭免許課程	小学校教諭免許課程
小学校教諭免許課程	幼稚園教諭免許課程
中学校教諭免許課程（国語）	高等学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
中学校教諭免許課程（社会）	高等学校教諭免許課程（地理歴史） 高等学校教諭免許課程（公民） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
中学校教諭免許課程（数学）	高等学校教諭免許課程（数学）
中学校教諭免許課程（理科）	高等学校教諭免許課程（理科）
中学校教諭免許課程（音楽）	高等学校教諭免許課程（音楽）
中学校教諭免許課程（美術）	高等学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
中学校教諭免許課程（保健体育）	高等学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（保健）	高等学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（技術）	高等学校教諭免許課程（工業）
中学校教諭免許課程（家庭）	高等学校教諭免許課程（家庭）
中学校教諭免許課程（職業指導）	高等学校教諭免許課程（職業指導）
中学校教諭免許課程（英語）	高等学校教諭免許課程（英語）
中学校教諭免許課程（宗教）	高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（国語）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
高等学校教諭免許課程（地理歴史）	中学校教諭免許課程（社会）
高等学校教諭免許課程（公民）	中学校教諭免許課程（社会） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（数学）	中学校教諭免許課程（数学）
高等学校教諭免許課程（理科）	中学校教諭免許課程（理科）
高等学校教諭免許課程（音楽）	中学校教諭免許課程（音楽）

高等学校教諭免許課程（美術）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
高等学校教諭免許課程（工芸）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（美術）
高等学校教諭免許課程（書道）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（国語）
高等学校教諭免許課程（保健体育）	中学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（保健）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（看護）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（家庭）	中学校教諭免許課程（家庭）
高等学校教諭免許課程（工業）	中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（職業指導）	中学校教諭免許課程（職業指導）
高等学校教諭免許課程（英語）	中学校教諭免許課程（英語）
高等学校教諭免許課程（宗教）	中学校教諭免許課程（宗教）
養護教諭免許課程	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護）

### 3. 教職課程認定審査運営内規

#### 教職課程認定審査運営内規

〔平成13年7月19日  
教員養成部会決定〕

一部改正 平成20年6月10日改正

一部改正 平成28年7月4日改正

#### 1 通則

- (1) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（以下「教職課程」という。）の認定の審査の運営は、この内規の定めるところによる。
- (2) 審査は、教員養成部会（以下「部会」という。）が定めた、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づいて行う。
- (3) 部会は、審査を課程認定委員会（以下「委員会」という。）に付託し、委員会から審査の議事経過及び結果の報告を受けて最終判定を行う。

#### 2 審査方法

- (1) 委員会においては、書類審査、面接審査及び実地審査の方法により審査を行い、認定の可否（可、保留（取り下げの勧告を含む。））を決する。
- (2) 部会においては、委員会からの報告を受け、最終判定（可・不可）を下す。
- (3) 審査の結果、必要な場合には、あらかじめ定める日までに申請者に申請書の補充又は訂正を行わせることができる。
- (4) 面接審査及び実地審査は、書類審査で保留となった場合に必要に応じて行うものとする。
- (5) 委員会は、原則として、部会に報告するまでに保留の判定を残さないものとする。
- (6) 委員（臨時委員及び専門委員を含む。以下同じ。）、利害関係のある大学の審査を行うことはできない。

#### 3 書類審査

- (1) 書類審査においては、文部科学省の事前審査の結果を聴取したのち、認定基準及び確認事項に基づき、主として次の点に留意しながら認定の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について審査する。
  - ① 認定を受けようとする学科の目的・性格と免許状との相当関係
  - ② 教育課程及びその履修方法
  - ③ 教員組織
  - ④ 施設・設備（図書等を含む。）
  - ⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等
  - ⑥ 学則
- (2) 書類審査において、保留となった申請課程については、必要により、補充・訂正の指示又は取り下げの勧告を行い、補充・訂正において必要な改善がなされた場合には認定可とする。

- (3) 補充・訂正の指示による改善が不十分な場合には保留又は取り下げの勧告を行う。
- (4) 取り下げの勧告は、文部科学省から取り下げ勧告理由を明示して行い、取り下げがなされない場合には、保留のまま部会による最終判定を行う。

#### **4 面接審査及び実地審査**

- (1) 書類審査において保留となった申請課程については、必要に応じて、面接審査又は実地審査を行う。
- (2) 面接審査は、書類審査の結果に基づいて、委員会の主査の指名する2名以上の委員及び文部科学省担当官が同席し、直接申請者と面接し、申請課程について説明を聴取することにより行う。
- (3) 面接審査の結果は、部会に報告する。
- (4) 実地審査は、書類審査の結果に基づいて、委員会の主査の指名する2名以上の委員及び担当官が同席し、実地において、申請書に記載されている事実を確認し、申請課程の状況を審査する。
- (5) 実地審査の結果は、部会に報告する。

#### **5 最終判定**

- (1) 部会の最終判定は、補充・訂正の指示又は取り下げの勧告を行った申請課程及び保留の申請課程を中心とする委員会からの報告に基づき、認定の可否（可、不可）について行う。
- (2) 委員会からの報告は委員会の主査がとりまとめて行い、主査が部会に出席できない場合は主査の指名する委員会の委員が報告する。
- (3) 最終判定における審査は、原則として、委員会で判定を保留とした申請課程の可否を決めるために行うものとし、特別の事情を除き、委員会の審査を最終判定とする。
- (4) 最終判定において必要な場合には、部会長の許可により、申請者の説明を求めるものとする。
- (5) 部会は、「可」の判定を選んだもののうち、必要があると認められるものについて、留意すべき事項を付すことができる。

#### **6 教職課程の認定後に計画を変更する場合の取扱いについて**

- (1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の点に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。
  - ① 専任教員を変更する場合
  - ② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合
  - ③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
- (2) 書類審査においては、「3 書類審査」を準用する。
- (3) 変更可否の結果は、部会に報告する。

#### **7 その他**

- (1) この審査運営内規は平成29年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。
- (2) この内規に定めるもののほか、課程認定の審査運営に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。

## 4. 教職課程認定大学実地視察規程

### 教職課程認定大学実地視察規程

〔平成13年7月19日  
教員養成部会決定〕

一部改正 平成18年4月25日改正  
一部改正 平成20年6月10日改正  
一部改正 平成21年2月27日改正  
一部改正 平成28年7月4日改正

#### 1 趣旨

- (1) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程(以下「教職課程」という。)の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、教職課程を有する大学に対して、実地視察を行う。
- (2) 実地視察の方法は、この規程の定めるところによる。

#### 2 実地視察方法

- (1) 実地視察は、教職課程認定基準（以下「認定基準」という。）及び教職課程認定審査の確認事項（以下「確認事項」という。）に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。
  - ① 教員養成に対する理念、設置の趣旨等
  - ② 教育課程及び履修方法
  - ③ 教員組織
  - ④ 施設・設備（図書等を含む。）
  - ⑤ 教育実習の実施計画、教育実習校等
  - ⑥ 学則
  - ⑦ 学生の教員への就職状況
- (2) 実地視察は教員養成部会（以下「部会」という。）及び課程認定委員会（以下「委員会」という。）に属する委員並びに文部科学省組織規則第34条に規定する視学委員（教職課程に関する専門的な知見を有する者に限る。）（以下これらを総称して「委員」という。）2名以上（うち1名以上は委員会の委員）で分担して行う。
- (3) 実地視察を行う委員は部会長が定める。
- (4) 委員は利害関係のある大学の実地視察はできない。
- (5) 実地視察には、文部科学省担当官（以下「担当官」という。）が同行し、事務にあたる。
- (6) 実地視察にあたっては、必要に応じて、都道府県及び市区町村担当者を実地視察に参加させることができる。
- (7) 部会長は、実地視察大学に対し、実地視察調査表をあらかじめ提出させ、実地視察の日時及び視察事項についてあらかじめ通知する。また、実地視察大学に対し、関係書類を視察の際用意させることができる。
- (8) 実地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、その是正措置を求めるものとする。

### **3 留意すべき事項を付した大学への実地視察**

教職課程認定審査運営内規（平成13年7月19日教員養成部会決定）5（5）に基づき、留意すべき事項を付した大学については、原則として、段階的整備期間中に、実地視察を行う。

### **4 報告書の作成及び公表**

- （1）実地視察の結果については、委員及び担当官により、報告書を作成する。
- （2）報告書は部会に提出し、了承を経た後公表し、実地視察大学及び全ての課程認定大学に送付する。
- （3）報告書をもとに、教育委員会や学生、保護者等が、当該大学の教職課程の特色や内容等を理解できるものとなるよう工夫し、文部科学省ホームページにおいて実地視察の結果を公表する。

### **5 教職課程の認定の取消についての意見**

実地視察大学の教職課程が認定基準より低下した状態にあり、著しく適正を欠くと認められる場合は、部会は文部科学大臣に当該教職課程の認定の取消についての意見を述べることができる。

### **6 その他**

- （1）この規程は平成28年度から適用する。
- （2）この規程に定めるもののほか、実地視察に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。

## 5. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係について

### 学科等の目的・性格と免許状との相当関係について

平成21年2月27日

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

#### 1. 現状

- 今年度の課程認定申請において、経営学系の学科や心理学系の学科における保健体育の課程認定の申請が目立ったところ（申請時点で10大学）。  
これらの学科においては、すでに中学校社会や高等学校公民等の課程認定を受けており、それに加えて、保健体育の認定の申請を行うものである。
- 教職課程認定基準（平成13年教員養成部会決定）においては、教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとされている。
- 経営学系の学科における保健体育の認定については、平成17・18年度において、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が、通常の場合に比して薄いことについて課程認定委員会で議論した上、留意事項付きで認定が認められ、その後は認定が認められている。

#### 2. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係についての問題点

- しかしながら、平成17年度に経営学系の学科において保健体育の認定を認められた2大学の実地視察を本年度実施したところ、保健体育教員の養成のための理念が実現されていない、保健体育教員養成のための教育課程が体系的に実施されていない、教職指導体制が適切に機能していない、などの問題点が見られたところである。
- 学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間（短期大学では2年間）の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、認定を受ける免許教科についての教科に関する科目を一定数修得させることにより、当該免許教科を担当する教員として求められる教科専門性を確保しようとするものである。
- この点、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許教科について、免許状の授与の前提となる十分な専門性を確保することが一般的に困難と言わざるをえない（注）。

（注）

専門性の確保が困難な理由としては以下のとおりである。

- ① 大学が、経営上の採算性確保の観点から開設科目数を抑制しようとする場合、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許教科に関する専門科目の開設数は、通常の場合と比して少ないものとなること。

(例)

- ・ A大学経営学部経営学科【免許教科：商業】：商業に関連する科目（教科に関する科目に限られない） 146単位
- ・ B大学経営学部経営学科【免許教科：保健体育】：保健体育に関連する科目（教科に関する科目に限られない） 50単位

② また、①の場合において、認定を受けようとする免許教科について十分な数の専門科目が開設されたとしても、4年間に学生が履修可能な科目数には限界があり、学生が修得する認定を受けようとする免許教科に関する専門科目の単位数も通常の場合に比して少ないものとならざるを得ないこと。

### 3. 来年度からの課程認定の方針

- 上記2のとおり、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い場合には、認定を受ける免許教科の専門性の確保や教職課程の適切な運営に問題が見られたことから、来年度以降は、課程認定に当たり学科等の目的・性格と免許状との相当関係の薄い申請については慎重に対応すべきであると考える。

### 4. 今年度認定を行う課程又はこれまで認定された課程について

- 今年度認定を行う課程又はこれまで認定された課程については、引き続き当該課程認定は有効とするが、今後、実地視察等を通して、教職としての専門性が適性に確保されるよう、フォローアップを行っていくこととする。



## 6. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準

### 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準

平成23年1月20日  
課程認定委員会決定

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（2）に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻（以下、「学科等」という。）の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。

#### 1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が十分であるか

- ① 学位の分野等、学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状との間に、十分な相当関係が認められるか。
- ② 学科等の教育課程において、免許法施行規則に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。
- ③ 卒業要件等において、免許法施行規則に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。
- ④ 学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目の内容の間に密接な関連が見られるか。

#### 2. 上記1に関して以下の点が達成されているか

##### （1）認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。

- ① 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。
- ② 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（専任教員を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。
- ③ 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような施設及び設備が整えられているか。
- ④ 免許状の取得を目的とする学生のための履修モデルが体系的に編成されているか。

##### （2）十分に議論された申請内容であるか

教員養成の理念並びにこれらを実現するために必要とされる教育課程及び指導体制について、担当教員が連携し、十分な議論がなされたことがうかがえるような申請内容となっているか。

(参考)

○ 教職課程認定基準 (平成13年7月19日教員養成部会決定)

2 教育上の基本組織

- (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。
- (2) 教職課程は、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

## 7. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について（解説）

### 学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について（解説）

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）2（2）に規定する、「認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻」（以下、「学科等」という。）の「目的・性格と免許状との相当関係」に関する審査の基準として、平成23年1月20日課程認定委員会により、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準について」（課程認定委員会決定）が定められた。

各審査基準の趣旨は、以下のとおりであるため、申請に当たっての参考とすること。

#### 1. 各基準の趣旨

##### (1) 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が十分であるか

①学位の分野等、学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状との間に、十分な相当関係が認められるか。

学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状の種類との間に、十分な相当関係が認められることが必要である。相当関係の有無については、学科等における学位の分野、カリキュラム、履修方法、学科等の名称等を考慮して審査を行うこととする。

②学科等の教育課程において、免許法施行規則に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。

認定を受けようとする学科等において、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という）に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」が開設されていることは施行規則の規定により必要であるが、これらの科目以外にも、当該学科等のカリキュラムの中に認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれている必要がある。

その理由としては、学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間（短期大学では2～3年間）の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、免許状についての教科（又は養護、栄養）に関する科目を一定数履修させることにより、当該教科等を担当する教員として求められる専門性を確保しようとするものであるからである。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が、通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する科目の開設数は、通常の場合と比して少ない傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

③卒業要件等において、免許法施行規則に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。

卒業要件等において、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとさ

れていることが必要である。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する十分な数の専門科目が開設されたとしても、4年間（短大の場合2、3年間）に学生が履修可能な科目数には限界があり、学生が実際に修得する、当該免許状に関連する科目の単位数は、通常の場合に比して少ないものとならざるを得ない傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

**④学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目の内容の間に密接な関連が見られるか。**

②のとおり、学科等のカリキュラムの中に、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれている必要があるが、これらの科目と、当該学科等に開設されているその他の科目の内容との間に、密接な関連があることが必要である。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許状に関連する科目と、その他の科目の内容がかけ離れている傾向が見られることから、上記の基準が設けられたものである。

**2. 上記1に関して以下の点が達成されているか**

**(1) 認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。**

- ①認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。
- ②認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか（専任教員を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか）。
- ③認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような施設及び設備が整えられているか。
- ④免許状の取得を目的とする学生のための履修モデルが体系的に編成されているか。

上記の基準は、教職課程の認定を行うに当たり一般的に必要とされるものであるが、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、これらの点が不十分な傾向が見られることから、今回基準として改めて示されたものである。

**(2) 十分に議論された申請内容であるか**

教員養成の理念並びにこれらを実現するために必要とされる教育課程及び指導体制について、担当教員が連携し、十分な議論がなされたことがうかがえるような申請内容となっているか。

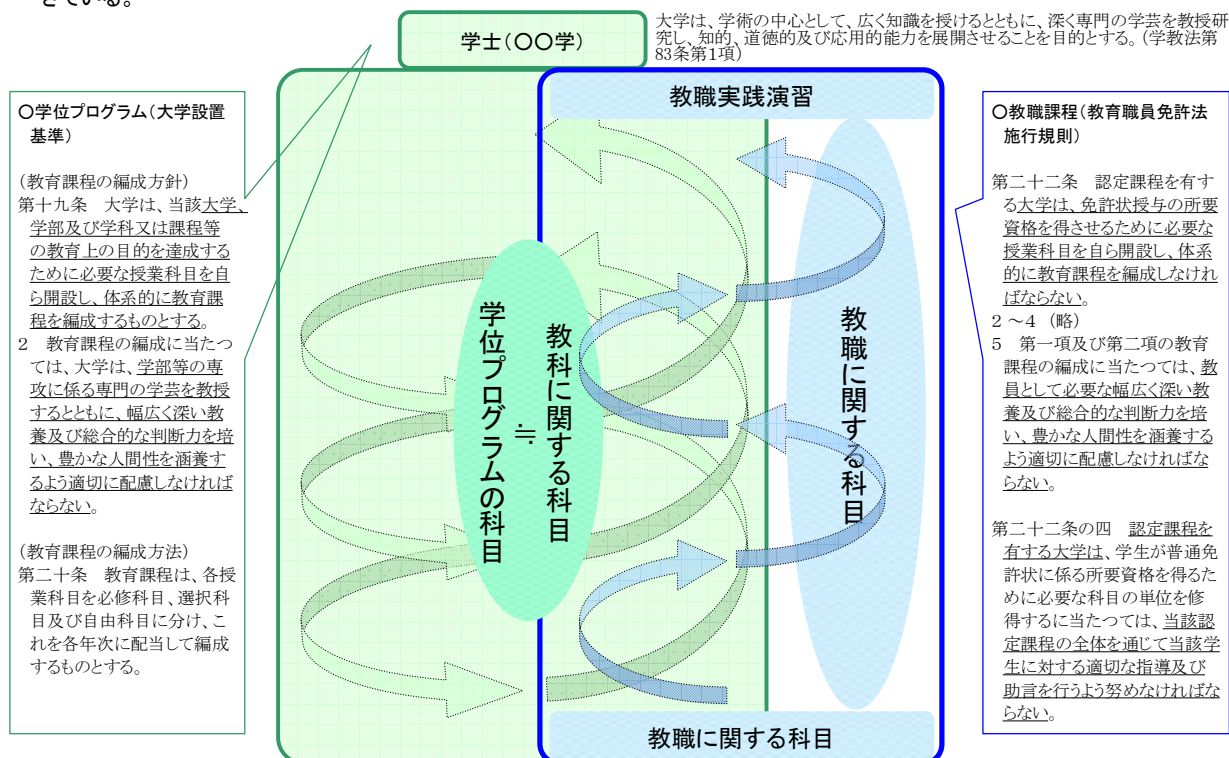
上記の基準も、(1)と同様、教職課程の認定を行うに当たり、一般的に必要とされるものであるが、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、これらの点が不十分な傾向が見られることから、今回基準として改めて示されたものである。

## 2. その他

- 本基準における「学科等」とは、教職課程認定基準2(2)に規定する「認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻」を指し、同基準2(1)に規定する「その他学則で定める組織」は含まず、同基準2(1)に規定する「学科等」の範囲とは異なる点に留意する必要があること。
- また、教職課程認定基準2(2)に規定するとおり、教職課程の認定を受けるためには「大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻」の目的・性格と免許状との相当関係が必要であり、例えば、学科の中のコースの単位で認定を受けようとする場合でも、当該「学科」の目的・性格と免許状との相当関係が求められる点にも、改めて留意する必要があること。

### 【参考】学位プログラムと教職課程との相当関係

- 教職課程を設置する大学は、学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、教職課程プログラムを体系的に履修することが求められる。
- 昨今、大学の学部学科が多様化し、当該学部学科の性格・目的と置こうとする教職課程の関連性が不明確な申請が増えている。



## 8. 教育又は研究上の業績及び実績の考え方

### 教育又は研究上の業績及び実績の考え方

平成23年3月9日  
課程認定委員会決定

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）3（3）に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。

#### 1. 基本的な考え方

○ 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。

例えば、教職に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。

○ 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全く無い場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。

#### 2. 教員等の実務経験のある教員についての取扱い

○ 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文が無い場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。

○ 上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。

（参考）

○ 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）

##### 3（3）教育課程、教員組織（免許状の種類に関わらず共通）

認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

○ 教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）

##### 3 教員組織関係

教職に関する科目・特別支援教育に関する科目の担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮するものとする。

9. 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抄）

（教職課程認定関係条文抜粋）

（1）教育職員免許法（抄）【平成31年4月1日現在】

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。（以下省略）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
免許状の種類			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	七五	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五一	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三一	
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三七	
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三五	
高等学 校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
特別支 援学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		一六
備考				
一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの				

場合においても同様とする。)

一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない(別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。)

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学(短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。)の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする(別表第二の場合においても同様とする。)

二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする(別表第二の二の場合においても同様とする。)

三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「認定課程」という。)において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目(教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。)又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする(別表第二の二の場合においても同様とする。)

八 一種免許状(高等学校教諭の一種免許状を除く。)に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。



別表第二（第五条関係）

第一欄		第二欄	第三欄
所要資格		基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数
免許状の種類			
養護 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八〇
	一種免許状	イ 学士の学位を有すること。	五六
		ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	一二
		ハ 保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	二二
	二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	四二
		ロ 保健師助産師看護師法第七条の規定により保健師の免許を受けていること。	
		ハ 保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。	
	備考		
<p>一 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。</p> <p>三 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。</p>			

四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二の二（第五条関係）

第一欄		第二欄	第三欄
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数
免許状の種類			
栄養 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	四六
	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	二二
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	一四
備考			
<p>一 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>二 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。</p>			

(2) 教育職員免許法施行規則 (抄) 【平成31年4月1日現在】

第一章 単位の修得方法等

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準（昭和三十五年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和三十五年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和三十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄 領域に関する科目	領域に関する専門的事項	一	一	一
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	六	六	二
	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
第四欄 相対的指導に関する科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	四	四	四	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				
第五欄	幼児理解の理論及び方法	五	五	五	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
第六欄	教育実習	二	二	二	
	教職実践演習	三	一	二	
備考			八	四	一
<p>一 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和三十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。</p> <p>二 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、</p>					

学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は一単位以上を修得するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。

ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第一項の表備考第五号、第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

七 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

八 教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項及び第九条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「二単位」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九 （略）

十 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

十一～十三 （略）

十四 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「一種免許状又は二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。）。

イ 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項	三〇	三〇	一六	
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）				
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇	一〇	六
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
生徒指導の理論及び方法						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
第五欄	実践教育に関する科目	教育実習	五	五	五	
		教職実践演習	二	二	二	
第六欄	自由に設定する科目		二六	一一	一一	

備考

- 一 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。
- 二 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の

指導法に関する科目のうち二以上を含む。)についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。  
 四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。)の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は一単位以上修得するものとする(次条第一項の表の場合においても同様とする。)  
 五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。)及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。  
 六 (略)

- 2 学生が前項の科目の単位の修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	二八	二八	三二
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	六〇	六〇	三六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	道徳の理論及び指導法	六一〇	六一〇	四六
			総合的な学習の時間の指導法			
特別活動の指導法						
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)						
生徒指導の理論及び方法						
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	三五	三五	三五	
		教職実践演習				
第六欄	大学が独自に設定する科目		二八	四	四	
備考						

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、
  - ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」
  - ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
  - ニ 理科 物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）、
  - ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）、
  - ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）、
  - ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
  - チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
  - リ 技術 木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）、
  - ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）、
  - ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
  - ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
  - ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
  - カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
- 二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。  
 三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。  
 四 第一号中「 」内に示された事項は当該事項の一以上にわたって行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。  
 五 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。  
 六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。）。  
 七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次条第一項の表備考第三号の場合においても同じ。）の教育を中心とするものとする。  
 八～九 略

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教科に関する科目	教科に関する専門的事項	二四	二四
		指導法に関する科目	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	第三欄	科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	四〇	四〇
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	第四欄	指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	五八	五八
			特別活動の指導法		
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
生徒指導の理論及び方法					
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
第五欄	目	教育実習	三三	三三	
		教職実践演習			
第六欄	自ら設定する科目		三六	一一	

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学
- ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌
- ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
- ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
- ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
- ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並



<p>びに和楽器を含む。)、指揮法、音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)、音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)</p> <p>ト 美術 絵画(映像メディア表現を含む。)、彫刻、デザイン(映像メディア表現を含む。)、美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)</p> <p>チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作(プロダクト制作を含む。)、工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)</p> <p>リ 書道 書道(書写を含む。)、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」</p> <p>ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)、生理学(運動生理学を含む。)、衛生学・公衆衛生学、学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)</p> <p>ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)</p> <p>ヲ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)、看護実習</p> <p>ワ 家庭 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)、被服学(被服製作実習を含む。)、食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)、住居学(製図を含む。)、保育学(実習及び家庭看護を含む。)、家庭電気・家庭機械・情報処理</p> <p>カ 情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理(実習を含む。)、情報システム(実習を含む。)、情報通信ネットワーク(実習を含む。)、マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)、情報と職業</p> <p>ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導</p> <p>タ 工業 工業の関係科目、職業指導</p> <p>レ 商業 商業の関係科目、職業指導</p> <p>ソ 水産 水産の関係科目、職業指導</p> <p>ツ 福祉 社会福祉学(職業指導を含む。)、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解</p> <p>ネ 商船 商船の関係科目、職業指導</p> <p>ナ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理</p> <p>ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解</p> <p>ム 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」</p> <p>二 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。</p> <p>三 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。</p> <p>四～六 (略)</p>
--

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目	免許状の種類		
	特別支援学校教諭		
	専修免許状	一種免許状	二種免許状

最低 修得 単位 数	第一欄	特別支援 教育の基 礎的理論 に関する 科目		二	二	二
	第二欄	特別支援 教育領域 に関する 科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の教育課程及び指導法に関する科目	一六	一六	八
	第三欄	特別支援 教育以外 の領域に 関する 科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒 の教育課程及び指導法に関する科目	五	五	三
	第四欄	心身に障 害のある 幼児、児 童又は生 徒		三	三	三

備考

一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位）以上を含む。）

三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

四 （略）

2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3～6 （略）

7 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第四項までに定める修得方法の例によるものとする。

第九条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		養護及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	養護に関する科目		二八	二八	二四
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	八	八	五
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	六	六	三
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
	第五欄	養護に関する科目	養護実習	五	五	四
			教職実践演習	二	二	二
第六欄	大学が独自に設定する科目		三一	七	四	

備考

- 一 養護に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。
  - イ 専修免許状又は一種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）四単位以上、学校保健二単位以上、養護概説二単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上
  - ロ 二種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）二単位以上、学校保健一単位以上、養護概説一単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上
- 二 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 三～五 （略）
- 六 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。
  - イ 専修免許状 養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
  - ロ 一種免許状又は二種免許状 養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目
- 七 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のロの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を、教育の基礎的理解に関する科目（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に係る部分に限る。次号において「教

育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目」という。) 、教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に係る部分に限る。次号において「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」という。)並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

八 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のハの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)並びに栄養学(食品学を含む。)についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

第十条 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	栄養に係る教育及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	栄養に係る教育に関する科目	四	四	二	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	八	八	五
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	六	六	三	
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)						
生徒指導の理論及び方法						
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
第五欄	教育実践に関する科目	栄養教育実習	二	二	二	
教職実践演習		二	二	二		
第六欄	大学が独自に設定する科目		二四			

備考

- 一 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位以上を修得するものとする。
- 二 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目(管理栄養士学校指定規則(昭和四十一年文部省・厚生省令第二号)別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。)又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第二章 認定課程

第十九条 免許法別表第一備考第五号イ又は第六号の規定に基づき文部科学大臣が免許状授与の所要資格を得させるための適当と認める大学の課程(以下「認定課程」という。)に関しては、この章の定めると

ころによる。

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に関し、大学の課程が教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備について、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域の種類を含む。以下この章において同じ。）ごとに、認定するものとする。ただし、第二条第三項、第三条第三項、第四条第三項及び第五条第三項に規定する課程（次項において「教職特別課程」という。）にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特別支援教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

- 2 前項ただし書の規定による認定は、教職特別課程にあつては中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあつては特別支援学校教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学に限り行うものとする。

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第五十九条第一項、短期大学設置基準第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準第五十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第四項において単に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成する全ての大学の設置者が申請書を提出しなければならない。

- 一 大学及び大学の学部の名称
- 二 大学の学科、課程若しくはこれらに相当する組織、大学の専攻科又は大学院の研究科の名称
- 三 免許状の種類
- 四 学生定員
- 五 教育課程
- 六 教員の氏名、職名、履歴、担任科目及び専任兼任の別
- 七 教育実習施設に関する事項
- 八 学則
- 九 その他大学において必要と認める事項

- 2 大学の設置者は、前項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

第二十二条 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

- 2 免許法別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、前項の規定にかかわらず、一種免許状に係る科目の単位数から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位数について修得させるために必要な授業科目を開設しなければならない。
- 3 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十一条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を前二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。
- 4 認定課程であり、かつ、共同教育課程である教育課程を編成する大学（以下この項において「構成大学」という。）は、当該構成大学のうちの一の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうち他の大学が第一項の規定により開設する授業科目とそれぞれみなすものとする。

5 第一項及び第二項の教育課程の編成に当たっては、教員として必要な幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵かん 養するよう適切に配慮しなければならない。

第二十二条の二 文部科学大臣は、認定課程につき必要があると認めるときは、認定課程を有する大学に対して当該認定課程の実施について報告を求めることができる。

2 文部科学大臣は、認定課程を有する大学が、第二十一条第二項、前条及び次条並びに第二十三条の規定による文部科学大臣の定めに違反しているときその他認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備が認定課程として適当でないとき認めるときは、免許法第十六条の三第四項の政令で定める審議会の意見を聴いて、当該大学に対し、その是正を勧告することができる。

3 文部科学大臣は、前項の勧告によってもなお是正が行われない場合には、第二十条第一項に規定する認定を取り消すことができる。

第二十二条の三 免許法別表第一備考第八号、別表第二備考第四号、別表第三備考第五号及び別表第四備考第三号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

第二十二条の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

第二十二条の五 認定課程を有する大学は、教育実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下この条において「教育実習等」という。）を行うに当たっては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。

第二十二条の六 認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

一 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。

二 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること。

三 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。

四 卒業者（専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）の教員免許状の取得の状況に関すること。

五 卒業者の教員への就職の状況に関すること。

六 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。

2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第二十三条 認定課程に関し、必要な事項は、この章に規定するもののほか、別に文部科学大臣が定める。

### 第三章 相当課程

第二十四条 免許法別表第一備考第二号の規定に基づき文部科学大臣が大学の専攻科に相当する課程として指定する課程及び同表備考第五号ロの規定に基づき文部科学大臣が大学の課程に相当する課程として指定する課程に関しては、この章の定めるところによる。

第二十五条 免許法別表第一備考第二号に規定する大学の専攻科に相当する課程は、大学院の課程とする。

第二十六条 免許法別表第一備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）、高等専門学校の課

程（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）、高等専門学校の特攻科の課程並びに専修学校の専門課程（同法第百三十二条に規定するものに限る。）とする。

（略）

第六十六条の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

（略）

附則

1～6 （略）

7 この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程（旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。）については、平成三十四年度までに入学し引き続き在学する学生に対し、この省令による改正にかかわらず、領域に関する専門的事項に関する科目の履修について、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する専門的事項に関する科目のうち、一以上の科目について修得させることにより、第二条第一項の表備考第一号に規定する科目のうち一以上の科目を修得させたものとみなすことができる。

## V. 参考

### 1. 教職課程コアカリキュラム

#### 教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方

##### (1) 作成の背景

国民は、公教育の担い手である教員に対して、その職への適性と高い資質能力を期待している。それに応えるためには、教員の養成・採用・研修の各段階を通じた不断の改善努力が求められるが、その中でも教員資格の付与に当たる教職課程の在り方は、最も重要視されなければならない。

我が国の教員養成においては、将来、知識基盤社会を生きることになる幼児・児童・生徒の教育に、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた高度専門職である教員が当たることを目的として、教員養成の基幹部分をなしている教職課程は原則として大学における教育研究の一環として学芸の成果を基盤に営まれることになっている。同時に、教員は教職に就いたその日から、学校という公的組織の一員として実践的任務に当たることとなるため、教職課程には実践性が求められている。このため教職課程は、学芸と実践性の両面を兼ね備えていることが必要とされ、教員養成は常にこの二つの側面を融合することで高い水準の教員を養成することが求められてきた。

しかし、この要請に応えることは簡単ではなく、戦後発足した「大学における教員養成」を巡る様々な議論や批判は、基本的にはこの課題に起因するものであった。従来、大学では学芸的側面が強調される傾向があり、そのことは、課題が複雑・多様化する教育現場から、例えば初任者が実践的指導力や学校現場が抱える課題への対応力を十分に身に付けていない等の批判を受けてきたところである。一方、近時においては、教職課程のあり方、内容、方法について、大学側において反省的検討が進められる動向があり、さまざまな提言や実践的成果の報告が行われるようになってきている。

こうした状況において、教職課程の質的水準に寄与するコアカリキュラム作成の必要性については、平成13年の「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」の報告以降、幾度となく同様の趣旨の提言や試案が審議会や関係団体等においてなされてきた。直近では、平成27年の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において「大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成，研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。」との提言を受けている。この答申を契機に、「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が開催され検討を行うこととなった。

##### (2) 教職課程コアカリキュラム作成の目的

教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国全ての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものである。

各大学においては、教職課程コアカリキュラムの定める内容を学生に修得させたいうえで、これに加えて、地域や学校現場のニーズに対応した教育内容や、大学の自主性や独自性を発揮した教育内容を修得させることが当然である。したがって、教職課程コアカリキュラムは地域や学校現場のニーズや大学の自主性や独自性が教職課程に反映されることを阻害するものではなく、むしろ、それらを尊重した上で、各大学が責任をもって教員養成に取り組み教師を育成する仕組みを構築することで教職課程全体の質保証を目指すものである。



### (3) 教職課程コアカリキュラムの作成方針・留意点

教職課程は、医学教育、獣医学教育、法科大学院教育等の既にコアカリキュラムが作成されている専門職業人養成課程と異なり、取得を目指す教員免許の学校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）、教科（国語、社会、数学、理科等）、職種（教諭、養護教諭、栄養教諭等）、免許状の種類（二種免許状、一種免許状、専修免許状）など多岐にわたる。

このため、各々に対応したコアカリキュラムを作成するのではなく、まず、学校種や職種の共通性の高い、現行の「教職に関する科目」について作成することとし、学校種や職種に応じた留意が必要な点についてはその旨を補足することとする。なお、教職実践演習については平成18年の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」において授業内容例や到達目標等が示されており、多くの大学で答申の内容に基づきながら独自に、また多様な形態により授業等が行われていることから、新たにコアカリキュラムを作成する必要はないと判断した。

また、このコアカリキュラムでは対象としなかった現行の「教科に関する科目」については、小学校・中学校・高等学校の英語科に関する内容を定めた「英語教育コア・カリキュラム<sup>1</sup>」や、幼稚園の主に領域に関する専門的事項についてのモデルカリキュラム<sup>2</sup>の調査研究が行われているが、その他の学校種・教科におけるコアカリキュラムについても今後順次整備されることを求めたい。

なお、先行する分野のコアカリキュラムに倣い、教職課程の各事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すこととした。なお、これらの目標は教職課程における教育内容について規定したものであって、目標の数が大学における授業科目の単位数や授業回数等を縛るものではない。

さらに、教職課程で修得すべき資質能力については、学校を巡る状況の変化やそれに伴う制度改正（教育職員免許法施行規則、学習指導要領等）によって、今後も変化しうるものであるため、今回作成する教職課程コアカリキュラムについては、今後も必要に応じて改訂を行っていくことが望まれる。

教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法施行規則に規定する各事項について修得すべき資質能力を示すものであるが、教員には、使命感や責任感、教育的愛情、総合的人間力、コミュニケーション能力等、教育職員免許法施行規則に規定する各事項に納まらない総合的な資質能力が求められていることは、これまでの累次の答申等で示されている通りである。このため、教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会や学校法人等の関係者は相互に連携して学習機会や研修機会を設けることにより、養成・採用・研修の各段階を通じて、教員に求められる資質能力を常に向上させることが望まれる。

### (4) 教職課程コアカリキュラムの活用について

教職課程の質保証や教員の資質能力の向上のためには、教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会や学校法人、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を進める必要がある。教職課程コアカリキュラムを活用した教員養成の質保証を実現するために、教員の養

<sup>1</sup> 平成27～28年度「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」により国立大学法人東京学芸大学に委託され実施された研究による。

<sup>2</sup> 平成28年度「幼児期の教育内容等深化・充実調査研究」により一般社団法人保育教諭養成課程研究会に委託され実施された研究による。

成・採用・制度に関わる各関係者においては以下の点に留意し、教職課程コアカリキュラムを活用することが求められる。

(大学関係者)

- ・ 各大学において教職課程を編成する際には、教職課程コアカリキュラムの内容や「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」を踏まえるとともに、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系性をもった教職課程になるよう留意すること。  
その際、例えば、幼稚園教育においては、各教科等の授業を通じた学習ではなく遊びを通しての総合的な指導を中心とすること等、学校種や職種の特性を踏まえて創意工夫を行うことが必要であること。
- ・ 教職課程の担当教員一人一人が担当科目のシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生が当該事項に関する教職課程コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位認定を行うこと。
- ・ 教職課程を履修する学生に対して、教職課程コアカリキュラムや教育委員会が定める「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」等の内容も踏まえ、早い段階から教員としての適性を見極める機会を提供したり、卒業時までには修得すべき資質能力について見通しをもって学べるよう指導を行うこと。

(採用者（教育委員会関係者、学校法人関係者等）)

- ・ 教員養成を担う全国の大学で教職課程コアカリキュラムの内容を反映させた教育が行われるようになることを前提として、これを踏まえた教員採用選考の実施や「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」の検討を行うこと。

(国（文部科学省）)

- ・ 大学や教育委員会等の関係者に対して、教職課程コアカリキュラムの内容や活用方法が理解されるよう広く周知を行うこと。  
教職課程コアカリキュラムが各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査・認定及び実地視察において、教職課程コアカリキュラムを活用すること。

今後、教職課程コアカリキュラムが各関係者において、広く、効果的に活用され、教職課程の質保証や教員の資質能力、ひいては我が国の学校教育の質の向上に寄与することを期待する。

## 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)

全体目標: 当該教科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、学習指導要領に示された当該教科の学習内容について背景となる学問領域と関連させて理解を深めるとともに、様々な学習指導理論を踏まえて具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

### (1) 当該教科の目標及び内容

一般目標: 学習指導要領に示された当該教科の目標や内容を理解する。

- 到達目標:
- 1) 学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。
  - 2) 個別の学習内容について指導上の留意点を理解している。
  - 3) 当該教科の学習評価の考え方を理解している。
  - 4) 当該教科と背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用することができる。
  - 5) 発展的な学習内容について探究し、学習指導への位置付けを考察することができる。

※中学校教諭及び高等学校教諭

### (2) 当該教科の指導方法と授業設計

一般目標: 基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標:
- 1) 子供の認識・思考、学力等の実態を視野に入れた授業設計の重要性を理解している。
  - 2) 当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
  - 3) 学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。
  - 4) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。
  - 5) 当該教科における実践研究の動向を知り、授業設計の向上に取り組むことができる。

※中学校教諭及び高等学校教諭

## 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)

全体目標: 幼稚園教育において育みたい資質・能力を理解し、幼稚園教育要領に示された当該領域のねらい及び内容について背景となる専門領域と関連させて理解を深めるとともに、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する過程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。

### (1)各領域のねらい及び内容

一般目標: 幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、各領域のねらい及び内容を理解する。

到達目標: 1) 幼稚園教育要領における幼稚園教育の基本、各領域のねらい及び内容並びに全体構造を理解している。  
2) 当該領域のねらい及び内容を踏まえ、幼児が経験し身に付けていく内容と指導上の留意点を理解している。  
3) 幼稚園教育における評価の考え方を理解している。  
4) 領域ごとに幼児が経験し身に付けていく内容の関連性や小学校の教科等とのつながりを理解している。

### (2)保育内容の指導方法と保育の構想

一般目標: 幼児の発達や学びの過程を理解し、具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。

到達目標: 1) 幼児の認識・思考、動き等を視野に入れた保育の構想の重要性を理解している。  
2) 各領域の特性や幼児の体験との関連を考慮した情報機器及び教材の活用法を理解し、保育の構想に活用することができる。  
3) 指導案の構成を理解し、具体的な保育を想定した指導案を作成することができる。  
4) 模擬保育とその振り返りを通して、保育を改善する視点を身に付けている。  
5) 各領域の特性に応じた保育実践の動向を知り、保育構想の向上に取り組むことができる。

## 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

全体目標: 教育の基本的概念は何か、また、教育の理念にはどのようなものがあり、教育の歴史や思想において、それらがどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの教育及び学校の営みがどのように捉えられ、変遷してきたのかを理解する。

### (1) 教育の基本的概念

一般目標: 教育の基本的概念を身に付けるとともに、教育を成り立たせる諸要因とそれら相互の関係を理解する。

到達目標: 1) 教育学の諸概念並びに教育の本質及び目標を理解している。  
2) 子供・教員・家庭・学校など教育を成り立たせる要素とそれらの相互関係を理解している。

### (2) 教育に関する歴史

一般目標: 教育の歴史に関する基礎的知識を身に付け、それらと多様な教育の理念との関わりや過去から現代に至るまでの教育及び学校の変遷を理解する。

到達目標: 1) 家族と社会による教育の歴史を理解している。  
2) 近代教育制度の成立と展開を理解している。  
3) 現代社会における教育課題を歴史的な視点から理解している。

### (3) 教育に関する思想

一般目標: 教育に関する様々な思想、それらと多様な教育の理念や実際の教育及び学校との関わりを理解している。

到達目標: 1) 家庭や子供に関わる教育の思想を理解している。  
2) 学校や学習に関わる教育の思想を理解している。  
3) 代表的な教育家の思想を理解している。

## 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)

全体目標: 現代社会における教職の重要性の高まりを背景に、教職の意義、教員の役割・資質能力・職務内容等について身に付け、教職への意欲を高め、さらに適性を判断し、進路選択に資する教職の在り方を理解する。

### (1)教職の意義

一般目標: 我が国における今日の学校教育や教職の社会的意義を理解する。

到達目標: 1) 公教育の目的とその担い手である教員の存在意義を理解している。  
2) 進路選択に向け、他の職業との比較を通して、教職の職業的特徴を理解している。

### (2)教員の役割

一般目標: 教育の動向を踏まえ、今日の教員に求められる役割や資質能力を理解する。

到達目標: 1) 教職観の変遷を踏まえ、今日の教員に求められる役割を理解している。  
2) 今日の教員に求められる基礎的な資質能力を理解している。

### (3)教員の職務内容

一般目標: 教員の職務内容の全体像や教員に課せられる服務上・身分上の義務を理解する。

到達目標: 1) 幼児、児童及び生徒への指導及び指導以外の校務を含めた教員の職務の全体像を理解している。  
2) 教員研修の意義及び制度上の位置付け並びに専門職として適切に職務を遂行するため生涯にわたって学び続けることの必要性を理解している。  
3) 教員に課せられる服務上・身分上の義務及び身分保障を理解している。

### (4)チーム学校運営への対応

一般目標: 学校の担う役割が拡大・多様化する中で、学校が内外の専門家等と連携・分担して対応する必要性について理解する。

到達目標: 1) 校内の教職員や多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、チームとして組織的に諸課題に対応することの重要性を理解している。

## 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)

全体目標： 現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付ける。

\*(1-1),(1-2),(1-3)はいずれかを習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合は、それぞれの1)から3)までを含むこと。

### (1-1)教育に関する社会的事項

一般目標： 社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

- 到達目標：
- 1) 学校を巡る近年の様々な状況の変化を理解している。
  - 2) 子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
  - 3) 近年の教育政策の動向を理解している。
  - 4) 諸外国の教育事情や教育改革の動向を理解している。

### (1-2)教育に関する制度的事項

一般目標： 現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。

- 到達目標：
- 1) 公教育の原理及び理念を理解している。
  - 2) 公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。
  - 3) 教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。
  - 4) 教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。

### (1-3)教育に関する経営的事項

一般目標： 学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

- 到達目標：
- 1) 公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
  - 2) 学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。
  - 3) 学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。
  - 4) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

### (2)学校と地域との連携

一般目標： 学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。

- 到達目標：
- 1) 地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。
  - 2) 地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。

### (3)学校安全への対応

一般目標： 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

- 到達目標：
- 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
  - 2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

## 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程

全体目標 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程について、基礎的な知識を身につけ、各発達段階における心理的特性を踏まえた学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解する。

### (1) 幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程

一般目標:

幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程及び特徴を理解する。

到達目標: 1) 幼児、児童及び生徒の心身の発達に対する外的及び内的要因の相互作用、発達に関する代表的理論を踏まえ、発達の概念及び教育における発達理解の意義を理解している。  
2) 乳幼児期から青年期の各時期における運動発達・言語発達・認知発達・社会性の発達について、その具体的な内容を理解している。

### (2) 幼児、児童及び生徒の学習の過程

一般目標:

幼児、児童及び生徒の学習に関する基礎的な知識を身に付け、発達を踏まえた学習を支える指導について基礎的な考え方を理解する。

到達目標: 1) 様々な学習の形態や概念及びその過程を説明する代表的理論の基礎を理解している。  
2) 主体的学習を支える動機づけ・集団づくり・学習評価の在り方について、発達の特徴と関連付けて理解している。  
3) 幼児、児童及び生徒の心身の発達を踏まえ、主体的な学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解している。



## 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

全体目標: 通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。

### (1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標: 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。

到達目標: 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。  
2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。  
3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

### (2) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法

一般目標: 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。

到達目標: 1) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。  
2) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。  
3) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。  
4) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

### (3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援

一般目標: 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する。

到達目標: 1) 母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難や組織的な対応の必要性を理解している。

## 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)

全体目標: 学習指導要領を基準として各学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、各学校の実情に合わせてカリキュラム・マネジメントを行うことの意義を理解する。

### (1)教育課程の意義

一般目標: 学校教育において教育課程が有する役割・機能・意義を理解する。

到達目標: 1) 学習指導要領・幼稚園教育要領の性格及び位置付け並びに教育課程編成の目的を理解している。  
2) 学習指導要領・幼稚園教育要領の改訂の変遷及び主な改訂内容並びにその社会的背景を理解している。  
3) 教育課程が社会において果たしている役割や機能を理解している。

### (2)教育課程の編成の方法

一般目標: 教育課程編成の基本原理及び学校の教育実践に即した教育課程編成の方法を理解する。

到達目標: 1) 教育課程編成の基本原理を理解している。  
2) 教科・領域を横断して教育内容を選択・配列する方法を例示することができる。  
3) 単元・学期・学年をまたいだ長期的な視野から、また幼児、児童及び生徒や学校・地域の実態を踏まえて教育課程や指導計画を検討することの重要性を理解している。

### (3)カリキュラム・マネジメント

一般目標: 教科・領域・学年をまたいでカリキュラムを把握し、学校教育課程全体をマネジメントすることの意義を理解する。

到達目標: 1) 学習指導要領に規定するカリキュラム・マネジメントの意義や重要性を理解している。  
2) カリキュラム評価の基礎的な考え方を理解している。

## 道徳の理論及び指導法

全体目標： 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神を踏まえ、自己の生き方や人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する教育活動である。  
道徳の意義や原理等を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及びその要となる道徳科の目標や内容、指導計画等を理解するとともに、教材研究や学習指導案の作成、模擬授業等を通して、実践的な指導力を身に付ける。

\*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を開設する場合は、(1)を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

### (1)道徳の理論

一般目標： 道徳の意義や原理等を踏まえ、学校における道徳教育の目標や内容を理解する。

到達目標： 1) 道徳の本質(道徳とは何か)を説明できる。  
2) 道徳教育の歴史や現代社会における道徳教育の課題(いじめ・情報モラル等)を理解している。  
3) 子供の心の成長と道徳性の発達について理解している。  
4) 学習指導要領に示された道徳教育及び道徳科の目標及び主な内容を理解している。

### (2)道徳の指導法

一般目標： 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及びその要となる道徳科における指導計画や指導方法を理解する。

到達目標： 1) 学校における道徳教育の指導計画や教育活動全体を通じた指導の必要性を理解している。  
2) 道徳科の特質を生かした多様な指導方法の特徴を理解している。  
3) 道徳科における教材の特徴を踏まえて、授業設計に活用することができる。  
4) 授業のねらいや指導過程を明確にして、道徳科の学習指導案を作成することができる。  
5) 道徳科の特性を踏まえた学習評価の在り方を理解している。  
6) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

## 総合的な学習の時間の指導法

### 全体目標:

総合的な学習の時間は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指す。各教科等で育まれる見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究する学びを実現するために、指導計画の作成および具体的な指導の仕方、並びに学習活動の評価に関する知識・技能を身に付ける。

\*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を開設する場合は、(1)(2)を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

### (1) 総合的な学習の時間の意義と原理

#### 一般目標:

総合的な学習の時間の意義や、各学校において目標及び内容を定める際の考え方を理解する。

#### 到達目標:

- 1) 総合的な学習の時間の意義と教育課程において果たす役割について、教科を越えて必要となる資質・能力の育成の視点から理解している。
- 2) 学習指導要領における総合的な学習の時間の目標並びに各学校において目標及び内容を定める際の考え方や留意点を理解している。

### (2) 総合的な学習の時間の指導計画の作成

#### 一般目標:

総合的な学習の時間の指導計画作成の考え方を理解し、その実現のために必要な基礎的な能力を身に付ける。

#### 到達目標:

- 1) 各教科等との関連性を図りながら総合的な学習の時間の年間指導計画を作成することの重要性と、その具体的な事例を理解している。
- 2) 主体的・対話的で深い学びを実現するような、総合的な学習の時間の単元計画を作成することの重要性とその具体的な事例を理解している。

### (3) 総合的な学習の時間の指導と評価

#### 一般目標:

総合的な学習の時間の指導と評価の考え方および実践上の留意点を理解する。

#### 到達目標:

- 1) 探究的な学習の過程及びそれを実現するための具体的な手立てを理解している。
- 2) 総合的な学習の時間における児童及び生徒の学習状況に関する評価の方法及びその留意点を理解している。

## 特別活動の指導法

全体目標： 特別活動は、学校における様々な構成の集団での活動を通して、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体である。  
学校教育全体における特別活動の意義を理解し、「人間関係形成」・「社会参画」・「自己実現」の三つの視点や「チームとしての学校」の視点を持つとともに、学年の違いによる活動の変化、各教科等との往還的な関連、地域住民や他校の教職員と連携した組織的な対応等の特別活動の特質を踏まえた指導に必要な知識や素養を身に付ける。

\*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を単独の科目として開設する場合は、(1)を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

### (1) 特別活動の意義、目標及び内容

一般目標： 特別活動の意義、目標及び内容を理解する。

- 到達目標：
- 1) 学習指導要領における特別活動の目標及び主な内容を理解している。
  - 2) 教育課程における特別活動の位置付けと各教科等との関連を理解している。
  - 3) 学級活動・ホームルーム活動の特質を理解している。
  - 4) 児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事の特質を理解している。

### (2) 特別活動の指導法

一般目標： 特別活動の指導の在り方を理解する。

- 到達目標：
- 1) 教育課程全体で取り組む特別活動の指導の在り方を理解している。
  - 2) 特別活動における取組の評価・改善活動の重要性を理解している。
  - 3) 合意形成に向けた話し合い活動、意思決定につながる指導及び集団活動の意義や指導の在り方を例示することができる。
  - 4) 特別活動における家庭・地域住民や関係機関との連携の在り方を理解している。

## 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)

全体目標: 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)では、これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な、教育の方法、教育の技術、情報機器及び教材の活用に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

### (1)教育の方法論

一般目標: これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な教育の方法を理解する。

到達目標: 1) 教育方法の基礎的理論と実践を理解している。  
2) これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するための教育方法の在り方(主体的・対話的で深い学びの実現など)を理解している。  
3) 学級・児童及び生徒・教員・教室・教材など授業・保育を構成する基礎的な要件を理解している。  
4) 学習評価の基礎的な考え方を理解している。  
※幼稚園教諭は「育みたい資質・能力と幼児理解に基づいた評価の基礎的な考え方を理解している。」

### (2)教育の技術

一般目標: 教育の目的に適した指導技術を理解し、身に付ける。

到達目標: 1) 話法・板書など、授業・保育を行う上での基礎的な技術を身に付けている。  
2) 基礎的な学習指導理論を踏まえて、目標・内容、教材・教具、授業・保育展開、学習形態、評価規準等の視点を含めた学習指導案を作成することができる。

### (3)情報機器及び教材の活用

一般目標: 情報機器を活用した効果的な授業や情報活用能力の育成を視野に入れた適切な教材の作成・活用に関する基礎的な能力を身に付ける。

到達目標: 1) 子供たちの興味・関心を高めたり課題を明確につかませたり学習内容を的確にまとめさせたりするために、情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。  
※幼稚園教諭は「子供たちの興味・関心を高めたり学習内容をふりかえったりするために、幼児の体験との関連を考慮しながら情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。」  
2) 子供たちの情報活用能力(情報モラルを含む)を育成するための指導法を理解している。

## 生徒指導の理論及び方法

全体目標： 生徒指導は、一人一人の児童及び生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して教育活動全体を通じ行われる、学習指導と並ぶ重要な教育活動である。他の教職員や関係機関と連携しながら組織的に生徒指導を進めていくために必要な知識・技能や素養を身に付ける。

### (1) 生徒指導の意義と原理

一般目標： 生徒指導の意義や原理を理解する。

到達目標： 1) 教育課程における生徒指導の位置付けを理解している。  
2) 各教科・道徳教育・総合的な学習の時間・特別活動における生徒指導の意義や重要性を理解している。  
3) 集団指導・個別指導の方法原理を理解している。  
4) 生徒指導体制と教育相談体制それぞれの基礎的な考え方と違いを理解している。

### (2) 児童及び生徒全体への指導

一般目標： すべての児童及び生徒を対象とした学級・学年・学校における生徒指導の進め方を理解する。

到達目標： 1) 学級担任、教科担任その他の校務分掌上の立場や役割並びに学校の指導方針及び年間指導計画に基づいた組織的な取組の重要性を理解している。  
2) 基礎的な生活習慣の確立や規範意識の醸成等の日々の生徒指導の在り方を理解している。  
3) 児童及び生徒の自己の存在感が育まれるような場や機会の設定の在り方を例示することができる。

### (3) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導

一般目標： 児童及び生徒の抱える主な生徒指導上の課題の様態と、養護教諭等の教職員、外部の専門家、関係機関等との校内外の連携も含めた対応の在り方を理解する。

到達目標： 1) 校則・懲戒・体罰等の生徒指導に関する主な法令の内容を理解している。  
※高等学校教諭においては停学及び退学を含む。  
2) 暴力行為・いじめ・不登校等の生徒指導上の課題の定義及び対応の視点を理解している。  
3) インターネットや性に関する課題、児童虐待への対応等の今日的な生徒指導上の課題や、専門家や関係機関との連携の在り方を例示することができる。

## 幼児理解の理論及び方法

全体目標： 幼児理解は、幼稚園教育のあらゆる営みの基本となるものである。  
幼稚園における幼児の生活や遊びの実態に即して、幼児の発達や学び及びその過程で生じる  
つまずき、その要因を把握するための原理や対応の方法を考えることができる。

### (1) 幼児理解の意義と原理

一般目標： 幼児理解についての知識を身に付け、考え方や基礎的態度を理解する。

到達目標： 1) 幼児理解の意義を理解している。  
2) 幼児理解から発達や学びを捉える原理を理解している。  
3) 幼児理解を深めるための教師の基礎的な態度を理解している。

### (2) 幼児理解の方法

一般目標： 幼児理解の方法を具体的に理解する。

到達目標： 1) 観察と記録の意義や目的・目的に応じた観察法等の基礎的な事柄を例示することができる。  
2) 個と集団の関係を捉える意義や方法を理解している。  
3) 幼児のつまずきを周りの幼児との関係やその他の背景から理解している。  
4) 保護者の心情と基礎的な対応の方法を理解している。



## 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法

全体目標: 教育相談は、幼児、児童及び生徒が自己理解を深めたり好ましい人間関係を築いたりしながら、集団の中で適応的に生活する力を育み、個性の伸長や人格の成長を支援する教育活動である。  
幼児、児童及び生徒の発達状況に即しつつ、個々の心理的特質や教育的課題を適切に捉え、支援するために必要な基礎的知識(カウンセリングの意義、理論や技法に関する基礎的知識を含む)を身に付ける。

### (1)教育相談の意義と理論

一般目標: 学校における教育相談の意義と理論を理解する。

到達目標: 1) 学校における教育相談の意義と課題を理解している。  
2) 教育相談に関わる心理学の基礎的な理論・概念を理解している。

### (2)教育相談の方法

一般目標: 教育相談を進める際に必要な基礎的知識(カウンセリングに関する基礎的事柄を含む)を理解する。

到達目標: 1) 幼児、児童及び生徒の不応答や問題行動の意味並びに幼児、児童及び生徒の発するシグナルに気づき把握する方法を理解している。  
2) 学校教育におけるカウンセリングマインドの必要性を理解している。  
3) 受容・傾聴・共感的理解等のカウンセリングの基礎的な姿勢や技法を理解している。

### (3)教育相談の展開

一般目標: 教育相談の具体的な進め方やそのポイント、組織的な取組みや連携の必要性を理解する。

到達目標: 1) 職種や校務分掌に応じて、幼児、児童及び生徒並びに保護者に対する教育相談を行う際の目標の立て方や進め方を例示することができる。  
2) いじめ、不登校・不登園、虐待、非行等の課題に対する、幼児、児童及び生徒の発達段階や発達課題に応じた教育相談の進め方を理解している。  
3) 教育相談の計画の作成や必要な校内体制の整備など、組織的な取組みの必要性を理解している。  
4) 地域の医療・福祉・心理等の専門機関との連携の意義や必要性を理解している。

## 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

全体目標: 進路指導は、児童及び生徒が自ら、将来の進路を選択・計画し、その後の生活によりよく適応し、能力を伸長するように、教員が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。それを包含するキャリア教育は、学校で学ぶことと社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むことを目的としている。  
進路指導・キャリア教育の視点に立った授業改善や体験活動、評価改善の推進やガイダンスとカウンセリングの充実、それに向けた学校内外の組織的体制に必要な知識や素養を身に付ける。

### (1) 進路指導・キャリア教育の意義及び理論

一般目標: 進路指導・キャリア教育の意義や原理を理解する。

到達目標: 1) 教育課程における進路指導・キャリア教育の位置付けを理解している。  
2) 学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の視点と指導の在り方を例示することができる。  
3) 進路指導・キャリア教育における組織的な指導体制及び家庭や関係機関との連携の在り方を理解している。

### (2) ガイダンスとしての指導

一般目標: 全ての児童及び生徒を対象とした進路指導・キャリア教育の考え方と指導の在り方を理解する。

到達目標: 1) 職業に関する体験活動を核とし、キャリア教育の視点を持ったカリキュラム・マネジメントの意義を理解している。  
2) 主に全体指導を行うガイダンスの機能を生かした進路指導・キャリア教育の意義や留意点を理解している。

### (3) カウンセリングとしての指導

一般目標: 児童及び生徒が抱える個別の進路指導・キャリア教育上の課題に向き合う指導の考え方と在り方を理解する。

到達目標: 1) 生涯を通じたキャリア形成の視点に立った自己評価の意義を理解し、ポートフォリオの活用の在り方を例示することができる。  
2) キャリア・カウンセリングの基礎的な考え方と実践方法を説明することができる。

## 教育実習(学校体験活動)

全体目標: 教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえで能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。

\*教育実習の一部として学校体験活動を含む場合には、学校体験活動において、(2)、(3-1)もしくは(3-2)のうち、(3)4)の目標が達成されるよう留意するとともに、教育実習全体を通して全ての目標が遺漏なく達成されるようにすること。

### (1) 事前指導・事後指導に関する事項

一般目標: 事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。

到達目標: 1) 教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。  
2) 教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。

### (2) 観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項

一般目標: 幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校(園)の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。

到達目標: 1) 幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。  
2) 指導教員等の実施する授業を視点を持って観察し、事実即して記録することができる。  
3) 教育実習校(園)の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。  
4) 学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。

### (3-1) 学習指導及び学級経営に関する事項 ※小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭

一般目標: 大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する。

到達目標: 1) 学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。  
2) 学習指導に必要な基礎的技術(話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。  
3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。  
4) 教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わる事ができる。

### (3-2) 保育内容の指導及び学級経営に関する事項 ※幼稚園教諭

一般目標: 大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。

到達目標: 1) 幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。  
2) 保育に必要な基礎的技術(話法・保育形態・保育展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。  
3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。  
4) 様々な活動の場面で適切に幼児と関わる事ができる。

## 2. 外国語（英語）コアカリキュラム

---

### 外国語（英語）コアカリキュラムについて

#### 1 全体の構成と各項目の位置づけ

外国語（英語）コアカリキュラムは、「外国語／英語科の指導演法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」で構成され、それぞれにおいて、「全体目標」「一般目標」「学習項目」「到達目標」が示されている。「全体目標」は、「外国語／英語科の指導演法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」において達成すべき包括的な目標である。「一般目標」は、学習すべき内容のまとまりごとに設定された目標である。「学習項目」は、それぞれの内容のまとまりにおいて扱うべき具体的な項目であり、「到達目標」は、個々の学習項目において達成すべき目標である。

#### 2 基本的な考え方と留意点

- (1) 小学校教員養成コアカリキュラムは、全ての小学校教員養成課程での活用が想定されており、小学校教員免許の取得希望者全員が対象となる。また、中・高等学校教員養成コアカリキュラムは、中・高等学校の外国語（英語）教員免許の取得希望者全員が対象となる。
- (2) コアカリキュラムに記載している学習項目は、「外国語／英語科の指導演法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」の中に全ての内容を盛り込むことを想定したものである。ただし、内容のまとまりや項目を独立させて必修科目で扱う場合には、必ずしも当該項目を「外国語／英語科の指導演法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」で扱う必要はない。例えば、「第二言語習得」「英語教育評価論」「英語教材開発論」などを独立した必修科目として設定している場合、その内容は「外国語／英語科の指導演法」では扱わないということもあり得る。
- (3) コアカリキュラムに記載している学習項目は、「外国語／英語科の指導演法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」において扱うべき必要最低限の項目を示したものであり、これら以外にも各大学において独自に学習項目を設定することができる。
- (4) 「外国語／英語科の指導演法」及び「外国語／英語科に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。
- (5) 個々の学習項目を1回の授業で扱う必要があるわけではない。1つの項目を複数回の授業で扱うことも、複数の項目を1回の授業で扱うことも可能である。
- (6) 学習項目は内容のまとまりごとに記載されており、記載の順序は、学習すべき順序を示すものではない。
- (7) 記載の順序は、学習内容の重要度を示すものではない。

## I. 小学校教員養成課程 外国語（英語）コアカリキュラム

### [1] 外国語の指導法【2単位程度を想定】

#### 【全体目標】

小学校における外国語活動（中学年）・外国語（高学年）の学習，指導，評価に関する基本的な知識や指導技術を身に付ける。

#### 【学習内容】

##### 1. 授業実践に必要な知識・理解

##### (1) 小学校外国語教育についての基本的な知識・理解

###### ◇一般目標

小学校外国語教育に係る背景知識や主教材，小・中・高等学校の外国語教育における小学校の役割，多様な指導環境について理解する。

###### ◇学習項目

- ①学習指導要領
- ②主教材
- ③小・中・高等学校の連携と小学校の役割
- ④児童や学校の多様性への対応

###### ◇到達目標

- 1) 小学校外国語教育の変遷，小学校の外国語活動や外国語科，中・高等学校の外国語科の目標，内容について理解している。
- 2) 主教材の趣旨，構成，特徴について理解している。
- 3) 小・中・高等学校の連携と小学校の役割について理解している。
- 4) 様々な指導環境に柔軟に対応するため，児童や学校の多様性への対応について，基礎的な事柄を理解している。

##### (2) 子供の第二言語習得についての知識とその活用

###### ◇一般目標

児童期の第二言語習得の特徴について理解する。

###### ◇学習項目

- ①言語使用を通じた言語習得
- ②音声によるインプットの内容を類推し，理解するプロセス
- ③児童の発達段階を踏まえた音声によるインプットの在り方
- ④コミュニケーションの目的や場面，状況に応じた意味のあるやり取り
- ⑤受信から発信，音声から文字へと進むプロセス
- ⑥国語教育との連携等による言葉の面白さや豊かさへの気づき

###### ◇到達目標

- 1) 言語使用を通して言語を習得することを理解し，指導に生かすことができる。
- 2) 音声によるインプットの内容の類推から理解へと進むプロセスを経ることを理解し，指導に生かすことができる。
- 3) 児童の発達段階を踏まえた音声によるインプットの在り方を理解し，指導に生かすことができる。
- 4) コミュニケーションの目的や場面，状況に応じて意味のあるやり取りを行う重要性を理解し，指導に生かすことができる。
- 5) 受信から発信，音声から文字へと進むプロセスを理解し，指導に生かすことができる。

- 6) 国語教育との連携等による言葉の面白さや豊かさへの気づきについて理解し、指導に生かすことができる。

## 2. 授業実践

### (1) 指導技術

#### ◇一般目標

実践に必要な基本的な指導技術を身に付ける。

#### ◇学習項目

- ①英語での語りかけ方
- ②児童の発話の引き出し方、児童とのやり取りの進め方
- ③文字言語との出合わせ方、読む活動・書く活動への導き方

#### ◇到達目標

- 1) 児童の発話につながるよう、効果的に英語で語りかけることができる。
- 2) 児童の英語での発話を引き出し、児童とのやり取りを進めることができる。
- 3) 文字言語との出合わせ方、読む活動・書く活動への導き方について理解し、指導に生かすことができる。

### (2) 授業づくり

#### ◇一般目標

実際の授業づくりに必要な知識・技術を身に付ける。

#### ◇学習項目

- ①題材の選定、教材研究
- ②学習到達目標に基づいた、指導計画（年間指導計画、単元計画、学習指導案等）や1時間の授業づくり
- ③外国語指導助手（ALT）等とのチーム・ティーチングによる指導の在り方
- ④ICT等の活用の仕方
- ⑤学習状況の評価（パフォーマンス評価や学習到達目標の活用を含む）

#### ◇到達目標

- 1) 題材の選定、教材研究の仕方について理解し、適切に題材選定・教材研究ができる。
- 2) 学習到達目標に基づいた指導計画（年間指導計画、単元計画、学習指導案、短時間学習等の授業時間の設定を含めたカリキュラム・マネジメント等）について理解し、学習指導案を立案することができる。
- 3) ALT等とのチーム・ティーチングによる指導の在り方について理解している。
- 4) ICT等の効果的な活用の仕方について理解し、指導に生かすことができる。
- 5) 学習状況の評価（パフォーマンス評価や学習到達目標の活用を含む）について理解している。

### 【学習形態】

上記の内容を学習する過程においては、教員の講義にとどまることなく、以下の学習形態を必ず盛り込むこととする。

- ① 授業観察：小・中・高等学校の授業映像の視聴や授業の参観
- ② 授業体験：授業担当教員による指導法等の実演（学生は児童役として参加する等）
- ③ 模擬授業：1単位時間（45分）の授業あるいは特定の活動を取り出した模擬授業の実施  
手順例：（授業）計画→準備→実施→振り返り→改善→再計画……

## 【2】外国語に関する専門的事項 【1 単位程度を想定】

### 【全体目標】

小学校における外国語活動・外国語科の授業実践に必要な実践的な英語運用力と英語に関する背景的な知識を身に付ける。

### 【学習内容】

#### 1. 授業実践に必要な英語力と知識

##### (1) 授業実践に必要な英語力

###### ◇一般目標

小学校における外国語活動・外国語科の授業を担当するために必要な実践的な英語運用力を，授業場面を意識しながら身に付ける。

###### ◇学習項目

- ① 聞くこと
- ② 話すこと [やり取り・発表]
- ③ 読むこと
- ④ 書くこと

###### ◇到達目標

- 1) 授業実践に必要な聞く力を身に付けている。
- 2) 授業実践に必要な話す力 [やり取り・発表] を身に付けている。
- 3) 授業実践に必要な読む力を身に付けている。
- 4) 授業実践に必要な書く力を身に付けている。

##### (2) 英語に関する背景的な知識

###### ◇一般目標

小・中学校の接続も踏まえながら，小学校における外国語活動・外国語科の授業を担当するために必要な背景的な知識を身に付ける。

###### ◇学習項目

- ① 英語に関する基本的な知識（音声，語彙，文構造，文法，正書法等）
- ② 第二言語習得に関する基本的な知識
- ③ 児童文学（絵本，子供向けの歌や詩等）
- ④ 異文化理解

###### ◇到達目標

- 1) 英語に関する基本的な事柄（音声，語彙，文構造，文法，正書法等）について理解している。
- 2) 第二言語習得に関する基本的な事柄について理解している。
- 3) 児童文学（絵本，子供向けの歌や詩等）について理解している。
- 4) 異文化理解に関する事柄について理解している。

## Ⅱ. 中・高等学校教員養成課程 外国語（英語）コアカリキュラム

### 〔1〕英語科の指導法【8単位程度を想定】

#### 【全体目標】

中学校及び高等学校における外国語（英語）の学習・指導に関する知識と授業指導及び学習評価の基礎を身に付ける。

#### 【学習内容】

##### (1) カリキュラム／シラバス

###### ◇一般目標

中学校及び高等学校の英語教育の基軸となる学習指導要領及び教科用図書（教科書）について理解するとともに、学習到達目標及び年間指導計画，単元計画，各時間の指導計画について理解する。また，小学校の外国語活動・外国語科の学習指導要領並びに教材，教科書について知るとともに，小・中・高等学校の連携の在り方について理解する。

###### ◇学習項目

- ①学習指導要領
- ②教科用図書
- ③目標設定・指導計画
- ④小・中・高等学校の連携

###### ◇到達目標

- 1) 中学校及び高等学校の外国語（英語）の学習指導要領について理解している。
- 2) 中学校及び高等学校の外国語（英語）教科書について理解している。
- 3) 学習指導要領の「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の3つの資質・能力（以下，「3つの資質・能力」という）とともに，領域別の学習到達目標の設定，年間指導計画，単元計画，各授業時間の指導計画について理解している。
- 4) 小学校の外国語活動・外国語科の学習指導要領や教科書等の教材，並びに小・中・高等学校を通じた英語教育の在り方の基本について理解している。

##### (2) 生徒の資質・能力を高める指導

###### ◇一般目標

中学校及び高等学校における3つの資質・能力を踏まえた「5つの領域」（「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」及び「書くこと」）の指導及び各領域を支える音声，文字，語彙・表現，文法の指導について基本的な知識と技能を身に付けるとともに，複数の領域を統合した言語活動の指導方法を身に付ける。また，教材やICTの活用方法を知るとともに，英語による授業展開やALT等とのティーム・ティーチングの方法について理解する。さらに，生徒の特性や習熟度に応じた指導について理解する。

###### ◇学習項目

- ①聞くことの指導
- ②読むことの指導
- ③話すこと〔やり取り・発表〕の指導
- ④書くことの指導
- ⑤領域統合型の言語活動の指導



- ⑥英語の音声的な特徴に関する指導
- ⑦文字に関する指導
- ⑧語彙・表現に関する指導
- ⑨文法に関する指導
- ⑩異文化理解に関する指導
- ⑪教材研究・ICT等の活用
- ⑫英語でのインタラクション
- ⑬ALT等とのチーム・ティーチング
- ⑭生徒の特性や習熟度に応じた指導

#### ◇到達目標

- 1) 聞くことの指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 2) 読むことの指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 3) 話すこと [やり取り・発表] の指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 4) 書くことの指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 5) 複数の領域を統合した言語活動の指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 6) 英語の音声的な特徴に関する指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 7) 文字の指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 8) 語彙、表現に関する指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 9) 文法に関する指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 10) 異文化理解に関する指導について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 11) 教材及びICTの活用について理解し、授業指導に生かすことができる。
- 12) 英語でのインタラクションについて理解し、授業指導に生かすことができる。
- 13) ALT等とのチーム・ティーチングについて理解し、授業指導に生かすことができる。
- 14) 生徒の特性・習熟度への対応について理解し、授業指導に生かすことができる。

### (3) 授業づくり

#### ◇一般目標

中学校及び高等学校の学習到達目標に基づく各学年や科目（高等学校）の年間指導計画，単元計画，各時間の指導計画及び授業の組み立て方について理解するとともに，学習指導案の作成方法を身に付ける。

#### ◇学習項目

- ①学習到達目標に基づく授業の組立て
- ②学習指導案の作成

#### ◇到達目標

- 1) 学習到達目標に基づく授業の組立てについて理解し、授業指導に生かすことができる。
- 2) 学習指導案の作成について理解し、授業指導に生かすことができる。

### (4) 学習評価

#### ◇一般目標

中学校及び高等学校における年間を通した学習到達目標に基づく評価の在り方，観点別学習状況の評価に基づく各単元における評価規準の設定，さらに，評定への総括の仕方について理解する。また，言語能力の測定と評価の方法についても併せて理解する。特に，「話すこと [やり取り・発表]」及び「書くこと」については，「パフォーマンス評価」（生徒が実際に話したり書いたりする活動の過程や結果を評価する方法）について理解する。

#### ◇学習項目

- ①観点別学習状況の評価，評価規準の設定，評定への総括
- ②言語能力の測定と評価（パフォーマンス評価等を含む）

#### ◇到達目標

- 1) 観点別学習状況の評価とそれに基づく評価規準の設定や評定への総括について理解し、指導に生かすことができる。
- 2) 言語能力の測定と評価（パフォーマンス評価等を含む）について理解し、指導に生かすことができる。

### (5) 第二言語習得

#### ◇一般目標

学習者が第二言語・外国語を習得するプロセスについて基礎的な内容を理解し、授業指導に生かすことができる。

#### ◇学習項目

- ①第二言語習得に関する知識とその活用

#### ◇到達目標

- 1) 第二言語習得理論とその活用について理解し、授業指導に生かすことができる。

### 【学習形態】

上記の内容を学習する過程においては、教員の講義にとどまることなく、次の学習形態を必ず盛り込むこととする。

- ①授業観察：授業映像の視聴や授業の参観
- ②授業体験：授業担当教員による実演を生徒の立場で体験
- ③模擬授業：1単位時間（50分）の授業あるいは特定の言語活動を取り出した模擬授業の実施  
手順例：（授業）計画→準備→実施→振り返り→改善→再計画……

## 〔2〕英語科に関する専門的事項【20単位程度を想定】

### 1. 英語コミュニケーション

#### 【全体目標】

中学校及び高等学校において、生徒の理解の程度に応じた英語で授業を行うための英語運用能力を身に付ける。英語運用能力としては C E F R<sup>1</sup> B 2 レベル以上を目標とする。また、生徒に対して理解可能な言語インプットを与え、生徒の理解を確かめながら英語でインタラクティブを進めていく柔軟な調整能力を身に付ける。

#### 【学習内容】

##### ◇学習項目

- ①聞くこと
- ②読むこと
- ③話すこと [やり取り・発表]
- ④書くこと
- ⑤領域統合型の言語活動

---

<sup>1</sup> 国際的な基準：C E F R（Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment 外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）は、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、包括的な基盤を提供するものとして、20年以上にわたる研究を経て、2001年に欧州評議会が複言語主義の理念の下、発表した。C E F Rは、学習者、教授する者、評価者が共有することによって、外国語の熟達度を同一の基準で判断しながら「学び、教え、評価できるよ」開発されたものである。

#### ◇到達目標

- 1) 様々なジャンルや話題の英語を聞いて、目的に応じて情報や考えなどを理解することができる。
- 2) 様々なジャンルや話題の英語を読んで、目的に応じて情報や考えなどを理解することができる。
- 3) 様々な話題について、目的や場面、状況等に応じて英語で話すこと [やり取り・発表] ができる。
- 4) 様々な話題について、目的や場面、状況等に応じて英語で書くことができる。
- 5) 複数の領域を統合した言語活動を遂行することができる。

## 2. 英語学

### 【全体目標】

中学校及び高等学校における外国語科の授業に資する英語学的知見を身に付ける。

### 【学習内容】

#### ◇学習項目

- ①英語の音声の仕組み
- ②英文法
- ③英語の歴史的変遷、国際共通語としての英語

#### ◇到達目標

- 1) 英語の音声の仕組みについて理解している。
- 2) 英語の文法について理解している。
- 3) 英語の歴史的変遷及び国際共通語としての英語の実態について理解している。

## 3. 英語文学

### 【全体目標】

英語で書かれた文学を学ぶ中で、英語による表現力への理解を深めるとともに、英語が使われている国や地域の文化について理解し、中学校及び高等学校における外国語科の授業に生かすことができる。

### 【学習内容】

#### ◇学習項目

- ①文学作品における英語表現
- ②文学作品から見る多様な文化
- ③英語で書かれた代表的な文学

#### ◇到達目標

- 1) 文学作品において使用されている様々な英語表現について理解している。
- 2) 文学作品で描かれている、英語が使われている国や地域の文化について理解している。
- 3) 英語で書かれた代表的な文学について理解している。

## 4. 異文化理解

### 【全体目標】

社会や世界との関わりの中で、他者とのコミュニケーションを行う力を育成する観点から、外国語やその背景にある文化の多様性及び異文化コミュニケーションの現状と課題について学ぶ。あわせて、英語が使われている国や地域の文化を通じて、英語による表現力への理解を深め、中学校及び高等学校における外国語科の授業に資する知見を身に付ける。

### 【学習内容】

#### ◇学習項目

- ①異文化コミュニケーション

②異文化交流

③英語が使われている国や地域の歴史，社会，文化

◇到達目標

- 1) 世界の文化の多様性や異文化コミュニケーションの現状と課題を理解している。
- 2) 多様な文化的背景を持った人々との交流を通して，文化の多様性及び異文化交流の意義について体験的に理解している。
- 3) 英語が使われている国や地域の歴史，社会，文化について基本的な内容を理解している。

3. これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について  
～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（抜粋）

（平成27年12月21日中央教育審議会）

**3. 教員の養成・採用・研修に関する課題**

（3）教員養成に関する課題

- ◆ 養成段階は「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを認識する必要がある。
- ◆ 実践的指導力の基礎の育成に資するとともに、教職課程の学生に自らの教員としての適性を考えさせる機会として、学校現場や教職を体験させる機会を充実させることが必要である。
- ◆ 教職課程の質保証・向上のため、教職課程に対する外部評価制度の導入や全学的に教職課程を統括する組織の整備を促進する必要がある。
- ◆ 教員養成カリキュラムについて、学校現場の要望に柔軟に対応できるよう、教職課程の大きくくり化や大学の独自性が発揮されやすい制度とするための検討が必要である。

教員としての職能成長が教職生活全体を通じて行われるものであることを踏まえ、養成段階は、「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを改めて認識することが重要である。

子供たちに、知識や技能の修得のみならず、これらを活用して子供たちが課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育む指導力を身に付けることが必要である。その際、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った指導・学習環境の設計やICTを活用した指導など、様々な学習を展開する上で必要な指導力を身に付けることが必要である。また、特別支援教育の推進、小学校における外国語教育の早期化・教科化、道徳の「特別の教科」化、幼小接続をはじめとした学校間連携等、近年の教育改革の方向に合わせた教職課程の改善を図るとともに、生徒指導や学級経営を行う力の育成にも対応することが重要である。

幼児、児童、生徒や学校・地域の実情を踏まえて、各教科等の学習を通じて育成すべき資質能力を考え、教育課程を編成し、実施するカリキュラム・マネジメントに関する基礎的な能力を身に付けることも重要である。

さらに、教員が教員としての使命感や幼児、児童、生徒の発達に対する理解など、基本的な知識や能力を備えていることが必要となることはもとより、大きく変動する社会の中での教育の在り方に関する理解や、多様化した保護者の関心や要求に対応できる豊かな人間性とたくましさ、幼稚園、小・中学校をはじめとした各学校等の特色や関係性に関する幅広い知見、地域との連携・協働を円滑に行うための資質を備えた教員を養成することも重要である。

また、教職課程の学生が学校や教職についての深い理解や意欲を持たないまま安易に教員免許状を取得し、教員として採用されているとの指摘もある。教員養成課程を有する大学・学部の附属学校を積極的に活用するなど、実践的指導力の基礎の育成に資するとともに教職課程の学生に自らの教員としての適性を考えさせるための機会として、学校現場や教職を体験させる機会を充実させることが必要である。

その際、附属学校については、地域のモデル校や大学における教育研究への協力といった役割だけでなく、例えば、教職大学院等と連携し、都道府県教育委員会との人事交流を活用して、附属学校の特色を生かし、教育実習校としてのみならず教員研修学校としての役割も拡大強化することも併せて検討する必要がある。

これらの教員養成上の重要課題に適切に対応し、併せて、各大学の個性や特色を発揮した教員養成を行うためには、養成段階で真に必要な基礎力を明確にした上で、厳格な成績評価はもとより、各大学の学部等において教育課程の科目全体を精選しつつ総合的かつ体系的に教員の養成を図っていくような取組が必要である。

教職課程の質の保証・向上も課題である。教職課程の質保証・向上のためのシステムとしては、開設時における課程認定と不定期に行われる教職課程実地視察のみであり、課程認定を受けた後、教職課程の質の維持向上が十分に図られていないケースも見られる。このため、現在、大学の教育活動全体についてなされている認証評価と同様の教職課程に対する外部評価制度の導入や、全学的に教職課程を統括

する組織の整備を促進していくことが必要である。

さらに、学校を取り巻く様々な教育課題に対応できる教員の養成を行うことができるよう、教職課程の科目を担当する教員の意識改革や資質能力の向上も重要である。

また、大学と教育委員会の連携が進まない理由の一つとして、仮に学校現場から大学の教員養成に向けた要望がなされたとしても、これまでの教育職員免許法の下ではそうした要望に応じて大学が柔軟に教員養成カリキュラムを改善できるほどの自由度がないといった指摘もある。

こうした課題を踏まえ、学校現場の要望に柔軟に対応できるよう、教職課程を大きくくり化し、大学の独自性が発揮されやすい制度とすることで、大学と教育委員会の連携の質を格段に向上させることができると考えられる。

こうした教職課程の内容の詳細については、次期学習指導要領、幼稚園教育要領の検討状況を踏まえつつ、検討していくことが必要となる。

#### 4. 改革の具体的な方向性

##### (3) 教員養成に関する改革の具体的な方向性

- ◆ 教員免許状の取得に必要な単位数は増加させないことを前提として、新たな教育課題に対応できるよう教職課程の内容を精選・重点化する。
  - ◆ 国立の教員養成を目的とする大学・学部は、地域のニーズを踏まえつつ、新たな教育課題に対応した取組を率先して実施し、他大学・学部におけるモデルを提示して、その取組を普及・啓発する。
  - ◆ 教職課程については、学校種ごとの特性を踏まえつつ、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の科目区分を撤廃し、新たな教育課題等に対応できるよう見直す。
  - ◆ 国は、学校インターンシップの実施について、教育実習との役割分担を明確化しつつ、受入れ校、教育委員会、大学との連携体制の構築、大学による学生への適切な指導などの環境整備について検討する。
  - ◆ 学校インターンシップについては、教職課程において義務化はせず各大学の判断により教育実習の一部に充ててもよいこととする。
- (③教職課程の質の保証・向上については別途記載している。)

教職課程の改革に当たっては、教職課程が教員として最低限必要な資質能力を育成することを目的とすることや履修の適正化を図る観点から、教職課程において修得すべき単位の全部又は一部を可能な限り卒業に必要な総単位数の中に位置付けるよう努めるとともに、単位の実質化や厳格な成績評価なども前提として、教員免許状の取得に必要な単位数については、まずは増加させないことを前提として検討を進めることとする。

その上で、学部段階と教職大学院あるいは現職との系統性や接続を踏まえ、新たな教育課題に対応できるよう教職課程の内容を精選・重点化するとともに、限りある履修量の中で効果的な履修が行われるよう履修の仕組みを工夫することが必要である。また、学生に教職のための意欲を持たせたり、定期的な自ら教職への適性を確認させるような機会を設けたりすることも重要である。

一般大学を含め、大学の教職課程において質の高い教員養成を行っていくためには、教員養成学部の果たすべき役割は極めて大きい。大学においては教員養成学部が中心となって教員養成を全学的に推進していくための体制の整備や、教科に関する科目と教職に関する科目の連携、教職課程の評価の充実といった質保証の取組を総合的に進めていくことが重要である。

特に、国立の教員養成を目的とする大学・学部は、地域のニーズを踏まえつつ、(4)の新たな教育課題や以下に求められる課題に対応した取組を率先して実施することにより、国立大学に置かれる意義・目的を明確にするとともに、他大学・学部におけるモデルを提示して、その取組を普及・啓発することが重要である。具体的には、第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会の審議のまとめ<sup>20</sup>において重点配分の評価指標の例として示された「人材育成や地域課題を

<sup>20</sup> 「審議まとめ」(平成27年6月15日、第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会)  
「機能強化の方向性に応じた重点配分に係る評価指標の例」の「人材育成」に関する取組の指標例として、「地域教育(初等中等教育、職業教育、生涯学習等)への貢献状況」、「学生の就職状況(教員採用も含む(教員養成学部の場合))や就職先での評価の状況」、「(地域の)企業・自治体等へのインターンシップの実施状況」「自大学以外への大学院進学状況」が挙げられている。

解決する取組などを通じて地域に貢献する取組」の評価指標例の一つとして「地域教育（初等中等教育、職業教育、生涯学習等）への貢献状況」が取り上げられているが、このような取組として、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTの利活用、道徳教育、外国語教育、特別支援教育の充実などの初等中等教育における新たな教育課題に対応するための教員養成や教員研修の支援などの取組が考えられることから、各大学においては積極的にこれらの取組を進めていくことが求められる。また、教員養成学部を有する私立大学等についても、後述の教員育成協議会（仮称）に参画するなど、地域の教育委員会と連携の下、新たな課題等に対応した教員養成・研修を連携して行うことを検討する必要がある。

また、近年、国公立全ての大学は、地域貢献や人材育成の役割を強く求められており、大学がそのような役割を積極的に果たしていくためには、教員の育成を担う教職課程における取組のより一層の充実が必要である。このため、大学は、教職課程について全学的に支援を行っていくことが重要である。

なお、今回の審議に当たっては、大学における養成の原則（教員養成は大学において行うことを基本とする）及び開放制の原則（教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができる）を維持することを前提とするものである。

#### ①教職課程における科目の大きくくり化及び教科と教職の統合

大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教職課程において修得することが必要とされている科目の大きくくり化を行う必要がある。

特に、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の中の「教科の指導法」については、学校種ごとの教職課程の特性を踏まえつつも、大学によっては、例えば、両者を統合する科目や教科の内容及び構成に関する科目を設定するなど意欲的な取組が実施可能となるようにしていくことが重要であり、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の科目区分を撤廃するのが望ましい。

その上で、現下の教育課題に対応するため、(4)において挙げる事項について、教職課程において取り扱うことを明示すべきである。

これらを踏まえた教職課程の見直しのイメージは別紙のとおりである。今後、本答申を踏まえ、関係法令及び後述の教職課程の編成に当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）の整備のための検討を進める必要がある。

#### ②学校インターンシップの導入

教員養成系の学部や学科を中心に、教職課程の学生に、学校現場において教育活動や校務、部活動などに関する支援や補助業務など学校における諸活動を体験させるための学校インターンシップや学校ボランティアなどの取組が定着しつつある。

これらの取組は、学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことで、学校現場をより深く知ることができ、既存の教育実習と相まって、理論と実践の往還による実践的指導力の基礎の育成に有効である。また、学生がこれからの教員に求められる資質を理解し、自らの教員としての適格性を把握するための機会としても有意義であると考えられる。さらに、学生を受け入れる学校側においても学校の様々な活動を支援する地域人材の確保の観点から有益であることが考えられる。

一方、学校インターンシップの実施に当たっては、既存の教育実習との間で役割分担の明確化を図るとともに、その円滑かつ確実な実施に向けて、受入れ校の確保や実施内容の検討等のための教育委員会や学校と大学との連携体制の構築、大学による学生に対する事前及び事後の指導の適切な実施、学生側と受入れ校側のニーズやメリットを把握するための情報提供の実施など、環境整備について今後十分に検討することが必要である。

これらの点を踏まえ、学校インターンシップについては、各学校種の教職課程の実情等を踏まえ、各教職課程で一律に義務化するのではなく、各大学の判断により教職課程に位置付けられることとする。このため、教育実習の一部に学校インターンシップを充ててもよいこととするとともに、大学独自の科目として設定することも引き続き可能とするなどの方向で制度の具体化を引き続き検討する。この際、学校インターンシップの名称についても法令に規定する上で適切な名称を今後検討していく。



# 学校インターンシップの実施イメージ

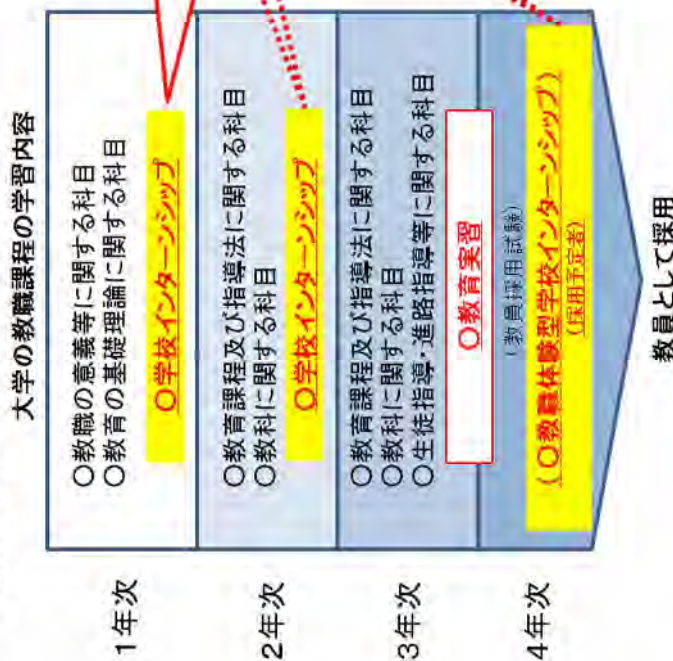
## 目的

教員を目指す学生に、学校の様子や教員の仕事についての理解を深めさせることを目的として、一定の期間にわたり、学生に授業や学校行事、部活動に関する支援や補助業務を行わせる活動。

## メリット

教員を目指す学生に、理論と実践の往還により、教員として必要な実践力の基礎を身に付けさせるとともに、学生が、学校における様々な体験を通じて自らの教員としての適格性を把握させるための機会となる。また、学校にとっても、これらの学生を学校支援人材として活用できる。

## < 具体的なイメージ (例) >



## 【パターン】 ○インターンシップ時間を60時間(=2単位)とした場合

(例1) 通年型： 毎週水曜日 × 2時間 × 30週

(例2) 分割型： 毎週水曜日 × 2時間 × 15週(1年次)

： 毎週水曜日 × 1時間 × 15週(2年次)

： 毎週金曜日 × 1時間 × 15週(4年次)

○上記に加えて、30時間の自主的学修が必要

※ 各大学の判断により、様々な形態で実施。

※ 実現可能性について、学校種別に詳細な検討が必要。

## 【具体的な活動内容】

- 児童、生徒等の話し相手、遊び相手 ○ 授業補助
- 学校行事や部活動への参加 ○ 事務作業の補助
- 放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等

## 【教育実習との相違】

	学校インターンシップ	教育実習
内容	学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことが中心	学校の教育活動について実際に教員としての職務の一部を実践させることが中心
実施期間	教育実習よりも長期間を想定(ただし、一日当たりの時間数は少ないことを想定)	4週間程度(高校の場合2週間程度)
学校の役割	学生が行う支援、補助業務の指示(教育実習のように、学生に対する指導や評価は実施しない)	実習生への指導や評価表の作成(そのための指導教員を選任し、組織的な指導体制を構築)

図5 学校インターンシップの実施イメージ



### ③教職課程の質の保証・向上

- ◆ 全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化する。
- ◆ 教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する。
- ◆ 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。
- ◆ 国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。また、大学と教育委員会が連携し、人事上の工夫等により教職課程における実務家教員を育成、確保する。
- ◆ 大学は、教科に関する科目を担当する教員に対しFDなどの実施により教職課程の科目であることの意識付けを行い、各大学の自主的・主体的な判断の下「教科に関する科目」の中に「教科の内容及び構成」等の科目を設けて学校教育の教育内容を踏まえた授業を実施するなど、「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携を強化する。

#### ア 教職課程を統括する組織の設置

中央教育審議会答申等において、従来より教職課程を置く大学においては、教員養成カリキュラム委員会を設置し、教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図ることを提言している<sup>21</sup>。

このようなことから、多くの大学においては教員養成カリキュラム委員会等の設置が進捗している。また、上記のような機能に加え、学生への教職指導や教職課程を担当する教員に対するFDの実施、学校インターンシップ等の企画・実施等の機能を備えた教職支援センター等の組織を設置している例もある。

これらの組織は、教職課程の内容、学修量、成績評価基準の統一など、効率的・効果的な教職課程の全学的な実施や教職課程の質の維持・向上のために極めて有効である。また、前述の学部等の教育課程全体を通じた教員の養成を行うため、これらの組織が中心となって必要な取組を進めていくことが期待される。

こうしたことから、教職課程を置く大学における教員養成カリキュラム委員会や教職支援センター等の整備状況を踏まえつつ、全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化することが適当である。

#### イ 教職課程の評価の推進

教職課程の質保証の仕組みとしては、大学が教職課程を開設する際に受ける教員養成部会課程認定委員会による課程認定の審査及び教職課程の設置後に課程認定委員会の委員等により行われる教職課程実地視察がある。

教職課程実地視察については、各大学の教職課程水準の維持・向上のために有効であるが、現在の実施体制では1年間の視察数に限りがあることから、教職課程実地視察の体制の整備・充実を図ることが適当である。

また、教職課程の水準の向上を図るためには、教職課程に関するPDCAサイクルが適切に機能することが必要である。このため、まずは教職課程における自己点検・評価の実施を制度化することが適当である。

現在、教職大学院では、他の専門職大学院と同様に、法令に基づき、5年以内ごとに、教職大学院の目的に照らし、教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、認証評価団体による評価を受けることが法令上義務付けられており、一般財団法人教員養成評価機構がこれを担っている。

同機構による認証評価においては、国私立大学の大学関係者、外部有識者による訪問調査を含めたピアレビューを行い、評価基準に適合していると認められた場合は適格認定を行い、その評価結果はウェブサイト等で公表されている。

一方で、学士課程における教員養成教育の評価については、これまで上記の認証評価のような法令上の制度は講じられていない。そのような中、国立大学法人東京学芸大学では、他の国公私立大学や教育

<sup>21</sup> 例えば、「養成と採用・研修との連携の円滑化について（答申）」（平成11年12月10日、教員養成審議会）や、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日、中央教育審議会）、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策（答申）」（平成24年8月28日、中央教育審議会）など。

委員会・学校関係者等の協力を得ながら、開発研究プロジェクトを立ち上げ、学士課程における教員養成教育の評価システム（教員養成教育認定）を開発し、評価活動を開始している。

この評価システムは、各大学が任意で参加するものであり、教職課程を有する大学における教員養成教育の多様性を尊重しつつ、学校や教育委員会の協力を得ながら、ピアレビューを中心とした、相互に学びあうコミュニティを形成し、大学の枠を越えて学士課程段階の教員養成教育全体の質的向上に資することを目指している。

今後、このような取組が既存の一般財団法人教員養成評価機構などの評価団体等に引き継がれ、継続・拡大され、各大学が主体的かつ恒常的に自己の教育内容や方法・組織を検証しながら、相互評価を行うことにより、教員養成の質保証システムが確立されることは、我が国の教員養成に有意義であり、各大学の積極的な参加が望まれる。

大学の教職課程の第三者評価については、地域や大学の特性、学部等の専門分野などに応じて、将来的には様々な評価主体によって全国的に取り組まれることが期待される。このため、国としても教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について今後検討していくことが求められる。

#### ウ 教職課程担当教員の資質能力の向上等

教職課程においては前述のように、教職に関する実践力の基礎や新たな教育課題に対応できる力を持った教員の養成が求められる。そのためには従来の「教科に関する科目」（別紙「見直しのイメージ」においては「教科に関する専門的事項」）、「教職に関する科目」の区分にかかわらず、教職課程の科目を担当する教員は、上記課題に対応できる力を学生に身に付けさせることができるよう、指導力を高めることが必要である。

このため、大学においては、教職支援センター等の教職課程を統括する組織や教職大学院が中心となって、教職課程の科目を担当する教員に対し、学校現場体験を含む実践的な内容やこれらの教育課題に対応したFDなどを行うなどの取組を進めることが必要である。また、教育委員会とも連携して学校現場に携わる教員等を教職大学院をはじめとする大学の教職課程の教員として確保する取組も一層推進すべきである。さらに、大学の教職課程における実務家教員の育成及び確保に資するため、大学と教育委員会が連携し、例えば希望する一部の教員に対して大学と学校現場を交互に経験させるなどの人事上の工夫を行うことにより、理論と実践の両方に強い教員を計画的に育成し、これらの者が、最終的には大学の教職課程を担う教員として活躍できるようなキャリアパスを構築することも考えられる。

#### エ 「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携の強化

①において、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の区分の撤廃について述べたように、今後、従来の「教科に関する科目」と「教科の指導法」のより一層の連携を図っていくことが重要となる。従来の「教科に関する科目」については、学校教育の教科内容等を踏まえつつ適切に実施されるべきであり、このため、「教科に関する科目」を担当する教員に対し、大学において全学的に教職課程を統括する組織等がFDを実施するなどして、教職課程の科目であることの意識を高めることが必要である。また、「教科に関する科目」を担当する教員と「教科の指導法」を担当する教員が講義を協働して行うといった教科と教職の連携を進めることも重要である。なお、「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携の強化等の検討に当たっては、学校種ごとの教職課程の特性を踏まえる必要がある。特に、幼稚園においては、幼稚園教育における狙いや内容を「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の領域別に幼稚園教育要領に示しつつ、幼稚園における生活の全体を通じて総合的に指導するという幼稚園教育の特性を踏まえて検討を深める必要がある。

また、「教科に関する科目」の中に「教科の内容及び構成」等の科目を設けて、学校教育の教育内容を踏まえて授業を実施している大学もある。「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の区分が撤廃されることとなった場合、その趣旨を踏まえ、各大学の自主的な判断の下、このような取組が更に拡大していくことが期待される。

特に、教職大学院や教員養成大学・学部においては、教員養成に資する「教科に関する科目」の取組を充実させることが重要である。このため、他学部等と連携し、高度かつ最新の専門的知見に基づく科目を開設することや、前述の「教科の内容及び構成」に関する科目を積極的に「教科に関する科目」等として位置付けて実施するなどの工夫を行うことが強く求められる。

なお、これらの取組は、各大学において、教職課程における特色ある取組として、その自主的・主体

的な判断の下行われるべきものであり、今回の措置は、あくまでも各大学が従来型の「教科に関する科目」と「教科の指導法」を設けることを妨げるものではなく、上述のような取組を行うことも可能とするという、各大学の裁量を拡大することを目的とするものである。

また、両科目の統合が行われた場合においても「教科の指導法」関連科目のうち一定単位数は必修とすべきであり、その単位数をどの程度にするかについては引き続き検討する。

(4) 新たな教育課題に対応した教員研修・養成

◆ 概要

新たな課題	研修	養成
アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の教科ではなく学校全体の取組としてアクティブ・ラーニングの視点に資する校内研修を推進</li> <li>・免許状更新講習の選択必修領域として主体的・協働的な学びの実現に関する事項を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の深い理解を伴う学習過程の理解や各教科の指導法の充実</li> <li>・教職課程における授業そのものをアクティブ・ラーニングの視点から改善</li> </ul>
ICTを用いた指導法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを利活用した授業力の育成や、児童生徒のICTの実践的活用や情報活用能力の育成に資する指導のための研修を充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの操作方法はもとより、ICTを用いた効果的な授業や適切なデジタル教材の開発・活用の基礎力の養成</li> </ul>
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別の教科」としての道徳科の趣旨を踏まえ、道徳科の目標や内容を理解し、児童生徒が議論する問題解決的な学習への一層の転換を図るなど計画的な研修の充実</li> <li>・道徳教育に関する校内研究や地域研究の充実、「道徳教育推進リーダー教師（仮称）」の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別の教科」としての道徳科の趣旨を踏まえ、教職課程における理論面、実践面、実地経験面からの改善・充実</li> </ul>
外国語教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の指導者となる「英語教育推進リーダー」の養成を推進し、小中高の接続を意識した指導計画の作成や学習到達目標を活用した授業改善などについて指導・助言を実施</li> <li>・免許法認定講習の開設支援等による小中免許状の併有促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、教育委員会等が参画して教員養成に必要なコアカリキュラムを開発し、課程認定や教職課程の改善・充実に活用</li> <li>・専門性を高める教科及び指導法に関する科目を教職課程に位置付け</li> </ul>
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての教員を対象とした基礎的な知識・技能を身に付ける研修の実施</li> <li>・校長等管理職や特別支援学級の担任、特別支援学校教員等の職に応じた専門性向上のための研修の実施</li> <li>・(独) 国立特別支援教育総合研究所と(独) 教員研修センタ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及び指導法について、教職課程に独立した科目として位置付け</li> </ul>

新たな教育課題への対応に当たっては、以下の方向で教員研修の改善を図ることが適当である。

- ・ 各授業の振り返りと授業での実践のサイクルを創る校内研修システムの構築が必要である。また、各地の研修施設等での年間を通じた継続的で探究的な専門的研修の実施、学びの過程の実践記録に基づく新たな専門性基準による認定、大学での学び直しや専門職としての高度化等が必要である。
  - ・ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や情報の収集・活用能力に関する指導力の向上のためには、教科の特性を踏まえつつ、特定の教科だけの課題ではなく、学校全体の取組として校内研修を進めることが必要である。特に、高等学校の教員については、国民投票年齢や選挙権年齢が満18歳以上となることなども踏まえて、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を育てることや、高大接続改革の意義について理解を深め、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な授業を展開することができるよう、指導力を向上させることが必要である。また、国公立全学校の教員のアクティブ・ラーニングに関する指導力の向上に資するよう、免許状更新講習の選択必修領域として、主体的・協働的な学びの実現のための指導法に関する事項を追加すべきである。
  - ・ ICTを用いた指導法については、教員が授業のどの場面でどのような教材を提示すれば児童生徒の関心意欲を引き出したり、理解を促したりしやすいかという観点や、児童生徒が学習の道具や環境として適切にICTを用いて学習を進めることを教員が促す観点を含めて、授業力の育成を図る必要がある。また、ICTの実践的活用や情報セキュリティ等を含めた情報モラル等の情報活用能力の育成に資する指導に向けた教員研修が必要である。
  - ・ 道徳教育の充実のため、新たに学習指導要領に「特別の教科」として位置付けられた道徳科の目標や内容を理解し、児童生徒が議論する問題解決的な学習への一層の転換を図るなどの計画的な研修の充実が必要である。特に中学校段階については、扱う内容や指導方法の高度化が求められることなどを踏まえ、教員の専門的指導力を確保するための研修の充実を図る必要がある。さらには、道徳教育に関する校内研究や地域研究を充実するための研究委嘱授業等の充実、柔軟な発想力とリーダー性を備えた「道徳教育推進リーダー教師」（仮称）の育成等、教員の指導力向上のための環境やスタッフの充実も必要である。
  - ・ 英語教育の充実のため、次期学習指導要領改訂の検討状況も踏まえつつ、国は外部専門機関等との連携により、各地域の指導者となる「英語教育推進リーダー」の養成を推進する必要がある。各地域では、上記リーダー等が教育委員会と大学等が連携して実施する研修の企画・運営への参画、学校内外の研修講師、公開授業の実施や、地域の英語担当教員に対する指導・助言を行う等の役割を担い、小・中・高校の一貫した英語教育や、小学校の英語教育の専門性向上等を推進することが期待される。具体的には、「英語教育推進リーダー」と英語教育担当指導主事等が中心となって、小・中・高校の連携による研修の実施や、各学校を訪問し、小・中・高校の接続を意識した指導計画の作成や「～することができる」という形で表したCAN-DO形式での学習到達目標を活用した授業改善などについて指導・助言を行うことなどが期待される。
- また、このような地域のリーダーの活動が可能となるような体制整備が必要である。さらに、小学校教員が教科化に向けて専科指導や小・中・高校の一貫した学びの接続に留意した指導に当たることが可能となるよう、必要な研修を充実するとともに、「免許法認定講習」の開設支援等により小学校免許状と中学校英語免許状の併有を促進する必要がある。
- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実のため、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるための研修を実施するとともに、校長等管理職が特別支援教育に関する認識を持ち、リーダーシップを発揮するための研修を行うことも必要である。また、小中学校等において、特別支援教育推進の中心的役割を担う特別支援学級の担任、通級による指導の担当教員及び特別支援教育コーディネーターの専門性を向上させるための研修の実施に加え、必要に応じて、専門家の活用等により学校全体としての専門性を確保する必要がある。
  - ・ 特別支援学校の教員には、障害の多様化や重度・重複化への対応、特別支援学校のセンター的機能を発揮するための地域における小中学校等との効果的な連携手法等を身に付けるための専門的な研修が求められている。
  - ・ 現在、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、都道府県等の指導的立場の教員に対する研修を実施し、各地域の教員研修センターの中核的役割を担っている。今後特別支援教育の充実に係る研修の実施に当たって、独立行政法人教員研修センターとも連携し、研修を推進すること

が期待される。

- ・平成27年度から、幼保連携型認定こども園が学校及び児童福祉施設である単一の施設として位置付けられたことをはじめ、質の高い幼児期の学校教育・保育・子育て支援を総合的に行うための、子ども・子育て支援新制度が施行されたことから、幼児教育の質を高めるための取組を進めることがますます重要となっている。また、特別な支援を必要とする幼児への支援や事故防止・安全対策など教員に求められる資質能力は多様化している。このため、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について指導・助言を行う「幼児教育アドバイザー」の養成とともに、幼児教育に係る教員等の研修等の充実が求められる。また、円滑な幼保小接続を図るために、幼稚園や幼保連携型認定こども園の教員、保育士、小学校教員等が合同で研修を行い、お互いの指導方法、指導原理に関し、相互の理解を深めることも求められる。
- ・東日本大震災をはじめとした自然災害や学校管理下における事件・事故災害が繰り返し発生している現状から、全ての教職員が災害発生時に的確に対応できる素養（知識・技能等）を備えておくことが求められている。このため、学校安全について、教員のキャリアステージに応じた研修や独立行政法人教員研修センターにおける研修と連動した各地方公共団体における研修を充実させる必要がある。

こうした新たな課題の対応を含め、個々の教科の授業における実践力だけでなく、子供や学校・地域の実態を踏まえて、育成すべき資質能力を踏まえて教育課程をデザインして実施し、評価・改善することや、そのために必要な学校内外のリソースを活用するために地域の人々と協働することなどを含めた、一連のカリキュラム・マネジメントができる力を付けることが必要である。

また、教員養成段階においても、上記で列挙された新たな教育課題に対応できる力の基礎を育成できるよう、教職課程の科目全体を精選しつつ、新たな科目の創設や既存科目の改善を図るなど、必要な見直しを行うことが必要である。この際、特に初任段階において研修等により学ぶべき内容との整合性にも留意しつつ、検討することが適当である。

- ・アクティブ・ラーニングに関する指導力や適切な評価方法は、全ての学校種の教員が身に付けるべき能力や技能であり、教職課程において、これらの育成が適切に行われるよう、児童生徒の深い理解を伴う学習過程やそのための各教科の指導法に関する授業等に取り入れていくことが必要である。
- ・また、アクティブ・ラーニングの視点からの教育の充実のためには、教員養成課程における授業そのものを、課題探究的な内容や、学生同士で議論をして深め合うような内容としていくことも求められる。
- ・ICTを用いた指導法については、教員がICTの操作方法そのものを身に付けるのではなく、ICTを用いて効果的な授業を行ったり、適切なデジタル教材を開発・活用したりすることができる力や子供たちの情報活用能力の育成を行うことができる力の基礎を育成すべきである。また、養成課程における指導に当たっては、情報モラルなどの情報活用能力についても育成すべきである。また、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への指導において、ICT活用による支援の効果が認められており、特別支援教育に関連する科目やICTを用いた指導法等においてもこの点について触れられることが望ましい。
- ・教職科目における道徳の指導法（又は道徳に関する科目）については、「特別の教科」としての道徳科の趣旨を踏まえた教職課程における位置付けを検討するとともに、人間に対する理解を深めつつ教員としての指導力を身に付けるために、理論面、実践面、実地経験面の三つの側面から改善・充実を図る必要がある。また、幼児期や高等学校段階も含めた教育活動全体で道徳教育の一層の充実が求められることから、教職課程全体でその取扱いの充実を考慮すべきである。
- ・英語教育については、小学校における英語の教科化への対応や中学・高等学校の「話す」、「書く」についての指導力の向上を図るため、大学、教育委員会等が参画して養成・研修に必要なコアカリキュラム開発を行い、課程認定の際の審査や大学による教職課程の改善・充実の取組に活用できるようにする。また、小学校中学年の外国語活動導入と高学年の英語の教科化に向け、音声学を含む英語学等専門性を高める教科に関する科目とともに、英語等についての教職に関する科目を教職課程に位置付けるための検討を進めるべきである。
- ・発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法は、学校

種によらず広く重要となってきたことから、教職課程において独立した科目として位置付け、より充実した内容で取り扱われるようにすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。

- ・ さらに、地方創生や起業体験など新しい観点を踏まえたキャリア教育、生徒指導や自然体験活動の充実、学校安全への対応、幼小接続をはじめとした学校間連携等も課題とされているところであり、教職課程においてその取扱いの充実を図るべきである。
- ・ 他方、こうした新たな教育的課題に対応していくためには、保護者や地域の力を学校運営に生かしていく視点も必要である。学校が地域づくりの中核を担うという意識を持ち、学校教育と社会教育の連携の視点から、学校と地域の連携・協働を円滑に行うための資質を養成していくことも重要となってきたことから、教職課程においてその取扱いの充実を図るべきである。
- ・ こうした新たな課題の対応を含め、前述のカリキュラム・マネジメントについて、養成段階においてはその基礎を身に付けることが必要である。

これらの教員研修、養成における内容の詳細事項については、次期幼稚園教育要領、学習指導要領の検討状況、また、大学における実施可能性等を踏まえつつ、引き続き検討していくこととする。

現在、次期学習指導要領の在り方について審議が進められる中で、以下のように、高等学校における新たな教科・科目の在り方についても方向性が示されている。

- ・ 自国のこと、グローバルなことが影響しあったり、つながったりする歴史の諸相を学ぶ必修科目「歴史総合」（仮称）の新設。
- ・ 持続可能な社会づくりに必須となる地球規模の諸課題や、地域課題を解決する力を育む必修科目「地理総合」（仮称）の新設。
- ・ 主体的な社会参画に必要な力を、人間としての在り方生き方の考察と関わらせながら実践的に育む共通必修科目「公共」（仮称）の新設。
- ・ 数学と理科の知識や技能を総合的に活用して主体的な探究活動を行う新たな選択科目「数理探究」（仮称）の新設。
- ・ 情報と情報技術を問題の発見と解決に活用するための科学的な考え方等を育成する共通必修科目の新設。
- ・ 外国語及び国語の科目構成についても、これからの時代に求められる資質能力を踏まえた改善を行う。

こうした教科・科目の趣旨を十分に理解し、それぞれの教科・科目を指導する上で求められる指導力を培うような養成・研修の在り方について、検討が必要である。

#### （５）教員の養成・採用・研修を通じた改革の具体的な方向性

上記のように、研修、採用、養成の具体的な方策がそれぞれ円滑に進められるとともに、相互の関係を有機的に結びつけ、各地域の実情に応じた改善が図られる基盤となるような、養成・採用・研修を通じた全国的な制度の構築が不可欠である。

学び続ける教員の養成段階から研修段階までの資質能力の向上施策を、教育委員会、大学等の関係者が一体となって体系的に取り組むための体制の構築が不可欠として、以下について提示する。

#### <学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築>

教員が日々の業務で様々な対応に追われる中においても自己研鑽<sup>さん</sup>に取り組み、学び続けるモチベーションを維持しつつスキルアップを図ることができるよう、教員の主体的な「学び」を適正に評価し、その「学び」によって得られた能力や専門性といった成果を見える形で実感できるような取組やそのための制度構築を進めていくことが急務である。

そのためには、教育委員会と大学等の関係者が教員の育成ビジョンを共有しつつ、各種の研修や免許状更新講習、免許法認定講習、大学等が提供する履修証明プログラムや各種コース等といった様々な学びの機会を積み上げることで、成長を動機付ける見通しが示され、受講証明や専修免許状取得が可能となるような体制が構築される必要がある。

このような学びの蓄積に関する取組は、工夫次第で現行制度においても対応が可能であるが、各自治

体及び大学の創意工夫によって、こうした取組をより一層進めるとともに、共通のビジョンの下で様々な連携が可能となるよう、その基盤となる全国共通の制度として、「教員育成協議会」（仮称）の創設、教員育成指標の策定及び教員研修計画の全国的整備を実施することが適当である。なお、これらの制度はあくまでも手段であり、真の目的は教員が学び続けることのできる環境整備にあることを認識することが極めて重要である。

## 4. 教職実践演習について

### 教職実践演習の実施に当たっての留意事項

平成20年10月24日  
課程認定委員会決定

#### 1. 教員組織

- 当該科目の実施に当たっては、答申に示された当該科目の趣旨を踏まえ、教職に関する科目の担当教員と教科に関する科目の担当教員が協力して行うこと。

#### 2. 履修時期

- 履修時期は、原則として、4年次（短期大学の場合には2年次）の後期に実施すること。

#### 3. 授業方法

- 授業の方法は演習を中心とすること。
- 受講者数は、演習科目として適正な規模で行うこと。
- 学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとする。
- 役割演技（ロールプレイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等も積極的に取り入れることが望ましいこと。
- 学校現場の視点を取り入れる観点から、必要に応じて、現職の教員又は教員勤務経験者を講師とした授業を含めること。
- 連携先となる教育委員会及び学校を確保することや授業計画の立案に当たって、当該教育委員会又は学校の意見を聞くことが望ましいこと。
- その他答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。

### ○教職実践演習担当教員に必要とされる業績等について

#### 1. 基本的な考え方

教職実践演習は教職に関する科目であることから、その担当教員に求められる業績等については、これまで教職に関する科目に求められてきた業績等と基本的には同様とする。

#### 2. 教員審査の省略

教職に関する科目の専任教員、兼任教員又は兼任教員として課程認定審査を受け、認定を受けている場合には、教員審査を省略するものとする。

※ ただし、「総合演習」については、扱うテーマに対応した業績等を求めており、その他の教職に関する科目と求められる業績等が異なることから、「総合演習」のみを担当していた兼任教員又は兼任教員については、教員審査を省略しないこととする。

#### 3. 教科に関する科目の担当教員について

教科に関する科目の担当教員が教職実践演習の一部を担当する場合、教科の指導力に関する事項等その専門に応じた分野を担当しているのであれば、教科に関する科目に関連する業績等を有していればよいこととする（ただし、教職に関する科目の担当教員が中心となり授業を運営することが原則。）

#### 4. その他（一般的な事項）

授業において担当する内容に関連する著書、学術論文その他活字として発表されている研究業績を有していること（大学教員として教授できる資質を有していること）を必要とする。

※ 教育現場での教育実践を行ってきた者等で学術論文等が無い場合には、紀要、報告書、教育関係雑誌等における研究成果の発表等、活字として発表されている客観的な業績を有していること（実践経験を理論として教授できる資質を有していること）を必要とする。

※ なお、ゲストスピーカー等であって授業の評価を行わない者については、教員審査の対象とはしないこととする。



## ○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項の表備考

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

### 授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の教科に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

### 授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 幼児児童生徒理解や学級経営についての講義・グループ討論
- 学級経営案の作成・グループ討論
- 学校現場の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、学級経営についてのグループ討論
- 教科・保育内容等の指導力についての講義・グループ討論
- 模擬授業
- 教科・保育内容等の指導力についてのグループ討論
- 資質能力の確認、まとめ

※ 養護教諭・栄養教諭の教職課程の場合は、各職務内容に応じて適宜追加等を行う。

### 補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

### 単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

## ○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例（養護教諭）

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項の表備考

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

### 授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の養護に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

### 授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 児童生徒等の現代的な健康課題についての討議
- 学校保健計画案・保健室経営計画案の作成・グループ討論
- 学校現場の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、保健室経営についてのグループ討論
- 健康相談活動の指導力についての講義・グループ討論
- 学校内外の関係者のコーディネートについてのグループ討論
- 資質能力の確認、まとめ

### 補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

### 単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

## ○教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例（栄養教諭）

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条第1項の表備考

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

### 授業の実施にあたっての準備事項例

- 教職実践演習の担当教員と、その他の栄養に係る教育に関する科目及び教職に関する科目の担当教員で教職実践演習の内容について協議
- 入学の段階からそれぞれの学生の学習内容、理解度等を把握（例えば、履修する学生一人一人の「履修カルテ」を作成）

### 授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 幼児児童生徒理解や食に関する課題についての講義・グループ討論
- 学校現場（共同調理場を含む。）の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解についてのグループ討論
- 学校給食管理についての講義・グループ討論
- 食に関する指導力についての講義・グループ討論
- 校内の教職員や家庭、地域との連携のためのコーディネートについてのグループ討論
- 模擬授業
- 資質能力の確認、まとめ

### 補完指導

「履修カルテ」を参照し、個別に補完的な指導を行う。

### 単位認定

実技指導、グループ討論、補完指導、試験の結果等を踏まえ、教員として最小限必要な資質能力が身に付いているかを確認し、単位認定を行う。

5. 履修カルテについて

○履修カルテの例

〇〇〇〇〇大学教職課程 履修カルテ① <教職関連科目の履修状況>

学籍番号・所属・氏名 等

1. 教職関連科目の履修状況

区分	授業科目名	単位	修得年度	教員名	評価	履修者の具体的な傾向・特徴
(※各大学で分類)	国語科指導法	2	H23	〇〇 〇〇		小学校国語科に関する基礎的な知識・技能は身につけているが、教材の開発・作成能力については不十分な部分が見られる。

2. 教職に関する学外実習・ボランティア経験等の状況

--

〇〇〇〇大学教職課程 履修カルテ② <自己評価シート>

<〇〇専修・コース> ※教員免許取得のためのコース毎に作成

(1) 必要な資質能力についての自己評価

項目	項目	指標	必要な資質能力の指標			
			H18普申との対応	2年次	3年次	4年次
学校教育についての理解	教職の意義	教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解していますか。	使命感や責任感、教育的愛情	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教育の理念・教育史・思想の理解	教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していますか。	使命感や責任感、教育的愛情	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解	学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。	使命感や責任感、教育的愛情	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	心理・発達論的な子ども理解	子ども理解のために必要な心理・発達論的基礎知識を習得していますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	学習集団の形成	学習集団形成に必要な基礎理論・知識を習得していますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	子どもの状況に応じた対応	いじめ、不登校、特別支援教育などについて、個々の子どもの特性や状況に応じた対応の方法を理解していますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	他者意見の受容	他者の意見やアドバイスを耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組みることができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	保護者や地域との連携協力	保護者や地域との連携・協力の重要性を理解していますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	共同授業実施	他者と共同して授業を企画・運営・展開することができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	他者との連携・協力	集団において、他者と協力して課題に取り組みることができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
コミュニケーション	役割遂行	集団において、率先して自らの役割を見つたり、与えられた役割をきちんとこなすことができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	発達段階に対応したコミュニケーション	発達段階に考慮して、適切に接することができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	子どもに対する態度	子どもと顔を合わせたり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	公平・受容的態度	子どもの声を真摯に受け止め、公平で受容的な態度で接することができますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	社会人としての基本	挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身についていますか。	社会性や対人関係能力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	社会科	これまで履修した社会科教育分野の科目の内容について理解していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教科書・学習指導要領	教科書や中学校学習指導要領(社会編)の内容を理解していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教育課程の構成に関する基礎理論・知識	教育課程の構成に関する基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	道徳教育・特別活動	道徳教育・特別活動の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	総合的な学習の時間	「総合的な学習の時間」の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
教科・教育課程に関する基礎知識・技能	情報機器の活用	情報機器の活用に関する基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	学習指導法	学習指導法に関する基礎理論・知識を習得していますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5

教育実践	教材分析能力	教材を分析することができますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	授業構想力	教材研究を生かした社会科の授業を構想し、子どもの反応を想定した指導案としてまとめられますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	教材開発力	教科書にある題材や単元等に応じた教材・資料を開発・作成することができますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	授業展開力	子どもの反応を生かし、皆で協力しながら授業を展開することができますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	表現技術	板書や発問、的確な話し方など授業を行う上での基本的な表現の技術を身に付けていますか。	教科の指導力	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	学級経営力	学級経営案を作成することができますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	
	課題探求	課題認識と探求心	自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢を持っていますか。	生徒理解や学級経営	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
		教育時事問題	いじめ、不登校、特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができますか。	使命感や責任感、教育的愛情	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5

(2) 教職を目指す上で課題と考えている事項

## ○履修カルテの活用方法

### (1) 履修カルテの作成【教員養成カリキュラム委員会】

教員養成カリキュラム委員会（教職課程の運営や教職指導を全学的に行う組織の仮称）等において、履修カルテを作成。

### (2) 履修カルテの記入

#### ① 教職関連科目の履修状況についての記入【大学又は学生】

教職関連科目についての履修状況を記入

…（例）履修カルテ①<教職関連科目の履修状況>

※ 履修状況の把握は、教職実践演習を行う教員をはじめ、大学側が学生を指導のために把握することを目的とするものであるが、学生のモチベーションの向上等を目的として、学生に記入を行わせることも考えられる。

この点の取扱い（大学側で記入するか、学生に記入させるか）については大学の判断で実施することとなる。

#### ② 必要な資質能力に関する評価についての記入【担当教員及び学生】

各年度の終わり（教職実践演習実施年度には、教職実践演習開始の直前）に、以下の事項について記入。

- ・ 各学生が、必要な資質能力についての自己評価を記入

…（例）履修カルテ②<自己評価シート>

- ・ 担当教員が、各学生について、必要な資質能力が身につけているかについての評価を記入

…（例）履修カルテ①<教職関連科目の履修状況>の「履修者の具体的な傾向・特徴」欄

※ 教員評価については、

- ・ 各教職科目毎に科目の担当教員（非常勤講師も含む。）が評価を行うこと
- ・ 教職担当教員が、対象学生について総合的に評価を行うこと

等が考えられるが、どのような方法をとるかは大学の判断で実施することとなる。

なお、教職担当教員が、学生について総合的な評価を行う場合には、教職科目の成績等をもとに、以下のような観点から実施することが適当と考えられる。

<観点（例）>

- 教職の意義、教育の理念・教育史・思想、学校教育の社会的・制度的・経営的理解等、学校教育に関する理解が身につけているか。
- 子どもに関する心理・発達論的な理解や子どもの状況に応じた対応方法等、子どもに関する理解が身につけているか。
- 教科・教育課程に関する基礎知識・技能が身につけているか。
- 自らの役割を見つけ、与えられた役割をきちんとこなし、他者と協力して課題に取り組むことができるか。

- 子どもや保護者に対応できるコミュニケーション能力が身についているか。
  - 教材開発、授業の構想・展開等の実践的な能力が身についているか。
- など

### **(3) 履修カルテの管理【教員養成カリキュラム委員会】**

履修カルテの管理は、教員養成カリキュラム委員会等で行う。

※ 履修カルテは、教職実践演習を行う教員をはじめ、大学側が学生を指導のために把握することを目的とするものであるが、学生のモチベーションの向上等を目的として、学生も教員評価等の欄を参照できるようにすることも考えられる、具体的には、大学の判断で実施することとなる。

### **(4) 教職指導への活用【大学】**

履修カルテを学生の教職指導に活用。

- ・ 必要に応じた苦手分野の補完的な指導の実施
  - ・ クラス毎の指導計画の策定
- など

### **(5) 教職実践演習への活用【教職実践演習担当教員】**

- ・ 教職実践演習の実施に当たり、担当教員が、履修カルテを参照して学生の履修状況を把握。
- ・ 教職実践演習の進め方についての参考とすることや、個別の補完的な指導等に活用。



## 6. 教職課程認定基準で定める「共通開設科目」の取扱いについて

事 務 連 絡

平成22年3月23日

各国公私立大学  
教職課程担当者 殿

文部科学省初等中等教育局教職員課

### 教職課程認定基準で定める「共通開設科目」の取扱いについて

教職課程の運営及び質の向上については、平素よりご尽力いただきありがとうございます。

教職課程認定基準4－9等の規定において、教職科目を複数の教職課程に共通に開設（以下「共通開設」という。）することができる場合が定められており、当該規定によって認められる場合以外は、複数の教職課程にまたがる共通開設は認められないこととされています。

しかしながら、これまで、共通開設の考え方が必ずしも明確でなかったため、下記のとおり整理することとします。

教職課程における各科目が適切に開設されているかどうかの点検をお願いするとともに、開設されていない場合には必要な措置を講じていただくようお願いいたします。

### 記

#### 1. 共通開設の考え方

別紙1、2のとおり。

#### 2. 講ずることが必要な措置

平成22年度以降に課程認定申請を行う予定のある大学については、申請する時期までに改善して課程認定申請を行うこと。

その他の大学については、改善の時期を示して報告を求めるものではないが、早急に改善を行うこと。なお、「教職課程認定申請の手引き」に記載している変更届の提出が必要な場合（「変更届出要領」）に該当しない場合には、当該事由のみの変更に関する報告等は要しない。

#### 3. 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までメールでご連絡下さい。

本件担当：

文部科学省初等中等教育局教職員課免許係

電話：03-5253-4111（内線2451、2453）

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

## 共通開設科目について

### 1. 教職科目の複数の学科等にまたがる共通開設科目について

教職課程認定基準 4－9 等で規定されている複数の学科等において教職科目を共通に開設する場合は、具体的には以下の場合のことをいうこととする。

#### ① 教職に関する科目

学則又は履修規定等において、複数の学科等で共通に履修する科目として規定されている授業科目（いわゆる「全学共通科目」・「学部共通科目」等）を、課程の認定を受けている複数の学科等において、それぞれの教職に関する科目としてあてる場合（別紙 2 の青で囲った科目）

#### ② 教科に関する科目

学則又は履修規定等において、一の学科等の授業科目として規定されている科目を、他の学科等における教科に関する科目としてあてる場合（別紙 2 の緑で囲った科目）

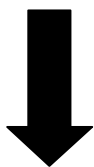
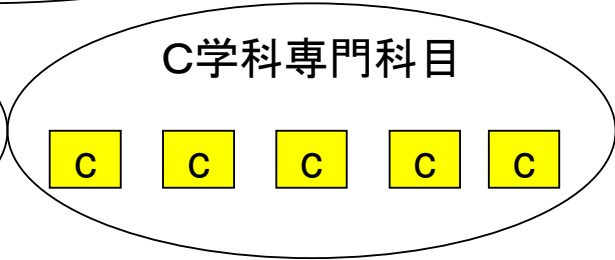
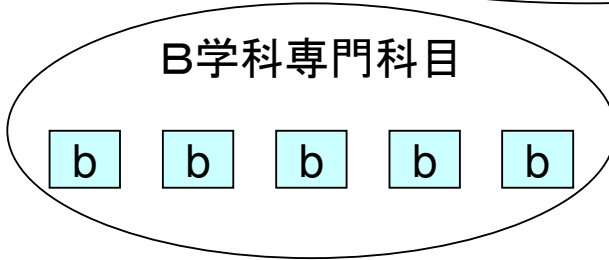
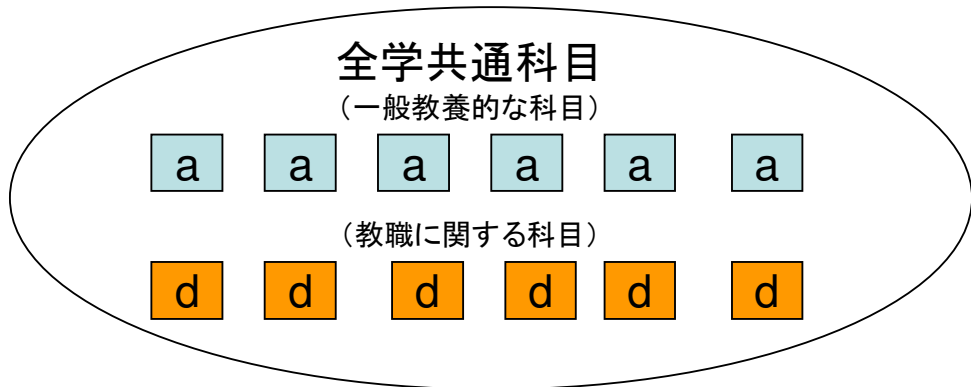
### 2. 上記の共通開設が認められる場合

- 1. ①にあつては、教職課程認定基準 4－9 に規定されている場合
- 1. ②にあつては、教職課程認定基準 4－3（2）、4－4（2）に規定されている場合
- 学則又は履修規定等において、複数の学科等で共通に履修する科目として規定されている授業科目（いわゆる「全学共通科目」・「学部共通科目」等）を、教科に関する科目としてあてる場合は、1. ②の科目と合わせて、教育職員免許法施行規則第 4 条表又は第 5 条表に定める科目の半数までとする。（別紙 2 の赤で囲った科目）

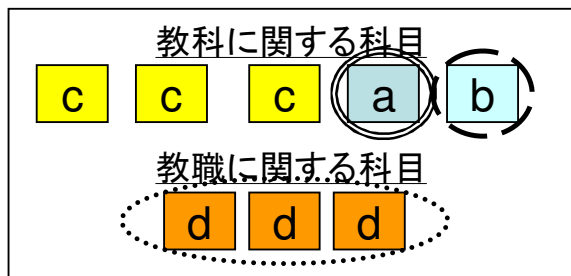
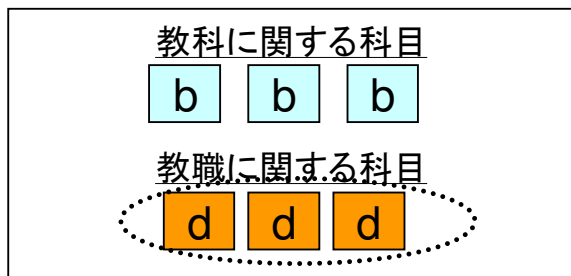
○科目開設の具体例

# A大学の授業科目

※学則又は履修規定における位置づけ



教職課程の科目としての  
位置付ける例



教科に関する科目について、自学科  
の科目で全て開設する場合

教科に関する科目について、自学科  
の科目の他、他学科の科目及び全  
学共通科目も使用して開設する場合

【補足】課程認定基準4-3(2)、4-4(2)及び4-9(1)の解釈について

- ① 課程認定基準4-3(2)及び4-4(2)に基づき、中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する科目」は、施行規則第4条(第5条)表に定める科目の半数までは、認定を受けようとする学科等以外の学科等において開設する授業科目(以下、他学科等開設授業科目という。)をあてることが可能となっている。
- ② 科目の半数とは、開設授業科目数の半数ではなく、施行規則に定める科目区分の半数であり、例えば、高等学校の理科の教職課程の場合、施行規則に定める科目区分は、図2にあるように5科目区分である。5科目の半数は2.5であるため、これを超えない科目区分数(2科目区分)までは、他学科等開設授業科目を含むことが可能という意味である。
- ③ さらに具体的に例示すると、図1のようにA大学が授業科目を開設しており、B学科で高等学校の理科の教職課程認定を受ける際に図2のように教育課程を編成した場合、B学科においては、5科目区分中、1科目区分について他学科等開設授業科目をあてていると考える。

図1

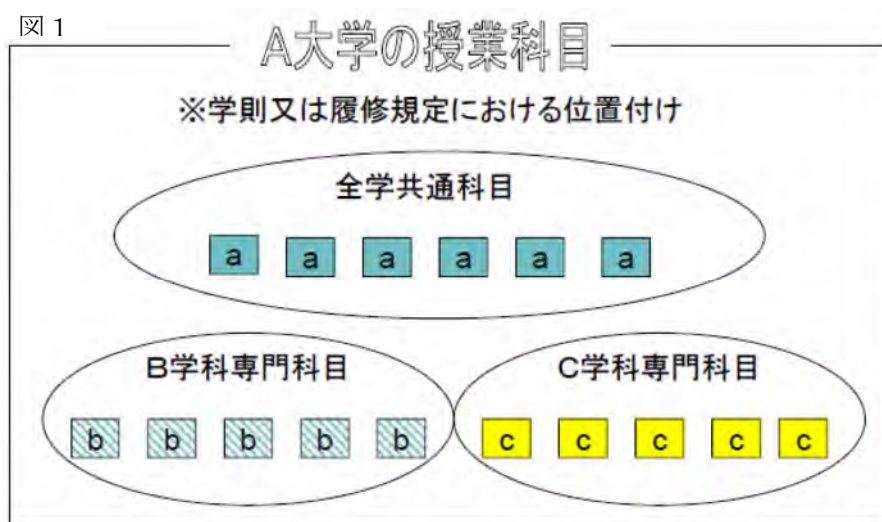


図2

○ B学科における教科に関する科目の開設例

施行規則に定める科目区分	授業科目
物理学	b b b b
化学	b b
生物学	b b
地学	a b
「物理学実験(コンピュータを活用を含む。)、化学実験(コンピュータを活用を含む。)、生物学実験(コンピュータを活用を含む。)、地学実験(コンピュータを活用を含む。)」	b b b b

- ④ また、課程認定基準4-9(1)において、課程認定基準4-3(2)及び4-4(2)の場合には、複数の学科等において、「教科に関する科目」を開設することができると規定されている。
- ⑤ 考え方は②と同じであるが、具体的に例示すると、C学科で高等学校の理科の教職課程認定を受ける際に図3のように教育課程を編成した場合、C学科においては、5科目区分中1科目区分について他学科等開設授業科目をあてており、さらに1科目区分に共通開設科目をあてていると考える。

図3

○ C学科における教科に関する科目の開設例

施行規則に定める科目区分	授業科目
物理学	b b
化学	c c c
生物学	c c c c
地学	a a
「物理学実験(コンピュータを活用を含む。)、化学実験(コンピュータを活用を含む。)、生物学実験(コンピュータを活用を含む。)、地学実験(コンピュータを活用を含む。)」	c c c c

5科目の半数は2.5であり、既に合計2科目区分を自学科開設授業科目以外で満たしているため、その他の科目区分において、これ以上他学科等開設科目又は共通開設区分の授業科目をあてることができないことになる。

7. 教職課程認定基準に定める「共通開設科目」の開設可能範囲

同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例(4-8の基準)

免許種	教科及び教科の指導法に関する科目			教育の基礎的理解に関する科目	道徳・総合的な学習の時間帯の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目							教育実践に関する科目				
	教科(領域)に関する専門的事項、養護(栄養に係る教育)に関する科目	各教科(保育内容)の指導法	(複合科目)		道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間帯に関する内容	教育の方法及び技術	生徒指導	教育相談	進路指導	幼児理解	教育(養護・栄養教育)実習	学校体験活動	教職実践演習
幼	△ ※1	×	×	○	△	△	△	△	○	○	○	△	×	○	○	○
小		×	×		○ ※2	○ ※3	○ ※4	○					○	○	○	
中	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	○	△	○ ※2	○ ※3	○ ※4	○	○	○	○	○	○	○	○
高					△	○ ※2	○ ※3	○ ※4					○	○	○	
養護					△	△	△	△					×	×	×	
栄養	×				△	△	△	△					×	×	×	

※1: 施行規則附則第6項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第2条による場合は、小学校との共通開設が可能となる。  
 ※2: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間帯に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。  
 ※3: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間帯に関する内容」の総合的な学習の時間帯に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。  
 ※4: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間帯に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。  
 ※: 上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項の場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはこの限りではない。(文部科学省に事前に相談すること。)  
 ※: 灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。  
 ※: 専修免許状の場合は、5-8の基準のとおりである。  
 ※: 4-8の基準と4-9の基準は組み合わせて適用することはできない。

複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例(4-9の基準)

免許種	教科及び教科の指導法に関する科目			教育の基礎的理解に関する科目	道徳・総合的な学習の時間帯の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目							教育実践に関する科目				
	教科(領域)に関する専門的事項、養護(栄養に係る教育)に関する科目	各教科(保育内容)の指導法	(複合科目)		道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間帯に関する内容	教育の方法及び技術	生徒指導	教育相談	進路指導	幼児理解	教育(養護・栄養教育)実習	学校体験活動	教職実践演習
幼	×	×	×	×	△	△	△	△	×	△	×	×	×	×	×	×
小	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
中	4-3(2)及び4-4(2)の場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	○	△ ※1	○ ※2	○ ※3	△	○	○	○	○	○	○	○	○
高					△ ※1	○ ※2	○ ※3	△					○	○	○	
養護	×				△	△	△	△					×	×	×	
栄養	×				△	△	△	△					×	×	×	

※1: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間帯に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。  
 ※2: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間帯に関する内容」の総合的な学習の時間帯に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。  
 ※3: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間帯に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。  
 ※: 上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項の場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはこの限りではない。(文部科学省に事前に相談すること。)  
 ※: 灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。  
 ※: 専修免許状の場合は、5-8の基準のとおりである。  
 ※: 4-8の基準と4-9の基準は組み合わせて適用することはできない。

## 8. 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の審査の考え方

### 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の審査の考え方

平成30年10月9日  
課程認定委員会決定

#### 1. 教育課程（シラバス）の考え方

- (1) コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるように授業が設計されており、「到達目標」に関する内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれている必要がある。これが満たされる限り、各到達目標に示されている個々の障害種等の個別の要素をシラバスに含めることは必須ではない。
- (2) 保育士養成課程の「障害児保育」や小・中免の「介護等体験事前指導」等の科目と併せて科目を開設してもかまわないが、科目名称は3.のとおりにすること、及び、1単位分以上の内容が含まれていることが必要である。
- (3) 「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」の内容がシラバス（「授業の概要」、「授業のテーマ及び到達目標」又は「授業計画」のいずれか）に記載されていることが必要である。なお、「母国語」や「貧困」の問題等、特別の教育的ニーズへの対応の必要性を理解する上で取り扱う事例は限定しない（いずれの事例を取り扱ってもかまわない）。  
また、「特別の教育的ニーズ」や「配慮が必要な子ども」などの、障害による「特別の支援」の内容を扱うのか、障害はないが「特別の教育的ニーズ」の内容を扱うのか、が判別がつかないような表記は避け、「**障害はないが特別の教育的ニーズ**」とするか、「母国語」や「貧困」の問題等の具体事例をシラバスに明記すること。
- (4) 講義形式や演習形式などの開設形態を指定していないため、いずれの形式でも実施が可能である。

#### 2. 担当教員の業績及び実績の考え方

- (1) 授業内容を構成する一般目標が、
  - ① 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達の理解
  - ② 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法の理解
  - ③ 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応の理解

となっており、このうち①及び②が授業内容を構成すべき主たる内容であると考えられることから、①や②に関連する業績\*等があれば、担当「可」とする。

※ 知的障害、肢体不自由、発達障害等いずれかの障害種の、『教育（制度、理念等）』、

『心理、生理、病理』、『教育課程・指導法』に関連するいずれかの業績を指す。

なお、この場合、①や②に含まれる個々の要素一つ一つに関連する業績（活字業績及び「教育上の能力に関する事項」、「職務上の実績に関する事項」）を網羅する必要はない。

(2) 医療・福祉関係のみの業績を有する場合においては、一般的には、当該科目で必要とされる内容と適合していないと考えられることから、少なくとも、当該科目の担当教員の1人以上は学校教育に関連する研究業績又は職務経験を有していることが必要である。

(3) 過去10年以内の審査会において、特別支援学校教諭養成課程の科目（特別支援教育に関する科目）の担当教員として単独担当「可」と判定されていることが確認できれば、その審査結果を尊重し、審査を行う。

### 3. 科目名称の考え方

(1) 「特別支援教育（概論、総論、入門）」、「特別の教育的ニーズの理解とその支援」、「特別のニーズ教育の基礎と方法」等、障害の有無にかかわらず特別の教育的ニーズのある児童生徒等への支援・教育がイメージされる用語が含まれている必要がある。したがって、特定の障害名を付した名称（「発達障害（概論、総論、入門）」）や保育士養成課程の「障害児保育」は適切ではない。

なお、「インクルーシブ教育」は障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が共に学ぶ仕組みのことを指す教育の一形態であるので、「インクルーシブ教育論」等の名称は適切ではない。

## 「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方

平成30年10月9日

課程認定委員会決定

### 1. 教育課程（シラバス）の考え方

- ① 「総合的な学習の時間の指導法」のコアカリキュラムにおいて求められているのは「総合的な学習の時間」の年間指導計画や単元計画などの具体事例を学ぶことであるため、「各教科の指導法」のような、各単元の具体的な指導案等の作成、及び模擬授業を含めることは必須ではない。
- ② 「総合学習」と「総合的な学習の時間」の混同をさけるため、科目名称を「総合学習」とすることは適切ではない。ただし、シラバスにおける授業の概要や授業計画において、学習理論又は実践事例として「総合学習」という名称を使用することは差し支えない。

### 2. 担当教員の業績及び実績の考え方

- ① 業績の論文名等に「総合的な学習の時間」という表記がなくても、学校内の授業における「総合的な学習の時間」のカリキュラム開発や授業実践の考察等を論じたものであれば、業績として記載が可能。（養護教諭・栄養教諭養成課程も小中高と同様の取扱いとする。）
- ② 「総合的な学習の時間」の実践を扱った研究（学術論文・教育実践記録いずれも可）であれば、担当する免許状の学校種と研究対象の学校種によらず業績として記載が可能。

### 3. 科目名称の考え方（複数事項を合わせて開設する場合を含む）

- ① 学習指導要領では小中学校が「総合的な学習の時間」、高等学校が「総合的な探究の時間」とされているが、免許校種によらず両方の用語を採用して差し支えない。ただし、「総合学習」の名称は1. ②のとおり、適切ではない。
- ② 各教科の学習指導における「探究的な学習」という意味と混同するため、「探究的な学習の指導法」や「探究学習論」の名称は適切ではない。
- ③ 複数事項を合わせて開設する場合であったとしても、原則として、科目名称に「総合的な学習（の時間）」という表記を含めることが必要。また、総合的な学習の時間に近い意味合い、あるいは複数の事項を包括した意味合いをもつ「教科外活動の指導」や「教科横断的学習の指導」、「合科的な指導」などの名称は適切ではない。



10. 各科目の名称例について

○ 教科及び教職に関する科目

※印は、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の科目を併せ行う場合の科目名称例を示す。

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例			
第2欄	・教科及び教科の指導法に関する科目 ・領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	幼児と健康 幼児と人間関係 幼児と環境 幼児と言葉 幼児と表現		
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	国語科教育法 教科教育法(国語) 初等教科教育法(国語) 初等科教育法(国語科) 社会科・地歴科教育法 社会科・公民科教育法 社会科・地歴科指導法 社会科・公民科指導法 中等教科教育法(社会・地歴)		
		保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容指導法 保育内容総論 保育内容指導法(健康) 保育内容「人間関係」の指導法 領域(環境)の指導法		
		第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論 教育原理 教育基礎論 学校と教育の歴史 教育学概論
				教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論 教職原論 教職論 教職入門 ※ 保育者論
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教育行財政 教育行財政論 教育制度論 学校制度論 学校の制度 教育の制度と経営 教育行政学 教育社会学 学校教育社会学 教育経営論	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学 心身の発達と学習過程 学習心理学 学校教育心理学 学習・発達論 発達心理学	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育概論 特別支援教育総論 特別支援教育入門 特別の教育的ニーズの理解とその支援 特別のニーズ教育の基礎と方法 ※ 特別支援教育・保育概論 ※ 特別支援教育概論(障害児保育を含む) ※ 特別な支援を要する子どもの理解と支援	

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論
			教育課程編成論
			カリキュラム論
			教育課程総論
			教育課程の意義と編成
			※保育カリキュラム論
			※保育・教育課程論
	※教育・保育課程論		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と実践
			道徳教育の理論と方法
			道徳教育指導論
			学校教育における道徳指導
			道徳教育の指導法
		総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法
			総合的な学習の指導法
			総合的な学習の理論と方法
			総合的な探究の時間の指導法
		特別活動の指導法	特別活動論
			特別活動の指導法
			特別活動の理論と方法
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法と技術
			教育方法論
			教育方法学
			教育方法の理論と実践
			教育方法・技術論
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導論
			生徒・進路指導論
			生徒指導の理論及び方法
			生徒指導の理論と方法
		幼児理解の理論及び方法	幼児理解
			幼児理解の理論と方法
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談		
	教育相談の基礎		
	教育相談の基礎と方法		
	教育相談の理論と方法		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論		
	進路指導		
	進路指導・キャリア教育の理論と方法		
第5欄	教育実践に関する科目	事前及び事後の指導	事前及び事後の指導
			教育実習指導
		教育実習	教育実習Ⅰ～Ⅳ
			学校体験活動
		教職実践演習	学校インターンシップ
			教職実践演習(幼稚園)
			教職実践演習(中・高)
			教職実践演習(養護教諭)
			教職実践演習(栄養教諭)
			※保育・教職実践演習(幼稚園)
教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例	
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育法		
	学校栄養教育の理論と方法		
	学校栄養指導論		
	食育指導論		
	食育指導の理論と方法		
	食育実践論		

○施行規則第66の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目	同規則に定める単位数	科目名称例
日本国憲法	2単位	法学(日本国憲法)
		日本国憲法
		国のしくみ(日本国憲法)
		日本の憲法
		暮らしのなかの憲法
体育	2単位	体育実技A~D
		基礎専門体育 I, II
		体育 I
		体育実技
		スポーツA, B
		基礎体育
		生涯スポーツ
		フィットネススポーツ
		身体運動論
		体育一般
		バレーボール
		サッカー
		外国語コミュニケーション
英会話A~D		
中国語会話A, B		
ドイツ語会話A, B		
実用英語コミュニケーション		
外国語コミュニケーションA, B		
英語V(英会話集中研修)		
オーラルイングリッシュ		
オーラルコミュニケーション		
情報機器の操作	2単位	情報処理
		情報処理演習 I, II
		パソコン演習
		情報処理入門
		情報とコンピュータ
		情報機器演習
		情報技術
		情報リテラシー
		PC技法演習
		教職コンピュータ基礎
		コンピュータ・リテラシー
		情報基礎
		コンピューター・実習
		情報メディア演習
情報 I		

○特別支援教育に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害者教育総論 障害児教育総論 障害者教育概論 障害者基礎理論 障害者教育論 障害者発達教育論 障害者福祉論 特別支援教育総論 特別支援教育概論 特別支援教育基礎理論 特別支援教育論
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 視覚障害者の心理・生理・病理 視覚障害児の心理・生理・病理 聴覚障害者の心理・生理・病理 知的障害者の心理・生理・病理 肢体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 視覚障害者教育論 視覚障害児教育論 視覚障害者教育課程論 視覚障害者指導法 視覚障害者指導論 視覚障害者教育方法論 視覚障害教育 聴覚障害者教育論 知的障害者教育論 肢体不自由者教育論 病弱者教育論
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 視覚障害者教育総論 聴覚障害者教育総論 知的障害者教育総論 肢体不自由者教育総論 病弱者教育総論
		※ 第3欄の授業科目名称例は、左欄の内容を、必ずしも包括的に表している名称ではなく、現実的な名称例を掲載した。なお、当該科目で扱う領域や内容は、それぞれの講義概要(シラバス)で確認した上で判断することが望ましい。 重複障害・LD等の心理・生理・病理 重複障害児等の心理・生理・病理 言語障害者の心理・生理・病理 情緒障害者の心理・生理・病理 情緒障害者(自閉症を含む)の心理・生理・病理 学習障害者の心理・生理・病理 LDの心理・生理・病理 学習障害(LD)者の心理・生理・病理 注意欠陥多動性障害者の心理・生理・病理 ADHDの心理・生理・病理

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複障害者教育論
		重複障害児教育論
		重複障害者教育課程論
		重複障害者指導法
		重複障害者指導論
		重複障害者教育方法論
		重複障害・LD等教育
		言語障害者教育論
		情緒障害者教育論
		情緒障害者(自閉症を含む)教育論
		学習障害者教育論
		LD教育論
		学習障害(LD)者教育論
		注意欠陥多動性障害者教育論
		ADHD教育論
		注意欠陥多動性障害(ADHD)者教育論
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複障害者教育総論
		言語障害者教育総論
		情緒障害者教育総論
		学習障害教育総論
		注意欠陥多動性障害教育総論
		重複障害等教育総論
		LD等教育総論
		LD等教育総論
第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	教育実習
		障害者教育実習
		特別支援教育実習
		教育実習事前事後指導
		教育実習指導
		障害者教育実習事前事後指導
		障害者教育実習指導
		特別支援教育実習事前事後指導
		特別支援教育実習指導
		特別支援教育実習指導

## 11. Q & A（よくある質問と回答）

課程認定申請にあたって、特に多い質問及びその回答について以下に記載する。なお、免許法改正に伴う経過措置の解釈や科目等履修生の取扱い等、法解釈及び免許状の取得・申請に関する質問については、教育人材政策課免許係（menkyo@mext.go.jp）へ問い合わせること。

### ●教職課程認定基準関係

No.	Q & A
<b>○教職課程認定の単位及び学科等の目的・性格と免許状の相当関係について</b>	
1	<p>Q それぞれの学部で開講する科目を利用して1つのカリキュラムを作成し、大学として課程認定申請をし、認定を受けることはできるか。</p> <p>A 現行制度において、教職課程認定は、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位（学科や専攻など）に対して行うこととなっており、各学科等の目的・性格（学科等名称、学科等の設置理念及び学位（又は学科の分野）など）と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。このため、「大学」全体として認定を受けることはできない。</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」2（1）、（3） 「学科等の目的・性格と免許状との相当関係について」</p>
2	<p>Q 小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、当該課程を有する学科等が、教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないとあるが、何をもって教員養成を主たる目的とする学科等と判断するのが分からない。</p> <p>また、小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、附属学校を置かなければならないのか。</p> <p>A （前段） 教職課程を置こうとする学科等の教育課程全体における教員養成に関する授業科目の占める割合、卒業要件における教員免許状取得のための必修科目の位置付け（単に含まれているだけではなく、卒業要件の必修科目として大きな割合を占めているかどうか）などの観点で判断する。開設すべき授業科目数の割合について、明確な基準があるわけではないが、少なくとも当該学科において開設される授業科目の半数以上が教員養成に関する授業科目でなかったり、教員養成に関する授業科目をほとんど履修せずに卒業できるような学位プログラムとなっていたりする場合には、教員養成を主たる目的とする学科等とはいえないと判断される。そのほか、学科等名称、学科等の設置理念、学位（又は学科の分野）及び教員養成に対する理念等を総合的に勘案して判断することになる。</p> <p>（後段） 大学設置基準第39条における「教員養成に関する学部又は学科」である場合は、附属学校を置かなければならないが、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程認定を受ける上での要件ではない。</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」2（5）</p>

	<p>「教職課程認定審査の確認事項」 1 (4)</p> <p>「学科等の目的・性格と免許状との相当関係について」</p>
○科目の開設及び修得方法について	
3	<p>Q 教職課程において開設すべき授業科目は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める最低単位数分さえ開設していれば問題ないか。</p> <p>A 原則として、大学は教職課程認定を受けようとする免許状の種類に応じて、法令に定める単位数以上の授業科目を開設しなければならない。また、教職課程認定基準や教職課程認定審査の確認事項において、学校種に応じてそれぞれ開設すべき科目数が規定されているため、留意すること。</p> <p>【参照】</p> <p>「教職課程認定基準」 3 (1)、4-1 (1)、(2)、4-2 (1)、(3)、4-3 (1)、(3)、4-4 (1)、(3)、4-6 (1) など</p> <p>「教職課程認定審査の確認事項」 2 (4)</p>
4	<p>Q 施行規則及び教職課程認定基準において、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」の科目区分では一般的包括的な内容を含むものでなければならないとされているが、一般的包括的な内容となっているかどうかをどのように確認すればよいか。</p> <p>A 一般的包括的な内容を一概に示すことはできないが、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容を指す。例えば、中学校の社会の教職課程の「地理学（地誌を含む）」の区分であれば、自然地理学、人文地理学及び地誌学について、それぞれ偏りなく学修することが必要である。一般的包括的な内容となっているかどうかは、学習指導要領も参考にして、学習内容に偏りがなくどうかを確認すること。（学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として参考にすること。）</p> <p>【参照】</p> <p>「教職課程認定基準」 4-3 (1)、4-4 (1)</p> <p>「教職課程認定審査の確認事項」 2 (1)</p> <p>「教育職員免許法施行規則」 第4条第1項表備考第2号</p>
5	<p>Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」について、施行規則第4条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項の半数まで認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることのできるかの規定があるが、開設授業科目数の半数とは違うのか。</p> <p>A 施行規則第4条及び第5条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の事項の半数までである。例えば、高等学校教諭の理科の教職課程であれば、第2欄の教科に関する専門的事項は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物理学</li> <li>・化学</li> <li>・生物学</li> <li>・地学</li> <li>・「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物</li> </ul>

	<p>学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の5つの事項が規定されており、5の半数は2. 5であるため、これを超えない事項（2つの事項分）までは、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができる。</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」4-3（2）、4-4（2）、4-9（1）</p> <p><b>【補足】</b> 教職課程認定基準4-3（2）、4-4（2）及び4-9（1）の解釈について</p>
6	<p>Q 昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）の併設の場合に、昼間の課程（一部）において開設する授業科目を夜間の課程（二部）における「教育の基礎的理解に関する科目等」などに含めることはできるか。</p> <p>また、通学課程と通信課程の場合についてはどうか。</p> <p>A（前段）</p> <p>教職課程認定基準7には、必要専任教員数の観点から、一部・二部を1つの課程とみなして必要専任教員数を充足させることができる旨を規定しているが、授業科目の開設に関する規定はしていないため、通常の教職課程と同様に、一部・二部それぞれにおいて授業科目を開設することが原則となる。</p> <p>一方、昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）はそれぞれ個別に教職課程認定を受けるものであるため、教職課程認定基準4-9により科目を共通開設することは可能である。</p> <p>（後段）</p> <p>できない。教職課程認定基準8では、必要専任教員数の観点では、通信課程の専任教員について、通学課程の専任教員をもってあてることができる旨を規定しているが、授業科目の開設に関する規定はしていないため、通学課程、通信課程それぞれにおいて授業科目を開設することが必要である。</p> <p>また、通信教育課程の科目と通学課程においては科目の開設形態が異なるため、教職課程認定基準4-9による共通開設はできない。</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」4-9、7、8</p>
7	<p>Q 「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目等」などとして開設されている授業科目を教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目としても差し支えないのか。</p> <p>A それぞれの趣旨に応じた内容であるのであれば、重複することについて問題はない。</p>
8	<p>Q 今まで、「学位を取得するための授業科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」などを、全て別に開設して履修させていたが、「教育の基礎的理解に関する科目等」などを教養科目などに位置付けて、「学位を取得するための授業科目群」に位置付けてもよいか。</p> <p>A 幼稚園及び小学校の教職課程においては、原則として「教育の基礎的理解に関する科目等」などは、「学位を取得するための授業科目群」のうちに含めることが必要となっている。一方で、中学校及び高等学校等の教職課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」などについては、それを要件としていないが、教職課程認定の観点においては、このような位置付けに変更することは可能である。</p> <p>ただし、科目の共通開設については教職課程認定基準に定めるとおりである。「教育の基</p>



	<p>礎的理解に関する科目等」を教養共通科目として全ての学校種の教職課程における共通授業科目として位置付けることができるわけではないため、注意すること。</p>
9	<p>Q 1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合（例えば、数学と工業）、1つの授業科目を数学と工業の「教科に関する専門的事項」として使用することはできるか。</p> <p>A できない。「教科に関する専門的事項」を複数の課程（この場合数学と工業の教職課程）において共通開設できるのは、教職課程認定基準に定められている場合についてのみである。</p> <p>質問にある場合については、1つの授業科目を数学と工業の両方の教職課程における「教科に関する専門的事項」として共通開設することはできないため、いずれか一方の授業科目とすることが必要である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4－8</p>
10	<p>Q 教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号により、工業の高等学校教諭一種免許状を取得する場合には、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって充てることができると思われるが、大学が工業の教職課程認定を受ける場合に、この規定を前提にして、「教科に関する専門的事項」の単位で、所要資格のうち修得すべき単位の全部又は一部を満たすような構想で教育課程を編成することは可能か。（すなわち、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法」については、全ての授業科目を開設しないような教育課程で申請することは可能か。）</p> <p>A そのような教育課程を編成することは認められない。</p> <p>教職課程認定基準に定められているとおり、高等学校の工業の教職課程についても、教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号にかかわらず、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」は施行規則第1項第6条表に定める科目ごとに開設することが必要となっている。（工業の教職課程に限らず、教職課程認定基準において、大学は認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、法令に定める科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならないと定められているところ。）</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」3（1）、4－4（6）</p>
11	<p>Q 施行規則に規定されている、各科目において含めることが必要な事項の1項目に対して1科目を割り当てる必要があるのか。</p> <p>A 改正後の施行規則において修得単位数が指定されていない事項については、同一科目区分内（「教育の基礎的理解に関する科目」など）において複数事項をまとめて開設することが可能。また、「教育課程の意義及び編成の方法」については、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に含むことを要しない。ただし、最低修得単位数が規定されている事項（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」など）については、他の事項を含めず当該事項のみで構成される科目を最低修得単位数以上（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」においては1単位以上）開設しなければならない。</p> <p>【参照】</p>

	<p>「教職課程認定基準」 4-1 (2)、4-2 (3)、4-3 (4)、4-4 (4)、4-6 (2)、4-7 (2)</p> <p>「教職課程認定審査の確認事項」 2 (4)</p>
12	<p>Q 中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目について、課程認定基準において開設単位数が規定されているが、その中に「複合科目」を含めることは可能か。</p> <p>A 「教科に関する専門的事項」の必要開設単位数に複合科目を含めることはできない。</p> <p>【参照】</p> <p>「教職課程認定基準」 4-3 (1)、4-4 (1)</p>
13	<p>Q 「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法について、例えば中1種免(28単位修得)の場合、「各教科の指導法」を4単位必修かつ4単位選択必修とした場合においては、「教科に関する専門的事項」は、20単位以上必修と設定すればよいのか。</p> <p>A そのとおりに設定しても構わない。</p> <p>「教科及び教科の指導法に関する科目」については、施行規則に定める免許状取得において含むべき事項と単位数を満たした上で、残りの単位数の修得方法を大学により設定することが可能。</p> <p>また、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」は課程認定基準において最低開設単位数を規定しており、施行規則において最低修得単位数を規定している。</p> <p>幼稚園の「領域及び保育内容の指導法」においても同様。</p> <p>【参照】</p> <p>「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第1号、第3条第1項表備考第1号及び第3号、第4条第1項表備考第1号及び第6号、第5条第1項表備考第1号</p> <p>「教職課程認定基準」 4-1 (1)、4-2 (1) (2)、4-3 (1) (3)、4-4 (1) (3)</p>
14	<p>Q 「各科目に含めることが必要な事項」を、異なる科目区分や事項に組み込むことは可能か。</p> <p>A 「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目」などの各科目区分ごとに必要修得単位数が規定されるため、科目区分をまたがって複数の事項を含めた科目を設定することはできない。</p> <p>また、同一科目区分の一つの事項に他の事項の一部を含めた科目を設定することは可能であるが、1科目に複数の事項を含めた科目を開設した場合においては、各事項の体系性を確認することが難しくなり、また、各事項で扱う内容が相対的に薄くなってしまいうため、科目名称の変更や事項ごとに内容を整理する(あるいは、科目を別に設定する)よう過去の課程認定委員会による審査において指摘されたことがあるため、科目の設定にあたっては留意いただきたい。</p> <p>【参照】</p> <p>「教職課程認定審査の確認事項」 2 (5)</p>
15	<p>Q 中一種免においては「各教科の指導法」の必修単位数が8単位となるが、教育実習に行く要件としてこの8単位を全て修得する必要があるのか。</p> <p>A 教育実習を行う上では、学校現場の教壇に立つにあたって必要な事項(教科専門や指導法に関する内容)を修得する必要がある、「各教科の指導法」についても学修しておくことが適当であるが、「各教科の指導法」を8単位全て修得することは必須ではない。</p>

○通信教育課程について	
16	<p>Q 通学課程と通信教育課程の科目・教員の同一性は、どこまで合致が必要か。</p> <p>A 課程認定規準8（2）を適用する場合には、原則として、通学課程と通信課程の教育課程及び教員組織は完全に同じであることが必要となる。</p> <p>一方、通学課程と通信課程の教育課程及び教員組織が「同一」とみなされる範囲内においては、通信課程の特色上必要な修正を加えた場合であっても、課程認定基準8（2）の適用の範囲内となる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」8（2）</p>
17	<p>Q 通信教育の課程におけるシラバスの授業計画については、通信教育課程の実態に即して、15回に拘らず記載してよいか。</p> <p>A 通信教育の課程における授業方法及び単位の計算方法については、大学通信教育設置基準3条及び5条において定められており、このうち「放送授業」「面接授業」「メディアを利用して行う授業」については、通学教育の課程と同様に、授業計画に授業回を記載することが必要。その際、授業回数については15回という制限はなく、学則などで大学通信教育設置基準に定める1単位当たりの時間数を満たすことを明記していれば、15回に限られない。</p> <p>また、「印刷教材等による授業」については、授業計画の授業回に代わるものとして、教科書の章立てなどの印刷教材について、ある程度の学修のまとめり毎に記載し、回数については実情に応じて記載していただきたい。</p> <p>コアカリキュラム対応表は、上記のシラバスに記載する授業回又は学修のまとめりに基づいて作成する。</p>
○教職課程コアカリキュラムについて	
18	<p>Q コアカリキュラムに示す「一般目標」又は「到達目標」を満たす上で、</p> <p>① 単独の事項において、到達目標1）（または一般目標（1））を科目Aに、到達目標2）（または一般目標（2））を科目Bに分けて設定することは可能か。</p> <p>② 単独の事項において、到達目標1）（または一般目標（1））に示す内容を、科目Aと科目Bに分けて設定することは可能か。</p> <p>③ 事項AとBの両方を扱う科目Cにおいて、Aの到達目標1）（または一般目標（1））に示す内容と、Bの到達目標1）（または一般目標（1））に示す内容を両方含めた授業回を設定することは可能か。</p> <p>A ①～③いずれについても、「一般目標」または「到達目標」いずれの場合も可能である。ただし、それらの科目は必修又は選択必修科目として位置づけ、免許状取得の要件を満たす上で必ず修得するように位置付ける必要がある。</p>
19	<p>Q コアカリキュラムに示す内容は必修科目で扱う必要があるのか。選択科目も含めてもよいか。</p> <p>A 教員免許状の取得に必要な必修科目、選択必修科目において満たすことが必要である。</p>
20	<p>Q 各事項のカッコ書きの部分（「情報機器及び教材の活用を含む。」など）は、何回程度授業に含める必要があるのか。</p>

	<p>A コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、授業回数を指定するものとはならない。</p> <p>ただし、シラバスにおいて当該事項を取り扱うことが明記されている必要がある。</p>
21	<p>Q 外国語(英語) コアカリキュラムの「教科に関する専門的事項(英語)」に記載のある【20単位程度を想定】について、カリキュラム(申請書)上において明確にする必要があるか。</p> <p>A コアカリキュラムに示す単位数はあくまで「想定」のため、必ずしも20単位で構成する必要はない。なお、外国語(英語)の「教科に関する専門的事項」のコアカリキュラム対応表には「一般的包括的科目」について各到達目標に記載している内容が含まれているか確認の上、記載する。</p>
22	<p>Q 「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の到達目標の合計数は17個となるが、到達目標数が授業回数を上回っていても、目標を達成するための授業内容に無理がない構成であると大学が判断する場合において1科目(1回90分全15回)の中で、生徒指導と進路指導の複数事項を取り扱っても差支えないか。</p> <p>A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、複数事項をまとめて1科目で開設しても差し支えない。なお、1科目で複数事項をまとめて開設する場合の留意点については、Q&amp;Aの14及び18を参照のこと。</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定審査の確認事項」2(5)</p>
23	<p>Q 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」として各教科共通にメディアリテラシーを扱う科目を置くことは可能か。</p> <p>A 小学校の「各教科の指導法」における「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目として、国語、算数などの各教科をまたがった、メディアリテラシーを扱う科目を設置することは可能。(幼稚園の「保育内容の指導法」も同様に、領域をまたがった科目を設置することが可能)</p> <p>そのような科目を設定する場合においては、教職課程コアカリキュラムに記載のとおり「当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法」について取り扱う必要があるため、留意していただきたい。(「保育内容の指導法」も同様)</p> <p>なお、「当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法」を取り扱うことが必要となることから、中学校及び高等学校の「各教科の指導法」については、教科を横断した「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目の設置はできない。</p> <p>中学校や高等学校の教職課程における、教科を横断した教育方法・技術やメディアリテラシーなどを扱う科目については、その内容により「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」や「大学が独自に設定する科目」への位置づけが可能と考えられる。</p>
24	<p>Q 教職課程コアカリキュラム対応表(教育実習)において、「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状取得のための全ての教育実習(教育実習の中に学校体験活動を含める場合においては、学校体験活動も含む。)」について各到達目標を満たしていることを確認の上、確認欄に「○」印を記載すること。」とあるが、「全ての教育実習」に養護実習は含まれるのか。</p>

	A 養護実習については教職課程コアカリキュラムにおける「教育実習」とは異なる区分のため、対応表の提出は不要である。
25	Q 4年制の大学で一種免許状の認定を受けている課程において、二種免許状の授与要件だけを満たして卒業時に免許状を取得する場合がある。このような場合にも対応できるように、二種免許状に係る科目だけでコアカリキュラムの内容を満たせるように科目を構成しておく必要があるか。
	A 二種免許状の授与要件に係る科目でコアカリキュラムの内容を満たせるように履修することが望ましいが、一種免許状の課程認定においては二種免許状に係る科目だけでコアカリキュラムの内容を満たせるように科目を構成しておくことは求められない。
26	Q 他大学の新课程で科目の単位を修得した学生を新课程の大学が受入れ、免許状取得に不足する単位を履修させる場合、既修得単位とコアカリキュラムの対応を確認した上で履修指導を行う必要があるか。
	A 免許状及び同法施行規則において、教職課程（外国語（英語））コアカリキュラムの内容を履修することは免許状授与の要件として定められていないため、既修得単位とコアカリキュラムの対応関係まで受け入れた大学が確認しなければならないものではない。
27	Q 専修免許状の課程について、「教職課程コアカリキュラム対応表」の提出は必要か。
	A 不要である。
28	Q 同一教科のクラス分け科目について、シラバスの内容が同一であれば、一方のクラスは専任教員、もう一方は兼任教員等の別の担当者であってもコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わないか。
	A 同一科目のクラス分け科目について、教員が異なってもシラバスが同一であれば、シラバス及びコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わない。 同一科目で担当教員によりシラバスの内容が異なる場合においては、シラバス及びコアカリキュラム対応表はそれぞれ提出する必要がある。
29	Q 教職課程コアカリキュラムと外国語（英語）コアカリキュラムの両方が適用となる「各教科の指導法（英語）」は、どのようにして対応表を作成するのか。
	A 外国語（英語）コアカリキュラムにより確認を行うため、対応表も外国語（英語）コアカリキュラムのみ作成する。
30	Q 「保育内容の指導法」の事項に、複数の領域について取り扱う授業（「保育内容総論」など）を開設しコアカリキュラムの内容を満たす際において、コアカリキュラム対応表にはどのように記載すればよいか。
	A 当該科目に含まれる事項それぞれの「対応授業科目」欄に記載する。（5領域全ての内容を含む科目であれば、5領域全ての欄にそれぞれ記載する。）
31	Q 1コマ90分半期15週実施している講義科目について、例えば1コマ105分半期13週とし、現状（1350分）より学習時間数は増加する（1365分）ような場合には、15回を下回る授業回数でシラバスを作成して構わないか。
	A 学則などにより、大学設置基準第21条などで定める単位認定に必要な学修時間を満たしていることが明記されていれば、15回を下回る授業回数でもシラバスを作成することができる。

32	<p>Q シラバス作成において、各学習指導要領に掲げる主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点を取り入れていることを明記する必要があるか。</p> <p>A アクティブ・ラーニングに関する文言をシラバスに明記することは必須ではない。</p> <p>授業内容の構成にあたっては、各学習指導要領及びコアカリキュラムの内容を踏まえて行うことが求められており、アクティブ・ラーニングについてはこれらの審査を通じて確認される。</p>
<b>○幼稚園の教職課程について</b>	
33	<p>Q 「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」について、5領域全ての単位修得を免許状授与の要件とするものではないと解してよいか。</p> <p>A 「領域に関する専門的事項」については、5領域全ての単位修得を免許状授与の要件とするものではないが、課程認定基準において最低開設科目数を規定している。</p> <p>「保育内容の指導法」については、「幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むこと」が免許状授与の要件とされているため、5領域それぞれについての学修が必要である。一方、科目開設については規定されていないため、個別の科目の開設は必須ではない。</p> <p><b>【参照】</b></p> <p>「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第1号、第2号</p> <p>「教職課程認定基準」4-1（1）</p>
34	<p>Q 領域に関する専門的事項について、「環境と言葉」という「複合領域」の科目を開設した場合、課程認定基準における2領域の科目を開設したことになるか。</p> <p>A 領域ごとに授業科目を開設する必要があるため、「複合領域」科目の開設により複数領域を1科目で開設したことにはならない。</p> <p><b>【参照】</b></p> <p>「教職課程認定基準」4-1（1）</p>
35	<p>Q 幼稚園教職課程において、「教科に関する科目」として開設していた科目を「大学が独自に設定する科目」として開設する場合、当該科目を担当する専任教員を「必要専任教員数」に含めることが可能か。</p> <p>A 「大学が独自に設定する科目」の区分に開設する科目の担当専任教員を幼稚園の教職課程における必要専任教員数に算入することはできない。</p>
36	<p>Q 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」においては、該当する全科目のシラバスの内容に「情報機器及び教材の活用」が必要となるのか。</p> <p>A 「保育内容の指導法」の区分に開設する必修科目及び選択必修科目全体として、コアカリキュラムに定める内容が含まれているか確認を行うので、「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目を「保育内容の指導法」のみを扱う科目と分けて開設することができる。また、5領域それぞれについて教職課程コアカリキュラムの内容を満たす限りにおいては、「保育内容の指導法」として開設する科目の全てに「情報機器及び教材の活用」の内容を含めることは必須ではない。</p>
37	<p>Q 幼稚園の教職課程をもつ大学は保育士資格課程を併せ持つ場合が多いが、コアカリキュラムの内容を含めた上で、それぞれの科目を紐づけ、相互に科目の読み替えや名称統一・共用を図ってよいか。</p>

	<p>A 当該科目の名称・内容及び担当教員の業績が教職課程の科目として適当であれば、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。</p> <p>また、「保育内容の指導法」についても、少なくとも教職課程コアカリキュラムで必要とする事項を満たしている限りにおいては、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。</p> <p>なお、幼稚園の教職課程と保育士養成課程の科目を併せて行う場合の科目名称例は、「10.各科目の名称例について」に※印付きで記載しているので、参考いただきたい。</p>
38	<p>Q 幼稚園の教職課程において「領域に関する専門的事項」の科目を開設した場合、幼稚園及び小学校の教職課程において教科と領域の共通開設が困難になるかと思われるが、それぞれの課程において専任教員を確保しなければならないのか。</p> <p>A 幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」を取り扱う科目の共通開設はできない。</p> <p>ただし幼稚園の「領域に関する専門的事項」（又は「複合領域」）を担当する専任教員と小学校の「教科に関する専門的事項」（又は「複合科目」）の両方を担当する専任教員については、それぞれの課程において専任教員とすることができる。なお、その場合においては、当該担当教員が両方の科目を担当することが適当な業績を有していることが前提となる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-1(3)(※2)、4-2(4)(※2)</p>
39	<p>Q 「領域に関する専門的事項」について、どのような内容を含めるべきか。</p> <p>A 「領域に関する専門的事項」の内容については、幼稚園教育要領を踏まえるとともに、「平成28年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究－幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考える－」報告書も参考にしつつ、各大学において検討いただきたい。なお、同モデルカリキュラムは審査において活用されるものではない。(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385446.htm)</p>
<b>○特別支援学校教諭の教職課程について</b>	
40	<p>Q 「特別支援教育に関する科目」について、教育職員免許法施行規則第7条表第2欄及び第3欄の授業科目は、特別支援教育を内容とするものであれば、どのような授業構成でも問題ないか。</p> <p>A 第2欄の「特別支援教育領域に関する科目」については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育領域（以下、「5領域」という。）のうち、いずれか一つの教育領域を中心として教授する授業科目でなければならない。また、「中心となる教育領域」以外の教育領域を含む場合には、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要である。</p> <p>また、第3欄の「免許状に定めることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」についても、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要であり、さらに「中心となる教育領域」があれば、明確にすることが必要である。</p> <p>なお、第2欄及び第3欄において、それぞれ「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の2種類の科目区分があるが、それぞれの科目で扱うべき内容は異なっており、各授業科目において、障害種に応じた適切な内容を取り扱うことが必要である。各授業科目の授業計画はもとより、教育課程全体において学生が体系的に学修できるように編成すること。</p>

	<p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」 4-5 (2)、(3)</p>
41	<p>Q 上記質問にある「中心となる教育領域」と「含まれる教育領域」は具体的にどのように判断すれば良いか。</p> <p>A 授業科目のシラバスにおける授業計画中、半分以上の時間において一の教育領域の内容を取り扱うこととなっている場合には、その教育領域を「中心となる教育領域」として取り扱うことが適当である。「含まれる教育領域」については、授業計画中取り扱われている「中心となる教育領域」以外の教育領域を指す。</p>
42	<p>Q 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」において、具体的にどのように授業科目を開設すればよいのか。同項表備考第3号における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」とはどのような内容を指しているのか。</p> <p>A 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の単位は、同項表備考第3号に基づき、5領域のうち、免許状に定められることとなる教育領域以外と「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育」の全ての事項に関して単位を修得することが必要となっている。(さらに、全ての事項に関して「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の内容を取得することが必要である。)</p> <p>免許状に定める特別支援教育領域によって、第3欄の科目として修得すべき内容が異なるが、各大学においては、教職課程認定を受けようとする特別支援教育の領域に応じて、必要な事項を含めた授業科目を開設すること。</p> <p>なお、「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」とは、教職課程認定上、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む。）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容としている。</p> <p><b>【参照】</b> 「教育職員免許法施行規則」第7条第1項表備考第3号</p>
43	<p>Q 免許状に定められることとなる特別支援教育領域が、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の3領域で教職課程認定を受けており、その後に、視覚障害者に関する教育領域の認定を追加で受ける場合、授業科目の開設、専任教員の追加はどうなるのか。</p> <p>A 授業科目については、教育職員免許法施行規則第7条表第2欄「特別支援教育領域に関する科目」のうち、視覚障害者に関する教育の領域に関する「心理等に関する科目」を1単位以上、「教育課程等に関する科目」を2単位以上新たに授業科目を開設することが必要である。追加で必要となる専任教員数については、「視覚障害者に関する教育」の「心理等に関する科目」で1人以上、「教育課程等に関する科目」で1人以上を追加で置かなければならない。</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」 4-5 (4)</p>
44	<p>Q 特別支援学校教諭専修免許状の取得に関して、以下のとおりの解釈でよいか。 (例) 特支専免（視・聴）2領域の認定課程において、24単位を修得した場合 (1) 特支一種免（視・聴）の取得者は、特支専免（視・聴）の取得が可能。 (2) 特支一種免（知・肢・病）の取得者は、特支専免（知・肢・病）の取得は不可能。</p>



	A いずれも貴見のとおりである。
45	<p>Q 平成18年度課程認定審査における経過措置として、「平成18年度に申請を行う大学については、学部・学科等に基礎を置く特別支援教育に関する特別専攻科において、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けようとする場合は、学部、学科等の専任教員をもって代えることができる」との事務連絡があったが、当該経過措置は現在でも有効か。</p> <p>A 上記経過措置は、平成18年度教職課程認定申請時においてのみ有効であり、現在は有効ではない。</p> <p>そのため、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けている大学の専攻科においては、学部、学科等の専任教員を変更届によって変更する場合、変更後の専任教員については、専攻科の専任教員にあてることができないことに注意すること。</p> <p>なお、平成18年度教職課程認定を受けた大学の専攻科について、現行基準に照らした際に、専攻科における必要専任教員数を満たしていない場合には、新たに専攻科における専任教員を採用すること。</p>
○「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について	
46	<p>Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と合わせて1科目として開設してもよいか。</p> <p>A 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、施行規則において1単位以上の修得が必要と定められているため、他の事項と併せての開設はできない。(養護教諭及び栄養教諭の教職課程も同様。)</p> <p>【参照】 「教職課程認定審査の確認事項」2(4)</p>
47	<p>Q 「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」の授業内容は、授業全体のどれだけの比重を要するか。一時的な疾病、アレルギー、ジェンダー、宗教・文化による配慮等も対象になるか。</p> <p>A 教職課程コアカリキュラムにおける全ての一般目標及び到達目標を満たす限りにおいては、授業全体における各事項の割合は大学の裁量によるところであり、「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」の項目において、特定の分野に偏らない限りにおいては、個々の分野の設定は大学の裁量で設定することは可能。</p>
48	<p>Q 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」について、一般目標の(1)と(2)を満たす単独の科目(1単位)を開設した上で、既存科目(教育に関する社会的、制度的又は経営的事項)の一部で(3)を満たすように授業科目を開設することは可能か。</p> <p>A 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、単独で1単位以上の科目を開設することが必要であるため、他の事項と組み合わせて内容を構成することはできない。一方、一般目標の(1)(2)を満たす単独の科目(1単位)を開設したうえで、別途(3)を満たす科目を「教育の基礎的理解に関する科目」の区分に開設し、必修又は選択必修科目として位置づけることは可能。</p>
○「総合的な学習の時間」について	
49	<p>Q 「総合的な学習の時間の指導法」と「特別活動の指導法」の事項を含んだ科目を開設することは可能か。</p>

	<p>A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、同一科目区分内において他の事項（特別活動の指導法など）と組み合わせて開設することは可能である。</p> <p>ただし、その場合においては、両方の事項を適切に表した科目名称であること、及び、両事項のコアカリキュラムを踏まえた科目内容であることが求められる。</p> <p>なお、全授業回が「総合的な学習の時間の指導法」と「特別活動の指導法」を融合的に扱う授業計画を設計する場合において、各事項のコアカリキュラムを満たすために適切な授業時間が配当されているか確認ができないため、各事項を単独で扱う授業回を設定するよう過去の審査会で指摘されたことがあるため、留意いただきたい。</p> <p><b>【参照】</b> 「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方</p>
50	<p>Q 「総合的な学習の時間の指導法」の担当教員の業績について、特例の取扱いにより「各教科の指導法」についての業績をもって代替できるとあるが、いずれの教科でも構わないのか。</p> <p>A いずれの教科でも可能である。</p>
51	<p>Q 小・中学校の「総合的な学習の時間の指導法」に関する業績は高等学校における「総合的な学習の時間の指導法」の業績として認められるか。</p> <p>A 「総合的な学習の時間の指導法」の業績における対象学校種は問わないが、認定を受けようとする免許状の学校種又は隣接校種の業績が望ましい。</p>
<b>○「学校体験活動」について</b>	
52	<p>Q 「学校体験活動」の取扱いについて、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「教育実習」と一体のものとして、単位認定しなければならないか。</li> <li>② 「学校インターンシップ」を「大学が独自に設定する科目」に小・中免の選択科目として設置することは可能か。</li> <li>③ ②で設置した場合にも、実習計画書及び実習校の受入承諾書を提出する必要があるか。</li> </ol> <p>A</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 教育実習と分けて科目を開設する必要がある。(事前事後指導のように、教育実習の単位数の中に学校体験活動を含めることはできない。)</li> <li>② 可能である。</li> <li>③ 「大学が独自に設定する科目」に開設する場合には計画書及び実習校の受入承諾書の提出は必要ない。</li> </ol>
53	<p>Q 学校体験活動を教育実習の一部とする場合において、通常教育実習と同様に、例えば2週間連続など短期集中型とすることは可能か。あるいは、通常教育実習と異なり長期間に渡って継続的に実施する必要があるのか。</p> <p>A 実施期間については制限はないため、大学及び実習校との調整により、短期集中型の実施としても差し支えない。</p>
54	<p>Q 学校体験活動の実習先について制限はあるのか。</p>

	<p>A 学校体験活動においては、当該免許種の学校種に実習に行くことが望ましいが、学校体験活動を行うべき学校の要件は定められていない。また、教育実習における実習先と一致させることは必須ではない。なお、学校体験活動は基準に定める範囲において共通開設をすることが可能である。</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」 4－8 又は 4－9</p>
55	<p>Q 学校体験活動は体験とはいえ、設定する場合には事前・事後指導が必要と思うが、事前・事後指導の時間数を含めて1単位としてよいか。その場合、体験活動そのものの時間は1単位分を下回る事となる。</p> <p>A 学校体験活動における事前事後の指導についても学校体験活動の単位認定に係る一部分であると考えられるため、事前事後の指導時間も含めて1単位とすることは可能である。</p> <p>また、教育実習の事前事後指導（1単位）の中に学校体験活動の事前事後指導を含めても構わない。</p>
56	<p>Q 既存科目を、教育実習の一部として実施する学校体験活動として改めて認定を受ける場合において、承諾書の日付は当初承諾を得た日付でも差し支えないか。また、様式第5号は作成する必要があるか。</p> <p>A 教育実習の一部として既存の学校体験活動を移設する場合においても、教育実習と同様に、改めて受入承諾書を提出する必要がある。</p>
57	<p>Q 教育実習の一部として学校体験活動を行う場合において、同一教科の中高免許を取得する際は中高それぞれの活動に参加する必要があるのか。</p> <p>A 学校体験活動は、現行の教育実習と同様の基準により共通開設が可能であるため、学校体験活動が中学校及び高等学校で共通開設されている場合においては、中高両方の免許状の科目として使用することが可能である。</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」 4－8 又は 4－9</p>
58	<p>Q 「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない。」の解釈は以下のどちらになるか。</p> <p>① 例えば、A免許状取得のための教育実習に必要な単位（5単位）について、教育実習3単位（事前事後指導1単位含む。）及び学校体験活動2単位を修得する場合、当該教育実習3単位及び学校体験活動2単位のいずれについても、他校種のB免許状取得のための教育実習の単位として流用することができない。</p> <p>② 例えば、C免許状取得のための教育実習に必要な単位（4単位）について、学校体験活動2単位を修得する場合、不足する2単位分については、他校種のD免許状取得のための教育実習に必要な単位を流用することができない。</p>

	<p>A 教育実習に係る必要単位を他校種免許状からの単位流用と組み合わせて構成する場合において、不足分の単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要がある。(不足分を学校体験活動で充てることはできない。) その場合において、</p> <p>①の場合は、教育実習の3単位分については他校種への単位流用が可能である。</p> <p>②の場合は、他校種からの単位流用を組み合わせる必要単位数を構成する場合においては、不足分を学校体験活動で充てることはできない。</p> <p><b>【参照】</b> 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第8号</p>
<b>○「大学が独自に設定する科目」について</b>	
59	<p>Q 「大学が独自に設定する科目」について、改正前の「又は科目」のように、「教科及び教職に関する科目」で法定最低修得単位数を超えて履修した単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができるのか。</p> <p>A 「大学が独自に設定する科目」の考え方については、基本的には従前の「教科又は教職に関する科目」等のいわゆる「又は科目」の考え方と同じであり、「教科及び教職に関する科目」で法定最低修得単位数を超えて履修した単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができる。一方、現行の「又は科目」とは異なり、「大学が独自に設定する科目」には、教科(領域)に関する専門的事項に準ずる科目として、理科や数学の免許状における「理数探究」のような教科を横断した科目や、幼小連携などの学校種の連携に主眼を置いた科目の設定も可能である。</p> <p><b>【参照】</b> 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号ロ</p>
60	<p>Q 「大学が独自に設定する科目」は、開設しないこととしても差し支えないか。</p> <p>A 「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設している科目がそれぞれの最低修得単位数を満たしており、かつそれぞれの最低修得単位数を超える単位数の合計が「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数を超えている場合においては、「大学が独自に設定する科目」を開設しないこととして差し支えない。</p>
61	<p>Q 専修免許状の教職課程の科目の開設にあたって、「教科に関する専門的事項」のみ開設し「教育の基礎的理解に関する科目等」は開設しないこととして差し支えないか。</p> <p>A 差し支えない。</p>
62	<p>Q 社会福祉などの保育士養成課程の専門科目や特別支援学校教諭免許状の教職課程の科目を「大学が独自に設定する科目」に位置付けることは可能か。</p> <p>A 施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。</p> <p><b>【参照】</b> 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号ロ</p>
<b>○「複合科目」について</b>	
63	<p>Q 「複合領域」とは何か。「領域に関する専門的事項」における複数の領域を統合した内容を取り扱う科目なのか、または「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」を統合した科目を指すのか。</p>

	<p>A 例えば「環境」と「表現」領域に関する専門的事項を融合した科目や「保育内容の指導法（環境）」と「環境」領域に関する専門的事項を融合した科目を開設する場合は、「複合領域」の区分に開設が可能である。</p> <p>なお、小学校、中学校及び高等学校の教職課程における「複合科目」についても考え方は同様であり、「教科に関する専門的事項」の複数の事項を取り扱う科目や「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」を融合した科目を「複合科目」の区分に開設が可能である。</p>
64	<p>Q 「複合科目」の修得及び開設にあたって、いわゆる教科専門科目と各教科の指導法に係る単位数の計算はどのようにすればよいか。</p> <p>A 施行規則に定める、「教科（領域）に関する専門的事項」と「各教科（保育内容）の指導法」の最低修得単位数を満たした上で、「複合科目（領域）」区分の単位数を「教科及び教科（領域及び保育内容）の指導法に関する科目」の総修得単位数に含めることができる。ただし「教科（領域）に関する専門的事項」や「各教科の指導法」は課程認定基準により最低開設単位（科目）数が定められており、「複合科目（領域）」の単位数はこの最低開設単位（科目）数に含めることはできないため、留意いただきたい。</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」4-1（1）（2）、4-2（1）（2）、4-3（1）（3）、4-4（1）（3）</p>
65	<p>Q 「複合科目」の開設は必須なのか。</p> <p>A 必須ではない。なお、平成27年度答申の趣旨を踏まえ、今後「専門的事項」と「指導法」の架橋科目（複合科目）の積極的な開設が期待される。</p>
66	<p>Q 一般的包括的内容を含む科目を「複合科目」に設定することができるか。</p> <p>A できない。一般的包括的内容を含む科目は、「複合科目」とは別に開設する必要がある。</p>
67	<p>Q 例えば、中学校教諭一種免許状（国語）の授与を受けるために、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」の内容を含めた複合科目のみ14科目28単位開設した場合、「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」のそれぞれの区分において授業科目を開設しないことも可能か。</p> <p>A 中一種免においては「各教科の指導法」を8単位、「教科に関する専門的事項」を20単位以上開設するよう、課程認定基準4-3で規定しているため、課程認定上においては「複合科目」のみの開設はできない。また、免許状取得要件を満たす上で、複合科目を「各教科の指導法」や「教科に関する専門的事項」の最低修得単位数に含めることはできない。</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」4-3（1）（3）、4-4（1）（3）</p>
68	<p>Q 幼稚園や小学校の教職課程において「複合領域（科目）」を担当する専任教員は、必要専任教員に含めることが可能なのか。</p> <p>A 課程認定基準4-1及び4-2に定めるとおり、「領域（教科）に関する専門的事項」の各領域（教科）における最低必要専任教員数を満たした上で、専任教員数に含めることができる。（例えば、幼稚園教諭養成課程の場合においては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」領域のうち3領域以上にわたり、各領域それぞれに1人以上（最低3名）の専任教員を配置した上で、4人目以降の専任教員として「複合領域」を担当する専任教員を必要専任教員数に含めることができる。）</p>

	<p>【参照】 「教職課程認定基準」 4-1 (3)、4-2 (4)</p>
69	<p>Q 大学において共通開設する「複合科目」を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることが可能なのか。</p> <p>A 課程認定基準4-8及び4-9に定めるとおり、それぞれの課程において専任教員とすることができる。ただし、課程認定基準4-3及び4-4に定めるとおり、必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とする必要がある。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4-3 (5) (※3) (※4)、4-4 (5) (※3) (※4)、4-8 (3) (4)、4-9 (3) (4)</p>
○教育実習について	
70	<p>Q 課程認定を受ける場合に必要となる教育実習協力校の承諾書は、個別の実習校の承諾書ではなく、教育委員会の承諾書でもかまわないか。</p> <p>A 教育実習の受け入れ窓口が教育委員会になっているような場合は差し支えない。 なお、栄養教諭養成の場合には、都道府県市の教育委員会の実習受入証明書を添付することを原則とする。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 11 (2)</p>
71	<p>Q 学科等の下に専修やコース（学則上に定められていない組織）を設け、そのうちの専修やコースの学生のみが教職課程を履修できると定めた場合、実習校として当該専修・コースの定員に応じた学級数を確保することで足りるか。</p> <p>A 実習校の確保にあたっては、実際の履修人数にかかわらず、課程認定を受けた組織（この場合は「学科等」）の定員に応じて確保しなければならない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 11 (1)</p>
72	<p>Q 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、隣接種の学校における教育実習を認める旨の規定があるが、これに基づき、小学校教諭の教職課程における教育実習先を幼稚園のみ又は小学校と幼稚園の選択制とすることは可能か。また、その場合には、あらかじめ教職課程認定申請時に明記するとともに、後者の場合には、授業科目を分けて開講することが必要と思われるがいかがか。</p> <p>A 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、隣接種の学校における教育実習を認める規定があるものの、教職課程認定にあたっては、置こうとする教職課程の学校種における教育実習の授業科目を開設することが原則となっている。 履修指導において、教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号に基づき、授与を受けようとする学校種とは異なる隣接種の学校における教育実習のみで、教育実習の単位を充足させるように指導することについて妨げる規定はないものの、教員養成の質の向上の観点に照らして、適切といえるかどうか、必然性があるかどうか等に留意しつつ、大学が責任をもって適切な教育課程を編成することが必要である。授業科目の開設方法については、教育実習に区分される授業科目の内容ごとに、適切に位置付けることが必要である。</p>

	<p><b>【参照】</b> 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第6号</p>
73	<p>Q 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、教育実習の実習校種は明示されているが、教科についての記載がない。</p> <p>例えば、高等学校教諭（免許教科「情報」）の場合、商業科・工業科などでは、専門教育に関する科目の履修をもって教科「情報」の履修に替えている場合があり、情報の高等学校教諭免許状取得のための教育実習の受け入れについて、学生の母校等の高等学校側の理解を得ることが難しい状況がある。このような場合の教科の考え方について、教えてほしい。</p> <p>A 情報の高等学校教諭免許状取得のための教育実習であれば、情報の教科指導を行っている高等学校を実習校とすることが望ましい。教育実習は、大学の授業科目の一つであり、大学が「高等学校教諭の情報の教職課程」を置くのであれば、実習先を適切に確保することが必要である。</p>
<b>○教員組織について</b>	
74	<p>Q 学部共通科目を複数学科の「教科に関する専門的事項」としてあてる場合、当該科目を担当する専任教員は、それぞれの学科における「教科に関する専門的事項」の専任教員数に含めることができるか。</p> <p>A できない。</p> <p>教職課程認定基準4-9において、同一学科等又は複数の学科等において科目を共通に開設できる場合の特例を規定しているが、「教科に関する専門的事項」としてあてる学部共通科目等の担当教員を複数の学科において専任教員として取り扱うことを認める規定はない。（一方で、「教育の基礎的理解に関する科目等」などについては、4-9（4）において、規定されているため、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員をそれぞれの課程において専任教員数に含めることができるため、この違いに留意すること。）</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」4-9</p>
75	<p>Q 学科等にはではなく、教職センターのような学内組織に所属する教員は、学科等の専任教員として含めてもよいか。</p> <p>A 学科等の専任教員は、認定課程を有する学科等に籍を有する者でなければならないため、センターのみに籍を置く教員を専任教員に含めることはできない。ただし、センターの業務を本務としている者であっても、認定課程を有する学科等にも籍を置いているのであれば、当該学科等における専任教員として扱うことは可能である。</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」3（4） 「教職課程認定審査の確認事項」3（1）</p>
76	<p>Q 申請学科等の専任教員であれば、「教科に関する専門的事項」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」などの両方の専任教員として扱ってもよいのか。</p> <p>A できない。教職課程認定基準において、専任教員は、「教科（領域）に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱うことと規定されており、いずれか一つの科目においてのみ専任教員として扱うことが可能となっている。このため、例</p>

	<p>例えば申請学科に所属する専任教員であっても、「教育の基礎的理解に関する科目等」などの専任教員としてカウントした場合には、当該教員は、当該学科の「教科に関する専門的事項」の専任教員としてカウントすることはできず、「教科に関する専門的事項」も担当する場合には、兼任教員として整理することになる。</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」 3（7）</p>
77	<p>Q 必要専任教員数として定められている数のうち、半数までは、他学科の専任教員をいわゆる「みなし専任教員」として自学科の教職課程の専任教員数に含めることが可能という理解でよいか。また、必要専任教員数が3人と定められている教科があるが、半数はどのように計算するのか。</p> <p>A いわゆる「みなし専任教員」は、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」に固有の特例である。中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程においては、「教科に関する専門的事項」について、施行規則第4条第1項表備考第1号又は第5条第1項表備考第1号に定める事項の半数までは、他学科において開設される授業科目をあてることが可能となっているが、他学科の授業科目をあてる場合に、当該授業科目を担当する教員が他学科の専任教員であるならば、「みなし専任教員」として、自学科の教職課程の専任教員数に含めることが可能となっている。このため、他学科の授業科目を充てない場合には、「みなし専任教員」として、他学科の専任教員を必要専任教員数に含めることはできない。</p> <p>なお、例えば国語の教職課程における「教科に関する専門的事項」の必要専任教員数は、3人以上と定められており、半数以上は自学科の専任教員でなくてはならないと規定されている。3人の半数は1.5人であるが、1.5人以上の人数、すなわち必要専任教員数3人のうち2人以上は自学科の専任教員をあてる必要があり、このため、「みなし専任教員」として認められるのは1人となる。</p> <p><b>【参照】</b> 「教職課程認定基準」 4-3（2）、（5）i）（※2）、4-4（2）、（5）i）（※2）</p>
78	<p>Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」などの必要専任教員数について、教職課程認定基準において「大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて」とあるが、一の学科において開設している科目を他の学科でも履修するようにしている場合、必要専任教員数を算出するにあたっては、科目を開設している学科の定員を基準とするのか、科目を履修する学科すべてを合計した定員を基準として算出するのか。また、一の学科に所属する専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要専任教員数を満たしているといえるのか。</p> <p>A 共通に履修することとなる教職課程を置いている学科等すべての入学定員の合計数を基準として算出する。なお、学則上は一の学科にのみ位置付けられている「教育の基礎的理解に関する科目等」などを他学科でも履修させるようにしている場合であっても、教職課程認定上は、複数の課程で共通の授業科目を開設していると考えため、教職課程認定基準4-9（4）より、一の学科に所属する専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要専任教員数を満たすことは可能である。</p> <p><b>【参照】</b></p>



	「教職課程認定基準」 4-3 (5) ii)、4-4 (5) ii)、4-9 (4)
79	<p>Q 大学において同一の学科等で小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合、必要専任教員数は低減されないのか。</p> <p>A 教職課程認定基準 4-8 (4) 前段に基づき、同一の学科等において、小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合、共通開設することが認められている授業科目を担当する専任教員については、それぞれの課程の必要専任教員数に含めることが可能となっている。</p> <p>教職課程認定基準 4-8 (4) 後段については、短期大学における特例であり、大学に対しては適用されないため、必要専任教員数は、教職課程認定基準 4-1 (3) 及び 4-2 (4) に基づく。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4-8 (4)</p>
80	<p>Q 大学院におけるいわゆる独立研究科（基礎となる学部を持たない研究科）の専任教員が、学部学科等の課程の授業科目も担当している場合、当該学部学科等の専任教員として取り扱ってもよいか。</p> <p>A 当該学部学科等の専任教員とすることはできない。</p> <p>原則として、専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならないところ、特例として、大学の学科等と大学院の研究科専攻等が同一の教育研究分野を有する場合で、同一の学校種の教職課程を置く場合には、大学院の当該研究科における教職課程において、大学の学科等の教職課程の専任教員をあてることが可能となっているが、質問の場合はこれにあてはまらない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 5-8 (4)、(5)、(6)</p>
81	<p>Q 通信教育の課程における教職課程の場合、必要専任教員数は低減されるのか。</p> <p>A 通学教育の課程と通信教育の課程が同一である場合には、通信教育の課程の専任教員については、通学教育の課程の専任教員をもってあてることが可能となっているが、原則として、通信教育の課程における専任教員は、通学教育の課程の場合の規定に準じて配置する必要があり、必要専任教員数に差異はなく、通信教育の課程において必要専任教員数を低減する規定はない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 8 (1)、(2)</p>
82	<p>Q 教職課程認定上の授業科目を担当する特任教員（特任教授・特任准教授など）は、同課程上における専任教員とすることができるか。</p> <p>A 専任教員の定義については、大学設置・学校法人審議会における考え方と同一であり、教職課程審査の確認事項 3 (1) に規定している。特任教員などの学内における呼称如何にかかわらず、当該学科等に所属しており、教職課程審査の確認事項 3 (1) を満たす職でなければ、専任教員として含めることはできない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 3 (4) 「教職課程認定審査の確認事項」 3 (1)</p>
83	<p>Q 1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合（たとえば、数学と工業）、あ</p>

	<p>る1人の専任教員が、数学の授業科目と工業の授業科目の両方の授業科目を担当することになった場合、両方の教職課程において専任教員として必要専任教員数に含めることができるか。</p> <p>A できない。教職課程認定基準において、専任教員は、「教科に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」など、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱うことと規定されているが、ここでいう「教科に関する専門的事項」については、『免許教科ごとの「教科に関する専門的事項」』という意味も包含されている。</p> <p>このため、共通に開設することが認められていない教科の「教科に関する専門的事項」の担当教員を両方の専任教員として取り扱うことはできず、どちらか一方の課程の専任教員とし、もう一方の課程については教職課程認定上の「兼任教員」として取り扱うこととなる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」3（7）、4－8（4）</p>
84	<p>Q 必要専任教員数や教育実習校の必要学級数について、入学定員によって数が異なると思われるが、この入学定員には編入学生数も含まれるか。</p> <p>A 編入学定員や科目等履修生定員、臨時定員は含まない。学則に定める入学定員を指す。</p>
○その他	
85	<p>Q 施設・設備について、教職課程認定基準において「…十分に備えられていなければならない」とあるが、施設数、図書の冊数等に基準があるのか。</p> <p>A 明確な数的基準はないが、カリキュラムや学生数なども踏まえて、十分な環境となっているかどうかを適切に判断すること。特に小学校教諭の教職課程においては、理科実験室や体育施設等、開設する授業科目に応じて備えておくべき施設・設備が幾つか考えられる。学外の施設の利用も可能であるが、学外の施設を利用する場合には、授業開講スケジュールも勘案し、実質的に活用できるかどうかを検討の上、利用計画を立てること。</p>
86	<p>Q 既に教職課程認定を受けている課程において、教職課程認定基準等に照らし、適切でない形態をとっていることが判明した場合、どのように対応すればよいか。</p> <p>A 教職課程認定基準において、「大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。」と規定されている。</p> <p>教職課程認定基準等に照らし、適切でない状態となっていることが判明した場合には、速やかに適切な形態になるように是正すること。なお、是正した内容に応じて、変更届の提出を要する場合には、適時変更届を提出すること。</p>

## ●手続き関係

○教職課程認定申請について	
87	<p>Q 課程認定申請書に記載する授業科目の担当教員は、認定後4年間の計画を示すのか、それとも認定年度の状況を示すのか。</p> <p>A 認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況（大学であれば4年間、短期大学であれば2年間）を計画的に記載することとなる。</p>

88	<p>Q 課程認定申請書を提出してから認定を受けるまでの間で、大学(学部)設置の申請における指摘や教職課程の担当教員が、やむをえない理由(例:死亡・病気退職など)により変更する場合、どのように対応すればよいか。</p> <p>A 判明後、すみやかに文部科学省へ相談すること。</p>
89	<p>Q 認定課程を有する学科が、改組となった場合に、再度課程認定を受ける必要があるか。届出設置の場合には、変更届の提出でよいのか。例えば、以下のような場合には、再度の課程認定申請が必要か。</p> <p>(例)</p> <p>認定課程を有する学部学科と認定課程:</p> <p>○外国語学部 英語学科 = 中一種免(英語) 日本語学科 = 中一種免(国語)</p> <p>改組後:</p> <p>○外国語学部 多言語多文化学科 英語専攻 = 中一種免(英語) 日本語専攻 = 中一種免(国語)</p> <p>A 届出設置であるか否かに関わらず、「課程認定審査の確認事項」1(1)より、組織の設置、廃止及び分離と解される場合には、原則として新たに教職課程認定を受けなければならない。例の場合は、外国語学部において、既存の学科を廃止し、新たな学科の設置が行われていることから、新たに教職課程認定を受けなければならない。</p> <p>なお、分離の場合で、従前の学科等の学科名称、教育課程、教員組織及び学位(又は学科の分野)の全てについて同一とみなされる学科等が分離後の組織として残る場合には、その学科等については、必ずしも課程認定を要しない場合がある。</p> <p>いずれにせよ、教職課程認定を受けた際と異なる組織や教育課程等に変更を予定している場合には、文部科学省に相談すること。</p>
90	<p>Q 公立大学が法人化した場合、名称変更のみでよいか。</p> <p>A 法人化により設置者や名称が変更になる場合には、あらかじめ文部科学大臣に報告すること。また、教育課程(教員組織を含む。)に変更が生ずる場合には変更届を提出しなければならない。</p>
91	<p>Q 学部等の改組により、申請を行った場合、旧課程について取下げ届は必要か。</p> <p>A 必要である。なお、提出のタイミングについては、申請課程の認定が決まった後とする。課程認定申請書において、申請課程以外の情報も記載されているところではあるが、認定年度に、新たに認定を受けた課程以外の認定課程において入学定員や学科等名称の変更がある場合には、申請書とは別に変更届を提出する必要があるため、注意すること。</p>
92	<p>Q 現在教職課程認定を受けている学科の入学定員を増員したいが、その場合に再度教職課程認定を受ける必要があるか。また、学科名称のみを変更する場合はどうか。</p>

	<p>A 原則として、学科の改組等を伴わない入学定員及び学科名称のみの変更であれば、改めて課程認定申請をする必要はないが、変更の届出が必要である。なお、当該学科等の教育課程の内容（教職課程に限らずに学科等全体の教育課程）が変更となる場合には、再度課程認定を受けることが必要になる場合があるため、特に、学科名称変更を行う場合には留意すること。</p> <p>また、変更の届出のみで済む場合であっても、入学定員に応じて必要専任教員数が変わることなどに留意し、変更に伴って、教職課程認定基準を下回ることがないようにすること。<u>（担当教員等を増員（変更）する場合には、適切な業績を有する者であるかどうかを確認することが重要である。その他、変更内容について大学が責任をもって確認し、変更の届出を行うこと。）</u></p>
93	<p>Q 小学校及び中学校の教職課程認定申請をする際に、介護等体験を行う社会福祉施設の一覧等の書類の提出が必要か。</p> <p>A 教職課程認定の申請時に、介護等体験特例法に係る書類の提出は求めている。ただし、当該学校種の教職課程を置く場合には、学生が介護等体験を適時に経験することができるように、大学は関係機関と連携し、学生へ適切に指導することが必要である。</p>
○教育研究業績書について	
94	<p>Q 音楽や美術関係でのコンクール発表等を「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載することはできないのか。</p> <p>A 演奏会や展示会のみをもって「活字の業績」とみなすことができないため、「担当授業科目に関する研究業績等」に記載はできない。演奏会や展示会の実績は「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載することとなる。</p>
95	<p>Q 活字業績について、最低限必要な執筆分量はあるのか。</p> <p>A 業績審査に係る執筆の分量については、当該業績の概要や「教育上の能力に関する事項」「職務上の実績に関する事項」も含めて総合的に審査を行うため、一概に示すことはできない。ただし、（あくまで目安であるが）活字の総執筆分量が一桁ページの場合は、業績追加の指摘がなされる可能性が高いため、留意いただきたい。</p>
96	<p>Q 活字業績について、最低限必要な論文の本数はあるのか。</p> <p>A 論文数や論文の形態（著書、論文、教育実績記録等）及び単著共著の別、執筆ページ数についての定量的な基準は設けられていない。</p>
97	<p>Q 学会によっては紙媒体の論文集を廃止し、インターネット上での論文集のみを掲載している場合があるが、「活字業績」として扱ってよいか。</p> <p>A 活字化し公刊されている場合においては、紙媒体で発行されていない状態でも差し支えない。その場合においては、当該業績の執筆ページ数はA4用紙に換算の上記載する。</p>
98	<p>Q 授業で使用する自作のテキストをシラバスに添付しインターネット上に公開しているが、「活字業績」として扱ってよいか。</p> <p>A 広く一般的に閲覧が可能な状態でインターネット上に公開しているのであれば、当該業績は「公刊」されているとみなされるが、自作のテキストを研究業績とみなすことはできないため、「担当授業科目に関する研究業績等」欄への記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の「2 作成した教科書・教材」欄への記載が可能。</p>

99	Q 自作のテキストを冊子媒体にして授業中に配付しているが、(著書)の「活字業績」として扱ってよいか。
	A 出版社を通じて流通し、書店などにおいて販売されている書籍についてのみ(著書)として記載可能であるため、冊子化されていても流通・販売されていない場合は(著書)として記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の「2 作成した教科書・教材」欄への記載が可能。
100	Q 実務家教員の定義について、例えば、大学設置基準のように「実務経験〇年」、「離職後〇年以内」といった具体的な年数や、一般教諭と校長経験者の違い等があるのか。
	A 教職課程認定においては実務家教員についての定義は特に定めていない。大学設置基準上の実務家教員ではなくても「職務上の実績に関する事項」への記載は可能である。
101	Q 「職務上の実績に関する事項」は、いわゆる「実務家教員」のみが記載可能な項目なのか。
	A 実務家教員でなくても、「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能である。
102	Q 「職務上の実績に関する事項」は当該免許状の学校種に基づくもののみ記載可能なのか。
	A 「職務上の実績に関する事項」については担当授業科目と関連のある内容を記載する。記載する学校種は限定されないが、当該免許状の学校種に基づいている方が望ましい。
103	Q 「職務上の実績に関する事項」について、何らかの記載が必須となるのか。
	A 「職務上の実績に関する事項」への記載は必須ではない。
104	Q 活字業績がない場合でも、職務上の実績において顕著な業績があれば「総合的に判断して」授業科目担当「可」となる場合があるのか。
	A 職務上の実績を有している場合であっても、活字の業績が一切ない場合は、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であると認められない。
105	Q 「直近10年以内の教員審査における審査結果を尊重する」とあるが、「直近10年以内に教員審査を通過している教員については、教員審査は行わない」あるいは「業績書の提出は必要ない」と同義であると理解してよいか。
	A 同義ではない。「過去の審査結果を尊重」するが、教員審査は実施するため、直近10年以内に教員審査を通過している教員であっても業績書の提出は必要であり、また、課程認定委員会の審査において指摘をされる可能性はあるため、留意いただきたい。
106	Q 「教員審査」には、変更届の内容も含まれるのか。
	A 「審査結果」なので、変更届による変更は含まれない。
107	Q 業績不足が懸念される場合において、諮問前に業績を追加することは可能か。
	A 申請書提出後に公開された業績を追加することはできない。
○その他書類の作成・提出方法について	
108	Q シラバスや業績書を英語で作成してもよいか。
	A 英語(日本語以外の外国語)で作成する場合には、併せて日本語訳を添付する必要がある。業績書については、各業績の「概要」欄の日本語訳を記載する。
109	Q 「複合科目」を開設しない場合は、行そのものを削除する必要があるか。
	A 行を残して空欄とする。
110	Q 「各教科の指導法」を大学において共通開設する場合はどのように記載をするのか。
	A それぞれの学科の様式において、共通開設欄に「他」と記載し、備考欄(変更届におい

	ては履修方法等欄)に開設元の学科等を記載する。(「複合科目」も同様)
111	<p>Q 学則は、当該学科の開設科目と履修方法が記載された箇所のみ提出で足りるか。</p> <p>A 学則の提出に当たっては、開設科目一覧と履修方法に加えて、「学科等の名称」、「卒業要件」、「入学定員」と「学位の名称」が記載されている箇所以外については省略をすることができる。また、学位規程など、上記を定める規程を学則とは別に設けている場合は、その規程も併せて提出する必要がある。</p>
○変更届について	
112	<p>Q 専任教員を変更する場合、変更後の新規追加教員について、担当授業科目を担当するために十分な資質・能力を有する者であるかどうかの審査を受けることになるのか。</p> <p>A 教職課程認定から何年か経過した後には、教員の退職等により、教員変更を余儀無くされることは当然考えられるが、その変更の度に教職課程認定申請時の審査と同様に課程認定委員会において変更内容を審査することは実質不可能である。このため、教員変更にあたっては、教育職員免許法及び同法施行規則、並びに昨今の中央教育審議会等における教員養成を巡る動向に留意しつつ、<u>当該担当教員が、教職課程の各授業科目の内容を教授するに当たって適当な業績を有しているか否かについて、各大学の責任のもと、当初課程認定を申請した際に受けた指摘事項を踏まえて、丁寧に確認することが必要である。</u></p> <p>なお、教員変更にあたっては、施行規則第21条第2項に基づき、あらかじめ文部科学大臣へ届け出ること(いわゆる「変更届」を提出すること)となっている。様式の体裁も含めて、各大学で確認の上、適時提出すること。</p>
113	<p>Q 教職課程における専任教員が、海外研修(サバティカル)や育児休業等の事情により、大学を離れる期間がある場合には、新たに専任教員を雇用しなくてはならないのか。また、変更届の提出が必要か。</p> <p>A 海外研修(サバティカル)や育児休業等によって大学を離れる期間がある場合には、必ずしも専任教員を新たに雇用するは要しないが、当該期間において、専任教員と同等の役目を果たす代替りの教員を大学の責任において確保し、教職課程の運営に支障のないように配慮すること。</p> <p>なお、専任教員を新たに雇用する場合には、変更届が必要であるが、そうでない場合には、変更届の提出を要しない。</p>
114	<p>Q いわゆる「旧課程」の科目を「新課程」の科目と併せて行う場合において、変更届の提出は必要か。</p> <p>A 当該年度の在学生在が全て卒業することをもって廃止となる「旧課程」の科目であっても、教育課程の変更を行うのであれば『平成30年度以前の教職課程用』の変更届の提出が必要となる。</p> <p>なお、旧課程と新課程の科目を併せて行うことは可能だが、当該科目が新課程・旧課程両方において適切な科目名称及び内容であることが前提となるため、各大学等において適切に取り扱うこと。</p>
115	<p>Q 「総合的な学習の時間の指導法」又は小学校の「各教科の指導法」外国語(英語)の担当教員を変更する場合において、教職課程認定審査の確認事項の3(3)、(4)②該当教員を充てても構わないか。</p> <p>A 変更届による教員変更(兼担・兼任教員の変更を含む。)において教職課程認定審査の確</p>

	<p>認事項の3(3)、(4)②は適用されないため、変更後の教員は「総合的な学習の時間の指導法」又は小学校の「各教科の指導法」外国語(英語)に関する業績を有している必要がある。(外国語(英語)については、教職課程認定審査の確認事項の3(4)①該当教員でも構わない。)</p> <p>なお、認定時(再課程認定を含む。)に事後調査の対象となっている教員を変更する場合は、変更届ではなく「事後調査対応届」を前年度9月末までに提出する必要があるため、留意いただきたい。(「事後調査対応届」の提出要領は認定通知書に同封している。)</p>
○教職課程を置く大学における事務等について	
116	<p>Q 教員免許状の授与を受けるために、授与権者(都道府県教育委員会)へ提出する授与申請書類のうち、大学が作成する「学力に関する証明書」において、「教科に関する専門的事項」の各科目の「一般的包括的な内容」を有する科目を修得しているかどうかをどのように記載すればよいのか。</p> <p>A 授与権者が、大学の授業科目のうちどれが「一般的包括的な内容」を有する科目であるかを知るためには、大学に照会しない限り特定できないため、大学が作成する「学力に関する証明書」において、該当する科目に○や下線を付して記載するなど、表記を工夫してほしい。</p>
117	<p>Q ホームページ上に学力に関する証明書の記載例が掲載してあるが、このとおりに作成しなければならないのか。</p> <p>A ホームページ上に掲載してある「学力に関する証明書」は、あくまで記載例であるため、必ずしもこのとおりに作成する必要はない。</p> <p>ただし、施行規則に規定されている文言は原則として「学力に関する証明書」に全て記載した上で作成することが必要である。ただし、適宜項目の追加等を行うことは構わない。また、大学の所在する都道府県教育委員会をはじめ、各都道府県教育委員会の定める授与申請手続きに則って書類を作成すること。</p>
118	<p>Q 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について、大学において証明をしなければならないのか。</p> <p>A 教育職員免許法第7条に基づき、教職課程の有無に関わらず、大学(文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。)は、希望者に対して学力に関する証明書を発行しなければならない。</p>
119	<p>Q 課程認定を受けるには、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を満たさなければならないが、やむを得ない事由により、急遽、専任教員が退職し、基準に定められている必要専任教員数を満たさなくなる場合が生じた際にはどうすればよいのか。</p> <p>A 教職課程認定基準に定める必要専任教員数を満たすように、速やかに専任教員を補充すること。また、補充までの期間に空白がないように努めることはもとより、空白期間が生じるとしても、当該教職課程の実施において支障のないようにすること。なお、兼任教員を補充するのみで対応するなど、恒常的に必要専任教員数を満たさない状況を作らないこと。</p>
120	<p>Q 平成10年4月1日以前に大学に在学した者で、卒業するまでに小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状に係る所要資格を得た者が、これらの免許状の授与を受けるにあたって、介護等体験を行うことが必要か。</p>

	<p>A 不要である。</p> <p>「小学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（いわゆる「介護等体験特例法」）は、平成10年4月1日から施行となっているが、同法附則第2項において、施行の日よりも前に教職課程を置く大学等に在学した者で、これらを卒業するまでに普通免許状に係る所要資格を得たものについては、介護等体験を要しない旨が定められている。</p>
121	<p>Q 介護等体験の証明書において、“施設の長の名及び印”の欄において、指定管理者制度関係で「管理者」との表記が増えてきている。各都道府県教育委員会への免許申請をするにあたり、一律に受付をしてもらえるとの確約があるのか。介護等体験の制度として、各都道府県において申請や対応に大きな開きがあり、現場での取りまとめが厳しい現状がある。</p> <p>A 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（いわゆる「介護等体験特例法施行規則」）第4条より、介護等の体験を行った学校又は施設の長が、介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。</p> <p>この証明書において、指定管理者制度上の管理者を施設の長とすることの是非については、各地方自治体における条例において定められている管理業務の範囲による。条例により、管理者が施設の長と同等の職務を有する者とされているのであれば、管理者を施設の長として証明書を発行することは適当と解する。</p>
122	<p>Q 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（26文科初第630号 平成26年9月26日付）」において、教員の養成の状況についての情報の公表を行うこととされているが、どの程度、詳細に公表する必要があるのか。また、今後、公表に関して様式や方法を定める予定はあるか。</p> <p>A 公表する内容の範囲については、情報公開の意義を踏まえつつ各大学において適切に判断することとなるが、教員に関する情報については、常勤、非常勤の別を問わず、教職課程の授業科目を担当する教員全てについて公表すること。なお、様式等を定める予定はないが、教職課程を志望する学生等が情報収集を行いやすくなるよう留意すること。（ホームページにおいて教職課程に関する情報を1箇所を集約する等）</p>

●その他

○他の資格科目と教職課程の科目との併用について	
123	<p>Q 公認心理師の資格科目と教職課程の科目を併せて開設している場合において、公認心理師の資格審査の際に名称や内容変更の指示があった場合においてはどのように対応すればよいか。</p> <p>A 公認心理師に係る科目の名称については、公認心理師法施行規則（平成29年9月15日施行）により定められているため、教職課程の科目と併せて開設する場合においては、同規則にも適合する科目名称とした上で申請書を提出する。</p> <p>なお、公認心理師に係る科目と教職課程の科目を併せて開設することは可能であるが、課程認定における審査においては、他の科目と同様に教職課程の科目として適切な名称及び内容であるか確認を行うので、授業内容の変更や科目名称の変更を指摘される可能性があるため、留意いただきたい。（例えば、公認心理師法施行規則に規定する科目名称を括弧書きで付記しつつ、教職課程の科目として適切な名称を設定することなども考えられる。）</p>



	また、公認心理師以外の資格科目と教職課程の科目を併せて開設する場合においても同様の考え方となる。
--	--

12. 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）

事 務 連 絡  
平成30年5月18日

教職課程を有する各大学等  
各指定養成機関 御中  
各都道府県教育委員会

文部科学省初等中等教育局教職員課

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する  
質問回答集」について（事務連絡）

日頃から教員免許事務の円滑な実施及び教員養成の充実に御尽力いただき、ありがとうございます。

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）」（以下「改正法」という。）及び「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」（以下「改正規則」という。）に関し、これまでにお寄せいただいたご質問・ご意見等を踏まえまして、別添のとおり「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」を整理しました。

これまで、文部科学省では再課程認定説明会及び文部科学省ホームページで「教職課程再課程認定等説明会質問回答集」をお示ししてきたところです。この度、本質問回答集を整理するに当たり、改正法及び改正規則により新たに必履修単位数が明示された事項や追加された事項に関する状況等も勘案し、経過措置に関する回答内容を変更している点がございます（変更点については別添参考資料をご確認ください）。

各大学におかれましては、本質問回答集をご参照いただきまして、適切な教職課程の実施及び学生への履修指導等を行っていただきますようお願いいたします。

また、教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会におかれても、教員免許状の取得を希望する者に対して必要な情報提供を行う際の参考として御確認ください。

なお、現在文部科学省ホームページに掲載している教職課程再課程認定等説明会質問回答集は、今回の整理を踏まえ、追って修正いたしますことを申し添えます。

（参考：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1399256.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1399256.htm)）

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局教職員課  
教員免許企画室免許係\*  
TEL：03-5253-4111（内線3969）  
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

※本件に関するお問合せは、課程認定担当宛てではなく、法規担当宛てに上記連絡先までメールにて御連絡ください。

\* 平成30年10月16日より「総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室免許係」へ変更となっている（電話番号及びメールアドレスに変更はない）。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集

平成 30 年 5 月 18 日

※「(参考) 再課程認定説明会質問回答集」欄の数字は、平成 30 年 1 月 9 日版の質問回答集の関連する質問番号です。

No.	区分	質問	回答	(参考) 再課程認定 説明会質問 回答集
1	①経過措置 (法附則)	「施行の際現に」在学しているとは、どのように判断されるか。	「施行の際現に」大学に在籍しているとは、当該学生が平成 3 年 4 月 1 日(0 時 0 分)時点で大学に在籍している場合である。平成 3 年 1 年度入学者は、新法施行時(平成 3 年 4 月 1 日 0 時 0 分)には大学等に在籍していない。	(626)
2	①経過措置 (法附則)	4 年制大学を平成 3 年 3 月に卒業後、平成 3 年 4 月から大学院、専攻科に入学する又は科目等履修生となる場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。	(617)
3	①経過措置 (法附則)	短大を平成 3 年 3 月に卒業後、平成 3 年 4 月より四年制大学(旧課程)に編入学又は専攻科に入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	短期大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。	(627)
4	①経過措置 (法附則)	平成 3 年 3 月 31 日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成 3 年 4 月 1 日より教職課程を有する他学部他学科へ転学部・転学科した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○同一の大学内において転学部・転学科する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。 ○施行の際現に在学していた者が平成 3 年 2 年度以降に転学部・転学科する場合も同様の扱いとなる。	(628)
5	①経過措置 (法附則)	平成 3 年 3 月 31 日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成 3 年 4 月 1 日より同じ免許状の教職課程を有する他の四年制大学へ転入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○四年制大学を卒業する前に、他の四年制大学へ転入学する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。 ○施行の際現に在学していた者が平成 3 年 2 年度以降に転入学する場合も同様の扱いとなる。	(629)
6	①経過措置 (法附則)	転入学前後又は転学部・転学科前後の大学の学部学科等において同一の免許種・免許教科の課程認定を有していないと、旧法適用とすることはできないのか。	旧法適用する上で、同一の免許種・免許教科の教職課程を有していることは必須ではない。	-
7	①経過措置 (法附則)	施行の際現に四年制大学に在学していた者が、平成 3 年 4 月以降に、当該大学を卒業せず退学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	免許状の授与の所要資格を得る前に退学により在学関係が終了しているため経過措置の適用を受けなくなることから、新法が適用される。	(631)
8	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、一部の科目を他大学で科目等履修生として修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	○施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。 ○この場合、科目等履修により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。	(636)
9	①経過措置 (法附則)	施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成 3 年 4 月 1 日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成 3 年 4 月 1 日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(633)
10	①経過措置 (法附則)	施行の際現に専修免許状の課程を有する大学院に在学していた者が、学部聴講(科目等履修)による科目の修得とあわせて、修了と同時に専修免許状(又は 1 種免許状若しくは 2 種免許状)の所要資格を満たす場合は、当該免許状の取得に関しては、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○専修免許状については、施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。 ○この場合、学部聴講(科目等履修)により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。 ○1 種免許状、2 種免許状についても、平成 3 年 4 月 1 日までに教職課程を有する大学の学科等の学部聴講生(科目等履修生)としての身分を有し、平成 3 年 4 月 1 日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(637) (638)
11	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有していない学部学科等に在学している学生が、教職課程を有する他学部・他学科聴講等により所要資格を得た場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成 3 年 4 月 1 日までに教職課程を有する大学の学科等の他学部・他学科聴講生(科目等履修生)としての身分を有し、平成 3 年 4 月 1 日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(634)
12	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が異なる学校種又は教科の教職課程を有する他学部・他学科又は他大学で科目等履修生として科目を修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成 3 年 4 月 1 日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成 3 年 4 月 1 日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(635)
13	①経過措置 (法附則)	平成 3 年 1 年度以降に、「平成 3 0 年度以前入学生」の課程に入学する編入学生や再入学生についても、新法適用となるのか。その場合においては、平成 3 0 年度入学生の学年に新法適用と旧法適用の学生が混在することとなるため、どのように学生に履修させれば良いか。	○経過措置の適用がない者であれば、編・再入学生の学年にかかわらず新法が適用される。 ○大学は旧法の科目を新法の科目に読み替えることや、旧法の科目と新法の科目を兼ねた科目を開設することが可能である。	-
14	①経過措置 (法附則)	施行日前に免許状授与の所要資格を満たし、施行日後に免許状の授与と申請をした場合には、新法と旧法いずれが適用されるのか。	施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者(教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む)は、改正免許法附則第 6 条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。	(639)

15	①経過措置 (法附則)	旧法下で既に免許状の授与を受けている者が、新法施行日以後免許状が失効し、再度免許状の授与申請を行う場合においては、免許状の授与は可能か。	○施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者（教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む）は、改正免許法附則第6条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。 ○なお、当該免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過している場合の免許状の授与においては、免許状更新講習の受講が必要となる。	-
16	①経過措置 (法附則)	旧法適用の学生が、所要資格を満たして卒業したが、卒業までに介護等体験（又は施行規則第66条の6）の要件を満たさなかったため、卒業時に免許状は取得していない場合、卒業後に免許状を取得する際は新法と旧法いずれが適用されるのか。	施行日前に旧法による免許状の所要資格を満たしているため、改正免許法附則第6条が適用され、平成31年度以降に介護等体験を実施又は施行規則第66条の6の科目を履修後、免許状の授与申請を行う場合においても新法の所要資格を満たしているとみなされ、免許状の授与が可能。	-
17	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	旧法による科目を開設できない場合、旧法が適用される学生について、新法の科目を旧法の科目に読み替える事は可能か。	新課程の科目を旧課程の科目に読み替えることはできない。このため、旧課程の学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。なお、新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目を開設することは可能である。	(593)
18	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	「新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目」とは具体的にどのような授業科目か。	○「新課程と旧課程を兼ねた科目」とは、新旧いずれの課程においても免許状の取得のための科目と位置付けられている科目で、同一名称、同一シラバス、同一教員で開講するものを指す。 (例) 旧課程で「道徳の指導法」という名称の科目を開講していた場合に、「新課程と旧課程を兼ねた科目」として新旧両課程に「道徳の理論及び指導法」という科目を開講するときは、旧課程の「道徳の指導法」を廃止（又は名称変更）し、「道徳の理論及び指導法」として新旧両課程で同一シラバス・同一教員で当該科目を開講する場合には、「道徳の理論及び指導法」は新課程・旧課程いずれの科目としても使用することができる。 ○上記例により、旧課程の科目を変更する場合においては、当該科目の開講前に変更届を提出する必要がある。	-
19	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	新旧課程両方に使用可能な科目を開設する際、新課程の「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」の両方を含む科目を旧課程の「特別活動の指導法」として開設することは可能か。	○新旧両課程の科目として必要な内容を含むのであれば可能である。 ○この場合には、旧課程に在学する学生が当該科目の単位を修得した場合は、改正施行規則に基づき、新課程の「特別活動の指導法」「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目の単位を修得したものとみなすることも可能である。	(622)
20	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	新課程の教育の基礎的理解に関する科目の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に対応する科目（2単位）と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応する科目（2単位）の両科目をあわせて、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を兼ねる科目として開設することが可能か。	可能である。 その場合においては、両科目を履修することで、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を修得したことになる。 そのためには、両科目を旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の科目に位置付ける必要があるため、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前に提出する必要がある。	-
21	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	改正施行規則附則第3項及び第4項において、旧課程から新課程への読替方法が示されているが、旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を、新課程で「大学が独自に設定する科目」に読み替えることは可能か。	○改正施行規則附則第3項表においては、「教育の基礎理論に関する科目」から「大学が独自に設定する科目」へ直接の読替えが可能とは規定されていない。 ○旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」に読み替えた上で、当該科目区分の必要最低修得単位数を超過した単位については、「大学が独自に設定する科目」の必要単位数に充当することが可能。	-
22	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	英語科の旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したが免許状授与の所要資格を得ずに卒業した学生が、新課程で免許状取得に必要な単位を修得する場合、「英語文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したと大学の判断でみなしてよいか。	○旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を満たす科目を修得した科目を新課程の「英語文学」の一般的包括的内容を満たす科目への読替えの可否については、英米文学から英語文学への科目の移行状況や再課程認定における審査結果をふまえたうえで、新課程を有する大学の判断により可能である。	-
23	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	旧課程に入学したものの経過措置の適用がなく新法の適用を受ける者に対し、平成31年度以降に旧課程で開講する科目を履修させ、教育職員免許法施行規則の経過措置の規定に基づき大学の判断で新課程の科目としてみなすことは可能か。	大学の判断により可能である。	-
24	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	教職課程では使用していない既存科目「特別支援教育」について、新課程を有する大学が適当と認める場合においては、当該科目を新課程の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすことは可能か。	○改正施行規則附則第3項にて、読み替えの対象は「旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位」と規定されているため、教職に関する科目あるいは教科又は教職に関する科目のいずれにも位置付けられていない科目を新課程の科目として読み替えることはできない。 ○当該科目を旧課程の科目として位置づけた上で、新課程の科目に読み替えることは可能である。なお、その場合においては、当該科目を（教職課程の科目として）開講するまでに、変更届による届出が必要となる。（旧課程のみに適用する科目であっても、科目を新設する場合は変更届の提出が必要）	-
25	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	平成30年度末をもって教職課程を取り下げる（再課程認定を行わない）課程において、年次進行により平成31年度以降に開設される旧課程の科目を科目等履修生が受講することは可能か。 可能である場合、旧課程で履修した科目を新課程の科目に読替えが可能なのか。	○科目開設大学が認める場合においては、平成31年度以降に、科目等履修生が旧課程の科目（平成30年度以前入学生用の科目）を履修することは可能である。ただし、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えることができるのは、新課程の認定を受けている大学である。	-

26	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	新課程の中一種（国語）の認定を受けている大学が、旧課程の中一種（数学）の科目を読み替えることは可能か。	新課程の認定を受けている大学は、認定を受けている免許種に係る科目にのみ読替え可能である。 ただし、同一学校種における「教職に関する科目」は、各教科の指導法の科目を除き、他教科の免許状の取得に流用が可能と解される（教員免許ハンドブックP275上段参照）ことを踏まえ、旧課程の中一種（数学）の教職に関する科目及び教職に関する科目に準ずる科目を、新課程の中一種（国語）のこれらに相当する科目として読み替え、それを流用することはできる。	-
27	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	旧課程において、既に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を含まない「特別活動の指導法」を修得している者について、「総合的な学習の時間の指導法」の内容について別途補習等を行うことにより、修得済みの「特別活動の指導法」を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替えることは可能か。	○補習のみをもって、単位認定済の「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を加えることはできない。総合的な学習の時間の内容を含む科目の履修が必要である。 ○なお、補習の内容について、旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」又は「教職に関する科目に準ずる科目（教科又は教職に関する科目）」の科目として位置付けるのであれば、新課程の「総合的な学習の時間の指導法」の科目として読み替えることが可能。その場合においては、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前（事例の場合は平成31年度末まで）に提出する必要がある。	-
28	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	新課程への再課程認定申請の際に廃止された科目を旧課程の時に履修していた場合であっても、新課程の認定を受けた大学が適当と認める場合には、新課程の科目の単位としてみなし、学力に関する証明書に記載することは可能か。	可能である。	-
29	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」のうち、「教育課程の意義及び編成の方法に係る部分」については、内容に応じて新課程の2つの科目区分（「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」）に読み替えが可能となっているが、その場合、教育課程の意義及び編成の方法に係る科目（1科目2単位）が両方の科目区分の内容を含む場合については、それぞれの科目区分に1単位ずつ読み替えるということが可能なのか。	○いずれか一方の科目区分に読み替えることが必要であり、1つの科目の単位を分割することはできない。 ○旧課程の「教育課程の意義及び編成の方法」に対応する科目が「教育課程及び指導法に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」として読替え、「教育の基礎理論に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」として読み替えることとなる。	-
30	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	旧課程の科目を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替える場合、旧課程の科目の内容についてどの程度総合的な学習の時間の指導法を含む必要があるか。	「総合的な学習の時間の指導法」については、修得単位数の規定はないため、その学修時間及び内容については、新課程において認定される「総合的な学習の時間の指導法」の内容に応じ、大学において適切に判断いただきたい。	-
31	③科目の履修方法	旧課程で履修した者が経過措置の適用を受けない場合に新法の下で所要資格を得るには、旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については追加で履修することが必要であるのか。	○旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については、次のいずれかの対応を行うことが必要である。 ① 新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目を追加で修得する。 ② 改正法施行規則附則に基づき、大学において当該学生の履修の状況を勘案し、これらの事項の内容を含む旧課程の科目の単位を、新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目の単位とみなす。 ○②の場合において、旧課程の科目の単位を「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすためには、旧課程の科目が当該事項の内容を1単位以上含むものであることが必要である。	(620)
32	③科目の履修方法	修得単位数が定められている「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」並びに「道徳の理論及び指導法」について、これらの事項を含む科目を単位流用をする場合には、改めて流用先の学校種の当該事項の所定の単位数を必ず修得しなければならないのか。	「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「道徳の理論及び指導法」の流用によって当該事項の必要単位数を満たす場合は、流用先の学校種の当該事項の単位を追加修得する必要はない。	(624)
33	③科目の履修方法	旧法では単位流用が認められていなかった教育課程及び指導法に関する科目に該当する科目についても、流用が認められるという理解でよいのか。	現行の教育課程及び指導法に関する科目のうち、「保育内容の指導法」「各教科の指導法」以外の事項を含む科目の単位については、改正後は流用可能となる。	(624)
34	③科目の履修方法	旧課程で「教育課程の意義および編成の方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際においてカッコ書きで追加された「カリキュラムマネジメント」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。	今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。	(618)
35	③科目の履修方法	旧課程で「進路指導の理論及び方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際において事項名称の一部として追加された「キャリア教育」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。	今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。	(619)
36	③科目の履修方法	改正後の施行規則からは「教科に関する専門的事項」の必要合計修得単位数が削除されているが、例えば中・高一種免の取得において「各教科の指導法」を10単位修得し、「教科に関する専門的事項」を中学校18単位、高校14単位修得した場合において「教科及び教科の指導法に関する科目」の要件を満たすという理解でよいのか。	○別表第1により所要資格を満たす場合、各区分において修得を必要とする事項及び内容を含んでいる場合においては、御質問のとおり修得方法でも差し支えない。 ○別表第1以外により所要資格を満たす場合においては、「各教科の指導法」、「教科に関する専門的事項」それぞれの事項ごとに必要修得単位数が定められている場合があるため、留意いただきたい。	(603)
37	③科目の履修方法	複合科目の修得をもって改正施行規則第4条第1項表備考第六号に規定する「各教科の指導法」8単位を修得したものとみなすのか。	複合科目をもって、各教科の指導法の必要単位数としてあてることができない。「各教科の指導法」として必要単位数を満たす必要がある。	(608)

38	③科目の履修方法	旧課程で大学において認定していた各教科の指導法の科目の必修単位を完修（例えば中学校の課程において6単位必修のところ6単位全てを修得）できたものの免許状授与の所要資格を得ずに卒業した学生が、新法による所要資格を得ようとする場合、新課程における各教科の指導法の必修単位数（中学校8単位）との差分の2単位を追加で修得する必要があるか。 また、旧課程で各教科の指導法の科目を完修できないまま（例えば中学校の課程において6単位必修のところ4単位のみ修得）卒業した学生が、新法による所要資格を得ようとする場合、差分の4単位のみ修得が必要となるのか、あるいは8単位全ての修得が必要となるのか。	前段、後段ともに、旧課程で履修した科目を新課程の科目に読み替えた単位が、新法に必要な単位数に満たない際には、差分の単位を履修する必要がある。	-
39	③科目の履修方法	中学校一種免の「各教科の指導法」について旧課程では大学において4単位必修としており、新課程ではこの4単位を含む8単位を必修科目として指定している。 その場合において、旧課程の科目を新課程の科目に読み替える際に、旧課程の4単位のみを修得していることをもって、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を修得したとすることが可能か。可能である場合においては、新課程で所要資格を満たそうとする際に不足となる残り4単位分については、既に修得済みの4単位以外の「各教科の指導法に関する科目」であれば、必修・選択科目いずれを履修させても構わないか。	○旧課程の科目において、改正前の免許法施行規則第六条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいる場合は、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいるとすることが可能。 ○その場合、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいることが分かるよう、学力に関する証明書において「確認欄」に○が記載されることを前提に、不足分の「各教科の指導法」の単位を修得する場合においては、必修・選択科目のいずれから履修しても構わない。	-
40	③科目の履修方法	「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない。」とは、具体的には、どのような流用方法が認められないのか。	教育実習の必要単位の一部に学校体験活動の単位を充てる場合には、残りの単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要があり、他校種の教育実習の単位を流用することはできない。 また、逆に、教育実習の必要単位の一部に他校種の教育実習の単位を流用する場合には、残りの単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要があり、学校体験活動の単位を充てることはできない。	(609)
41	③科目の履修方法	旧課程に入学した学生が、卒業までに免許状授与の所要資格を得ることが明らかに不可能と判明した際等に、新課程で追加された事項の内容を含む科目を在学中にあらかじめ履修することは可能か。	大学の履修規程等により、旧課程に入学した学生が新課程の科目を履修することも認められているのであれば可能である。	(623)
42	③科目の履修方法	大きくくり化された「教科及び教科の指導法に関する科目」において、現行の「教科に関する科目」における「一般的包括的な内容を含む科目」の取扱いはどのようになるのか。	現行の考えと同様である。ただし、外国語（英語）については、外国語（英語）コアカリキュラムに示す内容が含まれているか課程認定審査において確認を行う。	(591)
43	③科目の履修方法	改正免許法においては、現行の免許法附則第11項が削除されているが、これにより、高等学校教諭免許状（工業）の普通免許状の取得においては、平成31年度より、必ず従前の「教職に関する科目」に該当する科目（教育実習等）の単位の修得が必要になるのか。	改正免許法施行規則第5条第1項表備考第六号に同様の規定を設けている。	(586)
44	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則附則第2項又は第7項の適用がある場合において、幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する科目」又は「教科に関する専門的事項」の単位を修得し、別途「領域に関する専門的事項」の単位を修得した場合、幼稚園教諭免許状取得の際、合算して使用できるか。	○改正施行規則附則第7項の適用を受ける学生が、幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する専門的事項」の単位を修得し、別途「領域に関する専門的事項」の単位も修得した場合、これらを含わせて幼稚園教諭免許状の所要資格を満たすことは可能。 ○旧課程において幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する科目」の単位を修得した者が、附則第2項の適用を受けて、修得した単位を「領域に関する専門的事項」の単位とみなされた場合、別途「領域に関する専門的事項」の単位も修得して合わせて幼稚園教諭免許状の所要資格を満たすことは可能。 ○なお、大学の幼稚園教諭養成課程の認定に関しては、領域に関する専門的事項又は附則第7項の小学校の教科に関する専門的事項のいずれかで課程認定基準を満たすことが必要であり、留意されたい。	(584)
45	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則附則第7項の適用を受けるためには、卒業までに「所要資格を得る必要があるか。	平成34年度までに入学した学生が、引き続き在学し改正施行規則附則第7項の適用を受ける間に小学校の「教科に関する専門的事項」について修得した単位は、「領域に関する専門的事項」の単位として充てることができる。この場合、卒業するまでに所要資格を得られなかった場合も含まれる。	(596)
46	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則第2条第1項表備考第十三号に基づき、領域及び保育内容の指導法の単位のうち、半数までは小学校教諭の課程の所定の科目の単位をもってあてることができるとあるが、「半数」とは何の半数を指すのか。	施行規則第2条第1項表の第二欄「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位数から、「領域に関する専門的事項」について修得した単位数を差し引いた単位数の半数となる。	(614)
47	④幼稚園教諭免許状関係	幼稚園教諭一種免許状を取得するためには【領域及び保育内容の指導法に関する科目】区分において最低修得単位数は16単位であるが、今回の再課程認定申請において改正施行規則附則第7項を適用して【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の必要単位数を満たす場合においても、【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の区分の総修得単位数は16単位となるのか。	改正施行規則附則第7項により幼稚園教諭免許状の授与要件を構成する場合においても、「領域及び保育内容の指導法」に必要な修得単位数は16単位となる。	(615)
48	④幼稚園教諭免許状関係	従前の、幼稚園免許状の「教科に関する科目」の科目区分「これらの科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目」は、改正施行規則附則第7項の経過措置に含まれていないのか。	改正前の免許法施行規則に定める「これらの科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目」に該当する科目を新法下で開設する場合には、「領域に関する専門的事項に関する科目」または「複合領域」に該当すると考えられることから、それらの区分において開設することができる。	-
49	⑤教育職員検定	改正免許法別表第4においては、教科に関する専門的事項及び各教科の指導法の必要修得単位数がそれぞれ規定されているため、複合科目の修得はカウントできないという解釈でよいか。	○改正施行規則第15条表のとおり、別表第4については「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」それぞれにおいて修得単位数が定められているため、いずれかの単位を修得することが必要である。 ○なお、免許法認定講習を開設する場合には、複合科目は各開設者が開設しようとしている科目の内容に応じて、「教科に関する専門的事項」又は「各教科の指導法」の区分を選択していずれか一方の科目として開設する。	(607)

50	⑤教育職員検定	平成31年4月以降に免許法別表第3～第8により免許状申請を行うとする場合は、旧法が適用されるか。新法が適用されるか。	○平成31年4月1日以降に別表第3～第8により免許状の授与申請を行う場合においては、新法により所要資格を満たす必要がある。 ○改正施行規則附則により、新旧の単位は読替えが可能である。	-
51	⑤教育職員検定	・改正施行規則第11条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（改正免許法別表第3関係） ・同第13条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（同別表第3関係） ・同第16条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（同別表第5関係） について、同第2条から第5条までの表に規定されている教諭の「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に位置づけられている各科目に含めることが必要な事項に位置づけられている事項すべてを必ず含む必要はないと考えてよいか。	差し支えない。	-
52	⑤教育職員検定	平成31年4月1日以降に改正免許法別表3～8で免許状を取得しようとする場合には、「総合的な学習の時間の指導法」や「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のように追加された事項を履修しなければ所要資格を得られないのか。	改正免許法別表3～8において科目に含む事項として明示されていない「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については必ず含む必要はない。	-
53	⑤教育職員検定	改正施行規則第18条の2（改正免許法別表第8関係）において、「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3つの科目を合わせて、最低修得単位数が2単位（幼稚園教諭2種免許状を取得する場合を除く）と規定されているが、これら3事項を包含して2単位以上を修得する必要があるのか。（例えば「生徒指導の理論及び方法」のみ2単位修得しても、要件を満たしたことはないのか。）	○改正施行規則第18条の2において明示されている「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、従前のおり包含して2単位以上修得する必要がある。 ○なお、2単位のうち、どの程度含まれる必要があるかは定められていないため、開設者において適切に判断いただきたい。	-
54	⑥学力に関する証明書	新課程の科目による「学力に関する証明書」は、いつから発行可能となるのか。	○改正教育職員免許法及び同法施行規則の施行日以降。 ○再課程認定の認定前であっても、申請の内容に基づいた新旧科目の読替え表や不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。なお、その場合においては、「文部科学省による審査の結果、予定している教職課程の内容や開設時期が変更となる可能性がある」旨を申し添えること。	-
55	⑥学力に関する証明書	学力に関する証明書について、新法施行後も引き続き大学独自の様式を使用しても構わないか。	可能であるが、学生や授与権者の判断が容易になるように、独自様式を使用する場合においても、後日文部科学省が示す予定の学力に関する証明書の様式に記載の内容を参考とした上で作成いただきたい。	-
56	⑥学力に関する証明書	平成30年度まで課程を有しており、再課程認定を行わず、平成31年度以降は課程を有さない学部について、平成31年4月以降、卒業生等から学力に関する証明書の発行依頼があった場合、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えた学力に関する証明書を発行することは可能か。	○新法適用の教職課程を有さない大学は、新法に読み替えた学力に関する証明書を発行できない。 ○新法適用の教職課程を有する大学において、旧課程の科目を新課程に読み替えた上で学力に関する証明書を発行することになる。 ○新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議していただきたい。	-
57	⑥学力に関する証明書	平成30年度内に発行する旧法の「学力に関する証明書」は新法施行後の平成31年度以降も使用可能なのか。	○経過措置が適用される場合においては、旧法に基づく学力に関する証明書により免許状の所要資格を満たしていることにより、新法による免許状の所要資格を満たしているとみなすため、平成31年4月1日以降においても免許状の授与が可能となる。 ○経過措置が適用されない場合においては、平成31年4月1日以降は新法に基づく学力に関する証明書により免許状の所要資格を証明する必要がある。	-
58	⑥学力に関する証明書	教職課程を取り下げた大学は、施行規則第66条の6の科目を証明する学力に関する証明書を発行することはできないのか。	教職課程を有しない大学においても、施行規則第66条の6の科目を証明することは可能。	-
59	⑦その他	新しい高等学校学習指導要領により、教科「公民」が「公共」に変わるが、免許状の種類や所要資格が変わるのか。	○「公共」は、教科「公民」に位置付けられる科目の一つであるため、授与される免許状は引き続き「公民」であり、公民の免許状の所要資格について変更はない。 ○学習指導要領が改訂されたことから、特に「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、改訂後の内容を踏まえた授業を行うことが必要となるため、留意いただきたい。	(616)
60	⑦その他	新課程の科目について、予定している年次では受講できない学生（例えば平成31年度修了予定の大学院生が学部のカリキュラム上、平成32年度以降に開講される科目を履修する必要がある場合等を想定）を対象とした科目を別途前倒しして開講しても良いか。	○教員免許状取得のために使用可能な科目は、「免許状の所要資格を得させるために適当と認める課程」において修得する必要があるため、事例の場合においては、「別途開講」する場合であっても、当該開設科目が、認定課程を有している学部学科等に所属する学生の受講を前提とした科目として位置付けられている必要がある。 ○なお、再課程認定を受ける教職課程において開設する科目における科目の開設年次については、審査を省略しているため、大学の判断により適切な時期に開設いただきたい。	-

13. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示，小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）

28文科初第1829号  
平成29年3月31日

教員養成の課程を置く

各国公立大学長 殿  
各指定教員養成機関の長

文部科学事務次官  
戸谷 一夫

(印影印刷)

**学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示，小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）**

このたび、平成29年文部科学省令第20号をもって、別添のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、平成29年文部科学省告示第62号、第63号及び第64号をもって、それぞれ別添のとおり、幼稚園教育要領の全部を改正する告示（以下「新幼稚園教育要領」という。）、小学校学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新小学校学習指導要領」という。）及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新中学校学習指導要領」という。）が公示されました。

新幼稚園教育要領は平成30年4月1日から、改正省令及び新小学校学習指導要領は平成32年4月1日から、新中学校学習指導要領は平成33年4月1日から施行されます。

今回の改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その趣旨が十分達成されるよう教員養成の上でも格別の御配慮をお願いします。

記

1. 改正の概要

(1) 幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確



実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。

- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとしたこと。
- ・ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。
- ・ 新たに「前文」を設け、新学習指導要領等を定めるに当たっての考え方を、明確に示したこと。

## (2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

### ○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したこと。

### ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、児童生徒の知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要であること。そのため、小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないなどと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積をしっかりと引き継ぎ、子供たちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善を図ること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしたこと。

## (3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。

- ・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。

#### (4) 幼稚園における主な改善事項

- ・ 新幼稚園教育要領においては、幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」，「思考力，判断力，表現力等の基礎」，「学びに向かう力，人間性等」）を明確にしたこと。
- ・ 5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にしたこと。（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形，標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）
- ・ 幼稚園において，我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことなど，教育内容の充実を図ったこと。

#### (5) 小・中学校の教育内容の主な改善事項

##### ① 言語能力の確実な育成

- ・ 発達の段階に応じた，語彙の確実な習得，意見と根拠，具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成を図ることとしたこと。
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成，立場や根拠を明確にして議論することなど）を充実させたこと。

##### ② 情報活用能力の育成

- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え，これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしたこと。
- ・ 小学校においては，各教科等の特質に応じて，コンピュータでの文字入力等の習得，プログラミング的思考の育成のための学習活動を実施することとしたこと。

##### ③ 理数教育の充実

- ・ 前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で，日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などを充実させたこと。
- ・ 必要なデータを収集・分析し，その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育や自然災害に関する内容を充実させたこと。

##### ④ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 古典など我が国の言語文化や，県内の主な文化財や年中行事の理解，我が国や郷土の音楽，和楽器，武道，和食や和服などの指導を充実させたこと。

##### ⑤ 体験活動の充実

- ・ 生命の有限性や自然の大切さ，挑戦や他者との協働の重要性を実感するため，体験活動を充実させ，自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視したこと。

##### ⑥ 外国語教育の充実

- ・ 小学校において，中学年で「外国語活動」を，高学年で「外国語科」を導入したこと。（なお，小学校の外国語教育の充実にあたっては，新教材の整備，研修，外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしている。）
- ・ 小・中・高等学校一貫した学びを重視し，外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに，国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導を充実させたこと。

(6) 道徳教育の充実

- 平成27年3月27日付け26文科初1339号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」により既にお伝えしたとおりであり、小学校で平成30年4月1日から、中学校で平成31年4月1日から施行される内容等に変更はないこと。

平成27年の一部改正の内容は、道徳の時間を教育課程上、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）として新たに位置付け、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものであること。

- 道徳科の内容項目について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに見直すとともに、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法の工夫を行うことについて示したこと。
- 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に生かすこと。ただし、数値による評価は行わないこと。

具体的には、平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（以下「道徳科の学習評価及び指導要録の改善通知」という。）においてお知らせしたとおり、他の児童生徒との比較ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述により行うこと。

(7) 特別支援教育に関する主な改善事項

- 特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等を全員作成するとともに、通常学級における障害のある幼児児童生徒などについて、個別の指導計画等を作成し活用することに努めることとしたこと。
- 各教科等の指導に当たり、学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととしたこと。

(8) その他の改善事項

- 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため、小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」を充実させるとともに、幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視したこと。
- 児童生徒一人一人の発達を支える観点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程の関係について、小学校及び中学校を通して明記したこと。
- 日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について定めたこと。
- 部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。
- 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。

(9) 授業時数等の教育課程の基本的枠組み

小学校の教育課程に外国語を加え、各教科等の各学年における授業時数及び総授業時数を以下のとおりに変更したこと（中学校は変更なし）。

① 小学校

区	分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
特別の教科である道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数				35	35		
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	980	1015	1015	1015

注1 この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

② 中学校

区	分	第1学年	第2学年	第3学年
各教科の 授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
特別の教科である道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

注1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

## 2. 留意事項

### (1) 移行措置期間の特例

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における現行の小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）及び平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における現行の中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）の必要な特例については、追ってこれを告示し、別途通知する予定であること。

### (2) 入学者選抜における学力検査等

平成32年度以降に実施する中学校の入学者選抜における学力検査については、新小学校学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。また、平成33年度以降に実施する高等学校の入学者選抜における学力検査については、新中学校学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。

また、中学校及び高等学校の入学者選抜に当たっては、新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく問うことに留意し、知識及び技能を活用する力に関する出題の充実に配慮すること。

なお、道徳科の学習評価及び指導要録の改善通知においてお知らせしたとおり、道徳科の評価については、調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することがないようにすること。

### (3) 新学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり、新学習指導要領等の実現のためには、これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに、教員の授業改善や子供と向き合う時間を確保し、教員一人一人が力を発揮できるようにする必要があること。

具体的には、平成29年4月から施行される教育公務員特例法等の改正を受け、教員養成・採用・研修を一体として、教員の資質・能力の向上を図ること。子供一人一人の学びを充実させるためのきめ細かな指導など新学習指導要領等における指導や業務の在り方に対応する指導体制の充実を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実やICT環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

### (4) 新学習指導要領等の周知・徹底

新学習指導要領等の理念が各学校において実現するためには、各学校の教職員が新学習指導要領等の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため、文部科学省としては平成29年度に集中的に新学習指導要領等に関する説明会を開催するとともに、一人一人の教職員が直接利用できる各種の広報媒体を通じて、周知・徹底を図ることとしており、各教育委員会等においても、新学習指導要領等に関する研修会を開催し、教職員への周知・徹底を図ること。

また、学習指導要領は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する学習指導要領解説において説明することを予定している。このため、学習指導要領解説を活用して、教職員が学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

#### (5) 家庭・地域等との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

なお、文部科学省においては、新学習指導要領等の円滑な実施に向けて幅広い関係者との連携・協働を図ることとし、例えば、小学校におけるプログラミング教育の支援のため、関係省庁・企業等と連携して「未来の学びコンソーシアム」を設立（平成29年3月）しており、各教育委員会等においても幅広い地域住民等との連携・協働により学校を支える体制を構築することが期待されること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/)

本件担当：文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

（下記以外）

初等中等教育局 教育課程課（内線4732）

（幼稚園関係）

初等中等教育局 幼児教育課（内線2710）

（外国語関係）

初等中等教育局 国際教育課（内線3785）

（体育、保健関係）

スポーツ庁 政策課（内線2674）

（情報教育関係）

生涯学習政策局 情報教育課（内線2664）

14. 小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）

29文科初第536号

平成29年7月7日

教員養成の課程を置く

各国公立大学長 殿  
各指定教員養成機関の長

文部科学事務次官

戸谷 一夫

(印影印刷)

小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行  
期間中における学習指導等について（通知）

現行の小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）（以下「現行小学校学習指導要領」という。）及び中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）（平成31年及び平成32年度にあつては、中学校学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第61号）による改正後の中学校学習指導要領をいう。）（以下「現行中学校学習指導要領」という。）から平成29年3月31日に公示された新しい小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）（以下「新小学校学習指導要領」という。）及び中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）（以下「新中学校学習指導要領」という。）に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について、平成29年7月7日をもって関係の文部科学省令及び文部科学省告示が別添のとおり公布・公示されました。

まず、平成29年7月7日に公布された学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第29号）により、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第20号）（以下「平成29年改正省令」という。）の附則に移行措置に関する規定が追加されました。また、同日に公示された平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件（平成29年文部科学省告示第93号）（以下「小学校特例告示」という。）及び平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成29年文部科学省告示第94号）（以下「中学校特例告示」という。）により、小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）にあつては平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）にあつては平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間（以下「移行期間」という。）における学習指導要領の特例が定められました。

ついては、移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項は、下記のとおりです

ので、十分御了知いただき、その趣旨が十分達成されるよう教員養成の上でも格別の御配慮をお願いします。

## 記

### 第1 小学校等の移行期間中の教育課程について

#### 1 移行期間中の授業時数

移行期間中の各学年における各教科等の授業時数及び総授業時数は、平成29年改正省令附則第2項及び第3項の規定によるとともに、同項の定めるところ以外については現行の学校教育法施行規則別表第1及び第2の2によるものであること。その際、特に次の事項に留意すること。

- (1) 外国語活動の授業時数は、第3学年及び第4学年においては15単位時間、第5学年及び第6学年においては15単位時間増加させた50単位時間とし、総授業時数は、第3学年から第6学年まで各学年において15単位時間増加させることとしたこと。
- (2) 外国語活動の授業時数は、平成32年度から本格実施される新小学校学習指導要領に円滑に移行するために最低限必要となる内容について指導するためのものであること。
- (3) 各学校が現行の教育課程に更に15単位時間の授業時数を加えて確保することが困難な場合など、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間及び総授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとしたこと。なお、本特例は、来年度から直ちに、週当たりの授業時数を増加することや土曜日を活用すること、外国語教育充実のための教員研修等の実施により夏季、冬季等の休業日の期間を短縮することが困難な場合があることなどに鑑み、移行期間に限り講じる措置であること。なお、移行期間中の小学校等における総合的な学習の時間については、平成32年度からの実施を見据え、中学校等以後の教育における探究的な学習への円滑な接続・発展を図る観点から、探究的な学習の過程を一層重視し、質的充実を図ることが求められること。
- (4) 各学校の判断により、移行期間中に新小学校学習指導要領に規定される外国語科及び外国語活動の授業時数及び内容を指導することは可能であること。

#### 2 総則

小学校等における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新小学校学習指導要領第1章の規定（新小学校学習指導要領第1章第3の1(3)イを除く。）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

#### 3 各教科等ごとの特例の概要等

- (1) 特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動については、新小学校学習指導要領によることとしたこと（ただし、総合的な学習の時間については、新小学校学習指導要領第5章第3の2(9)の後段の部分を除く。）。
- (2) 算数については、新小学校学習指導要領の一部を追加又は適用することとしたこと。また、それに応じて現行小学校学習指導要領の一部を省略する又は適用しないこととしたこと。



- (3) 理科については、現行小学校学習指導要領の一部を省略することとしたこと。
- (4) 国語及び社会については、全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができることとするが、現行小学校学習指導要領による場合には、新小学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用することとしたこと。
- (5) 生活、音楽、図画工作、家庭及び体育については、全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができることとしたこと。
- (6) 外国語活動については、新小学校学習指導要領の外国語活動及び外国語科の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとしたこと。

#### 4 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては、上記の1から3までにより新小学校学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

- (1) 小学校特例告示により追加又は省略することとした内容（学年間で移行した内容を含む。）について十分留意した指導計画を作成すること。  
特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新小学校学習指導要領の内容については、新小学校学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。
- (2) 移行期間中に新小学校学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新小学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- (3) 移行期間中に新小学校学習指導要領によることができるとされていない事項（新小学校学習指導要領第1章第3の1(3)イに規定する事項を含む。）及び教科についても、新小学校学習指導要領の規定の内容を取り入れて指導を行うことはできること。
- (4) 現行小学校学習指導要領及び新小学校学習指導要領において目標及び内容を2学年まとめて示している教科については、特に、平成31年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成32年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新小学校学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。
- (5) 算数については、移行期間中に指導すべきとされている新小学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を予定していることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。
- (6) 外国語活動については、移行期間中に指導すべきとされている現行学習指導要領及び新小学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を今年度中に予定していることから、当該補助教材を適切に使用するなどして指導を行うこと。また、各学校の状況に応じて計画的に準備を進め、平成32年度からの実施に円滑に移行できるようにすること。なお、文部科学省においては、小学校等の外国語教育の充実に当たって、上記補助教材の配布に加え、教員の養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしていること。

#### 5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととし、移行期間におけ

る外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、次のとおり とすること。

- (1) 移行期間における第3学年及び第4学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。
- (2) 移行期間における第5学年及び第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。  
なお、外国語活動については、引き続き、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。

## 6 関連事項

移行期間中に実施する中学校等の入学者選抜に係る学力検査における出題範囲については、小学校特例告示の内容に留意し、各学年に児童が履修している各教科の内容を踏まえた適切なものとなるよう十分配慮すること。

また、平成28年3月31日付の通知(28文科初第1828号)の「2. 留意事項」の(2)を踏まえ、平成32年度以降に実施する中学校等の入学者選抜における学力検査については、新小学校学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。また、中学校等の入学者選抜に当たっては、新小学校学習指導要領及びの趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく問うことに留意し、知識及び技能を活用する力に関する出題の充実に配慮すること。その際、小学校特例告示の内容にも十分留意すること。

## 第2 中学校等の移行期間中の教育課程について

### 1 移行期間中の授業時数

移行期間中の各学年における各教科等の授業時数及び総授業時数は、現行の学校教育法施行規則別表第2、第2の3及び第4によるものであること。

### 2 総則

中学校等における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新中学校学習指導要領第1章の規定を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

なお、平成30年度においては、道徳教育については、新中学校学習指導要領第1章第1の2(2)、第2の3(1)カ及び第6の規定によることができるとしたことに留意すること。

### 3 各教科等ごとの特例の概要等

- (1) 総合的な学習の時間及び特別活動については、新中学校学習指導要領によることとしたこと。
- (2) 数学については、新中学校学習指導要領の一部を追加又は適用することとしたこと。また、それに応じて現行中学校学習指導要領の一部を省略する又は適用しないこととしたこと。
- (3) 国語については、新小学校学習指導要領により小学校等で新たに学習することとなる漢字を必ず取り扱うこととしたこと。また、新中学校学習指導要領に定める内容の一部を追加したこと。

- (4) 理科及び保健体育については、現行中学校学習指導要領に定める内容の一部を指導学年を前倒して実施することとしたこと。また、新中学校学習指導要領の一部を追加又は適用することとしたこと。それに応じて現行中学校学習指導要領に定める内容の一部を省略する又は適用しないこととしたこと。
- (5) 社会については、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができることとするが、現行中学校学習指導要領による場合には、新中学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用することとしたこと。
- (6) 音楽、美術、技術・家庭及び外国語については、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができることとしたこと。
- (7) 道徳及び特別の教科道徳については、平成 30 年度においては、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができるとし、平成 31 年度及び平成 32 年度においては、新中学校学習指導要領によることとしたこと。

#### 4 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては、上記の 1 から 3 により新中学校学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

- (1) 中学校特例告示により追加又は省略することとした内容（学年間で移行した内容を含む。）について十分留意した指導計画を作成すること。  
特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新中学校学習指導要領の内容については、新中学校学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。
- (2) 移行期間中に新中学校学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新中学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- (3) 移行期間中に新中学校学習指導要領によることができるとされていない教科についても、新中学校学習指導要領の規定の内容を取り入れて指導を行うことはできること。
- (4) 現行中学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領において目標及び内容を 2 学年又は 3 学年まとめて示している教科については、特に、平成 32 年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成 33 年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新中学校学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。
- (5) 数学及び理科については、移行期間中に指導すべきとされている新中学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を予定していることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。

#### 5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

#### 6 関連事項

移行期間中に実施する高等学校の入学者選抜に係る学力検査における出題範囲については、中学校特例告示の内容に留意し、各学年に生徒が履修している各教科の内容を踏まえた適切なもの

となるよう十分配慮すること。

また、平成 29 年 3 月 31 日付の通知（28 文科初第 1828 号）の「2. 留意事項」の（2）を踏まえ、平成 33 年度以降に実施する高等学校の入学者選抜における学力検査については、新中学校学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。また、高等学校の入学者選抜に当たっては、新中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく問うことに留意し、知識及び技能を活用する力に関する出題の充実に配慮すること。その際、中学校特例告示の内容にも十分留意すること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1383986.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm)

(ホーム>教育>小・中・高等学校>学習指導要領「生きる力」>新学習指導要領(平成 29 年 3 月公示))

本件担当： 文部科学省 電話：03（5253）4111（代表） （下記以外） 初等中等教育局 教育課程課（内線 2368） （保健体育関係） スポーツ庁 政策課 学校体育室（内線 2674） （外国語関係） 初等中等教育局 国際教育課（内線 3785）
---

## 15. 高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）

29文科初第1784号

平成30年3月30日

教員養成の課程を置く

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長 殿

文部科学事務次官  
戸 谷 一 夫

(印影印刷)

### 高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）

この度、平成30年文部科学省令第13号をもって、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が制定され、また、平成30年文部科学省告示第68号をもって、高等学校学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新高等学校学習指導要領」という。）が公示されました。

今回の改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、高等学校の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その趣旨が十分達成されるよう教員養成の上でも格別の御配慮をお願いします。

なお、学習指導要領改訂に関する資料については、文部科学省のホームページに掲載していますので、御参照ください。

#### 記

#### 1. 改正の概要

##### (1) 高等学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとしたこと。

道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。

- ・ 新たに「前文」を設け、新高等学校学習指導要領を定めるに当たっての考え方を、明確に示したこと。

## (2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

### ○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したこと。

### ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められること。また、特に高等学校教育においては、大学入学選抜に向けた対策が動機付けとなり、小・中学校に比べ知識伝達型の授業にとどまりがちであることや、卒業後の学習や社会生活に必要な力の育成につながっていないことが課題となっていることから、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要とされていること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることとしたこと。その際、特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を各教科等の特質に応じて図ることが重要であること。

## (3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。

- ・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。

## (4) 教科・科目構成の見直し

- ・ 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、別添のとおり教科・科目の構成を改善したこと。

(5) 教育内容の主な改善事項

① 言語能力の確実な育成

- ・ 科目の特性に応じた語彙の確実な習得，主張と論拠の関係や推論の仕方など，情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成を図ることとしたこと。
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動を充実したこと。

② 理数教育の充実

- ・ 理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から，日常生活や社会との関連を重視するとともに，見通しをもった観察，実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動を充実させたこと。
- ・ 必要なデータを収集・分析し，その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実したこと。
- ・ 将来，学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し，新たな探究的科目として，「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設したこと。

③ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 我が国の言語文化に対する理解を深める学習を充実させたこと。
- ・ 政治や経済，社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色，我が国の先人の取組や知恵，武道に関する内容の充実，和食，和服及び和室など，日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容を充実したこと。

④ 道徳教育の充実

- ・ 各学校において，校長のリーダーシップの下，道徳教育推進教師を中心に，全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定したこと。
- ・ 道徳教育の展開に当たっては，公民の「公共」，「倫理」，特別活動が，人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮することを明記したこと。

⑤ 外国語教育の充実

- ・ 複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やりとり・発表]」「書くこと」の力を総合的に育成するための科目（「英語コミュニケーションⅠ，Ⅱ，Ⅲ」）や発信力の強化に特化した科目（「論理・表現Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ」）を新設したこと。
- ・ 小・中・高等学校一貫した学びを重視して，外国語能力の向上を図る目標を設定し，目的や場面，状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力の着実な育成を図ることとしたこと。

⑥ 情報教育の充実

- ・ 情報科の科目を再編し，全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」を新設することにより，プログラミング、ネットワーク（情報セキュリティを含む。）やデータベース（データ活用）の基礎等の内容を必修としたこと。また、データサイエンス等に関する内容を充実したこと。
- ・ 各教科におけるコンピュータ等を活用した学習活動を充実したこと。

⑦ 職業教育の充実

- ・ 就業体験等を通じた望ましい勤労観，職業観の育成，職業人に求められる倫理観に関する指導を充実したこと。
- ・ 地域や社会の発展を担う職業人を育成するため，社会や産業の変化の状況等を踏まえ，持続可能な社会の構築，情報化の一層の進展，グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善したこと。

- ・ 産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」，「観光ビジネス」，「総合調理実習」，「情報セキュリティ」，「メディアとサービス」の科目を新設したこと。

#### (6) その他の改善事項

- ・ 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため，中学校との円滑な接続や，高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記したこと。
- ・ 生徒一人一人の発達を支える観点から，ホームルーム経営や生徒指導，キャリア教育の充実と教育課程の関係について明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある生徒や不登校の生徒への教育課程について定めたこと。
- ・ 部活動については，教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し，社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。
- ・ 障害のある生徒に対する通級による指導における個別の指導計画等の全員作成や単位修得の認定の際の配慮事項，各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫について定めたこと。

#### (7) 施行及び適用の時期

- ・ 新高等学校学習指導要領は，平成34年4月1日に施行する。ただし，同日以降高等学校の第1学年に入学した生徒（単位制による課程にあつては，同日以降入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。））に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用すること。

## 2. 留意事項

### (1) 移行措置期間の特例

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間における現行の高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）の必要な特例については，追ってこれを告示し，別途通知する予定であること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/)

<p>本件担当：          文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）          （下記以外）          初等中等教育局 教育課程課（内線2562）          （外国語関係）          初等中等教育局 国際教育課（内線3785）          （保健体育関係）          スポーツ庁 政策課（内線2674）          （情報教育関係）          生涯学習政策局 情報教育課（内線2664）          （職業教育関係）          初等中等教育局 児童生徒課（内線2904）</p>
---



## 16. 高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）

30文科初第727号

平成30年8月31日

教員養成の課程を置く

各国公立大学長  
各指定教員養成機関の長 殿

文部科学事務次官

戸谷 一夫

(印影印刷)

### 高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに 移行期間中における学習指導等について（通知）

現行の高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）（以下「現行高等学校学習指導要領」という。）から平成30年3月30日に公示された新しい高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について、平成30年8月31日をもって関係の文部科学省令及び文部科学省告示が別添のとおり公布・公示されました。

まず、平成30年8月31日に公布された学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第28号）により、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第13号）の附則に移行措置に関する規定が追加されました。また、同日に公示された平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成30年文部科学省告示第172号）（以下「特例告示」という。）により、高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）にあつては平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間（以下「移行期間」という。）における学習指導要領の特例が定められました。

ついては、移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項は、下記のとおりですので、十分御了知いただき、その趣旨が十分達成されるよう教員養成の上でも格別の御配慮をお願いします。

なお、学習指導要領改訂及び移行措置に関する資料については、文部科学省のホームページに掲載していますので、御参照ください。

記

#### 1 総則

高等学校等における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等学校学習指導要領第1章の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

## 2 各教科等ごとの特例の概要等

- (1) 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要領によることとしたこと。
- (2) 特別活動については、新高等学校学習指導要領によることとしたこと。
- (3) 地理歴史及び公民については、新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用することとしたこと。
- (4) 家庭については、新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導することとしたこと。
- (5) 保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、全部又は一部について新高等学校学習指導要領によることができることとしたこと。その際、学校教育法施行規則に示す福祉に属する科目として「福祉情報」を加えたこと。

## 3 移行措置の適用対象

移行措置は、上記2(1)に示す総合的な探究の時間に関する特例及び2(4)に示す家庭に関する特例を除き、移行期間中に在籍する全ての生徒に適用すること。

上記2(1)に示す総合的な探究の時間に関する特例については、平成31年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒について適用すること。また、上記2(4)に示す家庭に関する特例については、平成30年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒について適用すること。

## 4 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては、上記の1から3までにより新高等学校学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

- (1) 特例告示の内容に十分留意した指導計画を作成すること。  
特に、移行期間中に新高等学校学習指導要領の規定を適用することとされている内容については、新高等学校学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。
- (2) 移行期間中に新高等学校学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新高等学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、十分な授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- (3) 移行期間中に現行高等学校学習指導要領によることとされている教科についても、新高等学校学習指導要領の規定の内容を加えて指導を行うことはできること。その際、教科及び科目の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重になったりすることのないようにするものとする。
- (4) 各学科に共通する教科「理数」（以下「理数」という。）については移行措置を定めていないが、現行高等学校学習指導要領の下においても総合的な学習の時間の目標や内容に従い、数学的な手法や科学的な手法を用いて探究的な学習を行っている事例もあることから、平成34(2022)年度以降に理数に属する科目を開設し、総合的な探究の時間と代替することを検討している場合には、移行期間中の総合的な探究の時間の指導に当たり、数学的な手法や科学的な

手法などを用いて探究を行うこともできること。

- (5) 家庭については、本年6月の民法改正により、平成34(2022)年度から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、平成30年度以降に高等学校等に入学する生徒に対して消費者教育の充実を図る必要があることから特例を設けているものである。上記の趣旨を踏まえ、平成30年度に高等学校等に入学する生徒に対して、移行期間が開始する前に家庭の指導を行う場合においても、消費者教育の充実が十分に図られるよう配慮すること。
- (6) 福祉については、平成34(2022)年度に予定される介護福祉士の受験資格要件の変更に対応したものであることを踏まえ、生徒の進路等に応じて適切な履修が可能となるよう配慮すること。

## 5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等学校学習指導要領の規定を適用する部分を含め、現行高等学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1383986.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm)

(ホーム>教育>小・中・高等学校>学習指導要領「生きる力」>新学習指導要領(本文, 解説, 資料等))

本件担当：  
文部科学省 電話：03(5253)4111(代表)  
(下記以外)  
初等中等教育局 教育課程課(内線2562)  
(保健体育関係)  
スポーツ庁 政策課(内線2674)  
(職業教育関係)  
初等中等教育局 児童生徒課(内線2904)

## 17. 小学校教員養成課程における外国語教育への対応について（通知）

---

28文科初第1877号

平成29年3月31日

小学校教員養成課程認定大学大学長 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤 原 誠

(印影印刷)

### 小学校教員養成課程における外国語教育への対応について（通知）

小学校における外国語教育については、平成21年度より小学校の教職課程に外国語活動が導入され、「小学校教諭の教職課程等における外国語活動の取扱いについて（通知）」（平成21年1月14日付け20初教職第24号）において、小学校教諭の教職課程における外国語活動に関する指導法を、「教科又は教職に関する科目」の中に位置づけた上で、開設することが望まれることとし、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」の策定について（情報提供）」（平成26年1月22日付け事務連絡）において、各大学の教職課程において、小学校の外国語活動等の現行学習指導要領の内容等を踏まえ、英語教育に関する内容の一層の改善充実を図っていただくようお願いをしてきたところです。

また、平成28年12月21日中央教育審議会において、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」が取りまとめられ、次期学習指導要領においては、小学校中学年から外国語活動を通じて外国語に慣れ親しませ、外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から教科として系統的な指導を行うことが提言されたことを受け、平成29年3月31日付けで、小学校学習指導要領の全部を改正する告示が公示されました。

これらを踏まえ、小学校教員養成課程を有する各大学の御協力の下、平成28年10月6日付で小学校教諭の教職課程における外国語教育への対応状況についての調査（以下、「調査」という。）を依頼し、今般、その結果をとりまとめたところです。

今回の調査において、約44%の大学が教員養成課程内及び、約11%の大学が教員養成課程外において、教科としての小学校外国語教育の指導力向上に関するプログラムを開設していることが明らかとなったように、小学校教員養成課程を有する各大学においては、小学校外国語教育の教科化に向けた取組を進めていただいております。

小学校では、平成32年度より次期学習指導要領の全面実施が予定されるとともに、平成30年度からは、各学校の判断により、新課程の内容の全部又は一部について、先行して次期学習指導要領による教育課程の編成・実施が認められることとなります。同時に、現行の小学校学習指導要領による場合にも、次期学習指導要領に円滑に移行できるよう、新課程の内容を追加又は適用することが想定されています。

つきましては、平成29年度以降に卒業し、小学校教員の免許状を取得する学生については、採用

後、平成30年度より次期学習指導要領による教科としての外国語教育を指導することが求められる可能性があることを踏まえ、現在、小学校教員養成課程に在籍する学生に対して、教員として採用される前に教職課程内外を通してその指導法等を学ぶ機会を設けていただくようお願いいたします。

貴小学校教員養成課程認定大学におかれては、本調査結果その他の別添資料を参考にしながら、引き続き、次期学習指導要領に向けて、教科としての小学校外国語教育の指導力を向上するための機会の提供・充実に取り組まれるよう御理解・御協力をお願いいたします。あわせて平成26年度、平成27年度に文部科学省が開発した補助教材とその説明資料を送付いたしますので、次期学習指導要領に対応した指導を行う際に、積極的に御活用願います。

別添1：小学校教員養成課程における教科外国語への対応状況調査結果

別添2：教科としての小学校外国語教育の指導力向上に関するプログラムの例

別添3：小学校の新たな外国語教育における新教材 年間指導計画例素案

別添4：「英語教育強化地域拠点事業」「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」における取組及び小学校英語の早期化・教科化に対応した補助教材等の検証について

別添5：参考情報一覧

#### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

電話 03-5253-4111（代表）

教職員課 教員免許企画室 免許係（内線2453）

国際教育課外国語教育推進室企画調整係（内線3787）

## 18. 特別支援教育の推進について（通知）

19文科初第125号

平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事殿  
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長  
銭谷真美

(印影印刷)

### 特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

### 記

#### 1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

## 2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

## 3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

### (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

### (2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

### (3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

### (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関

係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

#### (5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

#### (6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

### 4. 特別支援学校における取組

#### (1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

#### (2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

#### (3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。



そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

## 5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導

内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

## 6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

## 7. 教育活動等を行う際の留意事項等

### (1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

## (2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

## (3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあつては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

## (4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

## (5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

## (6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

## (7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

## 8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局  
特別支援教育課（古川、富田、吉原）  
TEL：03-5253-4111（内線 3192）  
03-6734-3192（直通）

## 19. 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

25 文科初第 756 号

平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各 都 道 府 県 知 事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
構造改革特別区域法第 1 2 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長

前 川 喜 平

(印影印刷)

### 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

#### 第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

##### 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

###### (1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及

び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

## 2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

### 3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

#### (1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

#### ① 障害の種類及び程度

##### ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

##### イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

##### ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

##### エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

##### オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

##### カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

##### キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

#### ② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては 2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態

によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

## (2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

### ① 障害の種類及び程度

#### ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

#### オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

#### カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

#### ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

### ② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通り

であること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあつては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとられることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

#### 4 その他

##### (1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

##### (2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。



## 第2 早期からの一貫した支援について

### 1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

### 2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

### 3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

### 4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】 文部科学省初等中等教育局  
特別支援教育課企画調査係  
〒 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
電話：03-5253-4111（内線）3193  
FAX：03-6734-3737  
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

20. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について（通知）

29文科初第236号  
平成29年4月28日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事殿  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官  
戸谷 一夫

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに  
特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び  
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正  
する告示の公示について（通知）

このたび、平成29年文部科学省令第27号をもって、別添1のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、平成29年文部科学省告示第72号及び第73号をもって、それぞれ別添2のとおり、特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示（以下「新幼稚部教育要領」という。）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新小学部・中学部学習指導要領」という。）が公示されました。

新幼稚部教育要領は平成30年4月1日から、改正省令及び新小学部・中学部学習指導要領は小学部については平成32年4月1日から、中学部については平成33年4月1日から施行されます。

今回の改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、特別支援学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、改正省令、新幼稚部教育要領、新小学部・中学部学習指導要領（以下「新学習指導要領等」という。）に基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会その他の教育機関に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本改正の内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載することとしておりますので、御参照ください。

## 記

### 1. 改正の概要

#### (1) 幼稚部、小学部及び中学部の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法，学校教育法などを踏まえ，我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし，豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き，社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際，子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し，連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力，判断力，表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で，知識の理解の質をさらに高め，確かな学力を育成することとしたこと。
- ・ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視，体育・健康に関する指導の充実により，豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。また，自立活動の指導の充実により，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立して社会に参加する資質を養うこととしたこと。
- ・ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ，幼稚園，小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視したこと。
- ・ 障害の重度・重複化，多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実を図ったこと。
- ・ 新たに「前文」を設け，新学習指導要領等を定めるに当たっての考え方を，明確に示したこと。

#### (2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

##### ○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し，「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら，授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう，各教科等の目標及び内容を，①知識及び技能，②思考力，判断力，表現力等，③学びに向かう力，人間性等の三つの柱で再整理したこと。

##### ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、児童生徒の知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要であること。そのため、小学部及び中学部においては、これまでの教育実践の蓄積をしっかりと引き継ぎ、子供たちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善を図ること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしたこと。

### (3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。  
また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1 単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。その際、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、個別の指導計画に基づき、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど、指導方法や指導体制の工夫改善に努めることとしたこと。
- ・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。特に、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう努めるものとしたこと。

### (4) 幼稚園における主な改善事項

- ・ 幼稚園教育要領においては、幼稚園における教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、 「思考力、判断力、表現力等の基礎」、 「学びに向かう力、人間性等」）を明確にしたこと。
- ・ 5 歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にしたこと。（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて、指導を行う際に考慮するものとしたこと。

### (5) 小学部・中学部における主な改善事項

#### ① 小・中学校の教育内容の改善に準じた主な改善事項

小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月 31 日文科科学省告示第 63 号）及び中学校教育要領（平成 29 年 3 月 31 日文科科学省告示第 64 号）の改善に準じた改善を行ったこと。

#### ア 言語能力の確実な育成

- ・ 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成を図ることとしたこと。
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）を充実させたこと。

#### イ 情報活用能力の育成

- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしたこと。
- ・ 小学部においては、各教科等の特質に応じて、コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成のための学習活動を実施することとしたこと。

#### ウ 理数教育の充実

- ・ 前回改訂において充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などを充実させたこと。
- ・ 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育や自然災害に関する内容を充実させたこと。

#### エ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 古典など我が国の言語文化や、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を充実させたこと。

#### オ 体験活動の充実

- ・ 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するため、体験活動を充実させ、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視したこと。

#### カ 外国語教育の充実

- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者（以下「視覚障害者等」という。）である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入したこと。（なお、外国語教育の充実にあたっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしている。）
- ・ 小・中・高等部一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導を充実させたこと。

### ② 道徳教育の充実

- ・ 平成27年3月27日付け26文科初1339号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」により既にお伝えしたとおりであり、小学部で平成30年4月1日から、中学部で平成31年4月1日から施行される内容に変更はないこと。なお、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導にあたっての配慮事項の一部を加えたこと。

平成27年の一部改正の内容は、道徳の時間を教育課程上、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）として新たに位置付け、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものであること。

- ・ 道徳科の内容項目について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた

体系的なものに見直すとともに、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法の工夫を行うことについて示したこと。

- ・ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に生かすこと。ただし、数値による評価は行わないこと。

具体的には、平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（以下「道徳科の学習評価及び指導要録の改善通知」という。）においてお知らせしたとおり、他の児童生徒との比較ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述により行うこと。

### ③ 学びの連続性を重視した対応

ア 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、児童生徒の学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定したこと。

イ 知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理するとともに、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実したこと。

- ・ 中学部に二つの段階を新設するとともに、小・中学部の各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実したこと。
- ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定したこと。
- ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者又は中学部に就学する生徒のうち、中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定したこと。

### ④ 一人一人に応じた指導の充実

- ・ 視覚障害者等である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実したこと。

【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実

【聴覚障害】 音声，文字，手話，指文字等を活用した意思の相互伝達の充実

【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成

【病弱】 間接体験，疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫

- ・ 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定したこと。

### ⑤ 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・ 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定したこと。

- ・ 小学部，中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定したこと。また，幼稚部においても，「自立心」，「協同性」，「社会生活との関わり」といった幼児期の終わりまでに育ててほしい姿を示したこと。
- ・ 生涯学習への意欲を高めることや，生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ，豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定したこと。
- ・ 障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設け，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。
- ・ 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕，数学を学習や生活で生かすこと〔算数，数学〕，身近な生活に関する制度〔社会〕，働くことの意義，消費生活と環境〔職業・家庭〕など，知的障害者である児童生徒のための各教科の内容を充実したこと。

## ⑥ その他の改善事項

- ・ 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため，小学部入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」を充実させるとともに，幼小，小中，中高といった学部段階間及び学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視したこと。
- ・ 児童生徒一人一人の調和的な発達を支える観点から，学級経営や生徒指導，キャリア教育の充実と教育課程の関係について，小学部及び中学部を通して明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある児童生徒への教育課程，夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について定めたこと。
- ・ 部活動については，教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し，社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。

## 2. 留意事項

### (1) 移行措置期間の特例

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における現行の小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第62号）の必要な特例については，追ってこれを告示し，別途通知する予定であること。

### (2) 特別支援学校教諭等免許状の早期取得促進

平成27年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において，平成32年までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指すこととされたことを踏まえ，特別支援学校教諭等免許状保有者の特別支援学校への採用・配置，同免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など，計画的な同免許状保有率向上の取組を進め，特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めること。

### (3) 新学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり、新学習指導要領等の実現のためには、これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに、教員の授業改善や子供と向き合う時間を確保するなど、教員一人一人が力を発揮できるような教育条件の整備に努める必要があること。

具体的には、平成29年4月から施行された教育公務員特例法等の改正を受け、教員養成・採用・研修を一体として、教員の資質・能力の向上を図ること。子供一人一人の学びを充実させるためのきめ細かな指導など新学習指導要領等における指導や業務の在り方に対応する指導体制の充実を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実やICT環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

特に、特別支援学校において教室不足が生じている状況を踏まえ、各設置者において、その解消計画を策定・更新するとともに、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等により、引き続き教室不足解消のための取組を進めること。

#### (4) 新学習指導要領等の周知・徹底

新学習指導要領等の理念が各学校において実現するためには、各学校の教職員が新学習指導要領等の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため、文部科学省としては平成29年度に新学習指導要領等に関する説明会を開催するとともに、一人一人の教職員が直接利用できる各種の広報媒体を通じて、周知・徹底を図ることとしており、各教育委員会等においても、新学習指導要領等に関する研修会を開催、教職員への周知・徹底を図ること。

また、学習指導要領は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する学習指導要領解説において説明することを予定している。このため、学習指導要領解説を活用して、教職員が学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

#### (5) 家庭・地域等との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため、各教育委員会等においては、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/)

本件担当：

文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

初等中等教育局 特別支援教育課（内線2003）



## 21. 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）

29文科初第1244号

平成29年12月27日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学長 殿  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官  
戸谷 一 夫

(印影印刷)

### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）

現行の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第62号）による改正後の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領をいう。）（以下「現行小学部・中学部学習指導要領」という。）から平成29年4月28日に公示された新しい特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）（以下「新小学部・中学部学習指導要領」という。）に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について、平成29年12月27日をもって関係の文部科学省令及び文部科学省告示が別添のとおり公布・公示されました。

まず、平成29年12月27日に公布された学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第42号）により、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第27号）の附則に移行措置に関する規定が追加されました。また、同日に公布された平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部の特例を定める件（平成29年文部科学省告示第181号）（以下「小学部・中学部特例告示」という。）により、小学部にあつては平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、中学部にあつては平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間（以下「移行期間」という。）における学習指導要領の特例が定められました。

ついては、移行措置の概要及び移行期間における各教科等の学習指導上の留意事項等は、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定

都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長及び各公立大学法人の理事長におかれては、その管下の学校に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

なお、平成 29 年 6 月 22 日に文部科学大臣より中央教育審議会に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問を行い、「学校が担うべき業務の在り方」、「教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担」、「教員が子供の指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方」について検討いただいております。新小学部・中学部学習指導要領の確実な実施に向けて、文部科学省としては、これらの審議を踏まえ、引き続き積極的な支援を行っていききたいと考えています。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載することとしておりますので、御参照ください。

## 記

### 第 1 移行措置の概要

#### 1 総則

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例
  - ① 平成 30 年度及び平成 31 年度の教育課程の編成に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領第 1 章の規定（第 4 節の 1 (3)イを除く。）によること。
  - ② 各学年における授業時数及び総授業時数は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 29 号）による改正後の学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「新令」という。）附則第 2 項及び附則別表第 1 の規定に準ずること。
- (2) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例
  - ① 平成 30 年度及び平成 31 年度の教育課程の編成に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領第 1 章の規定（第 4 節の 1 (3)イを除く。）によること。
  - ② 各学年における総授業時数及び授業時数は、新令附則別表第 1 の規定に準ずるものとする。ただし、外国語活動を加えて教育課程を編成する場合には、外国語活動の授業時数については、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、同表に定める授業時数より減じることができること。
  - ③ ②前段の規定にかかわらず、外国語活動の授業の取扱いにより、教育課程の適正な編成のため特に必要がある場合には、第 3 学年から第 6 学年までの総授業時数から 15 を超えない範囲内の総授業時数を減じることができること。
- (3) 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例
  - ① 平成 30 年度の教育課程の編成に当たっては、道徳教育に係る部分以外は新小学部・中学部学習指導要領第 1 章の規定によるものとし、道徳教育に係る部分については、新小学部・

中学部学習指導要領第1章第2節の2(2)、第3節の3(1)コ及び第7節の規定によることができること。

- ② 平成31年度及び平成32年度の教育課程の編成に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領第1章の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領第1章の規定によること。

## 2 各教科

- (1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成30年度及び平成31年度の視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部における障害種別に示す配慮事項については、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領の規定によるものとし、各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては、小学校における移行期間中の取扱いに準ずること。

- (2) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成30年度及び平成31年度の知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領の規定によることができること。

- (3) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

平成30年度から平成32年度までの視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部における障害種別に示す配慮事項については、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領の規定によるものとし、各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年、各分野又は各言語にわたる内容の取扱いについては、中学校における移行期間中の取扱いに準ずること。

- (4) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の特例

平成30年度から平成32年度までの知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の各教科の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領の規定によることができること。

## 3 道徳及び特別の教科道徳

- (1) 平成30年度及び平成31年度の小学部の第1学年から第6学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

- (2) 平成30年度の中学部の第1学年から第3学年までの道徳の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学部・中学部学習指導要領の規定によることができること。

- (3) 平成31年度及び平成32年度の中学部の第1学年から第3学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず、新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

#### 4 外国語活動

##### (1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

平成 30 年度及び平成 31 年度の視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部における外国語活動の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領の規定によるものとし，小学校における移行措置期間中の取扱いに準ずること。

##### (2) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 27 号）による改正後の学校教育法施行規則第 126 条第 2 項の規定により，平成 30 年度及び平成 31 年度に外国語活動を加えて教育課程を編成する場合には，新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

#### 5 総合的な学習の時間

平成 30 年度及び平成 31 年度の小学部の第 3 学年から第 6 学年まで並びに平成 30 年度から平成 32 年度までの中学部の第 1 学年から第 3 学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

#### 6 特別活動

平成 30 年度及び平成 31 年度の小学部の第 1 学年から第 6 学年まで並びに平成 30 年度から平成 32 年度までの中学部の第 1 学年から第 3 学年までの特別活動の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

#### 7 自立活動

平成 30 年度及び平成 31 年度の小学部の第 1 学年から第 6 学年まで並びに平成 30 年度から平成 32 年度までの中学部の第 1 学年から第 3 学年までの自立活動の指導に当たっては，現行小学部・中学部学習指導要領の規定にかかわらず，新小学部・中学部学習指導要領の規定によること。

### 第 2 各教科等の学習指導上の留意事項等

#### 1 移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては，新小学部・中学部学習指導要領第 1 章の規定（第 4 節の 1 (3)イを除く。）を踏まえ，その趣旨の実現を図ること。

なお，平成 30 年度においては，中学部における道徳教育については，新小学部・中学部学習指導要領第 1 章第 2 節の 2 (2)，第 3 節の 3 (1)コ及び第 7 節の規定によることができることとしたことに留意すること。

#### 2 各教科等の指導に当たっては，新小学部・中学部学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに，特に次の事項に留意すること。

##### (1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 小学部・中学部特例告示により追加又は省略等することとした内容（学年間で移行した内容を含む。）について十分留意した指導計画を作成すること。

特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新小学部・中学部学習指導要領の内容については、新小学部・中学部学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。
- ② 移行期間中に新小学部・中学部学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新小学部・中学部学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、適切な授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- ③ 移行期間中に新小学部・中学部学習指導要領によることができるとされていない事項（新小学部・中学部学習指導要領第1章第4節の1(3)イに規定する事項を含む。）及び教科についても、新小学部・中学部学習指導要領の規定の内容を取り入れて指導を行うことはできること。
- ④ 小学部において、現行小学部・中学部学習指導要領及び新小学部・中学部学習指導要領において目標及び内容を2学年まとめて示している教科については、特に、平成31年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成32年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新小学部・中学部学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。
- ⑤ 中学部において、現行小学部・中学部学習指導要領及び新小学部・中学部学習指導要領において目標及び内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、特に、平成32年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成33年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新小学部・中学部学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。
- ⑥ 算数については、移行期間中に指導すべきとされている新しい小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）（以下「新小学校学習指導要領」という。）の内容に係る補助教材の配布を予定していることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。
- ⑦ 外国語活動については、移行期間中に指導すべきとされている現行の小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）及び新小学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を今年度中に予定していることから、当該補助教材を適切に使用するなどして指導を行うこと。また、各学校の状況に応じて計画的に準備を進め、平成32年度からの実施に円滑に移行できるようにすること。なお、文部科学省においては、小学校等の外国語教育の充実に当たって、上記補助教材の配布に加え、教員の養成・採用・研修の一体的な改善、外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしていること。
- ⑧ 数学及び理科については、移行期間中に指導すべきとされている新しい中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）の内容に係る補助教材の配布を予定していることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。

(2) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 移行期間中に新小学部・中学部学習指導要領によることができるとされている教科におい

て、実際に新小学部・中学部学習指導要領による場合には、適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分留意し、新小学部・中学部学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。その際、指導する内容に応じて適切な教材を用いるとともに、適切な授業時数を確保して指導が行われるようにすること。

- ② 移行期間中の小学部における外国語活動については、児童が外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするために教育課程に外国語活動の内容を加えることができることとした新小学部・中学部学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、小学部・中学部特例告示の第1の2の(2)及び(3)により、外国語活動の授業時数又は総授業時数を減じることを含め、適切に取扱うこと。

### 3 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学部・中学部学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。なお、移行期間における小学部の外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、次のとおりとすること。

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の第3学年及び第4学年、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の第3学年から第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。
- (2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の第5学年及び第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。なお、外国語活動については、引き続き、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。

### 4 関連事項

移行期間中に実施する高等部等の入学者選抜に係る学力検査における出題範囲については、小学部・中学部特例告示の内容に留意し、生徒が履修している各教科の内容を踏まえた適切なものとなるよう十分配慮すること。

また、新小学部・中学部学習指導要領施行後に実施する高等部等の入学者選抜における学力検査については、新小学部・中学部学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。また、高等部等の入学者選抜に当たっては、新小学部・中学部学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく問うことに留意し、知識及び技能を活用する力に関する出題の充実に配慮すること。その際、小学部・中学部特例告示の内容にも十分留意すること。

本件担当：

文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

初等中等教育局 特別支援教育課 指導係（内線2003）

## 22. 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

27文科初児生第3号

平成27年4月30日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長  
各指定都市教育委員会担当事務主管課長  
各都道府県私立学校事務主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人  
附属学校事務担当課長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田知広

(印影印刷)

### 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりとりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るとともに、学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願いいたします。

## 記

### 1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- 性同一性障害者とは、法においては、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されており、このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。

（学校における支援体制について）

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

（医療機関との連携について）

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

（学校生活の各場面での支援について）

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。
- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取



りながら支援を進めることが重要であること。

- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

(卒業証明書等について)

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

(当事者である児童生徒の保護者との関係について)

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

(教育委員会等による支援について)

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

(その他留意点について)

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

## 2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性

的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。

- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄(やゆ)したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

(別紙)

#### 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服 装	・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・ 校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・ 自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・ 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・ 上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。 ・ 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・ 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・ 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

文部科学省調べ

## 人権教育・啓発に関する基本計画（抜粋）

平成 14 年 3 月 15 日閣議決定（策定）

平成 23 年 4 月 1 日閣議決定（変更）

### 第 4 章 人権教育・啓発の推進方策

#### 1 人権一般の普遍的な視点からの取組

##### (1) 人権教育

##### ア 学校教育

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の間等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

#### 2 各人権課題に対する取組

##### (2) 子ども

- ⑩ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。（文部科学省）

## 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

(2018年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定  
(改訂：2018年7月12日)) (抜粋)

### 2. 実践的な消費者教育の取組の推進

#### (1) 高等学校等における消費者教育の推進

##### ④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・ 若年者の消費者教育分科会による、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組についての取りまとめ(平成30年6月29日)を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年7月9日開催)を踏まえ、別紙のとおり、教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進する。

### (別紙) 教員による消費者教育の指導力公助のための教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取組

実践的な消費者教育の実施に向け、教員による消費者教育の指導力向上を図るため、教員の養成・研修について、関係省庁(消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省)等が連携し、以下の取組を推進する。

#### 1. 教職課程における消費者教育の内容の充実

- ・ 公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、大学に対して促す。(文部科学省)
- ・ 公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取扱いを検討する。(文部科学省)

#### 2. 有機的に連携した継続的な体制の構築

- ・ 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教員育成協議会の活用を、大学並びに都道府県及び指定都市に対して促す。(文部科学省)
- ・ 教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討を促す。(消費者庁、文部科学省)
- ・ 同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者教育の知見など必要な情報を提供する。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)

## 薬害教育教材の活用について【平成 29 年度】

厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学 3 年生を対象とした薬害を学ぶためのテキスト「薬害を学ぼう（注）」を作成し、平成 23 年 4 月より、全国の中学校に配布しています。

（注）平成 23 年度及び平成 24 年度においては、「薬害って何だろう？」という名称で配布していますが、平成 25 年度から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、従前のものから変更はありません。

平成 29 年度版のテキストは、平成 29 年度の中学 3 年生が対象となります。社会科や総合的な学習の時間等で補助教材として授業等で積極的に取り入れ、活用していただくようお願いします。

- 医薬品等による薬害を知るとともに、その発生の過程や社会的な動き等を学ぶことを通じて、今後、同様の被害が起こらない社会の仕組みの在り方等を考えることを目的としています。
  - 学習を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うのにも役立つものと考えられます。
- 教員用「指導の手引き」、「指導の手引き簡略版」、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材を同封しています。
  - 「指導の手引き」及び「指導の手引き簡略版」は、学習指導要領との関係、授業の流れの例、指導上のポイントなどから構成されています。授業を行うに当たっての参考としてください。
  - 視聴覚教材については、「薬害を学ぼう」の構成に沿って、これまでの歴史や被害者の方々の声などを収録しています。全編通しても、また、部分的にも使用できるようにしています。

教材の活用に当たっての留意点は、以下のとおりです。

### （１）学習指導要領等との関連について（同封の「指導の手引き」参照）

この教材は、中学校学習指導要領との関係では、主に社会科（公民的分野）における消費者の保護に関する内容などに関連します。

（※）アンケート結果では、「消費者の保護」以外では、例えば「人権」や「公害」に関連させて活用している例が多くなっています。

なお、この教材は、保健体育（保健分野）における医薬品の適正使用に関する内容とも関連しますが、薬物乱用等の問題との混同がないよう、ご注意ください（※）。

（※）薬物乱用は、違法な薬物（大麻、覚醒剤等）の乱用がもたらす健康被害の問題です。

薬害問題は、患者が法律上の承認を受けた医薬品を使用したにもかかわらず、健康被害が広がってしまった問題です。薬物乱用＝薬害問題という誤ったイメージが伝わらないようにご留意下さい。

## (2) 教材の活用事例について

これらの教材は、各校の創意工夫によりご利用していただくことを想定していますが、活用事例を以下の厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参考にしてください。

このホームページに掲載しているワークシートを、テキスト及び指導の手引きと併せて配布しています。配布しているのは、1～2時間程度授業で活用していただくことを想定したのですが、ホームページには3時間程度の活用を想定したワークシートも掲載しています。両方ともワード形式となっており、授業時間や取組内容に併せて、編集していただくことが可能です。

<厚生労働省ホームページ「薬害を学ぼう」>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

※ 上記アドレスから、指導の手引き、視聴覚教材、ワークシートをダウンロードできます。

なお、この教材の授業等における活用方法を、今後とも厚生労働省ホームページ等を通じて周知を図ることとしておりますので、教材の活用方法として参考となると考えられる事例について、厚生労働省まで随時、情報提供いただきますようお願いいたします。

※ 内容に応じて、ホームページへの掲載等をさせていただきます。

## (3) 特別支援学校等における活用について

特別支援学校等においては、この教材を授業等で使用することが困難な場合もあると想定されます。学校や生徒の状況等に応じて、可能な範囲でご活用ください。

## 【参考】

① 厚生労働省のホームページには、ワークシートの他にも、関連サイトの情報やこの教材を作成した検討会の資料なども掲載されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)

② 以下のポータルサイトにも、本件が掲載されています。

- ・ 文部科学省のホームページ「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」

(<http://kakehashi.mext.go.jp/>)

- ・ 消費者庁のホームページ「消費者教育ポータルサイト」

(<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>)

③ 授業の実施に当たり、地域の薬剤師会や被害者団体等の関係団体と連携していただくことも考えられますが、全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連）においては、講師派遣を行っていますので、お知らせいたします。

<薬被連問い合わせ先>

【メール（講師派遣窓口専用）】 [yakuhiren.lecturer@gmail.com](mailto:yakuhiren.lecturer@gmail.com)

【薬被連窓口】 公益財団法人いしずえ（サリドマイド福祉センター）

〒153-0063 東京都目黒区目黒 1-9-19

（電話）03-5437-5491（FAX）03-5437-5492

※講師派遣を要請する場合は、上記の専用アドレスにて依頼してください。

<連絡先>

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 医薬品副作用被害対策室

直通：03-3595-2400 FAX：03-3501-2052

## 24. 参考情報

- 新教材説明会での配布資料について（平成29年10月12日）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm)
- 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて—国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書—（平成29年8月29日）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/077/gaiyou/1394996.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/077/gaiyou/1394996.htm)
- 学習指導要領「生きる力」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)
- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許保有状況関連  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm)
- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～（平成29年3月）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm)
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第197号）（平成28年12月21日）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm)
- 「知財教育タスクフォースの議論の整理」（平成28年4月18日）  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho\\_hyoka\\_kikaku/2016/kyouiku/giron.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/kyouiku/giron.pdf)
- 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）（平成27年12月21日）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm)
- これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（平成27年12月21日）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm)
- チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（平成27年12月21日）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm)
- 地域における障害者スポーツの普及促進について（中間整理）（平成27年8月28日）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/sports/027/toushin/1361370.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/027/toushin/1361370.htm)
- 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書（平成27年8月28日）  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000095738.html>
- 持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて（平成27年8月4日）  
<http://www.mext.go.jp/unesco/001/2015/1360636.htm>
- 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月30日）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/04/1357468.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm)
- コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて（平成27年3月）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/103/houkoku/1356133.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/103/houkoku/1356133.htm)
- 学校における安全教育の充実について（審議のまとめ）（平成26年11月19日）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo05/gaiyou/1353562.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo05/gaiyou/1353562.htm)
- 子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日）  
<http://www8.cao.go.jp/kodomonohikon/pdf/taikou.pdf>
- サイバーセキュリティ2014（平成26年7月10日）  
<http://www.nisc.go.jp/conference/seisaku/>
- 消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月28日）  
<http://www.caa.go.jp/information/index17.html#m01>
- 今後の青少年の体験活動の推進について（答申）（平成25年1月21日）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1330230.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1330230.htm)
- 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告（平成24年7月25日）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/sports/012/toushin/1324017.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/012/toushin/1324017.htm)
- 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成24年6月26日）  
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15393>
- 第2次食育推進基本計画（平成23年3月31日）  
<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/>
- 犯罪被害者等基本計画  
<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/keikaku.html>
- 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）（平成28年6月28日）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/06/1373387.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/06/1373387.htm)
- 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成14年8月～）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/dokusyo/hourei/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/index.htm)
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/1369211.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm)
- いじめの問題に対する施策（文部科学省ホームページ）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm)
- 不登校児童生徒への支援に関する施策（文部科学省ホームページ）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302905.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302905.htm)
- ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/ud2020kaigi/index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kaigi/index.html)

※関係機関のホームページ等にて情報が更新されている可能性がありますので、適宜御確認ください。



## 25. 学習指導要領に定める各教科等に関する教材や資料集等について

---

文部科学省ホームページ ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1383986.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm)) にある「各教科等に関する教材や資料集等のウェブサイトについて」に、各教科等に関する、例えば、以下の教育内容に関する教材や資料集等のアドレスを掲載しております。各教育内容を指導する際の参考として御利用ください。

※ 項目名は五十音順

- ・海洋に関する教育
- ・金融に関する教育
- ・社会保障に関する教育
- ・主権者教育
- ・消費者教育
- ・臓器移植に関する教育
- ・租税に関する教育
- ・地理に関する教育
- ・農業に関する教育
- ・ハンセン病に関する教育
- ・法に関する教育
- ・放射線に関する教育
- ・マイナンバーに関する教育
- ・薬害に関する教育
- ・拉致問題に関する教育
- ・領土に関する教育
- ・ワークルールに関する教育
- ・その他の基礎資料





文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

**総合教育政策局教育人材政策課**

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111 FAX : 03-6734-3742

E-MAIL: [kyo-men@mext.go.jp](mailto:kyo-men@mext.go.jp)